

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和8年6月30日

【発行者名】 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(UBS Management (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー  
(Director, Brian Burkholder)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・  
タウン、ウグランド・ハウス、私書箱 309  
(P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman,  
KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安達 理  
同 橋本 雅行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 小川 峻矢  
同 越智 亮太  
同 中山 悠真  
同 園部 稜太

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【届出の対象とした募集(売  
出)外国投資信託受益証券に  
係るファンドの名称】 UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) -  
東海東京ヌブーンチャーチルプライベート・キャピタルファンド  
(UBS Universal Trust (Cayman) - Nuveen Churchill Private  
Capital Tokai Tokyo Access Fund)

【届出の対象とした募集(売  
出)外国投資信託受益証券の  
金額】 10億米ドル(約1,598億8,000万円)を上限とします。  
(注)米ドルの円貨換算は、2026年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場  
の仲値(1米ドル=159.88円)によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表  
示は全てこれによるものとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) - 東海東京 ヌビーン チャーチル プライベート・キャピタル  
ファンド

(UBS Universal Trust (Cayman) - Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund)

(注) 東海東京 ヌビーン チャーチル プライベート・キャピタル ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) (以下「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストです。

### (2)【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの受益証券(以下「受益証券」といいます。)は記名式無額面受益証券の米ドル建てクラスです。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

受益証券は追加型です。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

10億米ドル(約1,598億8,000万円)を上限とします。

(注1) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。なお、当該表示通貨を「基準通貨」といいます。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

### (4)【発行(売出)価格】

受益証券1口当たりの発行価格は、申込みを行った月の取引日の受益証券1口当たり純資産価格(以下「基準価額」といいます。)

(注1) 「取引日」および「評価日」とは、それぞれ毎月の最終暦日および/またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

(注2) 基準価額は、原則として投資対象ファンドの純資産価額が海外において公表される日(通常、購入の申込みをした月の評価日から20ニューヨーク営業日後)の5ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。

(注3) 「ニューヨーク営業日」とは、ニューヨークにおいて商業銀行が営業を行う各日(土曜日および日曜日を除きます。)および/またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

(注4) 「ファンド営業日」とは、ニューヨーク、ダブリン、ロンドンおよび東京において商業銀行が営業を行う各日(土曜日および日曜日を除きます。)ならびに/またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

(注5) 「国内営業日」とは、東京の商業銀行が営業を行う日(土曜日および日曜日を除きます。)ならびに/またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

**（５）【申込手数料】**

購入は、口数でのみ申込みできます。

購入時手数料の額は、購入口数に応じて次に掲げる率を乗じて得た額とします。

購入時の申込口数	手数料率
2,000口未満	購入代金の3.3%（税抜3%）
2,000口以上5,000口未満	購入代金の2.2%（税抜2%）
5,000口以上10,000口未満	購入代金の1.65%（税抜1.5%）
10,000口以上50,000口未満	購入代金の1.1%（税抜1%）
50,000口以上	購入代金の0.55%（税抜0.5%）

（注）上表の手数料率に関連する税金は、消費税および地方消費税をあわせたものです。

購入時手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として日本における販売会社または販売取扱会社（以下に定義されます。）に支払われます。詳しくは日本における販売会社または販売取扱会社にお問い合わせ下さい。投資一任契約に基づくお申込みについて管理会社と日本における販売会社が別途合意する場合、購入時手数料はかかりません。

**（６）【申込単位】**

300口以上 1口単位

（注）または、管理会社はその単独の裁量により決定するその他の金額または口数とします。

**（７）【申込期間】**

2026年7月1日（水曜日）から2027年6月30日（水曜日）まで

（注1）申込期間は、その期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（注2）毎月18日（国内営業日ではない場合は前国内営業日）（以下「申込受付日」といいます。）の日本における販売会社または販売取扱会社の申込締切時間（日本時間午後3時）までの申込受付分（日本における販売会社または販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものが）、その月の取引日の基準価額での購入となります。

（注3）購入は月1回となります。

**（８）【申込取扱場所】**

申込取扱場所である日本における販売会社（以下「日本における販売会社」といいます。）については、ファンドの代行協会員である東海東京証券株式会社（以下「代行協会員」といいます。）までご照会ください。

ホームページ・アドレス：<https://www.tokai-tokyo.co.jp/>

（注）日本における販売会社または販売取扱会社の本店および支店において、申込みの取扱いを行います。

**（９）【払込期日】**

投資者は、国内約定日から起算して4ファンド営業日目までに、日本における販売会社または販売取扱会社に対して、申込金額および申込手数料を支払うものとします。なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資者に依頼する場合があります。

（注1）「国内約定日」とは、申込みの注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、申込価格が公表される日）をいいます。

申込金額の合計は、日本における販売会社によって、関連する取引日に係る投資対象ファンド純資産価額確認日から10ファンド営業日（以下「支払日」といいます。）以内に管理事務代行会社（以下に定義されます。）のファンド口座に送金されます。

（注2）「投資対象ファンド純資産価額」とは、投資対象ファンド1口当たり純資産価額をいい、通常毎月の最終暦日に計算される予定です。以下同じです。

(注3)「投資対象ファンド純資産価額確認日」とは、評価日および投資対象ファンド純資産価額に関して、管理事務代行会社(以下に定義されます。)が投資対象ファンド純資産価額を確認する日(通常関連する評価日から20ニューヨーク営業日の翌ファンド営業日)をいいます。以下同じです。

(10)【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」をご参照ください。

(11)【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(12)【その他】

(イ)申込証拠金はありません。

(ロ)引受等の概要

日本における販売会社は、管理会社との間の受益証券販売・買戻契約書に基づき、日本における販売会社として、日本における受益証券の募集を行います。

日本における販売会社は、直接または他の販売取扱会社を通じて間接的に受けた受益証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行います。

(注)「販売取扱会社」とは、日本における販売会社と受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からの受益証券の申込みまたは買戻しを日本における販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取扱う取次金融商品取引業者および取次登録金融機関をいいます。以下同じです。

管理会社は、東海東京証券株式会社をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(注)「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、基準価額の公表を行い、またファンドに関する目論見書、運用報告書その他の書類を受益証券を販売する日本の金融商品取引業者または登録金融機関に配布する等の業務を行う日本証券業協会(以下「JSDA」といいます。)の協会員をいいます。

(ハ)申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社または販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額は、円貨または米ドル貨により支払うものとします。円貨で支払う場合における円貨と外貨の換算は、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する為替レートによります。換金(買戻)代金についても同様です。

日本における販売会社は、支払日までに、管理事務代行会社のファンド口座に対して申込金額を送金します。支払いは、米ドル貨で行わなければなりません。

また、管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人等およびケイマン諸島の居住者等の適格投資家(以下に定義されます。)でない者による受益証券の取得を制限することができます。

(ニ)日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### a. ファンドの目的、純資産総額の上限および基本的性格

ファンドの投資目的は、利払い・税引き・償却前利益(以下「EBITDA」といいます。)が約1,000万米ドルから2億5,000万米ドル(EBITDAが1,000万米ドルから1億米ドルに重点を置きます。)のプライベート・エクイティ・ファームが所有する米国の中堅企業に対するプライベート・デット投資およびプライベート・エクイティ投資からなる分散ポートフォリオに間接的に投資することにより、主としてインカム・ゲインおよび二次的に長期的なキャピタル・ゲインを通じて、投資者にリスク調整後リターンを提供することです。間接投資の対象は次の通りです。

- 第一順位シニア担保付債務および単一ランシェ・ローンのファーストアウト・ポジション(以下総称して「シニア・ローン投資」といいます。)
- 第二順位担保ローン、無担保債務、劣後債および単一ランシェ・ローンのラストアウト・ポジション(固定金利商品、変動金利商品、現物給付型収益を有する商品を含みます。)等のジュニア債投資(以下「ジュニア・キャピタル投資」といいます。)
- 同じ投資先企業へのシニア・ローン投資および/またはジュニア・キャピタル投資と並行してまたは別個に組成される可能性のある、プライベート・エクイティ出資を受けた企業に対する、より大規模で独立したエクイティ投資およびエクイティ関連証券投資(以下「エクイティ共同投資」といいます。)

ファンドは、2022年2月8日設立のデラウェア州の法定信託であるヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド(以下「投資対象ファンド」といいます。)のクラスI受益証券に、実質的に全てのファンド資産を投資することにより、その投資目的の達成を目指すことを見込んでいます。投資対象ファンドは、そのポートフォリオの配分をシニア・ローン投資に少なくとも75%から90%、ジュニア・キャピタル投資に5%から25%、エクイティ共同投資に最大10%とすることを目標としています。これらの配分比率は将来変動する可能性があります。

投資対象ファンドは、1940年投資会社法(その後の改正を含みます。)(以下「1940年法」といいます。))に基づき事業開発会社(以下「事業開発会社」といいます。))として規制されることを選択した非分散型クローズド・エンド型運用投資会社です。投資対象ファンドは、チャーチル・アセット・マネジメント・エルエルシー(以下「投資対象ファンド投資顧問会社」または「チャーチル」といいます。))により外部運用されています。チャーチルは、ヌビーン・エルエルシー(以下「ヌビーン」といいます。))の間接子会社です。チャーチルは、その関連会社であるヌビーン・アセット・マネジメント・エルエルシー(以下「ヌビーン・アセット・マネジメント」といいます。))のレバレッジ・ファイナンス部門に一部の流動性のある投資(投資対象ファンドのポートフォリオの5%~10%を構成します。))の運用を委託しています。

ファンドは、現金(米ドル)(以下「流動資産」といいます。))を保有することもできます。受益者から受領した購入代金のうち投資運用会社によりまだ投資されていない部分は流動資産として保有されます。

受益証券の純資産総額の上限は、10億米ドルまたは管理会社が単独の裁量により決定するその他の額です。ただし、管理会社の裁量により、純資産総額が当該上限額に達していない状況でも募集の停止を行う場合があります。

###### b. ファンドの特色

ファンドは、受託会社および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書(その後の改正を含みます。)(以下「基本信託証書」といいます。))および2024年3月7日付の補遺信託証書(以下「補

遺信託証券」といい、基本信託証券とあわせて「信託証券」といいます。)に従い組成されたユニット・トラストです。ファンドは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

信託証券に基づき、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は、当該信託証券の条件に従って、ファンドの為に受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

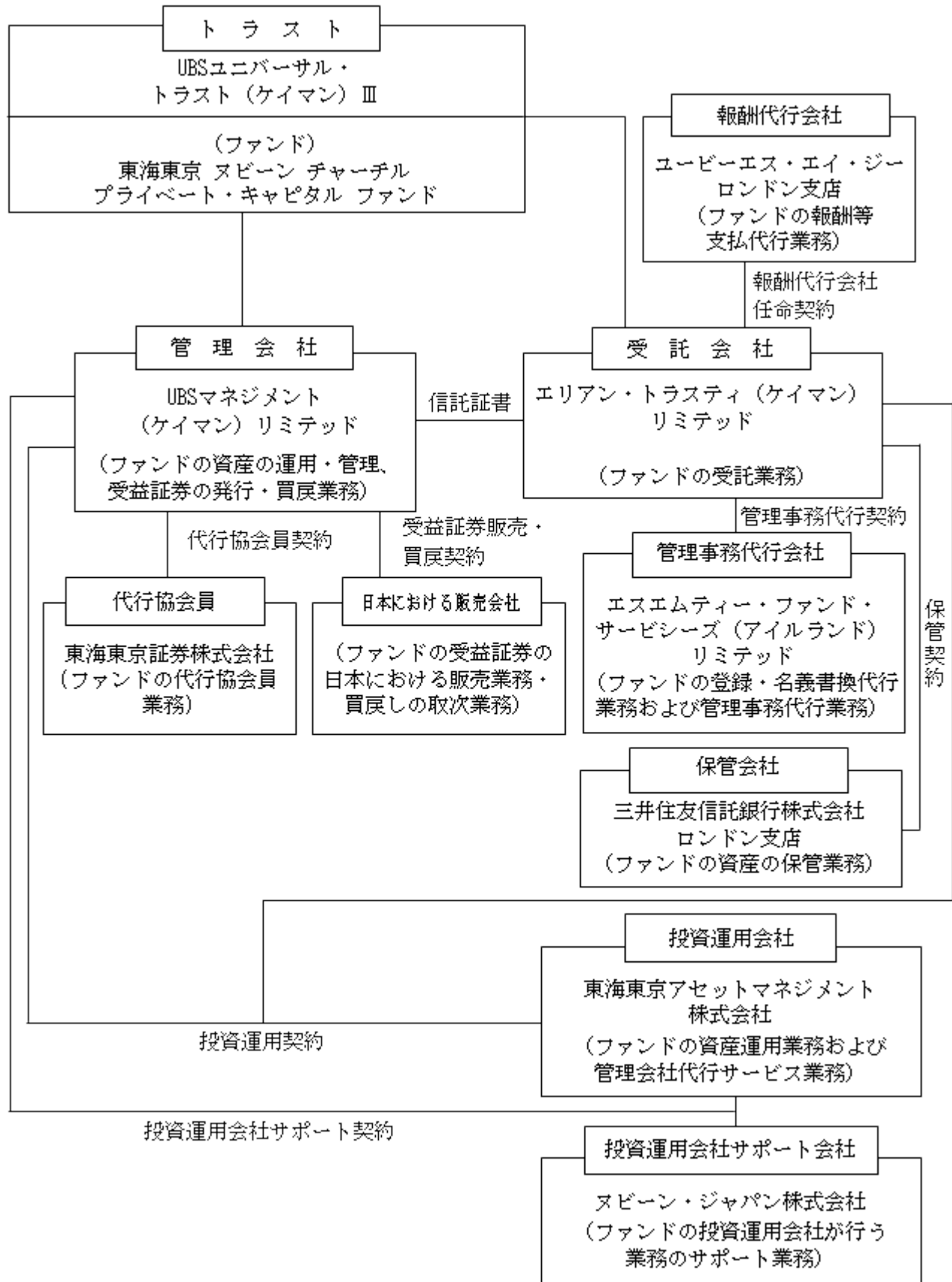
管理会社はケイマン諸島の会社法(その後の改正を含みます。)(以下に定義されます。)に基づいて、2000年1月4日に登記および設立されました(登記番号95497)。管理会社は無期限に設立されています。

## (2)【ファンドの沿革】

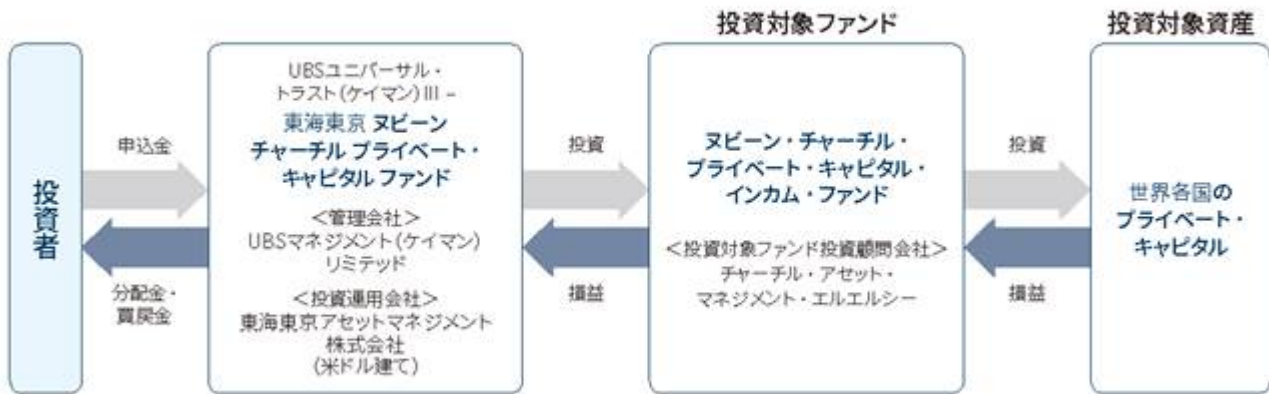
2000年1月4日	管理会社の設立
2013年12月2日	基本信託証券締結
2014年7月1日	修正信託証券締結
2014年11月24日	修正信託証券締結
2014年12月29日	修正信託証券締結
2024年3月1日	修正信託証券締結
2024年3月7日	補遺信託証券締結
2024年5月21日	ファンドの運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み



## ファンドのしくみ



※ ファンドは主として投資対象ファンドの組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界各国のプライベート・キャピタル等となります。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社	2024年5月15日付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約(注1)において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。
三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 (Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch))	保管会社	2024年5月17日付で受託会社との間で締結の保管契約(注2)において、保管会社が提供する業務について規定しています。
東海東京証券株式会社	代行協会員	2024年3月13日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約(注3)において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
本書「第一部(8)申込取扱場所」をご参照ください。	日本における販売会社	管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約(注4)において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch)	報酬代行会社	2024年4月26日付で受託会社との間で効力が生じた報酬代行会社任命契約(注5)において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。
東海東京アセットマネジメント株式会社	投資運用会社	2024年4月26日付で管理会社および受託会社との間で締結の投資運用契約(注6)において、投資運用業務および管理会社代行サービス業務について規定しています。
ヌビーン・ジャパン株式会社	投資運用会社サポート会社	2025年11月11日付で管理会社および投資運用会社との間で締結の(随時修正される場合がある)投資運用会社サポート契約(注7)において、ファンドの投資運用会社が行う業務のサポート業務について規定しています。

(注1) 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドに関して必要な管理事務業務を提供することを約する契約です。

(注2) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管業務を提供することを約する契約です。

(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社または販売取扱会社への送付、基準価額の公表ならびに日本法および/またはJSDAにより要請されるファンドの目論見書、運用報告書等の配布等の業務を提供することを約する契約です。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻しの取次業務を提供することを約する契約です。

- (注5) 報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。
- (注6) 投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務および管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。
- (注7) 投資運用会社サポート契約とは、管理会社、投資運用会社および投資運用会社サポート会社との間で、ファンドの投資運用会社が行う業務のサポート業務を提供することを約する契約です。

### 管理会社の概況

管理会社：	UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法(その後の改正を含みます。)(以下「会社法」といいます。)に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2026年4月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル(約1億1,751万円)です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立 2024年3月1日名称変更	
5. 大株主の状況	ユービーエス・エイ・ジー (スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45)	735,000株 (100%)

(注) 管理会社の大株主は、2025年7月14日付でクレディ・スイス(香港)リミテッドから、ユービーエス・エイ・ジーに変更されました。

### (4) 【ファンドに係る法制度の概要】

#### ( ) 準拠法の名称

トラストは、ケイマン諸島の信託法(その後の改正を含みます。)(以下「信託法」といいます。)に基づき登録されています。トラストおよびファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含みます。)(以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。)により規制されています。

#### ( ) 準拠法の内容

##### 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者(受益者)の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服しないと約定を取得することができます。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「監督官庁の概要」の記載をご参照ください。

## (5) 【開示制度の概要】

### A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)への開示

ファンドは、(CIMAが免除する場合を除き)募集書類を発行しなければなりません。募集書類は、受益証券について全ての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。ファンドは、募集書類を、ファンドについての詳細を記載した登録申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

継続的にファンドの募集が行われている場合には、募集書類の情報を重大な影響を及ぼす変更があった場合、当該変更から21日以内に修正した募集書類をCIMAに提出する義務があります。CIMAは、募集書類の内容または形式を指示することはありませんが、規制対象となるミューチュアル・ファンドに関する募集書類の内容について、随時、規則または方針を発表または改訂することがあります。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- ( ) 弁済期に債務を履行できないか、または履行できなくなるおそれがあること。
- ( ) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- ( ) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと思意図していること。
- ( ) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようと思意図していること。
- ( ) 下記を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようと思意図していること。
  - ・ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
  - ・ケイマン諸島金融庁法(その後の改正を含みます。)
  - ・マネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含みます。)
  - ・免許の条件

ファンドの監査人は、ケイマン諸島、KY1-1106、グランド・ケイマン、シックス・クリケット・スクウェア、私書箱 493GTに所在するケーピーエムジーエルエルピー(KPMG LLP)(以下「本監査人」といいます。)です。

ファンドは毎年12月31日に終了する会計年度の監査済会計書類を翌年の6月30日までにCIMAに提出します。

#### 受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了します。監査済財務書類は、米国会計基準に従い作成され、通常、各会計年度末後に可能な限り速やかに受益者に送付されます。また、ファンドの未監査の財務書類は、会計年度の半期末後に可能な限り速やかに受益者に交付されます。

### B. 日本における開示

#### 監督官庁に対する開示

- ( ) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期末終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

#### ( ) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

#### 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて知れている日本の受益者に交付されます。また、運用報告書(全体版)は電磁的方法により代行協会のホームページにおいて提供されます。

#### (6) 【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条に基づきミューチュアル・ファンドとして規制されます。受託会社の親会社であるインタートラスト・コーポレート・サービシーズ(ケイマン)リミテッド(信託会社および投資信託管理会社としてCIMAに認可されています。)は、ミューチュアル・ファンド法の要件に従ってトラストの主たる事務所を提供します。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をCIMAに毎年提出することを求めています。規制されたミューチュアル・ファンドとして、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に応じない場合、受託会社は高額の罰金に服し、CIMAは裁判所にファンドの解散を請求することができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法もしくはマネー・ロンダリング防止規則のいずれかの規定に違反した場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。



## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 投資目的および投資方針

##### 投資目的

ファンドの投資目的は、EBITDAが約1,000万米ドルから2億5,000万米ドル(EBITDAが1,000万米ドルから1億米ドルに重点を置きます。)のプライベート・エクイティ・ファームが所有する米国の中堅企業に対するプライベート・デット投資およびプライベート・エクイティ投資からなる分散ポートフォリオに間接的に投資することにより、主としてインカム・ゲインおよび二次的に長期的なキャピタル・ゲインを通じて、投資者にリスク調整後リターンを提供することです。間接投資の対象は次の通りです。

- シニア・ローン投資
- ジュニア・キャピタル投資
- エクイティ共同投資

(それぞれ詳細は後述します。)

ファンドは、投資対象ファンドのクラスI受益証券に、実質的に全てのファンド資産を投資することにより、その投資目的の達成を目指すことを見込んでいます。投資対象ファンドは、そのポートフォリオの配分をシニア・ローン投資に少なくとも75%から90%、ジュニア・キャピタル投資に5%から25%、エクイティ共同投資に最大10%とすることを目標としています。これらの配分比率は将来変動する可能性があります。

投資対象ファンドは、1940年法に基づき事業開発会社として規制されることを選択した非分散型クローズド・エンド型運用投資会社です。投資対象ファンドは、チャートルにより外部運用されています。チャートルは、ヌビーンの間接子会社です。チャートルは、その関連会社であるヌビーン・アセット・マネジメントのレバレッジ・ファイナンス部門に一部の流動性のある投資(投資対象ファンドのポートフォリオの5%~10%を構成します。)の運用を委託しています。

ファンドは、流動資産を保有することもできます。受益者から受領した購入代金のうち投資運用会社によりまだ投資されていない部分は流動資産として保有されます。

投資運用会社(以下に定義します。)は、投資対象ファンドおよび流動資産により構成されるファンドのポートフォリオ(以下「ポートフォリオ」といいます。)について、日々の投資決定を行い、継続的な監視責任を担います。

##### 投資ガイドライン

管理会社は、ポートフォリオを運用・監視する投資一任権限を有する投資運用会社として、東海東京アセットマネジメント株式会社(以下「投資運用会社」といいます。)を任命します。投資運用会社は、以下に記載する投資方針および投資制限に従って、ポートフォリオの運用を行います。

投資運用会社は、ファンドの勘定で、以下に投資を行うことができます。

(a) 投資対象ファンド、および

(b) 現金(米ドル)

投資運用会社は、投資判断の実施もしくはキャッシュフロー管理のためにショート・ポジションを取得しもしくはデリバティブを使用し、またはファンドの勘定で借入れを行ってはなりません。

投資運用会社は、一般的に以下のガイドラインに従ってポートフォリオの運用を行うものとします。

原則として、投資運用会社は、純資産総額の大半を投資対象ファンドに投資します。

投資対象ファンドは米ドル建てで、他の通貨にヘッジされません。投資運用会社は、米ドル建て以外の資産への投資は行いません。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

主として、ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド(Nuveen Churchill Private Capital Income Fund)(以下「投資対象ファンド」といいます。)のクラスI受益証券を通じて、プライベート・キャピタルへの共同投資によって主としてインカム・ゲインの獲得と二次的に長期的な元本成長を目指して運用を行います。

## ファンドの特色

- ① 主に大手プライベート・エクイティ・ファームが所有する米国の中堅企業に対し、直接オリジネートしたシニア・ローン等への投資を行います。
- ② 中堅企業のシニア・ローンへの中核投資に加え、ジュニア・キャピタルへの投資やその他流動性資産の保有によって資産クラスの多角化を図る一方、株式部分への共同投資を通じてかかる投資成果を享受することを目指し、目まぐるしく変わる市場環境において戦略的なポートフォリオの構築を実現します。
- ③ ファンドの受益証券1口当たり純資産価格(以下「基準価額」といいます。)は、毎月の評価日に算出されます\*。  
※ファンドの基準価額は、原則として投資対象ファンドの純資産価額が海外において公表される日(通常、毎月の評価日から20ニューヨーク営業日後)の5ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。
- ④ 毎月の分配宣言日に分配方針\*に従い、分配を決定します。  
※後述する「分配方針」をご参照ください。
- ⑤ 毎月の取引日の基準価額に基づき購入を申し込むことができます。また、年4回(3月、6月、9月および12月)の買戻日の基準価額に基づき、換金(買戻し)を請求することができます。

ファンドは、日本証券業協会が定める特化型運用を行うファンドに該当します。特化型運用を行うファンドとは、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドを指します。特定の発行体が発行する銘柄の寄与度が10%を超える場合、当該発行体の発行する銘柄は支配的な銘柄に該当します。ファンドは、直接、投資対象ファンドであるヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンドに集中して投資することを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。結果として、投資対象ファンドまたはその関係法人に債務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生する可能性があります。

## 投資対象ファンドに関する情報

ファンドは、投資対象ファンドに対するフィーダー・ファンドとして機能し、実質的にその資産の全てが投資対象ファンドに投資されます。ファンドの資産の大部分が投資対象ファンドに投資されるため、ファンドのパフォーマンスは、投資対象ファンドの投資戦略に対するパフォーマンスに依拠します。ファンドおよび/または投資対象ファンドがその投資目的を達成し、または多額の損失を回避するとの保証はありません。

### 投資対象ファンドの投資目的

投資対象ファンドの投資目的は、大手プライベート・エクイティ・ファームが所有する米国の中堅企業に対するプライベート・デット投資およびプライベート・エクイティ投資からなる分散化されたポートフォリオに投資することにより、主としてインカム・ゲインおよび二次的に長期的なキャピタル・ゲインを通じて、投資者にリスク調整後リターンを提供することです。「中堅企業」とは、EBITDAが1,000万米ドルから2億5,000万米ドルの企業をいいます。

### 投資対象ファンドの投資戦略

投資対象ファンドは、主に、大手プライベート・エクイティ・ファームが所有する米国の中堅企業を対象として直接組成されたデット投資およびエクイティ投資に投資することで、投資目的を達成することを目指します。投資対象ファンドの投資目的は、主にシニア・ローン投資およびジュニア・キャピタル投資に投資することです。シニア・ローン投資およびジュニア・キャピタル投資は、同じ投資先企業により小規模な関連普通株式ポジションと並行して組成される場合があります。投資対象ファンドのポートフォリオにはエクイティ共同投資も含まれます。

投資対象ファンドは、長期的な成長戦略を実施する優れた経営陣との協力を目指しています。シニア・ローン投資およびジュニア・キャピタル投資の投資先企業は、概ね以下の特徴の一部または全てを備えています。

年間EBITDA1,000万米ドル～2億5,000万ドル (EBITDA1,000万米ドル～1億米ドルに重点を置きます。)

それぞれの市場における持続可能な主導的地位

増加の可能性がある収益および営業キャッシュフロー

高い実績を持ち、レバレッジのある環境での運営を成功させ、厳しい経済状況やビジネス状況に適応する能力を持つ経験豊富な経営陣

注文残高および収益の見通しの良い、好調な経常収益または「反復的 (re-occurring)」収益

技術リスクおよび市場リスクの低い、安定的かつ予測可能なキャッシュフロー

多様な商品提供および顧客基盤

低い資本支出要件

米国に大きなプレゼンスを持つ、北米の事業拠点

強固な顧客関係

競争上の顕著な優位性を有する商品、サービスまたは流通チャネル

防衛可能なニッチ戦略またはその他の参入障壁

上記の通り、投資対象ファンドは、直接的または間接的に、少なくとも75%から90%のシニア・ローン投資、5%から25%のジュニア・キャピタル投資、最大10%のエクイティ共同投資で構成される投資ポートフォリオを目標としています。詳細は以下の通りです。これらの配分比率は将来変動する可能性があります。

- シニア・ローン投資：シニア・ターム・ローンは、借入人の全資産とキャッシュフローに対する第一順位の担保によって担保されます。貸付人は第一順位のポジションにあり、清算や倒産時には最初に弁済を受けます。第一順位担保ローンは、変動金利の負債商品として組成されます。流動性が低く、私的に交渉される負債商品であるため、これらのローンには活発な流通市場や秩序ある流通市場がなく、格付けもされていません。単一トランシェ・ローンとは、シニア・トランシェ債と劣後トラン

シェ債を単一の担保付シニアファシリティに統合した、シニア債とジュニア債の中間となる金利を提供するターム・ローンを行います。

- ジュニア・キャピタル投資：第二順位担保ローン、無担保債務および劣後債を含みます。これらの投資は固定金利または変動金利の商品であり、金利に部分的な現物支払要素が含まれることがあります。第二順位担保ローン：借入人の全資産とキャッシュフローに対する第二順位の担保によって担保されるターム・ローンを行います。第二順位担保ローンは第一順位担保ローンの後順位となります。メザニン・ローン：弁済がシニア・ファシリティに劣後し、通常、シニア・ファシリティの全額が弁済されるまで支払いを受けられないターム・ローンを行い、担保が設定される場合は、その担保はシニア・ファシリティの後順位となります。流動性が低く、私的に交渉される負債商品であるため、ジュニア・キャピタル投資には活発な流通市場や秩序ある流通市場がなく、格付けもされていません。
- プライベート・エクイティ共同投資：プライベート・エクイティ出資を受けた企業に対する独立したエクイティ投資またはエクイティ関連投資が含まれる場合があり、同じ投資先企業へのシニア・ローン投資および/またはジュニア・キャピタル投資と並行してまたは別個に組成される可能性があります。プライベート・エクイティ共同投資は流動性が低いです。

投資対象ファンド買戻プログラム(以下に定義されます。)を支えるため、投資対象ファンドの資産の5%~10%を流動性のある投資が占めると予想され、流動性のある投資は、現金および現金同等物、流動性のある確定利付証券(幅広くシンジケーションされたローンを含みます。)ならびにその他の流動性のある信用商品からなるポートフォリオで構成されます。

投資対象ファンドの投資ポートフォリオの構成は、市況や魅力的な投資機会の有無など、様々な要因によって随時変動する可能性があります。

#### 投資対象ファンドについて

2022年2月8日、投資対象ファンドは、チャーチルおよびヌビーンの最終親会社である米国教職員退職年金/保険組合(以下「T I A A」といいます。)によってデラウェア州の法定信託として設立されました。投資対象ファンドは、2023年6月1日(以下「エスクロー終了日」といいます。)までT I A Aの完全子会社として運営されました。

2022年3月30日、T I A Aは、投資対象ファンドに対し1,000米ドルを投資しました。これには受益証券1口当たり25米ドルのクラスI受益証券40口の取得対価を含みます。2022年3月31日、投資対象ファンドが1940年法に基づき事業開発会社として規制されることを選択する前に、T I A Aは、投資対象ファンドに対し、2億9,620万米ドルの特定の組入投資対象を拠出しました。これに関連して、投資対象ファンドは、( )貸主としてのT I A Aとの間で約束手形を締結し、( )T I A Aに対し、クラスI受益証券を受益証券1口当たり25米ドルで1,054万口発行しました。2022年6月3日、投資対象ファンドは、T I A Aに対し、約束手形の残高(元本32,731米ドル、利息226米ドル)を完済しました。

チャーチルは、アドバイザー契約に基づき、投資対象ファンドの活動の全体的な管理に責任を負います。チャーチルは、投資対象ファンドに対し、投資助言および運用サービスを提供します。アドバイザー契約の条件に基づき、チャーチルは、( )投資の構成について特定、評価および交渉し(投資先候補企業のデュー・デリジェンスの実施を含みます。)、( )投資案件のクローニングおよびモニタリングを行い、( )購入、保有または売却する有価証券およびその他の資産を決定します。

チャーチルがシニア・ローン投資チームを通じて提供する投資助言は、原則として米国の中堅企業の非公開会社(その典型的な属性は投資適格未満の債券格付けカテゴリーと一致し、ほとんどの場合、プライベート・エクイティ投資会社によって管理されています。)に対して行われる第一順位担保付ローンおよび単一トランシェ・ローンへの投資に主に限定されます。シニア・ローン投資チームは、景気循環を通して資金調達と投資の強固な実績を積んできた経験豊富な中堅企業向け融資の専門家で構成されています。シニア・ローン投資チームは現在、投資プラットフォーム全体で230億米ドルのシニア・ローン向けコミットメント資本を運用しています。

チャーチルがプライベート・エクイティ&ジュニア・キャピタル投資チーム(以下「PEJC投資チーム」といいます。)を通じて提供する投資助言は、主にプライベート・エクイティ、エクイティ共同投資および類似のエクイティ関連証券、劣後債ならびに第二順位担保付ローンへの投資に対するものに限定されており、いずれの場合も原則として米国の中堅企業を対象としています。PEJC投資チームは、中堅企業のバランスシート全般にわたる投資で強固な実績を積んできた経験豊富な中堅企業向け投資の専門家で構成されています。2011年以降、2022年12月31日までに、PEJC投資チームは、エクイティ共同投資を含め61億米ドルのジュニア・キャピタル投資を行っており、これは第二順位担保付ターム・ローン、無担保劣後債ならびに持株会社の債券および優先株式を含むカスタムメイドのストラクチャード・キャピタル・ソリューション等、多様な投資証券に及んでいます。PEJC投資チームは現在、225億米ドルのコミットメント資本を運用しています。

#### ファンドの流動性

ファンドが買戻請求を処理できるか否かは、投資運用会社がポートフォリオ(特に投資対象ファンド)の資産を適時に清算することができるかどうかによって左右されます。投資者は、以下に説明する通り、投資対象ファンドの受益証券の買戻しには制限があり、投資対象ファンド買戻プログラムに基づき、いかなる場合でも発行済受益証券総数の5%(口数または投資対象ファンドの純資産総額のいずれかによります。)が上限となることに留意する必要があります。買戻制限の詳細については、下記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等 (1) 海外における買戻し手続等 買戻しの制限」をご参照ください。

#### 投資対象ファンド買戻プログラム

投資対象ファンドは、その評議会(board of trustees)の裁量により、受益証券買戻プログラム(以下「投資対象ファンド買戻プログラム」といいます。)を実施する予定であり、当該プログラムにおいて、投資対象ファンドの発行済受益証券総数の5%(口数または投資対象ファンドの純資産総額のいずれかによります。)を上限として、四半期ごと(ただし、全ての四半期において実施されるわけではありません。)に買戻しを行う予定です。投資対象ファンドが発行する受益証券は、投資対象ファンド買戻プログラム以外では流動性が限定的または全くないことにご留意ください。投資対象ファンドの評議会は、その単独の裁量により、投資対象ファンド買戻プログラムをいつでも修正、停止または終了することができます。

投資対象ファンドは、該当する四半期の最終暦日現在の投資対象ファンドの受益証券1口当たり純資産価格(以下「投資対象ファンド基準価額」といいます。)に相当する購入価格を用いたテンダー・オファー(買付申出)により受益証券を買い戻すことを予定していますが、発行から1年以上経過していない受益証券は、かかる投資対象ファンド基準価額の98%で買い戻されます(以下「投資対象ファンドにおける早期買戻控除」といいます。)。当該1年間の保有期間は、予定される買戻日直後の申込締切日現在において算定されます。投資対象ファンドにおける早期買戻控除は、投資対象ファンドの既存受益者の利益のために投資対象ファンドに留保されます。

応募受益証券口数が買戻可能受益証券口数を上回った場合は、比例按分して買戻しが行われます。不成立となった買戻請求は全て、場合に応じて、次回四半期のテンダー・オファーにおいて、または投資対象ファンド買戻プログラムの再開時に、再提出しなければなりません。

T I A Aが保有する投資対象ファンドのクラスI受益証券には、次の制限があります。T I A Aは、2027年3月31日以降、クラスI受益証券の買戻しを申し入れることができます。2027年3月31日以降、買戻しの対象となるT I A Aの受益証券の総額は、暦四半期ごとに投資対象ファンド純資産価額の1.67%以下に制限されます。ただし、任意の四半期において、投資対象ファンドの全クラスの受益証券の買戻請求総額が、暦四半期ごとに投資対象ファンド純資産価額の合計額の5%という受益証券買戻計画の限度額を超えない場合には、T I A Aの受益証券に対するこれらの買戻限度額は当該四半期には適用されず、T I A Aは、受益証券買戻計画全体の限度額を上限として、その受益証券の買戻しを申し入れることができます。

## 投資対象ファンドの運用会社「ヌビーン・グループ」の紹介

- ヌビーン・エルエルシー(以下「ヌビーン」といいます。)は米国最大級の退職年金給付プラン提供会社である「TIAA(米国教職員退職年金/保険組合)」(以下「TIAA」といいます。)傘下の資産運用部門
- TIAAは1918年にカーネギー財団により設立され、100年以上にわたり大学教職員の退職金の運用・給付サービスを提供
- ヌビーン・グループは2025年12月末現在、約1.4兆米ドル(約224兆円)の資産運用残高を有する。お客様からの資金受託と同時に親会社の自己資金を運用することでアセット・マネージャーであると同時にアセット・オーナーとして資産運用業務に従事

### (2)【投資対象】

上記「(1)投資方針」をご参照ください。

### (3)【運用体制】

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド、管理事務代行会社であるエスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド、報酬代行会社であるユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店ならびに投資運用会社である東海東京アセットマネジメント株式会社の社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下の通りです。

#### ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、UBSグローバル・マーケッツ・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのUBSのエグゼクティブ・ディレクターです。パパベリン氏は、2014年に香港のクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在、投資信託、SPVおよび保険商品を含むUBSの包括ソリューションの世界的な開発責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCIAAの資格も保有しています。

#### ヴィジャヤバラ(「バラ」)・ムルゲス氏

バラ・ムルゲス氏は、プレミアム・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッドの取締役で、かつてはオージェ・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッド(以下「OFS」といいます。)のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において30年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ピークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人(以下「RTA」といいます。)およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA/株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエートを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会(AIMA)に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人です。

#### ブライアン・パークホルダー氏

ブライアン・パークホルダー氏は、ケイマン諸島を拠点とし、複数のヘッジファンド戦略にわたる数多くのファンドの取締役会において、独立取締役を務めています。2013年から2025年にかけて、パークホルダー氏は、HFファンド・サービス・リミテッドに勤め、同社を通じて同様のサービスを提供していました。それ以前は、UBSファンド・サービス(ケイマン)リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。パークホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービスに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、パークホルダー氏は、ファンド・サービス・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億米ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBSファンド・サービスでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービス・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、パークホルダー氏は、UBSファンド・サービス(ケイマン)リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。パークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2026年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

ファンドの現在の方針は、管理会社が、受益証券クラスに関して宣言される月次分配金(以下「月次分配金」といいます。)を支払うかどうかを決定します。管理会社が月次分配金を支払うと決定した場合、その分配額はインカム等収益に相当します。

上記にかかわらず、月次分配金は、様々な理由で帰属するインカム等収益と同額にならない可能性があり、月次分配金の額は管理会社がその裁量により決定します。

投資予定者は、管理会社が各分配日に係る月次分配金を各分配宣言日において宣言し、受益者に対し支払うこととしていることに留意する必要があります。なお、管理会社は、その単独の裁量により、またいかなる理由でも、関連する期間に関する月次分配金をゼロとすることを決定することができます。

原則として、各分配日について支払われる分配金の額は、管理会社がその単独の裁量により、該当する分配期間に係る( )投資対象ファンドから受け取る分配金、投資対象ファンドの実現収益およびキャピタル・ゲイン、( )流動資産からの発生済み利息、( )上記( )および( )から受領した配当または分配金額に対して、対応する分配日に支払われるまでに発生した利息、ならびに( )受益証券に帰属する元本( ( )から( )までを以下「インカム等収益」といいます。)を考慮して、決定します。

管理会社はまた、分配金の額を決定するにあたりその他の費用および基準価額を勘案します。

さらに、投資者は、管理会社が、適切とみなした場合、関連する月について月次分配金を支払わない選択をすることがあることにも留意することが重要です。管理会社がかかる選択をする場合とは、ファンドの投資目的および方針の適用が、前月においてマイナスの運用実績をもたらしたか、または管理会社によるかかる選択が適切とみなされる程度に運用実績が低迷したと管理会社はその単独の裁量において判断した場合を含みますが、これに限定されません。

分配金が支払われるという保証はなく、また、分配金が支払われた場合であっても、分配金が将来も支払われるという保証や、支払われるとしてもそれが同等の金額であるという保証はありません。

宣言された月次分配金は、対応する分配日に支払われます(かかる分配金に関して支払うべき税金の控除後)。分配金は、関連する分配基準日に受益者名簿に名前が記載されている者に支払われます。かかる分配金は、0.005は切り上げて、小数点第2位に四捨五入されます。

「分配基準日」とは、各分配宣言日の直前のファンド営業日または管理会社が決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「分配日」とは、(該当する場合)関連する分配宣言日の投資対象ファンド純資産価額確認日から3ファンド営業日目または管理会社が決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「分配宣言日」とは、各評価日または管理会社が決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「分配期間」とは、分配宣言日(同日を含みます。)に終了し、前分配宣言日の翌日から開始する期間をいいます。以下同じです。

## 分配方針

- 原則として、管理会社が(i)投資対象ファンドから受け取る分配金等、(ii)流動資産からの発生済み利息等、(iii)上記(i)および(ii)から受領した配当等に対して発生した利息(上記(i)から(iii)までを以下「インカム等収益」といいます。)ならびに(iv)受益証券に帰属する元本を勘案して分配金額を決定します。ただし、管理会社が適切とみなした場合、分配金を支払わないことがあります。分配金が支払われるという保証はありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 収益分配金に関する留意事項

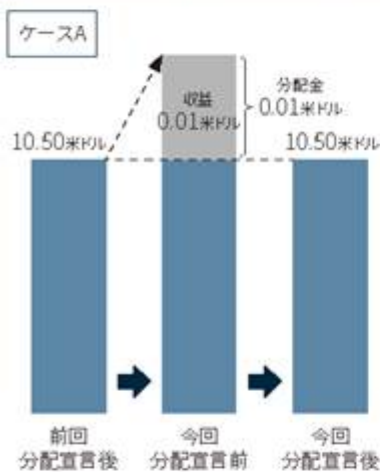
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から宣言されることにより支払われますので、分配が宣言されると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配が宣言されるイメージ

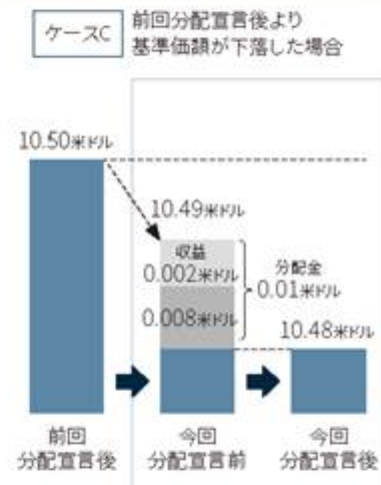
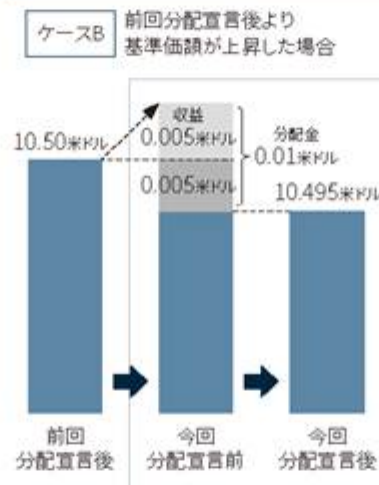


分配は、発生した収益(純利益および純実現益)を超えて宣言される場合があります。その場合、分配宣言後の基準価額は前回の分配宣言後の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしもファンドの収益率を示すものではありません。

### 発生した収益の中から分配を宣言する場合

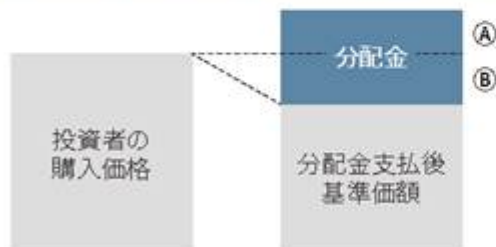


### 発生した収益を超えて分配を宣言する場合



投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、毎月の分配金の支払により、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。この場合においても、元本の一部払戻しに相当する部分は、分配金として課税対象となります。

### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※購入価格を上回る部分(Ⓐ部分)だけでなく、購入価格を下回る部分(Ⓑ部分)についても、分配金として課税対象となります。

### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※購入価格を下回る部分(Ⓑ部分)についても、分配金として課税対象となります。

(注) 分配金に対する課税については、本書の「ファンドの費用・税金」の「税金」をご参照ください。

## (5) 【投資制限】

ファンドには以下の投資制限を適用します。

1. 空売りする有価証券の合計価額は純資産総額を超えてはなりません。
2. ファンドの純資産総額の15%を超える金額を、直ちに現金化できない非流動資産に投資してはなりません。ただし、私募株式、非上場証券およびその他の非流動資産に投資する際に価格の透明性を確保するための適切な措置が講じられている場合、本制限により投資対象の取得が妨げられないものとします。
3. 管理会社(または代理人)がファンドの勘定で締結するファンドの受益者保護に反する、またはその資産の適切な管理に不利益を与えるいかなる取引(自らの利益のために管理会社(または代理人)が行う取引等)も、禁止されています。
4. 受託会社または管理会社(または代理人)はファンドの勘定で借入れを行うことはできません。
5. 管理会社(または代理人)は、取得の結果、受託会社または管理会社(もしくは代理人)が管理する全てのファンドが保有する、ある企業1社に対する合計株数が当該企業の全発行済み株式の合計数の50%を超える場合は、ファンドの勘定で当該企業の株式を取得してはなりません。
6. 管理会社(または代理人)は、ある会社の株式または投資信託の受益証券で、1発行体に係る当該株式または受益証券の価額(以下「株式等エクスポージャー」といいます。)(当該株式等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)(当該純資産総額の10%を超える場合は、ファンドの勘定で当該株式または受益証券を保有してはなりません。
7. 管理会社(または代理人)は、デリバティブ・ポジションから発生する単一のカウンターパーティーに対するエクスポージャーの純額(以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。)(当該デリバティブ等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)(純資産総額の10%を超える場合、ファンドの勘定で当該カウンターパーティーのデリバティブ・ポジションを保有してはなりません。
8. ある1社が発行する、組成する、または引き受ける( ) (株式等エクスポージャー以外の)有価証券、( ) (デリバティブ等エクスポージャー以外の)金銭債権、および( )匿名組出資持分(以下「債券等エクスポージャー」と総称します。)(当該債券等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)(純資産総額の10%を超える場合、管理会社(または代理人)は、ファンドの勘定で、当該有価証券、金銭債権および匿名組合の出資持分を保有してはなりません。
9. 管理会社(または代理人)は、ある投資信託/会社またはカウンターパーティー1社に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー、およびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産総額の20%を超える場合、ファンドの勘定で当該投資信託/会社またはカウンターパーティーにおける、またはこれらの、ポジションを保有してはなりません。

上記6、7、8および9項の投資制限に関して、ファンドは、JSDAが定める特化型運用を行うファンドに該当します。特化型運用を行うファンドとは、投資対象に支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドを指します。特定の発行体が発行する銘柄の寄与度が10%を超える場合、当該発行体の発行する銘柄は支配的な銘柄に該当します。ファンドは、投資対象ファンドである投資対象ファンドに集中して投資することを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。結果として、投資対象ファンドまたはその関係法人に債務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生する可能性があります。

いずれかの時点で、申込みおよび買戻し、または市場価格の変動により(上記(6)項から(9)項の投資制限に代表される)JSDAの指針からの逸脱がある場合、管理会社は、1か月以内にかかる投資制限に従うために必要な全ての措置を講じます。

管理会社は、前述の投資制限について適用される法規制が修正、またはその他の方法で取って代わり、当該投資制限は適用法規制を違反することなく改訂できると判断する場合、受益者の同意を得なくても、当該投資制限のいずれかを(場合に応じて)追加、修正、または削除することができるものとします(この場合、当該追加、修正または削除については、受益者に21日前に通知されます。)

管理会社(またはその代理人)は、とりわけファンドのいずれかの投資対象の価額の変動、再建または合併、ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、いずれかの上記の投資制限を超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、管理会社(またはその代理人)は、ある違反が確認されてから合理的な一定期間内に、当該投資制限に従うために、受益者の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

管理会社(またはその代理人)は、( )単独の判断において、受益証券の多額の購入または買戻し要求がなされる場合、( )ファンドが投資を行っている、または管理会社(またはその代理人)の合理的な支配の及ばないその他の事象がある、市場または投資対象に突然のまたは大きな変動があると自らの単独の裁量において予想する場合、および/または( )(a)ファンドの終了に備える目的のため、もしくは(b)ファンドの資産規模のため、自らの単独の裁量において逸脱が合理的に必要なだと考える場合、英文目論見書補遺に記載された投資方針、制限、およびガイドラインから一時的に逸脱することができます。このような逸脱に気付いた時点で、管理会社(またはその代理人)は受益者の利益を考慮した上で、速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

ファンドが利益を生む保証はありません。ファンドが利益を生まない場合、投資者にはキャピタル・ゲインやインカム収入は提供されず、投資者が受益証券の買戻しに関して受け取る買戻価格は、投資者の当初の投資額を下回る可能性があります。さらに、ファンドは、ポートフォリオ全体を多様化させる効果的な手段として機能しない可能性があります。

### 3【投資リスク】

#### リスク要因

##### 基準価額の変動要因

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドは、その財産を主として投資対象ファンドに投資します。このため、ファンドへの投資には、投資対象ファンドにおけるリスクも伴います。

##### 投資全般に関するリスク

過去の運用実績は参考であり、将来のパフォーマンスを保証するものではありません。

経済・市場環境、運用戦略に応じパフォーマンス/基準価額は大きく変動することがあります。テロ、疫病や天災、その他不可抗力、サイバーセキュリティやBCP(事業継続計画)に関するリスク等によりパフォーマンス/基準価額が影響を受けることがあります。

将来的に運用担当者が変更になることがあります。必要に応じ予告なく運用方針等を変更することがあります。

##### 投資対象資産に関するリスク

投資対象ファンドによるプライベート・クレジット投資にはリスクがあり、投資の一部または全部を失う可能性があります。

##### ローンに関するリスク

投資対象ファンドの主たる投資先は、米国ローン市場のミドル・マーケットに属する非公開有負債企業で、総じてリスクが高い企業群です。デフォルトや倒産のリスクがあります。投資後の経営関与に困難が生じる、または予期せぬ損害を被る可能性があります。主要投資先である業種(例: ビジネス・サービス、ヘルスケア、テクノロジー等)の固有リスクがパフォーマンスに影響することがあります。

投資対象ファンドが投資する可能性のあるローンには、第一順位、第二順位、第三順位担保付ローン、または無担保のローンが含まれます。投資するローンは通常、投資適格未滿に格付けされるか、または格付けが付与されていません。他のプライベート・キャピタル(シンジケート・ローン、コベナンツ・ライト・ローン、単一トランシェ・ローン、エクイティ共同投資等)に投資することがあります。投資するローン等は、信用リスク、流動性リスク、投資適格未滿の商品リスクを含む多くのリスクにさらされます。期前弁済により運用利回りが低下することがあります。利払いが発行差金または現物支払の形式をとることがあります。

調達した資金を充足するための十分な投資機会/案件が適時に得られない、または投資機会/案件に対し十分な資金を調達できない場合があり、パフォーマンスに影響を及ぼすことがあります。

##### 優先担保

ローン、債券投資に伴い投資先企業から差し入れられた担保には、時間の経過とともに価値が減少するか、または完全に消滅するリスク、適時に売却することが困難であるリスクおよび評価が困難であるリスクがあります。また、投資先企業のビジネスの成功度合いと市場の状況に基づいて担保の価値が変動するリスクがあります。状況によっては、担保権が契約上または構造上、他の債権者の請求権に劣後する場合があります。したがって、担保が設定されている場合でも、ローンや債券の元本および利息が条件通りに支払われることが保証されるわけではなく、投資の一部または全部が失われる可能性もあります。

投資対象ファンドの組入比率は高位を保ちますが、オペレーション状況によって組入比率が変動することがあります。

##### 金利リスク

投資対象ファンドは、金利変動リスクにさらされています。一般的な金利変動は、投資対象ファンドの投資および投資機会に重大なマイナスの影響を与える可能性があり、したがって、投資対象ファンドの収益率に重

大な悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、金利が上昇すると、投資対象ファンドの資金借入れコストが高くなり、その結果、ファンド運用に影響を及ぼす可能性があります。

金利上昇の環境においては、変動利付債務に基づく支払いは一般的に増加し、そのような変動利付債務の債務者の多くが、増加した金利コストを支払うことができない可能性があります。変動利付債券への投資は、その金利が一般的な市場金利と同程度または同じ速度で上昇しない場合、価値が下落する可能性もあります。

#### マクロ景気変動リスク等

経済成長鈍化や景気後退、またはインフレーションなどのマクロ経済要因が、保有資産の評価額を通じファンドのパフォーマンス/基準価額に影響を及ぼします。

#### 流動性リスク

投資対象ファンドの組入資産の多くは上場されておらず、また、流通市場で活発に取引されておらず、転売には法的およびその他の制限がある等、上場有価証券等に比べて流動性が低い資産です。希望するときに、資産を売却することが困難になる可能性があります。さらに、投資対象ファンドがそのポートフォリオの全てまたは一部を迅速に清算する必要がある場合、帳簿上の評価額よりも著しく低い価格でしか売却できずに損失を被る可能性があります。

#### 為替変動リスク

投資対象ファンドは、米ドルでのみ資産を保有します。

ファンドの受益証券は、米ドル建てのため、投資者が米ドル貨から投資する場合には、ファンドの受益証券に対する為替変動のリスクはありません。ただし、円貨にて投資を行う場合には、為替変動のリスクを直接受けます。したがって、円高局面では、投資家の円貨で評価した資産価値が下落する可能性および換金(買戻し)代金や支払分配金額が下落するおそれがあります。

#### 組入資産の評価に関するリスク

投資対象ファンドの組入資産の多くは、上場されておらず、また、流通市場で活発に取引されているものではありません。それらの資産は市場相場での評価ができないため公正価値で評価されます。公正価値は、月次にて投資対象ファンドの評議会が採用するプライシング・ポリシーに従って決定され、評議会の監視を受けます。公正価値は、非公開有価証券の市場が存在した場合に使用されたであろう価値とは大きく異なる可能性があります。そのため、組入資産を実際に売却する際に適用される価額と大きく異なる場合があります。

投資対象ファンドでは、投資しているローンや債券は市場価値または公正価値で評価されます。評価額が簿価を下回る場合、その差額は評価損として計上されます。評価損は、投資先企業が当該ローンや債券に関する返済義務を履行できないことを示している可能性があります。これにより、将来的に実現損失が発生し、将来の分配に利用できる投資対象ファンドの運用収益が減少する可能性があります。また、投資対象ファンドの組入資産の評価額の下落は投資対象ファンド純資産価額の下落要因となります。

#### レバレッジに関するリスク

投資対象ファンドは通常借入れ等を利用して自己資金を超える資金で投資を行います(レバレッジ)。レバレッジは、リターンを高める可能性を秘めていますが、損失を増加させるリスクもあり、一般的にリターンの変動性(ボラティリティ)を高めることとなります。

一般的に借入れ等の資金調達にはコストがかかるため、投資対象ファンドの総コストを高めることとなります。また、資金調達環境の変化により、投資対象ファンドの資金調達が困難になったり、そのため投資している資産を不利な条件で売却せざるを得なくなるなどのリスクもあります。借入時の制約がファンド運営に影響を及ぼす可能性もあります。

#### 買戻しに関する制限

投資対象ファンドは、四半期ごとに投資対象ファンド受益証券の買戻しを受け付けていますが、投資対象ファンドの評議会がその裁量により買戻しの条件の変更を行う、または受益証券を適時に処分できなくなる可能性があります。特に、投資対象ファンドは買戻しに上限を設けています。当該上限は、前暦四半期末時点の投資対象ファンド発行済受益証券総数の5%(口数または投資対象ファンドの純資産総額のいずれかにより決まります。)としています。

管理会社および/または投資運用会社が、受託会社との協議の上、ファンドの投資対象の清算が実行不可能であると判断した場合 (投資対象ファンドが停止を宣言した場合または買戻請求を制限した場合を含みますが、これらに限定されません。)、または受益者の利益を害するおそれがあると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を拒否する選択をすることができます。管理会社が買戻請求の数量を制限し、または受益証券の買戻しを停止した場合、受益者は自らの受益証券の買戻しを受けることはできません。

#### 投資対象ファンドにおける早期買戻控除の影響

投資家からの換金 (買戻し) 申込みにより、ファンドが投資対象ファンドの持分を解約する必要が生じた場合、対象となる投資対象ファンドの受益証券を取得した日から 1 年以内に行われる解約については、投資対象ファンドの関連する純資産価額の 98% で買い戻されます。2% の控除分は投資対象ファンドに留保され、投資対象ファンドの既存株主の利益に充てられますが、その結果、ファンドの基準価額に影響を与えます。これにより、換金 (買戻し) を行う投資者は受け取る金額が低下する可能性があるほか、換金 (買戻し) を行わない投資者についても、基準価額が低下する可能性があります。なお、ファンドにおいて別途買戻手数料が課されることはありません。

#### 法令・規制、税制に関するリスク

投資対象ファンドは米国法に準拠する非上場事業開発会社であり、様々な法令・規制、税制上の制約を受けており、状況によってはファンド運営に影響を及ぼす可能性があります。

#### 一般リスク

##### 一般的な投資リスクおよび取引リスク

投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。ファンドへの投資は重大なリスクを伴います。受益証券に流動性は低いです。純資産総額は、ファンドの投資の価格変動に影響を受けます。ファンドへの投資から発生する損益は全て投資者に帰属します。投資者の投資の元本は保証されていません。投資者は、ファンドへの投資の大部分または全てを失う可能性があります。このため、各投資者は、ファンドの投資リスクを負うことができるか慎重に検討すべきです。

あらゆる期間、特に短期間において、投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。

##### 価格変動リスク

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

##### 過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを示唆するものではない

投資対象の価値および収益は大きく変動する可能性があります。過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを保証または示唆するものではありません。

##### 元本は確保されない

受益証券は、投資元本に対する保証を行いません。したがって、投資者の受益証券への初期投資の一部または全部を回収できる保証はありません。投資者は、受益証券への初期投資を全て失う可能性があります。

##### ミューチュアル・ファンドは預金ではないこと

受益証券への投資は、預金と同等ではなく、特にケイマン諸島の法律や規制またはその他の法域で設立された預金保護制度上の保護預金を構成しません。受益証券は、投資元本に対する補償を行いません。

##### 長期投資

受益証券への投資は、長期投資として考えるべきです。最終買戻日より前に受益証券の権利を移転または譲渡する投資者が、望ましいレベルの投資利益を得るという保証、あるいはそもそも投資利益を得るという保証はありません。

##### 利益

投資者の受益証券への初期投資の利益が、投資の元本金額を預金していた場合に得ていた可能性のある利益と同等になるまたはそれを上回るという保証はありません。

##### 投資の適合性

ファンドは、全ての投資者にとって適切な投資ではない可能性があります。ファンドの潜在的投資者は、各自の状況を踏まえてその投資の適合性を判断しなければなりません。特に、潜在的投資者はそれぞれ、(a) ファンド、ファンドへの投資のメリットおよびリスクならびに本書に記載の情報について有意義な評価をするための十分な知識および経験を有し、(b) 投資者の財務状況に照らして、ファンドへの投資および当該投資が投資者の全体資産に及ぼす影響について評価するために適切な分析ツールを利用でき、かつ、その知識を有し、(c) ファンド投資の全リスクを負うための十分な財源および流動性を有し、(d) 単独または財務アドバイザーの助けを借りて、ファンドに対する投資に影響を与える可能性のある経済、為替相場およびその他の要因について起こりうる事態を評価でき、それらのリスクを負う能力を有しているべきです。

潜在的投資者は、独立した査定または投資者が適切とみなす専門的助言(税務、会計信用、法務、規制に関する助言を含みますがこれらに限定されません。)に基づき、受益証券の取得が、(a) 投資者、または受託者として行為している場合はその受益者の、資金的ニーズ、目的および状況と十分に整合し、(b) 投資者、または受託者として行為している場合にはその受益者に適用される投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これに十分に整合し、かつ、(c) 当該受益証券への投資に固有の明瞭かつ重要なリスクがあるとしても、投資者にとって、または受託者として行為している場合にはその受益者にとって、適切な投資であることを判断しなければなりません。

#### パフォーマンスに関する保証はないこと

受益証券の投資利益(すなわち、初期投資額を上回る全ての受益証券の利益)は、とりわけ当該受益証券に帰属するポートフォリオのパフォーマンスによって決まります。受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、受益証券の価値が下落または上昇することにつき、何らの保証または表明をせず、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれもファンドの期間中受益証券の価値が上昇することまたは受益証券の投資利益が受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。全ての潜在的投資者は金融およびビジネスに関して知識と経験を有し、市場リスクの判断に長けて、受益証券への投資のメリット、リスクおよび適合性を評価する能力を有するべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれも、受益証券に関する市場リスクの情報源であると称しません。

#### 助言および中立的な評価を提供しないこと

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、ポートフォリオまたはその運用に関して助言、情報または信用分析を発信しません。具体的には、本書は投資アドバイスに当たりません。

#### 依拠しないこと

受益証券の潜在的購入者は、受益証券の取得の合法性についての判断に関して、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。

### 一般的な投資リスク

#### 経済情勢

例えばインフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交の事象および傾向、税法ならびにその他の無数の要因を含むその他の経済情勢の変化は、ファンドの収益に重大で有害な影響を与える可能性があります。これらの状況のいずれも、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および日本における販売会社がコントロールできる範囲のものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性は、管理会社および投資運用会社がファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドが損失にさらされることとなります。経済的および/または政治的不安定性は、資産価格に悪影響をもたらす可能性があり、法律、財務および規制の変化につながることとなります。

#### パンデミックのリスク

感染症の発生は、世界経済や金融市場に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。これには、事業運営、サプライチェーン、消費者需要、貿易、旅行および金融サービスにおける混乱、ボラティリティの上昇、流動性の低下および資産価格・資産評価の損失、投資家、消費者および政府内での不確実性、不安およびリスク回避の高まり、資本やクレジットへのアクセスの低下、当局による財政・金融刺激策や介入の増加、ならびに潜在的な社会不安、内乱、地政学的紛争などが含まれますが、これらに限定されません。パンデミックの発生期間や深刻度、その影響、さらに政府、中央銀行、その他の機関がパンデミックの拡大を抑制、緩和、防止するた

めに行う対応や措置の有効性は、極めて不確実で予測不可能であり、地域、国、セクターによって大きく異なる場合があります。

ファンドおよびその投資対象は、ファンドの投資戦略、ポートフォリオおよび運用の性質、範囲および場所、ならびに変化する市場環境や規制要件に適應する投資運用会社の能力に応じて、様々な形でパンデミックのリスクから重大かつ不利益な影響を受ける可能性があります。例えば、ファンドは、収益の減少、コストの増加、流動性の低下および/または取引の遅延もしくは中止に見舞われる可能性があります。また、ファンドは、競争の激化、分散投資の減少または新規投資・オルタナティブ投資の機会の制限に直面する可能性があります。さらに市場リスク、信用リスク、流動性リスク、運用リスク、法務リスク、規制リスクまたは風評リスクに、より一層さらされる可能性があります。さらに、ファンドのサービス提供会社、取引相手、貸付人、投資者その他の利害関係者もパンデミックのリスクにより悪影響を受ける可能性があります。これによりファンドに対する義務もしくはコミットメントを履行し、またはファンドに適切なサポート、情報もしくはサービスを提供する能力または意欲が損なわれる可能性があります。ファンドは、パンデミックのリスクへの対処もしくはリスクの軽減またはパンデミックによる損失もしくは損害から回復するための十分なリソース、緊急時対応計画または保険を有していない可能性があります。

パンデミックのリスクは、ファンドの業績、財務状況、見通し、運営、さらに受益証券の価値、流動性、譲渡可能性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。受益者は、パンデミックのリスクにより、ファンドへの投資の一部または全てを失う可能性があります。投資運用会社がパンデミックのリスクをうまく回避または克服できる保証はなく、ファンドまたは受益者がパンデミックのリスク以降の世界経済、金融市場、公衆衛生または社会の安定性の回復または改善から利益を得る保証はありません。

#### 規制リスク

ファンドの運用に関して、将来的に規制が課せられる可能性があります。それによりファンドの実行に悪影響を与えることおよびトラストのスポンサーがファンドの投資目的および方針の変更が必要になる可能性があります。これらの変更により、ファンドの利益、管理会社および/または投資運用会社の運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 税リスク

投資者は、その法域で、投資によるまたは投資によるとみなされる全ての収益またはキャピタル・ゲインが課税の対象になることがあります。そのため、投資者は受益証券への投資を検討する前に各自、税に関する助言を求めるべきです。管理会社および投資運用会社ならびにその各関連会社は、ファンドの納税要件および義務に関して一切の責任を負わないものとします。

#### 保管リスク

ファンドは、保管者の支払不能、管理、清算またはその他形式による債権者の保護に関する多数のリスクに晒されています。このようなリスクには、保管会社が保有する全ての現金のうち、保管会社あるいは副保管会社のレベルで顧客の資金として扱われていなかったものの喪失、保管会社あるいは副保管会社のレベルで適切な分別が行われず、またはそのように特定されていなかった有価証券の一部または全部の喪失、保管会社または副保管会社による勘定の運営が不正確であったことによる資産の一部または全部の喪失、送金残高の受領の遅延、かつ資産に対するコントロールを取り戻すのが大幅に遅れたことによる損失が含まれますが、これらに限定されません。ファンドは、有価証券の保管先である副保管会社、顧客の資金の保管先である第三者たる銀行または取得した担保の保管先である国際証券集中保管機関もしくは信用機関が支払不能に陥った場合も同様のリスクに晒されます。

#### キャッシュ・スイープ

保管会社が保有する翌日物の現金残高は、キャッシュ・スイープ・プログラム (以下「キャッシュ・スイープ・プログラム」といいます。) の対象とすることがあります。キャッシュ・スイープ・プログラムは、第三者のプロバイダー (以下「キャッシュ・スイープ・プロバイダー」といいます。) に保有する1つ以上の共同の顧客預金口座に現金を置くことを伴います。投資者は、キャッシュ・スイープ・プログラムの結果として、ファンドが、キャッシュ・スイープ・プロバイダーに対して、カウンターパーティー・エクスポージャーを有することに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクの内容は、下記「カウンターパーティー・リスク」をご参照ください。

#### カウンターパーティー・リスク

ファンドおよび投資対象ファンドは、(それが誠実なものであるかに関わらず)契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない相手方当事者にさらされることがあり、そのためファンドおよび投資対象ファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する出来事がある場合、または取引が単一もしくは小さなグループのカウンターパーティーとの間で締結される場合に、満期がより長い契約において増加します。受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドについて、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を一つのカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社および投資運用会社は、そのカウンターパーティーの信用度を評価する内部の信用機能を有していない可能性があります。受託会社、管理会社および投資運用会社のあらゆる数のカウンターパーティーと取引する能力および当該カウンターパーティーの財務的能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、ファンドの損失の可能性を高めます。

ファンドの投資者は、回収口座キャッシュ・スイープ・プログラムに関連して、回収口座キャッシュ・スイープ・カウンターパーティーからのカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性があります。また、ファンドは、キャッシュ・スイープ・プログラムに関連して、キャッシュ・スイープ・カウンターパーティーからのカウンターパーティー・リスクにさらされる可能性があります。

過去、いくつかの著名な金融市場参加者が期限通りに契約上の義務を履行できず、またはもう少しで不履行になることがありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取り決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。このような混乱のため、支払能力のある主要なブローカーや金融業者でさえも新たな投資資金の融資を渋るようになり、または以前よりも著しく悪い条件で融資を提供することの原因となりました。カウンターパーティーが不履行をしないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

#### 決済リスク

取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増加させる可能性があります。取引を実行するために利用できるクリアリング、決済および登録システムは、取引の決済および振替の登録に関連する遅滞およびその他の重大な困難につながる可能性があります。また、顧客または取引の相手方当事者が契約上の義務を履行できない可能性もあります。決済に関するあらゆる問題は、ファンドの純資産総額および流動性に影響を与える可能性があります。

#### 投資制限リスク

これは、政府による資本規制または資本制限から生じるリスクで、資本を処分するタイミングや量に悪影響を及ぼす可能性があります。場合によっては、ファンドまたは投資対象ファンドは一部の国で行われた投資を撤回できない可能性があります。政府は、外国人による現地資産の所有に関する制限を変更する場合があります。これには、セクター、個別および総計の取引割当量、支配割合ならびに外国人に提供される株式の種類に関する制限が含まれますが、これらに限定されません。ファンドは、制限によりその戦略を実行できない可能性があります。

#### 収益および利得の送金

ある国への原投資により発生する収益およびキャピタル・ゲインの送金は、その国の通貨が流動性を有することおよびかかる利益の本国送金を抑制または阻止する外国為替政策がないことにより左右される可能性があります。

#### 適用法の遵守

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および日本における販売会社は、潜在的投資者による受益証券の取得の合法性または潜在的投資者に適用されるいかなる法令、規則または政策への遵守について、責任を負いません。潜在的投資者は、これらの事項に関して決定を下すとき、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および日本における販売会社に依拠することができません。潜在的投資者が受益証券に関して講じるべき措置について懸念がある場合は、かかる潜在的投資者は直ちに株式仲買人、バンク・マネージャー、顧問弁護士、会計士またはその他独立した財務顧問に財務に関する助言を求めるべきです。

#### 投資の集中

投資運用会社は、申込金のほぼ全額を、投資目的に応じ投資テーマを限定して、ポートフォリオに投資します。このため、ファンドへの投資は、分散投資ポートフォリオには存在しない相当な集中リスクにさらされる可能性があります。

## ファンドへの投資に係るリスク

### キーパーソン

管理会社および投資運用会社は、ファンドに関する投資方針の決定をしばしば個人に頼ることがあります。また、投資対象ファンドの成功は、投資対象ファンド投資顧問会社の専門性にかかっています。かかる個人を失うことが、投資対象ファンド、ひいてはファンドの運用実績を危険にさらす可能性があります。

### 投資運用会社への依存

ポートフォリオの成功または失敗は、一定程度、これらの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に依存しています。投資者は、ポートフォリオについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資運用会社が成功するという保証はありません。さらに、投資運用会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によってポートフォリオのパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

投資運用会社、その関連会社、またはファンドに関して受託会社にサービスを提供する者(管理会社を除きます。)のいずれも、受益者に対していかなる義務も負わず、または受益者との間でいかなる代理関係もしくは信託関係も有しません。

### 投資目的および取引リスク

ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。投資運用会社は、特定の会社またはポートフォリオへの投資を自ら選択、実行または実現できることを保証することはできません。ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の会社に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。全ての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。ファンドに関連のある投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもファンドの将来の結果を表すものではなく、またファンドの予定された、または目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

### インカム等収益および分配

インカム等収益が発生するという保証はありません。管理会社が(その裁量により)分配を宣言する場合、受益証券に帰属する投資元本から分配の全部または一部が支払われることもあれば、インカム等収益がゼロになることもあります。分配が処分可能利益を超える範囲でその元本を損ない、実質的に投資者の当初の元本またはそれによるキャピタル・ゲインの払戻しになる可能性があります。この可能性の結果として、元本の保護を望む投資者には、ファンドの投資対象の価値は、資産価額の減少だけでなく、分配を通じた投資者に対する元本の払戻しによっても悪化する可能性があるということをご考慮することが強く推奨されます。

インカム等収益は、投資対象ファンドから支払われる分配金の受領に部分的に依存しています。投資対象ファンドから分配金が支払われない場合、支払いが予想を下回る場合、またはかかる分配金の支払いが妨げられた場合、これに応じてファンドの利益は投資者の予想を下回ることとなります。特に、投資対象ファンドが事業開発会社として適用を受けるアセット・カバレッジ要件を満たすことができない場合、投資対象ファンドの分配金支払能力が制限される可能性があります。投資対象ファンドからの分配金は全て、投資対象ファンドの評議会の裁量により支払われ、投資対象ファンドの収益、投資対象ファンドの財務状況、投資対象ファンドの規制投資会社(以下「RIC」といいます。)税制措置の維持、適用される事業開発会社規制の遵守、および投資対象ファンドの評議会が適宜関連性があるとみなすその他の要因によって決まります。さらに、受取分配金の利率が年度途中で低下した場合も、インカム等収益が予想を下回る結果になる可能性があります。

### 流通市場の不在

投資者は、受益証券の流動性に関する保証はなく、受益証券の流通市場が形成される予定はないことを留意すべきです。その結果として、受益者が下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載される手続および規制に従った買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。関連する買戻日に受益証券の買戻しを要求する受益者が保有する受益証券の基準価額の低下のリスクは、その買戻しを要求する受益者が負います。

### 投資対象の集中

ファンドは、受益証券の申込による購入代金の大部分を、主として投資対象ファンドに投資します。このため、投資対象ファンドが被る損失により、ファンドの全体的な財務状況および受益証券のパフォーマンスに重大な悪影響が生じます。

### 流動性リスク

流動性は、投資運用会社が投資対象を適時に売却する能力に関連します。ファンドが投資対象とする投資対象ファンドは、流動性が低い可能性が高いと考えられます。比較的流動性の低い投資対象の市場は、流動性の高い有価証券の市場よりも変動が大きい傾向があります。ファンドの資産を比較的流動性の低い投資対象に投資することは、上記「2 投資方針 - (1) 投資方針」の「ファンドの流動性」の項目で説明した流動性の仕組みを用いても、投資運用会社が希望する価格やタイミングで投資対象を処分する能力を制限する可能性があります。

### 集中投資リスク

ファンドが実質的に投資対象とする投資対象ファンドは、投資目的に沿った投資テーマに限定して投資を行うため、投資対象とする国や投資分野が限定され、実質的に少数の資産に集中して投資を行う可能性があります。したがって、多くの資産クラスを対象に分散投資を行った場合と比較して、価格変動が大きくなる可能性があります。

### 投資対象ファンドに固有の留意点

ファンドが行う投資対象ファンドへの出資については、プライベート・デットその他の有価証券等の価値や評価額の変動、市場金利の変動等の悪化により、投資対象ファンドの投資収益に悪影響がおよび、出資に損失が生じるおそれがあります。投資対象ファンド持分の流通市場は現在確立されていません。

投資対象ファンドは、投資経験の豊富な投資家向けのファンドです。投資対象ファンドへの出資ならびに投資対象ファンドの投資目的および投資戦略は、様々なリスクを内包しており、当該リスクを原因として元本欠損が生じるおそれがあります。実質的に投資対象ファンドに出資するファンドへの投資にあたっては、投資者は、投資対象ファンドへの出資に伴う様々なリスク等を十分に理解した上で、投資の判断および決定を行うよう留意する必要があります。

### 純資産総額および基準価額の公表の遅延

継続申込期間中に受益証券の申込みを希望する潜在的投資者は、関連する取引日から暫く経過するまでは、自身が申込みを行う受益証券の申込価格を知ることができません。

ファンドの投資先である投資対象ファンドは、毎月の最終暦日に投資対象ファンド純資産価額を算出します。投資対象ファンド純資産価額は通常、関連する月末から20ニューヨーク営業日後に入手可能となります。投資対象ファンド純資産価額が入手可能になってから基準価額が計算されるまでの間には時間差があります。したがって、評価日時点の基準価額は公表時点の純資産価額を表すものではない可能性があります。

ファンドが投資する投資対象ファンドの流通市場は現在確立されておらず、ファンドの持分の評価額は、流通市場で取引される投資対象ファンドの受益証券の価値に基づいたものではなく、そのほとんどが受益証券の公正価値に基づくものです。投資対象ファンドの組入投資対象の業績動向等によってはファンドの評価額が急激に変動する可能性もあります。

### 買戻しに関連するリスク

投資対象ファンドでは流動性の低い組入投資対象に投資を行いますが、投資対象ファンド投資顧問会社はこのような流動性の低い投資対象を有利なタイミングや価格で処分できない場合があるため、最終的に既存の受益者に悪影響を与える可能性があります。

投資対象ファンドが保有する組入投資対象を売却する場合、その公正価値と売却価格の乖離が実現することがあります。これは、主に流動性の制限や類似の要因等に起因する割引効果によるものですが、これに限定されません。上記の乖離により基準価額が大きく下落することがあります。

投資対象ファンドが保有する組入投資対象を投資対象ファンド投資顧問会社が売却する場合、投資対象ファンドの関連する投資対象の市場規模や環境により、このような清算が当該投資対象の市場価格に悪影響を及ぼし、結果として投資対象ファンド投資顧問会社が、当初期待されるより不利な価格で投資対象を清算することがあります。これにより基準価額の下落が引き起こされる可能性があります。

また、投資対象ファンドが保有する組入投資対象に未実現利益がある場合、かかる未実現利益が実際の基準価額に反映されていないため、買戻請求を提出した受益者は、かかる未実現利益からの利益を獲得できない可能性があります。

一方で、投資対象ファンドが保有する組入投資対象に未実現損失がある場合、当該投資対象の売却後に基準価額が大幅に下落する可能性があり、また、かかる未実現損失が実際の基準価額に反映されていないため、買戻請求後に残る受益者は、かかる未実現損失からの損失を将来被る可能性があります。

さらに、受益者からの請求を受けて受益証券の多量の買戻しを行う場合、投資運用会社は、買戻しを行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、当該ファンドの投資対象を清算しなくてはならない可能性があります。

例外的な事例では、例えば、受益証券の多量の買戻しが請求された場合、当該買戻しが請求された時点においてファンドの投資対象を清算することができない可能性または投資運用会社が当該投資対象の真の価値を反映していないと考える価格でしか清算することができない可能性があり、その結果、受益者へのリターンに悪影響が及ぶおそれがあります。また、ファンドの終了時には、ファンドの投資対象を全て清算し、受益者に対して現金のみを分配することが予定されていますが、これが実現する保証はありません。

#### 受益者は、買戻通知の提出時さらには買戻日においても、買戻価格を知らないこと

受益者は、買戻日における買戻価格を知る前に、買戻通知を提出しなければなりません。したがって、受益者は、買戻日における受益証券の買戻価格がいくらになるかを知らないまま、買戻通知を提出することを求められます。さらに、投資対象ファンドの買戻価格は、関連する買戻日の投資対象ファンド純資産価額を管理事務代行会社が確認できた後に初めて管理事務代行会社により算出されます。

#### 投資対象ファンドにおける早期買戻控除の影響

受益証券の買戻請求が行われた場合、ファンドは、その勘定で保有する投資対象ファンドの受益証券を償還する必要が生じることがあります。対象となる投資対象ファンドの受益証券の申込日から1年以内に行われる買戻請求については(予定される買戻日直後の申込締切日を用いて算定されます。)、投資対象ファンドにおける早期買戻控除が適用されます。投資対象ファンドにおける早期買戻控除はファンドが負担するため、基準価額を減少させます。投資対象ファンドにおける早期買戻控除は、投資対象ファンドの既存受益者の利益のために投資対象ファンドに留保されますが、これにより、換金(買戻し)を行う受益者が受け取る1口当たり買戻価格は低下し、また、すべての既存受益者についても、基準価額の低下の影響を受けることとなります。なお、ファンドにおいて別途買戻手数料が課されることはありません。

#### 受益証券の買戻しは、買戻日にのみ可能であり、また、制限される場合があること

受益証券の買戻しは、各買戻日にのみ可能であり、管理会社および/または投資運用会社が、受託会社と協議の上、特定の買戻日における一または複数の買戻通知に応じるために必要なファンドの投資対象の清算を投資運用会社が実行することが不可能であると判断した場合(投資対象ファンドが停止を宣言した場合または買戻請求を制限した場合を含みますが、これらに限定されません。)、または受益者の利益を害するおそれがあると判断した場合、管理会社は、受託会社と協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を拒否する選択をすることができます。投資者は、投資対象ファンドの受益証券の買戻しには制限があり、投資対象ファンド買戻プログラムに基づき、いかなる場合でも発行済受益証券の5%(口数または投資対象ファンドの純資産総額のいずれかによります。)が上限となることに留意する必要があります。

投資対象ファンドに関連する買戻金のための決済済みの資金が調達可能であることを条件として、また、本書に別段の定めがある場合を除き、買戻金の決済は、現金決済日について、関連する買戻日(該当する場合)の投資対象ファンド純資産価額確認日から8ファンド営業日目もしくはそれより前に、または管理会社が決定するその他の時まで、受益者に対して支払われます。

#### 受益証券の買戻しに関するその他の制限

受託会社は、管理会社との協議の後、特定の状況では、下記「第2 管理及び運営 - 3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」および下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載の通り、純資産総額および/もしくは基準価額の決定および/もしくは受益証券の買戻しを停止すること、ならびに/または受益証券の買戻しを要求した者への買戻しによる受取額の支払期間を延長することができます。管理会社もまた、受託会社および場合に応じて投資運用会社との協議の後、買戻日に買戻しすること

ができる受益証券の合計数を、下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載の通り、管理会社が決定する数量および方法で制限することができます。

#### 為替リスク

受益証券は、米ドル建てです。そのため、投資者の財務活動が主として米ドル以外の通貨または通貨単位(日本円を含み、以下「投資者通貨」といいます。)建てで行われている場合、通貨換算に関連して一定のリスクが生じます。当該リスクには、為替相場が大幅に変動するリスク(米ドルの平価切下げまたは投資者通貨の平価切上げに伴う変動を含みます。)および米ドルまたは投資者通貨(場合によります。)に対する管轄権を有する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。投資者通貨の価値が対米ドルで上昇した場合、(a)純資産総額および基準価額の投資者通貨の相当額ならびに(b)支払われる分配金(もしあれば)の投資者の通貨相当額が減少します。

#### 評価が実際の純資産総額を反映しない可能性があること

各評価日の純資産総額は、投資対象ファンドおよび投資対象ファンドの原資産の評価が四半期、半年または1年に1回しか行われなことがあること、および当該評価がその計算後数か月経過するまで入手できない可能性があること等の様々な理由により、ファンドの投資対象のその時点での実際の価値を反映しない可能性があります。その結果、任意の評価日における純資産総額は、特定の投資対象の非現在価値に基づくことがあります。

ファンドの特定の直接または間接投資について、それが正確な評価であると受託会社、その委託先および報酬代行会社またはその関連会社のいずれかが合理的に考えた価格が後日不正確であると判断された場合、受託会社、その委託先および報酬代行会社またはその関連会社のいずれも何ら責任を負わないものとします。ファンドの資産の一部に関する独立した価格情報は、入手できない可能性があります。評価に誤りがある場合、基準価額および受益証券1口当たり買戻価格は、過大または過小となる可能性があります。結果として、受益者は、受益証券に対して過大に支払う可能性があり、また、受益証券の買戻しを要求した受益者は、過小に支払われる可能性があります。さらに、ファンドの多数の業務提供者の報酬が純資産総額と紐付けられているため、評価の相違により、かかる業務提供者に対して過大または過小の支払を行うことになる可能性があります。純資産総額の計算に誠実に使用した価格または評価が不正確であることが後に判明した場合、受託会社、管理事務代行会社および報酬代行会社またはその関連会社のいずれも何ら責任を負いません。管理事務代行会社および報酬代行会社またはその関連会社のいずれかは、あらゆる情報源から提供された価格および評価にさらなる調査を行うことなく依拠し、当該依拠に関してファンドまたは受益者に対して責任を負いません。明らかな誤りが無い場合、純資産総額の決定は最終的であり、純資産総額の再計算は行われません。

#### 評価リスク

投資対象ファンドに帰属する資産の価値を算定する際、評価は、投資対象ファンドの受託者および投資対象ファンド投資顧問会社によって随時承認される評価方針および評価手順に従い実施されるものとします。評価方針の下、投資対象ファンドの管理事務代行会社および/または投資対象ファンド投資顧問会社が裁量を行使し、決定を行う場合があります。投資対象ファンドの管理事務代行会社および/または投資対象ファンド投資顧問会社は、資産および負債に帰属する価値を決定する際に合理的な判断を行使する権利を有し、投資対象ファンド全体の利益のために誠実に行動している限り、当該評価について、現在または以前の投資者が反論することはできません。

さらに、投資対象ファンドの取引は、通常、1評価日遅れで、投資対象ファンドの事務管理代行会社による投資対象ファンド純資産価額の計算に含まれるため、特定の取引日に受益証券の申込みを行う投資者は、当該取引日における投資対象ファンド純資産価額の計算に当該投資対象ファンド取引日の関連取引が含まれていた場合よりも、その受益証券に関して高いかまたは低い申込金額を支払うことになる可能性があります。同様に、特定の買戻日において受益証券の買戻しを求める受益者は、当該買戻日における投資対象ファンド純資産価額の計算に当該買戻日の関連取引が含まれていた場合よりも、高いかまたは低い買戻金額を受け取る可能性があります。

受益者が、関連する評価日における投資対象ファンド純資産価額の計算に当該評価日の関連取引が含まれていた場合よりも、低い受益証券1口当たり申込金額を支払い、または高い受益証券1口当たり買戻金額を受け取ることで利益を得た場合、関連するクラスの受益証券の他の保有者は、受益証券の価値の希薄化を被ることになります。このような状況において、受益証券の発行口数もしくは買戻口数または受益者が支払いもしくは

受領する受益証券1口当たりの申込金額もしくは買戻金額の調整は行われず、その結果、投資対象ファンドの評価方針の運用により受益者に悪影響が生じる可能性があります。

#### 投資対象の評価

管理事務代行会社が、ファンドが取引を行うかまたは現金を保有する取引相手方から、ファンドの勘定において締結される取引および保有される現金または有価証券を照合するのに十分な時間内に、取引明細書またはその他の必要な情報を受領しない場合があります。これは、不完全な情報または計算時に検証できない情報に基づいて純資産総額が計算されることを意味し、不正確な純資産総額の計算につながる場合があります。受託会社、管理事務代行会社および投資運用会社のいずれも、その結果発生した損失について責任を負いません。

#### 監査待ちを行わないこと

受益証券の買戻しにおいて、買戻価格は、当該受益証券の未監査の基準価額に基づいており、基本信託証書は年次監査によって以前の評価の調整が必要と判断された場合の回収メカニズムを規定していません。したがって、受益者に支払われる買戻代金は、買戻価格が、該当する受益証券の監査済みの基準価額に基づいていた場合に受益者が受領していたであろう買戻代金より高いまたは低い可能性があります。支払われた買戻代金が、該当する受益証券の監査済みの基準価額に基づいていた場合の買戻価格よりも高額である場合、かかる過払いはこれに相応する悪影響をファンドに及ぼす可能性があります。

#### ファンドの手数料

受託会社は、報酬代行会社がファンドを代理して通常経費の支払いを約束する報酬代行会社任命契約を報酬代行会社との間で締結します。報酬代行会社任命契約の締結にかかわらず、下記「4 手数料等および税金 - (3) 管理報酬等 報酬代行会社報酬」に記載のその他の特定の費用または経費、訴訟費用または補償費用ならびにその他通常の過程において通常発生しない臨時の費用および経費は、ファンドの資産から支払われます。

#### 重層的な経費

潜在的投資者は、投資対象ファンドへの投資の結果、ファンドに対する支払費用(運用報酬およびサービス提供会社報酬を含みますが、これに限りません。)の重複が生じ得ることに留意するべきです。この結果、ファンドの費用は、一般的な直接投資の場合に比べて純資産総額に対して高い割合を示す可能性があります。

#### ファンドの早期終了

潜在的投資者は、強制買戻事由が発生した場合、最終買戻日が早まる可能性があることに留意すべきです。強制買戻事由は、受託会社および管理会社が、全ての受益証券の強制的な買戻しを行うものとするに同意した場合に発生します。これには、管理会社が、受託会社と協議の上、何らかの理由(最終買戻日より前の投資対象ファンドの早期終了を含みます。)により全ての受益証券を強制的に買い戻すことを決定した場合を含みますが、これに限定されません。

#### ファンド障害事由

ファンド障害事由の影響を受ける評価日に要求される支払いまたは必要な計算は遅延する可能性があり、かかるファンド障害事由の結果として、推定に基づいて計算を行う必要性が生じる可能性または評価が調整される可能性があります。投資者は、本書に記載されている通り、ファンド障害事由がどのように受益証券に影響を与えるかについて留意すべきです。

#### スタートアップ期間

ファンドは、新規に拠出された資産の初期投資に関連する一定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、ファンドの一または複数のポートフォリオの分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオまたはポートフォリオ・グループのものより低い可能性があるという特別なリスクを示します。管理会社または投資運用会社は、完全にコミットされたポートフォリオに移行するために様々な方法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

### 投資方針に係るリスク

#### 一般事項

#### ファンドの投資目的の達成、投資利益の保証はないこと

ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。投資運用会社は、特定のポートフォリオへの投資を自ら選択、実行または実現できることを保証することはできません。ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の投資商品に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。全ての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。ファンドに関連のある投資商品および/または投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもファンドの将来の結果を表すものではなく、またファンドの予定された、または目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

## 現金部分

### 現金および現金等価物

ファンドの勘定で保有される現金および現金等価物は、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、金利リスクおよびカウンターパーティー・リスクにさらされています。これらのリスクの一または複数が実現した場合、ファンドの勘定で保有される現金および現金等価物の価値は、悪影響を受ける可能性があります。投資運用会社が、ファンドの勘定で保有される現金の引出しおよび/または現金等価物の現金化をファンドの勘定において行うことができない場合、投資運用会社のファンドの投資目的および投資方針を達成する能力に悪影響を及ぼし、および/またはファンドに損失を生じさせる可能性があります。

## 投資対象ファンド

### 投資対象ファンドは適切な投資でない可能性があること

投資者は、投資対象ファンドへの間接的なエクスポージャーを有します。かかるエクスポージャーは、(a) 投資対象ファンドへの投資のメリットおよびリスクを評価するために必要な財務および事業上の問題についての知識および経験を有しており、(b) 投資対象ファンドへの投資の経済的リスクを負うことができ、かつ、(c) 投資者の財務状況に照らして、投資対象ファンドへの投資のリスクを進んで許容できる投資者にとってのみ適切です。

潜在的投資者は、投資対象ファンドへのエクスポージャーを有することが各自の状況にとって適切であるかどうかを判断し、ファンドの投資対象ファンドへの投資の結果を判断するために、各自の法律、ビジネス、税務の顧問に相談すべきです。

### 投資対象ファンド(ファンドの実質的な投資資産)に固有の留意点

ファンドが投資する投資対象ファンドへの投資については、プライベート・デットやその他有価証券の価値や評価の変動、市場金利の変動等の悪化により、投資対象ファンドの投資収益に悪影響が生じ、投資損失が発生するリスクがあります。投資対象ファンドの持分の流通市場は現在確立されていません。

投資対象ファンドは、投資経験の豊富な投資家向けのファンドです。投資対象ファンドへの投資は、投資対象ファンドの投資目的および投資戦略と同様、様々なリスクを伴い、元本割れを生じる可能性があります。実質的に投資対象ファンドへの投資であるファンドへの投資を行う場合、投資者は、投資対象ファンドへの投資に伴う様々なリスクを十分に理解した上で、投資判断および決定を行うよう留意する必要があります。

### 相関性の欠如

手数料、費用および適用される外国為替ヘッジまたはクーポンならびに受益証券および/または投資対象ファンド特有のその他の要因の影響により、投資対象ファンドの価値の変化は、受益証券の価値の変化には直接的に関連しない可能性があります。投資者は手数料および利子が基準価額にどのように影響するかについて留意すべきです。

### 非公開の情報および情報提供

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および/またはそれらの関連会社は、投資対象ファンドおよびこれに関連する全ての原資産に関する非公開の情報を保有または取得することがあります。これらのうちいずれもかかる情報を公開する、または受益者のために投資対象ファンドの事業、財務状況、信用力または事務の状況を審査し続ける義務を負いません。

## 投資対象ファンドの一般的なリスク要因

### 法定信託への投資リスク

ファンドへの投資は、ファンドによる投資対象ファンドの受益証券への投資およびファンドによる投資対象ファンドの受益証券の所有を通じて、特定のリスクを伴い、また受益者を潜在的かつ現実の利益相反にさらし

ます。ファンドの主要な目的は、投資対象ファンドの受益証券を取得することであるため、潜在的な投資機会は投資対象ファンドにあります。ファンドへの投資について熟知するためには、潜在的投資者は、投資対象ファンドへの投資条件をまず理解しなければなりません。したがって、潜在的投資者は、下記「投資対象ファンド固有のリスク要因」記載の関連あるリスク要因を慎重に読む必要があります。このため、潜在的投資者は、特に、同箇所記載のリスクについて理解するべきです。

#### 投資対象の集中

投資運用会社は、受益証券の申込による購入代金の実質全額を投資対象ファンドに投資します。このため、投資対象ファンドが被った損失は、ファンド全体の財務状況に重大な悪影響を及ぼします。

#### 投資対象ファンドへの依存

ファンドの投資目的のパフォーマンスの成功は、投資対象ファンドが継続して購入可能であることに依存します。投資対象ファンドは、終了し、解散し、新たな規制の対象となることがあるかもしれず、もしくはファンドが投資対象ファンドにより発行される受益証券に投資できる可能性がなくなるその他の理由があるかもしれません。かかる各状況において、管理会社は、ファンドを終了することを決定することがあります。

#### 投資対象ファンドに権利関係を有しないこと

受益証券の利益は、とりわけ投資対象ファンドのパフォーマンスに左右されます。受益証券への投資は、受益者に投資対象ファンドへの直接の権利関係を与えません。

#### 投資対象ファンドは譲渡制限および非流動化される可能性があること

投資対象ファンドおよびその資産は、譲渡制限を受ける可能性があります。投資対象ファンドの受益者は、特定の時期かつ特定の書面による手続きの完了後に限り、自身の投資対象ファンドの投資を譲渡または撤回する権利を有する可能性があり、かかる権利は、停止または変更される場合があります。かかる状況は、投資対象ファンド純資産価額に影響を及ぼす可能性があります。

#### 投資対象ファンド投資顧問会社への依存

投資対象ファンドの成功または失敗は、概ね、投資対象ファンドの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資対象ファンド投資顧問会社の判断および能力に依存しています。投資対象ファンドのパフォーマンスは投資運用会社によって監視されますが、ファンドは、投資対象ファンド投資顧問会社のスキルおよび専門知識に依存することになります。投資対象ファンド投資顧問会社は、投資対象ファンドの投資決定を行う際に投資技術およびリスク分析を利用しますが、これが期待通りの結果をもたらすという保証はありません。さらに、立法上、規制上または租税上の制限、政策または動向により、投資対象ファンドの運用において投資対象ファンド投資顧問会社が利用できる投資技術に影響を及ぼす可能性があり、投資目的達成のための投資対象ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社または投資運用会社またはファンドが相手にするその他のサービス提供会社のいずれも、投資対象ファンドの日々の管理に積極的な役割を担わず、また投資対象ファンド投資顧問会社による投資または管理に関する具体的な決定を承認する能力を有しません。投資者は、投資対象ファンドについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資対象ファンド投資顧問会社が成功するという保証はありません。また、投資対象ファンドによるパフォーマンスの不調の結果、ファンドの投資目的によって、ファンドが投資対象ファンドの投資を撤回することはありません。投資対象ファンド投資顧問会社が投資対象ファンドと提携し続けるという保証はなく、また提携し続ける場合は、好調に運営し続けるという保証はありません。さらに、投資対象ファンド投資顧問会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によって投資対象ファンドの投資、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

#### 支配の欠如

受託会社、管理会社または投資運用会社のいずれも、投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの勘定でなされる投資を支配しません。投資対象ファンドまたは投資対象ファンドの投資に関するかかる支配の欠如は、ファンドに不利益となる可能性があります。

#### アンダーライニング・サービス提供会社への依存

投資対象ファンドのパフォーマンスは、概ね、サービス提供会社のパフォーマンスによって牽引されます。当該サービス提供会社が必要な基準に従ってその業務を適切に遂行しない、契約上の義務に違反する、または不正、過失もしくは投資対象ファンドにとって悪影響を及ぼすその他の方法による行為を犯した場合、これは

投資対象ファンドへのファンドの投資の価値に重大な悪影響を及ぼし、純資産総額の低下につながる可能性があります。

#### 投資対象ファンドの英文目論見書および設立文書の条件

投資運用会社は、ファンドの資産の実質全額を投資対象ファンドに投資します。ファンドは、投資対象ファンドの英文目論見書および設立文書の条件を遵守しなければならず、かかる条件は、購入および償還に制限を設ける可能性があります。さらに、投資対象ファンドの清算の結果、ファンドの勘定で保有される株式の強制償還が生じる可能性があります、これは場合によっては、受益証券の強制買戻しをもたらす可能性があります。したがって、ファンドのパフォーマンスは、投資対象ファンドのパフォーマンスを完全に反映するとは限りません。

#### エコー・ボートティングに関するリスク

ファンドは、投資対象会社に対する保有持分に係る議決権の行使について、エコー・ボートティングの手法を採用していますが、これにより一定のリスクが生じます。この手法の下では、ファンドは、個別の議案について独自の裁量的判断に基づいて議決権を行使するのではなく、投資対象ファンドの他の受益者による投票結果に比例して、またはこれを反映して議決権を行使します。その結果、ファンドの議決権行使は、ファンドおよびその受益者と大きく異なる利害を有する受益者の意向を反映する可能性があり、ファンドは、投資対象ファンドにおけるコーポレート・ガバナンスの実施に対して独立した影響力を行使することができません。エコー・ボートティングの手法により、受益者の利益に沿った結果が得られるという保証はありません。

#### 投資対象ファンド固有のリスク要因

##### 投資対象ファンドの過去の運用実績は限られていること

投資対象ファンドは2022年3月に投資業務を開始したため、過去の運用実績が限られており、投資者が受益証券への投資や過去の実績を評価できる財務情報も限られています。その結果、投資対象ファンドには、その投資目的が達成されないリスクや、受益者の投資価値が大幅に下落または無価値となるリスクを含め、設立後間もない事業に関連する事業リスクや不確実性が伴います。さらに、チャーチルは、これまで非上場の事業開発会社を取り扱ったことがありません。チャーチルの投資チームが有するこれまでの専門的な経験(チャーチルの上級経営陣の投資・財務経験を含みます。)により、投資対象ファンドの運用が成功する可能性が高まると考えられますが、その保証はありません。

##### 投資対象ファンドのレバレッジおよび融資の利用

投資対象ファンドは、投資した自己資本に対する損失の可能性を拡大することにより投資のボラティリティを高める借入(レバレッジとも呼ばれます。)を利用することがあります。投資対象ファンドがレバレッジを利用して、銀行や他の貸付人からの借入金を部分的に調達する場合、投資対象ファンドの受益者において、投資対象ファンドの受益証券に投資するリスクが増加します。投資対象ファンドの資産価値が下落した場合、レバレッジをかけることにより、投資対象ファンドの純資産価額は、レバレッジをかけなかった場合よりも急激に下落することになります。同様に、投資対象ファンドの収益の減少は、投資対象ファンドが借入れを行わなかった場合よりも急激に純利益の減少を生じます。このような減少は、投資対象ファンドの受益者への分配能力に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、投資対象ファンドの受益者は、金利費用や投資対象ファンドの投資顧問会社に支払う管理手数料またはインセンティブ手数料の増加など、レバレッジの利用による投資対象ファンドの費用の増加を負担することになります。

投資対象ファンドは投資資金を調達するためにレバレッジを使用しており、今後も使用する予定です。投資対象ファンドが採用するレバレッジの額は、借入れを提案する時点での市場およびその他の要因に対する投資対象ファンド経営陣の評価によって決まります。投資対象ファンドが有利な条件でレバレッジによる資金調達を利用できる保証はありません。しかしながら、投資対象ファンドがその資金を調達するためにレバレッジを使用する限りにおいて、その資金調達コストは投資対象ファンドの受益者への分配に利用可能な現金を減少させます。さらに、投資対象ファンドはその資金調達債務を履行できない可能性があり、当該債務を履行できない範囲において、投資対象ファンドは当該債務を履行するために資産の一部または全部を清算または売却により失うリスクがあります。このような場合、投資対象ファンドは市況その他の理由により著しく下落した価格での資産売却を余儀なくされ、損失を被る可能性があります。

投資対象ファンドは通常、総借入金およびその他の優先証券(全ての借入金と将来発行する可能性のある優先株式を含みます。)の合計に対する総資産のカバレッジ比率を少なくとも150%とする必要があります。この比率が150%を下回ると、投資対象ファンドは追加借入れを行うことができなくなり、返済に不利な場合には投資の一部を売却しなければならなくなる可能性があります。これは投資対象ファンドの運営および投資活動に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、投資対象ファンドが受益者に分配を行う能力が著しく制限されるか、またはそのような分配を一切行えなくなる可能性があります。

投資対象ファンドの組入投資対象の多くは、投資対象ファンドの評議会の監督の下、指定評価人である投資対象ファンド投資顧問会社が誠実に決定した公正価値で計上されるため、投資対象ファンドの組入投資対象の価値に関して不確実性が生じる可能性があること

投資対象ファンドの評議会は、1940年法の規則2a-5に従い、投資対象ファンド投資顧問会社を指定評価人として指定し、2023年3月31日に終了する会計四半期から、容易に入手可能な市場相場がない投資対象ファンドの投資対象の公正価値を決定するよう指定しました。投資対象ファンドは、1940年法に基づき、評議会の監督の下、その組入投資対象を市場価格で、または容易に入手可能な市場相場がない場合は、指定評価人が決定した公正価値で計上することが義務付けられています。

投資対象ファンドの組入投資対象の多くは、非上場有価証券の形態をとる場合があります。非上場である有価証券その他の投資対象の公正価値は容易に決定できない場合があります。投資対象ファンドは、その有価証券の価値に影響を与える重要な事象を反映することを含め、指定評価人によって誠実に決定された公正価値でこれらの有価証券を評価します。評価プロセスの一環として、投資対象ファンドは、その投資対象の公正価値を決定する際に、以下の種類の要因(該当する場合)を考慮することがあります。

- ・投資先企業の有価証券と上場有価証券との比較
- ・投資先企業の企業価値
- ・担保の性質および実現可能価値
- ・投資先企業の支払能力ならびにその収益および割引キャッシュフロー
- ・投資先企業が事業を行う市場
- ・類似の投資が将来行われる際の価格に影響を与える可能性のある金利環境および信用市場全般の変化ならびにその他の関連要因

投資対象ファンドは、その投資対象(現金および現金同等物を除きます。)の大部分について、投資対象ファンドが公正価値を測定するために使用するインプットおよび評価技法に加えて、細分化レベルに関する開示が必要になると予想しています。つまり、投資対象ファンドのポートフォリオの評価は、観察不能なインプットおよび市場参加者が当該資産または負債をどのように評価するかについての投資対象ファンド独自の仮定に基づいていることを意味します。投資対象ファンドの組入投資対象の公正価値を決定するためのインプットには、重要な運用上の判断や見積りが必要です。観察可能な市場データが入手可能な場合であっても、そのような情報はコンセンサス・プライス情報またはブローカーの見積りから得られたものである可能性があり、これには、ブローカーが実際の取引においてかかる価格に拘束されないという免責事項が含まれます。免責事項を伴うコンセンサス・プライスおよび/または見積りには拘束力がないため、そのような情報の信頼性は著しく低下します。

投資対象ファンドは、これらの有価証券の評価を検討するために、一または複数の独立したサービス提供会社のサービスを利用します。投資対象ファンドの投資対象の公正価値を決定する際に指定評価人が考慮する可能性のある要因の種類には、一般的に、上場有価証券との比較(利回り、満期および信用の質の測定などの要因を含みます。)、投資先企業の企業価値、担保の性質および実現可能価値、投資先企業の支払能力ならびにその収益および割引キャッシュフロー、投資先企業が事業を行う市場、その他の関連要因が適宜含まれます。このような評価、特に非上場有価証券および非上場企業の評価は、本質的に不確実であり、短期間で変動する可能性があり、また、見積りに基づく可能性があるため、投資対象ファンドによる公正価値の決定は、これらの有価証券の既存市場が存在した場合に使用されたであろう価値とは大幅に異なる可能性があります。投資対象ファンドの組入投資対象の価値がこのように不確実であるため、公正価値の決定を行うことにより、任意の日における投資対象ファンド純資産価値は、投資対象ファンドが一または複数の投資対象について最終的に実現し得る価値に対して著しく過小評価または過大評価される可能性があります。その結果、過大評価された投資対象ファンド純資産価値に基づき投資対象ファンドの普通受益証券を購入する投資者は、正当な投資対象の

価値よりも高い価格を支払うこととなります。逆に、投資対象ファンド純資産価額が投資対象の価値よりも過小評価されている期間に普通受益証券を売却する投資者は、正当な投資ポートフォリオの価値よりも低い価格を普通受益証券に対して受け取ることとなります。

投資対象ファンドは、そのポートフォリオの各投資対象の公正価値に関する指定評価人の決定を反映させるため、四半期ごとにそのポートフォリオの評価を調整します。公正価値の変動は、投資対象ファンドの損益計算書において未実現投資利益(損失)の純変動として計上されます。

投資対象ファンドが分配金を支払えない可能性があること、投資対象ファンドの分配金が長期的に増加しない可能性があること、および/または投資対象ファンドの分配金の一部が元本の払い戻しとなる可能性があること

投資対象ファンドの分配金支払能力は、とりわけ、本書に記載された一または複数のリスク要因の影響により悪影響を受ける可能性があります。さらに、事業開発会社として投資対象ファンドに適用されるアセット・カバレッジ要件を満たすことができない場合、投資対象ファンドの分配金支払能力が制限される可能性があります。全ての分配金は、投資対象ファンドの評議会の裁量により支払われ、投資対象ファンドの収益、投資対象ファンドの財務状況、投資対象ファンドのR I C税制措置の維持、適用される事業開発会社規制の遵守、および投資対象ファンドの評議会が適宜関連性があるとみなすその他の要因に左右されます。

投資対象ファンドは買戻プログラムを実施する予定であるものの、投資対象ファンドには、その受益証券の買戻しを行わない、またはプログラムを中断する裁量があること

投資対象ファンドの評議会は、その裁量により、いつでも受益証券の買戻プログラムを修正または停止することができます。ファンドは、流動性イベントが発生しない限り、投資対象ファンドの評議会が受益証券の買戻プログラムを修正または停止した場合、投資対象ファンドの受益証券を適時に売却できない可能性があり、また投資対象ファンドは、現状、流動性イベントを実施する予定はなく、また、その信託宣言などにより、いかなる時点においても流動性イベントを実施する義務を負いません。投資対象ファンドは、その四半期報告書またはその他の提出書類において、このような動向を通知します。任意の買戻オファーにおいて買戻請求された受益証券のうち、全額に満たない受益証券が買戻される場合、資金は、受益証券の種類を問わず、買戻受益証券の総数に応じて按分して割り当てられます。受益証券の買戻プログラムには多くの制限があり、希望する価格で速やかに受益証券を売却できることを保証するものと考えべきではありません。

投資対象ファンドの受益証券買戻プログラムに基づく投資対象ファンドの買戻オファーのタイミングは、ファンドにとって不利な時期となる可能性があること

ファンドは、投資対象ファンドの受益証券買戻プログラムに参加することを選択した場合、投資対象ファンドの買戻日における買戻し対象クラスの投資対象ファンド基準価額がいくらになるかを知る前に、投資対象ファンドに対し参加の意思を通知しなくてはなりません。ファンドは、投資対象ファンドの買戻日までに買戻請求を撤回することができるものの、投資対象ファンドの定期的な受益証券買戻プログラムの一環として普通受益証券を売却しようとする場合、投資対象ファンドの買戻日における投資対象ファンドの受益証券の買戻価格がいくらになるかを知らないままそれを行う必要があります。

投資対象ファンドのポートフォリオで投資対象ファンドが計上した未実現損失は、将来の実現損失を示している可能性があり、これにより投資対象ファンドの分配可能利益が減少する可能性があること

投資対象ファンドは、事業開発会社として、その投資対象を市場価格で、または市場価格が確認できない場合はその指定評価人が誠実に決定した公正価値で計上することが義務付けられています。償却原価に対する投資対象ファンドの投資対象の市場価値または公正価値の減少は、未実現減価償却として計上されます。投資対象ファンドのポートフォリオにおける未実現損失は、影響を受けるローンに関して投資先企業が投資対象ファンドに対する返済義務を履行できないことを示している可能性があります。これは、将来的に実現損失をもたらし、最終的に将来の期間における投資対象ファンドの分配可能利益を減少させる可能性があります。さらに、投資対象ファンドの投資対象の市場価値または公正価値の減少は、投資対象ファンド純資産価額を減少させることとなります。

投資対象ファンドは、市場が大きく混乱し、経済が不透明な時期に運営されており、投資対象ファンドの事業、財務状況および運営に悪影響を及ぼす可能性があること。資本市場および信用市場の混乱が拡大した場合、投資対象ファンドの事業に悪影響を及ぼす可能性があること

資本市場は、時として混乱や不安定な時期を経験することがあります。米国の資本市場は、2019年12月に始まったCOVID-19の世界的流行と2022年2月下旬に始まったロシアとウクライナの紛争を受けて、極端な変動と混乱に見舞われました。COVID-19の世界的流行が収束した後も、米国経済および他の大半の主要国では予測不可能な経済状況が続いており、投資対象ファンドの事業は、米国および他の主要市場における長期的な不景気や景気後退により、重大な悪影響を受けると予想しています。また、資本市場の混乱により、無リスク証券と高リスク証券の利回り格差が拡大し、資本市場の一部で流動性が低下しています。

現在の経済状況は、貸付人のローン組成能力、組成されたローンの量と種類、借入人の支払能力、借入人に認められた修正・免除の量と種類、借入人の債務不履行の場合に取られる救済措置などに悪影響を及ぼす結果となっており、これらはそれぞれ、投資対象ファンドが投資に利用できるローンの量と質、投資対象ファンドへのリターンなどに悪影響を及ぼす可能性があります。米国のクレジット市場(特に中間市場向けローン)では、とりわけ( )借入人によるリボルビング・クレジット・ラインおよびその他の金融商品に対する融資実行の増加、( )借入人による債務不履行回避のためのクレジット契約の修正および免除の要求の増加、そうした借入人による債務不履行の増加ならびに/またはローン満期日におけるリファイナンスの困難化および現物支払機能の利用の増加、( )価格変動およびスプレッド変動の増大、変動性が高まる中におけるローンの評価の困難化ならびに流動性の問題などの事象が発生しています。

これらの状況および将来の市場の混乱および/または流動性の低下は、投資対象ファンド(および投資対象ファンドの投資先企業)の事業、財務状況、運用成績およびキャッシュフローに悪影響を及ぼす可能性があります。厳しい経済状況の継続により、資金調達コストが増加し、資本市場へのアクセスが制限され、貸付人が投資先企業および/または投資対象ファンドへの信用供与を行わない決定を下す可能性があります。このような事象により、投資の組成が制限され、今後も制限され続ける可能性があります。また、投資対象ファンドの成長能力が制限され、投資対象ファンドの運用成績および投資対象ファンドのデット投資およびエクイティ投資の公正価値に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンドは、利用可能な場合、デット資本およびエクイティ資本の代替市場にアクセスしなければならない可能性があります。また、世界の金融市場の深刻な混乱、信用および資金調達状況の悪化、金利の継続的な上昇、米国政府の支出・財政赤字レベルに関する不確実性その他の世界的な経済状況は、投資対象ファンドの事業、財務状況および運用成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドは、米国の中堅企業に対する新規融資取引の調達および投資を継続する予定ですが、それを成功裏に、または一貫して行うことができるとは断言できません。適切な投資機会の欠如により、新たな投資を行う能力が損なわれ、収益に悪影響を及ぼし、ファンドへの分配が減少する可能性があります。

現在の経済状況が長期間継続する場合、ローンの延滞、ローンの未払い、不良資産および倒産が増加する可能性があります。さらに、投資対象ファンドのローンの担保価値が下落する可能性があります。それによって貸倒損失が増加し、ローン保証会社の純資産および流動性が低下するおそれがあり、投資対象ファンドに対するコミットメント履行能力が損なわれる可能性があります。ローンの延滞や未払いが増加したり、ローンの担保や保証会社の純資産が減少すると、コストの増加や収入の減少が生じるおそれがあり、投資対象ファンドの事業、財務状況または運用成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。投資対象ファンドは、今後も、サプライチェーンの中断、労働問題、商品のインフレ、世界と米国の経済・金融市場の不安定要素を注視していきます。

投資対象ファンドは、その事業戦略および投資戦略に従って投資を継続し、新たな事業機会を追求するために、将来的に追加の資本を調達する必要があります。金融業界における継続的な混乱状況や、こうした状況に対応した新たな法律の影響により、その事業運営が制限され、その運用成績および財務状態に悪影響が生じる可能性があります。

さらに、投資対象ファンドは、R I C に適用される税制上の優遇措置を受けるために、投資対象ファンドの経常純利益および短期キャピタル・ゲイン純額のうち長期キャピタル・ロス純額(もしあれば)を上回る部分の少なくとも90%を投資対象ファンドの受益者に分配することが義務付けられています。その結果、これらの利益は新たな投資の資金として利用することはできません。資本市場へのアクセスが成功しない場合、投資対象ファンドが事業を成長させ、事業戦略を完全に実行する能力が制限され、収益(もしあれば)が減少するおそれがあり、投資対象ファンドの事業、運用成績および財務実績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドは、投資対象ファンドとその投資先企業が事業を展開する市場における現状の経済状況や、それに対応した経済活動の落ち込み (米国経済や米国中堅企業が提供する様々な種類の商品・サービスの市場に悪影響を及ぼす可能性のあるもの) について、その期間や規模を確実に把握することはできません。このような状況の継続期間、規模、深刻度および関連する経済や市場への影響によっては、投資対象ファンドの投資先企業の一部は収益が減少し、財政難に陥る可能性があり、これにより投資対象ファンドおよび他の貸付人に対して債務不履行に陥る可能性があります。これらの要因および関連要因を考慮し、投資対象ファンドは、状況が許す限り、また新たな情報が入手可能となった場合、将来的に他の投資先企業に関して格下げを行う可能性があります。

### 投資対象ファンドの投資に関するリスク

投資対象ファンドによる負債比率の高い投資先企業への投資はリスクが高く、投資対象ファンドの投資の全部または一部を失う可能性があること

負債比率の高い企業 (レバレッジド・カンパニー) への投資には多くの重大なリスクが伴います。投資対象ファンドが投資するレバレッジド・カンパニーは、財源が限られている可能性があり、投資対象ファンドが保有する負債証券の債務を履行できない可能性があります。このような事態は、担保の価値の悪化や、投資対象ファンドが投資に関連して取得した保証を実現する可能性の低下を伴う場合があります。さらに、投資対象ファンドのジュニア担保付ローンは、通常、シニア・ローン投資に対して劣後しています。そのため、債務超過が発生した場合、他の債権者が投資対象ファンドに優先する可能性があります。

投資対象ファンドは、通常、非上場中堅企業に投資するため、大企業へのローンよりも損失リスクが高くなる可能性があること

投資対象ファンドは、非上場中堅企業に対するローンに投資します。これらの企業は一般的に、より大きな上場企業に比べて資本へのアクセスが制限され、資金調達コストが高く、財務状態が弱く、事業の拡大、競争、運営に多くの資金を必要とする可能性があります。さらに、これらの企業の多くは、公開資本市場や商業銀行などの伝統的な資金源から資金を調達できない可能性があります。したがって、このような借入人に対して行われるローンは、事業規模が大きく、資金力が豊富で、より魅力的な条件で伝統的な信用源を利用することができる企業に対して行われるローンよりも高いリスクを伴う可能性があります。

非上場中堅企業への投資には、以下のような多くの重大なリスクが伴いますが、これらに限定されません。

- ・中堅企業は、大企業に比べ、事業歴が短く、取扱商品が限られ、市場シェアが小さいため、競合他社の行動や市況、さらには一般的な景気後退の影響を受けやすい傾向があること
- ・中堅企業は、少数の経営者の手腕や努力に依存する傾向があり、したがって、これらの者の一人または複数の死亡、障害、辞任または解雇が、会社ひいては投資対象ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性があること
- ・中堅企業は、通常、資本市場へのアクセスが制限されているため、借入れの借換えができない可能性があること
- ・投資対象ファンドは、そのローンを、満期時にかなりの残高が残るように構成しているため、中堅企業は、未償却ローン残高の借換えや満期返済ができないこと
- ・中堅企業は、一般的に事業業績が予測しにくく、顧客の嗜好や市況の変化に特に脆弱であり、一または限られた数の主要な顧客に依存している可能性があること
- ・中堅企業は、随時訴訟の当事者となり、陳腐化のリスクが大きい商品を扱う変化の激しい事業に従事し、その事業の支援、事業拡大のための資金調達、競争上の地位の維持のために多額の追加資本を必要とする可能性があること
- ・中堅企業は、一般的に、その事業、経営および財務状況について公開されている情報が少ないため、投資対象ファンドは、これらの企業に関する全ての重要な情報を把握できない場合、十分な情報に基づく投資判断を下すことができず、その投資の全てまたは一部を失う可能性があること

これらの要因やその変化は、投資先企業の財務状況、事業業績、キャッシュフローを悪化させたり、倒産などの不利な事態を招いたりする可能性があり、これらはいずれも、投資先企業が投資対象ファンドからのローンについて予定通りに支払いを行う能力を制限する可能性があります。その結果、投資先企業が借入残高を返済できなくなり、投資対象ファンドのローン・ポートフォリオに損失が生じ、投資対象ファンドの純利息収益と簿価が減少する可能性があります。

投資対象ファンドは、シニア・ローン投資への投資に関連するリスクにさらされること

投資対象ファンドは、シニア・ローン投資に投資します。シニア・ローン投資は、通常、投資適格未満の格付けであるか、格付けされていない場合もあります。その結果、シニア担保付ローンに関連するリスクは、信用格付機関によって投資適格未満の債券のリスクと同様とみなされる可能性があります。投資適格未満と格付けされたシニア・ローン投資への投資は、債務を負っている企業の信用リスクにより投機的とみなされます。このような企業は、投資適格級の発行体よりも、投資対象ファンドに対する利払いおよび元本返済について不履行に陥る可能性が高く、このような不履行は投資対象ファンドのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。景気後退は一般的に不払い率の上昇をもたらし、シニア・ローン投資は不履行が発生する前に市場価値を大きく失う可能性があります。さらに、シニア・ローン投資の担保として使用される特定の担保の価値が下落したり、流動性が低下したりする可能性があり、シニア・ローン投資の価値に悪影響を及ぼします。

多くのシニア担保付ローンについては、他の多くの種類の有価証券(証券法または証券取引法に基づき登録された取引で発行された有価証券を含みます。)と比較して、入手しやすく信頼できる情報が少ない可能性があります。その結果、投資対象ファンド投資顧問会社は、利用可能な独立した情報源ではなく、借入人の信用の質に関する独自の評価に主に依存することになります。したがって、投資対象ファンドは、投資対象ファンド投資顧問会社の分析能力に特に依存することになります。

一般的に、シニア担保付ローンの流通市場は十分に発達していません。特定のシニア担保付ローンについては、活発な取引市場が存在しない可能性があり、そのことが当該ローンの評価を困難にする可能性があります。流動性が低く、不利な市況であることは、投資対象ファンドがシニア担保付ローンを迅速に、または公正な価格で、売却できない可能性があることを意味します。特定のシニア担保付ローンについて流通市場が存在する場合、その市場は、不規則な取引活動、広いビッド/アスク・スプレッド、および長期にわたる取引決済期間の影響を受ける可能性があります。

投資対象ファンドは、ジュニア債券または劣後債券への投資に関連するリスクにさらされること

投資対象ファンドは、ジュニア・キャピタル投資に投資します。ジュニア・キャピタル投資は、第二順位担保付ローン、無担保債務、劣後債および単一トランシェ・ローンのラストアウト・ポジション(固定金利商品、変動金利商品、現物給付型収益を有する商品を含みます。)で構成されます。一定のジュニア・キャピタル投資は、通常、普通株式やその他の持分証券に優先しますが、投資対象ファンドが投資するエクイティ証券およびデット証券は、投資先企業の多額のシニア債(その全部または大部分が担保付)に劣後する可能性があります。このような劣後投資は、同じ投資先企業の優先債務よりも信用リスクが高い可能性があります。これらの劣後証券は、一定の種類の子ア担保付債券に適用される追加債務の負担制限などの財務制限条項によって保護されない可能性があります。劣後債の保有者は、一般的に、破産や清算において、上位債権者が全額弁済を受けるまでは、全額弁済を受ける権利を有しません。さらに、劣後債の保有者が得られる救済措置は、通常、上位債権者に有利な制限によって限定されます。

加えて、劣後投資は、一般的に有担保ローンよりも変動が激しく、債務者の財務状況や一般的な経済状況の悪化の結果、シニア債よりも債務不履行のリスクが高くなります。投資対象ファンドが投資先企業に劣後投資を行う場合、その投資先企業は財務レバレッジが高い可能性があり、また、借入比率が比較的高いことから、その事業が全ての債務を返済するのに十分なキャッシュフローを創出できないリスクが高まる可能性があります。投資対象ファンドが劣後債ベースで投資する投資先企業において、全ての債務を履行するのに十分なキャッシュフローを創出できない場合、投資対象ファンドは、投資元本の一部または全部を失う可能性があります。

投資対象ファンドは「コベナンツ・ライト」ローンに関連するリスクにさらされる可能性があること

投資対象ファンドが投資する一部のローンは、「コベナンツ・ライト」である場合があります。投資対象ファンドは、「コベナンツ・ライト」ローンという用語を、完全な財務維持コベナンツがないローン全般を指す用語として使用します。一般的に、「コベナンツ・ライト」ローンは、債務者のコベナンツが発生基準であること、すなわちコベナンツは借入人の財務状況の悪化によってではなく、借入人の積極的な行動によってのみ検証され、違反が生じ得ることから、借入企業に自由度を与え、貸付人に不利に影響します。したがって、投資対象ファンドは、「コベナンツ・ライト」ローンにエクスポージャーを持つ限りにおいて、そのような投

資について、財務維持コベナンツが付されたローンへの投資またはエクスポージャーと比較して大きな損失リスクを有する可能性があります。

投資対象ファンドは、単一トランシェの担保付ローンおよび担保付証券への投資に関連するリスクにさらされる可能性があること

投資対象ファンドは、単一トランシェ担保付ローンに投資します。単一トランシェ担保付ローンは、シニア担保付債務およびジュニア担保付債務を同一ファシリティ内にまとめたものです。単一トランシェ担保付ローンは、レバレッジド・バイアウトやその他の企業取引の資金調達に必要な、シニア債およびジュニア債の両方の借入れの全てを提供するものですが、一般的には第一順位のポジションにあり、借入人は、通常、トランシェごとに異なる金利ではなく、混合された均一金利を支払います。単一トランシェ担保付債務は、通常、ローン期間全体を通じて元本と利息の両方の支払いを必要とします。一般的に、投資対象ファンドは、これらの証券がシニア担保付債務とジュニア債務の金利の中間の混合利回りになると予想しています。単一トランシェ担保付ローンは、契約書作成の簡素化、実行の確実性の向上、ローン期間中の意思決定の複雑性の軽減など、借入人に多くの利点をもたらします。場合によっては、利息総額の一部について発生したり、現物で支払われることもあります。単一トランシェ担保付ローンは、シニア・ファイナンスおよびジュニア・ファイナンスの特性を併せ持つため、そのローン特性の組合せによって程度は様々ですが、シニア担保付ローン、第二順位担保付ローンおよびジュニア債務に関するリスクと同様のリスクを有します。

投資対象ファンドは、エクイティ関連証券への投資に関連するリスクにさらされていること

投資対象ファンドは、発行者の普通株式または発行者の普通株式の現金価値に転換または交換される可能性のあるエクイティ・ライツやエクイティ・ワラントなどのエクイティ関連証券に投資します。投資対象ファンドが保有するエクイティ持分は、価値が上昇しない可能性があり、実際には価値が下落する場合があります。したがって、投資対象ファンドは、そのエクイティ持分から利益を実現できない可能性があり、また、投資対象ファンドがエクイティ持分の処分により実現する利益は、投資対象ファンドが被るその他の損失を相殺するのに十分でない可能性があります。投資対象ファンドは、エクイティ投資から利益を実現し得るタイミングについてコントロールできることは一般的にほとんどありません。また、投資対象ファンドは、投資先企業が事業売却、資本再編、公募(これがあれば投資対象ファンドは原資産であるエクイティ持分を売却できます。)などの流動性イベントを行わない場合、価値を実現できない可能性があります。投資対象ファンドは、取得するプット・オプションを行使できない可能性があります。プット・オプションは、投資先企業が財政難に陥った場合、投資書類に記載された対価で、投資対象ファンドのエクイティ証券を投資先企業に売り戻す権利を付与するものです。さらに、投資対象ファンドは、シニア・ローン投資と並行してエクイティ投資またはエクイティ関連証券投資を行う場合があります、その結果、これらの投資の権利に関連して利益相反を生じる可能性があります。

投資対象ファンドが投資先企業に対して行う融資は、不良債権化する可能性があること

ローンや負債は、様々な理由により不良債権となる可能性があります。そのような不良債権は、とりわけ金利の大幅な引き下げ、元本の大幅な評価減および/または支払の延期を伴う、相当な債務整理交渉またはリスストラクチャリングを必要とする場合があります。加えて、このような交渉やリスストラクチャリングは非常に広範囲に及び長期化する可能性があるため、最終的な回収に関して大きな不確実性をもたらす可能性があります。また、投資対象ファンドは、ローンの債務不履行時に回収を図ったり、そのような債務のリスストラクチャリングに参加したりする必要がある場合、追加費用を負担する可能性があります。不良債権の流動性は制限される可能性があり、不良債権が売却される場合、その売却益が未払い元本および未払い利息と等しくなる可能性は極めて低いです。このような債務不履行、債務整理またはリスストラクチャリングに関連して、投資対象ファンドは、個々のローンに関して議決権を行使したとしても、当該ローンに関する議決権の結果を決定するのに十分な割合の議決権を行使できない可能性があります。

投資対象ファンドの投資対象の流動性の欠如は、投資対象ファンドの事業に悪影響を及ぼす可能性があること

一般的に、投資対象ファンドの資産は全て流動性の低い有価証券に投資され、レバレッジド・カンパニーに対する投資対象ファンドの投資の大部分は、転売について法的その他の制限の対象となるか、または、より広範に取引されている公開有価証券よりも流動性が低くなります。これらの投資対象の流動性の低さは、希望したときに売却することを困難にする可能性があります。さらに、投資対象ファンドがそのポートフォリオの全部または一部を迅速に清算する必要がある場合、投資対象ファンドは、これまでに計上した投資額よりも大幅

に低い額しか実現できない可能性があります。そのため、投資対象ファンドは、短期的にその投資対象の流動性を達成することは見込んでいません。しかし、投資対象ファンドは、事業開発会社として規制され、R I Cとして適格であるという選択を維持するために、各規制枠組みの下で適用される一または複数の基準を満たさない場合は投資対象を処分しなければならない可能性があります。

さらに、経済活動の継続的な混乱は、投資対象ファンドの投資対象に関わる流動性イベントの可能性に悪影響を及ぼしており、今後も及ぼし続ける可能性があります。投資対象ファンドの投資対象の流動性が低いため、必要な場合に資本調達のために当該投資対象を売却することが困難になる可能性があります。その結果、流動性目的のために売却が必要になった場合、投資対象ファンドは、その投資対象について計上した額よりも大幅に低い額しか実現できない可能性があります。資本を獲得または調達することができず、その結果、投資対象ファンドの投資対象の全部または一部を売却する必要が生じた場合、投資対象ファンドの業務、財務状態または運用成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドの投資先企業はローンを期限前弁済する可能性があり、弁済された資本を期待利回り以上の取引に投資できない場合、所定の利回りが低下する可能性があること

投資対象ファンドが投資先企業に対して行うローンやその他の投資の一部は、いつでもコール可能であり、その多くは額面に対するプレミアムを支払うことなく返済できます。ローンがコールされるかは、投資先企業の好業績が継続するか否か、および投資先企業が既存の融資をより低コストの資本に置き換えることができる有利な資金調達市場の状況が存在するか否かによって決まります。市場環境は頻繁に変化するため、各投資先企業において、これがいつ可能か、また可能な場合があるかは不明です。さらに、期限前弁済はいつでも、場合によってはプレミアムや違約金なしで行われる可能性があり、また、スプレッドが縮小している期間に期限前弁済権が行使されると、期限前弁済金をより利回りの低い商品に再投資することになる可能性があります。これらのローンの一部では、早期にローンがコールされることにより、弁済された資金を期待利回り以上の取引に投資できないときは、投資対象ファンドの達成可能な利回りが低下する可能性があります。

投資対象ファンドは、ビジネス・サービス業界への投資に関連するリスクにさらされる可能性があること

ビジネス・サービス業界の投資先企業は、規制による悪影響、技術の変化、競争市場、資金調達の困難さなど、多くのリスクにさらされています。ビジネス・サービス業界の投資先企業は、技術の変化に迅速に対応し、これらの変化が顧客の嗜好に与える影響を理解する必要があります。ビジネス・サービス業界に影響を及ぼす経済上、ビジネス上または規制上の不利な進展は、この業界で事業を展開する投資先企業に対する投資対象ファンドの投資の価値に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果、投資対象ファンドの事業と業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドによるヘルスケア業界への投資は、相当な不確実性に直面すること

投資対象ファンドによるヘルスケア業界への投資は、大きなリスクを伴います。ヘルスケア企業の事業に適用される法令等およびその解釈は頻繁に変更される可能性があります。これらの法令等を所管する機関には幅広い裁量権が与えられています。既存または将来の法令等により、ヘルスケアに従事する投資対象ファンドの投資先企業は、事業方法の変更、収益の制限、コストの増加、引当金水準の変更および事業慣行の変更を余儀なくされる可能性があります。

投資対象ファンドの投資戦略は、多くのリスクにさらされるテクノロジー関連企業に焦点を当てていること

投資対象ファンドは、テクノロジー関連企業に投資しますが、その多くは、取扱商品が限られ、市場シェアが小さいため、競合他社の行動や市況、さらには一般的な景気後退の影響を受けやすい傾向があります。テクノロジー関連企業の収益、利益(または損失)および評価は、突然かつ劇的に変動する可能性があり、また多くの場合、変動します。加えて、テクノロジー関連産業は一般的に、急激な景気循環と激しい競争という特徴があります。テクノロジー関連産業における過剰生産能力は、周期的な景気後退と相まって、多くのテクノロジー関連企業の時価総額を大幅に減少させる可能性があります。このような時価総額の下落は繰り返し発生する可能性があり、テクノロジー関連企業の将来的な評価額の下落は相当なものとなり、一過性のものではない可能性があります。したがって、投資対象ファンドの投資先企業は、他の業種の企業と比較して、はるかに大きな損失リスクに直面する可能性があります。

急速なテクノロジー革新のため、テクノロジー関連企業が提供する製品や一部のサービスの平均販売価格は、歴史的にその生産年数の経過とともに低下しています。したがって、テクノロジー関連企業が提供する製品やサービスの平均販売価格は時間の経過とともに低下する可能性があり、その結果、企業の経営成績、債務

証券の債務履行能力および株式価値に悪影響を及ぼす可能性があります。これは、ひいては投資対象ファンドの事業、財務状況および運用成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドは、収益に相当する現金を受領する前に課税所得および会計所得に含める必要がある発行差金収益および現物支払利息に関連するリスクにさらされていること

投資対象ファンドの投資対象には、以下を含む発行差金要素および現物支払利息または現物支払配当要素が含まれますが、これらに限定されません。

- ・投資対象ファンドは、債務の存続期間中に発生する発行差金の一部を毎年収益に含めなければなりません(当該収益に相当する現金を同一課税年度に受領したか否かを問いません。)。発生した発行差金またはその他の金額は、発生した年の投資会社の課税所得に含まれるため、投資対象ファンドは、対応する現金を受領していなくても、その年間分配要件を満たすためにその受益者に分配を行うことを要求される場合があります。その結果、投資対象ファンドは、投資対象ファンドにとって不利な時期または価格でその投資対象の一部を売却したり、追加の負債または資本を調達したり、新たな投資機会を見送ったりしなければならない可能性があります。
- ・現金支払の繰延べと引き換えに高い金利を受け入れるよう借入人を誘引することは、通常、貸付人側にとっての投機にある程度相当するため、発行差金商品は、信用リスクを高める可能性があります。
- ・収益発生時の会計条件が満たされていても、債務満期時に投資対象ファンドによる実際の回収が行われることになっている場合、借入人は依然として債務不履行に陥る可能性があります。
- ・発行差金商品は、その継続的な発生により、繰延支払の回収可能性と担保の価値について継続的な判断を必要とするため、評価の信頼性が低い可能性があります。
- ・発行差金商品は一般的に利息付ローンよりも著しく高い信用リスクを示します。
- ・投資対象ファンドが受領する発行差金収益は、投資対象ファンドによるファンドに対する現金分配の原資について不確実性をもたらす可能性があります。会計上、発行差金収益または市場割引収益に相当するファンドへの現金分配は、それらを支払うための現金が募集手取金から得られたとしても、払込資本からの支払いとして扱われません。つまり、発行差金または市場割引利息の分配は、ファンドおよび/または他の受益者が投資した現金から支払われるものの、1940年法第19条(a)により、かかる事実を元本の払戻しとして報告することによりファンドに通知することは義務付けられていません。
- ・現物支払利息の繰延べは、投資対象ファンドのR I C税制を維持するために受益者への現金分配を必要とする可能性がある非現金収益に相当するため、流動性に悪影響を及ぼします。さらに、現物支払利息の繰延べは、複利で負債比率を増加させるため、担保権実行時に投資対象ファンドが損失を吸収するリスクを高めます。
- ・発行差金商品および市場割引商品は、投資対象ファンドが最終的に実現しない可能性のある非現金発生額に基づき、投資対象ファンド投資顧問会社に払い戻しできないインセンティブ報酬を支払うリスクを生じさせます。

投資対象ファンドが投資先企業へのフォローオン投資を行わない場合、そのポートフォリオ価値が損なわれる可能性があること

投資先企業への初期投資の後、投資対象ファンドは、以下を追求するため、「フォローオン」投資としてその投資先企業に追加投資を行うことができます。

- ・投資対象ファンドの債権者としての立場または投資先企業の株式保有割合の増加または全部もしくは一部の維持。
- ・当初または事後の資金調達において取得したワラント、オプションまたは転換証券の行使。
- ・投資対象ファンドの当初投資および全体投資の価値の維持または向上。

投資対象ファンドは、利用可能な資本原資および1940年法の制限に従い、フォローオン投資を行う裁量を有します。投資対象ファンド側がフォローオン投資を行わないことは、状況によっては、投資先企業の存続可能性および投資対象ファンドの初期投資を危険にさらす可能性があり、または投資先企業の成功した事業への投資対象ファンドの参加を増やす機会を逃すことにつながる可能性があります。投資対象ファンドが希望するフォローオン投資を行うために十分な資本を有している場合でも、投資対象ファンドは、リスク水準を高めることを望まない場合、他の投資機会を選好する場合または1940年法の要件(投資対象ファンドの指示を含

む。)の遵守およびR I Cの租税上の措置により制限されている場合、フォローオン投資を行わないことを選択する可能性があります。

投資対象ファンドは、投資対象ファンドの投資先企業に対する支配力を行使できない可能性があり、また、投資対象ファンドの投資先企業の経営陣による決定を妨げることができない可能性があり、それにより投資対象ファンドの投資の価値が下落する可能性があること

投資対象ファンドは、いずれの投資対象ファンドの投資先企業においても支配的な株式ポジションを保有しておらず、今後も支配的なポジションを保有する予定はありません。投資先企業へのデット投資は、例えば、投資先企業が追加のデットを負担する能力に対する制約や、投資対象ファンドの投資資金を特定の目的のために使用する投資先企業の裁量に対する制限など、限定的な支配機能を提供する可能性があります。1940年法の下での「支配」は、25%を超える株式保有で推定され、投資対象ファンドが経営支援を提供する場合にはより低い保有水準でも存在する可能性があります。投資対象ファンドが投資先企業の支配的な株式ポジションを取得しない場合、投資対象ファンドは、投資先企業が投資対象ファンドが同意しない経営判断を下すリスクや、投資先企業の経営陣および/または株主がリスクを引き受けたり、またはその他投資対象ファンドの利益に反する行動を取るリスクにさらされる可能性があります。投資対象ファンドが投資対象ファンドの投資先企業に対して通常保有しているデット投資およびエクイティ投資は流動性に欠けるため、投資対象ファンドは、投資先企業の活動に異議がある場合に投資対象ファンドの投資を処分できない可能性があり、したがって投資対象ファンドの投資の価値が下落する可能性があります。

投資対象ファンドの投資先企業による債務不履行は、投資対象ファンドの運用成績に悪影響を及ぼすこと

投資先企業が投資対象ファンドまたはその他の貸付人によって課された財務上または事業上のコベナンツを履行しない場合、債務不履行につながる可能性があります。融資が打ち切れ、資産が差し押さえられる可能性があります。これは他の契約に基づくクロス・デフォルトを引き起こし、当該投資先企業の投資対象ファンドが保有するローンおよびその他の投資に基づく返済およびその他の義務を履行する能力を危険にさらす可能性があります。さらに、投資対象ファンドの投資の多くは、満期時に元本残高がある可能性が高く、その結果、借入人が借換えまたは返済ができない場合、投資対象ファンドに多額の損失をもたらす可能性があります。投資対象ファンドは、債務不履行の際に回収を進めるため、または債務不履行を起こした投資先企業と特定の財務コベナンツの放棄を含む新たな条件を交渉するために、費用が発生する可能性があります。このプロセスは時間とリソースを要し、迅速かつ効率的に解決されなければ、投資対象ファンドの運用成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資対象ファンドの投資先企業は、投資対象ファンドが当該投資先企業に対して行うローンやその他の投資と同順位またはそれに優先するデットを負う可能性があること

投資対象ファンドは、投資対象ファンドによる企業への投資のほとんどが担保されると予想していますが、一部の投資は無担保であり、その投資先企業が負う相当な金額の優先債務に劣後する可能性があります。投資対象ファンドが投資を行う投資先企業は、通常、投資対象ファンドが投資を行う債券と同順位、またはそれに優先するその他の債務を有するか、または負担することが許可されている可能性があり、かかる債務証券は、投資対象ファンドが、投資対象ファンドのデット投資に関する支払いを受ける権利を有する日以前に、保有者が利息または元本の支払いを受ける権利を有することを規定している可能性があります。また、投資先企業の支払不能、清算、解散、再編または倒産が発生した場合、投資対象ファンドによる当該投資先企業への投資よりも優先順位の高い債務証券の保有者は、通常、投資対象ファンドが投資対象ファンドの投資に関する分配金を受領する前に全額を受領する権利を有します。上位債権者への返済後、投資先企業は投資対象ファンドに対する債務の返済に用いる残余資産を有しない可能性があります。投資対象ファンドが投資する債務証券と同順位の債務の場合、関連する投資先企業の支払不能、清算、解散、再編または倒産が発生した場合には、投資対象ファンドは、当該債務を保有する他の債権者と平等かつ比例的に分配金を分け合う必要があります。

さらに、投資対象ファンドが投資先企業に対して行う特定のローンは、当該企業のシニア担保付債務を担保するものと同じ担保によって、第二順位で担保される可能性があります。担保に対する第一順位の担保権は、未返済のシニア債に基づく投資先企業の債務を担保し、ローンを定める契約に基づき投資先企業が負うことが許可され得る一定の他の将来の債務を担保する可能性があります。担保に対する第一順位の担保権により担保される債務の保有者は、通常、投資対象ファンドより先にその債務を全額返済するために、担保の換価の清算を支配し、担保の換価による収益を受領する権利を有します。さらに、清算が行われた場合の担保の価値は、

市場および経済状況、買主の有無およびその他の要因に左右されます。担保にかかる第一順位の担保権によって担保された全ての債務を完済した後、全ての担保の売却による収益(もしあれば)が、第二順位の担保権により担保されるローン債務を充足するのに十分である保証はありません。かかる収益が第二順位の担保権により担保されるローン債務の残高を返済するのに十分でない場合、担保の売却による収益から返済されない範囲において、投資対象ファンドは、投資先企業の残存資産(もしあれば)に対する無担保債権のみを有することになります。

投資対象ファンドが未払いのシニア債を有する投資対象ファンドの投資先企業に対して行うローンを保証する担保に関して投資対象ファンドが有する可能性のある権利は、投資対象ファンドが当該シニア債の所有者と締結する一以上の債権者間契約(単一トランシェ取引を含む。)の条件に従って制限されることもあります。典型的な債権者間契約では、第一順位の担保権の利益を有する債務が未払いである場合はいつでも、担保に関して行われる可能性のある以下の措置のいずれかは、第一順位の担保権により担保される債務の所有者の指示によります。

- ・担保に対する強制執行手続を開始させる能力
- ・当該手続の実施を管理する能力
- ・担保書類の修正の承認
- ・担保に対する担保権の放棄
- ・担保書類に基づく過去の債務不履行の放棄

投資対象ファンドの権利が悪影響を受ける場合であっても、投資対象ファンドは、そのような行為を管理または監督する能力を有さない可能性があります。さらに、破産裁判所が債権者間契約もしくは債権者とのその他の契約を強制しないことを選択する可能性があります。

#### 投資対象ファンドは、投資先企業への無担保ローンに関連するリスクにさらされる可能性があること

投資対象ファンドは、投資先企業に対して無担保ローンを行うこともあり、このようなローンは当該企業の担保の利益を得ることはありません。当該投資先企業の担保に対する担保権(もしあれば)は、投資先企業の未払い担保付債務に基づく債務を担保し、有担保ローン契約に基づき投資先企業が負うことが許可される一定の将来の債務を担保する可能性があります。当該担保権により担保される債務の所有者は、通常、投資対象ファンドより先にその債務を全額返済するために、担保の換価の清算を支配し、担保の換価による収益を受領する権利を有します。さらに、清算が行われた場合の当該担保の価値は、市場および経済状況、買主の有無およびその他の要因に左右されます。全ての有担保ローンの債務を完済した後、当該担保の売却による収益(もしあれば)が、投資対象ファンドの無担保ローンの債務を充足するのに十分である保証はありません。かかる収益が有担保ローンの債務の残高を返済するのに十分でない場合、投資対象ファンドの無担保債権は、投資先企業の残余資産に対する当該有担保債権者の債権のうち未払いの部分(もしあれば)と同順位となります。

#### 投資対象ファンドは、投資対象ファンドの特殊な状況にある企業への投資に関連するリスクにさらされる可能性があること

投資対象ファンドは、買収の試みもしくはテnder・オファーに関与する(もしくはその対象となる)企業、またはスピンオフおよびこれらに類似する取引に関与する企業に投資することができます。このような種類の企業が関与する投資機会では、当該企業を伴う取引は失敗に終わるか、相当の時間がかかるか、または現金もしくは新たな有価証券の分配を生じるかのいずれかとなり、当該有価証券の価値は、かかる分配を受領する有価証券もしくはその他の金融商品の投資対象ファンドに対する購入価格を下回ることが見込まれます。同様に、予想された取引が発生しなかった場合、投資対象ファンドは、投資対象ファンドの投資を損失を出して売却する必要が生じる可能性があります。このような取引に関連して、投資対象ファンドは、発行日基準で有価証券を購入する可能性があります。これは、引渡しおよび支払いが購入の約定日の後のいずれかの時点で行われることを意味し、多くの場合、合併、組織再編または債務の再編の承認および完了等の後発事象の発生を条件とします。発行日時点の有価証券に関する購入価格および/または受領金利は、通常、投資対象ファンドがコミットメントを締結した時点で固定されますが、当該有価証券は、引渡前に市場価値が変動する可能性があります。

#### 投資対象ファンドは、買戻契約を締結する可能性があること

投資対象ファンドの投資目的および方針に従い、投資対象ファンドは、投資目的で買主として買戻契約に投資する可能性があります。買戻契約は通常、投資対象ファンドによる銀行、貯蓄貸付組合またはブローカー・

ディーラー等の売却金融機関からの債券の取得を伴います。この契約は、投資対象ファンドが将来の一定時期に、購入価格にプレミアム (多くの場合、金利が反映されます。) を上乗せした価格で金融機関に有価証券を売り戻すことを規定しています。売主に買戻し債務の不履行がない限り、投資対象ファンドは、原証券の価値が下落するリスクを負いません。買戻し契約の売主が破産またはその他の債務不履行に陥った場合、投資対象ファンドは、(1) 投資対象ファンドがその権利を行使しようとする期間中に原証券の価値が下落する可能性、(2) この期間中に原証券の収益を得られない可能性、および (3) 権利行使の費用を含め、原証券の清算の遅延および損失の両方を被る可能性があります。さらに、上記の通り、買戻し契約に基づく担保の価値は、買戻し契約に伴い発生した未払利息を含め、少なくとも買戻し価格と同額となります。売却金融機関の債務不履行または破産が発生した場合、投資対象ファンドは通常、当該担保の清算を目指します。しかし、当該担保を清算するための投資対象ファンドの権利行使は、一定の費用または遅延を伴う可能性があり、買戻しの義務の不履行に伴う売却収益が買戻し価格を下回る場合、投資対象ファンドが損失を被る可能性があります。

#### 投資対象ファンドの民間企業への投資の処分は、偶発債務をもたらす可能性があること

投資対象ファンドは、民間企業である投資先企業の有価証券に多数の投資を行っています。投資対象ファンドが民間企業への投資を処分する必要がある、または処分することを望む場合、投資対象ファンドは、投資先企業の業務および財務に関して、事業売却に関連して保有者が行う一般的な表明を行うよう要求される可能性があります。投資対象ファンドはまた、当該表明が不正確である、または潜在的な負債に関するものであることが判明した場合、当該投資の購入者に対して補償を行うよう要求される可能性があります。これらの取決めにより偶発債務が発生する可能性があり、その結果、過去に投資対象ファンドに対して行われた分配を、投資対象ファンドが返還することで資金調達義務を履行することになる可能性があります。

#### 投資対象ファンドは、投資対象ファンドのエクイティ投資からの利益を実現できない可能性があること

シニア・ローン投資およびジュニア・キャピタル投資は、同じ投資先企業のより小規模な関連普通株式ポジションと並行して組成される場合があります。投資対象ファンドのポートフォリオには、当該投資先企業に対するシニア・ローン投資および/またはジュニア・キャピタル投資と並行して、またはこれらとは別に組成される、または組成されない可能性のある、より大規模で独立したエクイティ共同投資も含まれます。投資対象ファンドの目標は、最終的には当該エクイティ持分の処分の際に利益を実現することです。しかし、投資対象ファンドが受領するエクイティ持分は、価値が上昇しない可能性があり、実際には価値が下落する可能性があります。したがって、投資対象ファンドは投資対象ファンドのエクイティ持分から利益を実現できない可能性があり、投資対象ファンドがエクイティ持分の処分により実現する利益は、投資対象ファンドが被るその他の損失を相殺するのに十分でない可能性があります。また、投資対象ファンドは、投資先企業が原エクイティ持分の売却を可能にする事業売却、資本再構成もしくは公募等の流動性イベントを行わない場合、価値を実現できない可能性もあります。投資対象ファンドはしばしば、投資対象ファンドのエクイティ持分を投資先企業の発行体に売り戻す権利を投資対象ファンドに付与するため、プットまたは類似の権利を求めます。発行体が財政的困難に陥った場合、投資対象ファンドは、投資対象ファンドの投資書類に記載された対価でこれらのプット権を行使できない可能性があります。

#### 投資対象ファンドは、金利変動に関連するリスクにさらされていること

投資対象ファンドは投資を行うために借入れを行っており、今後も借入れを行う予定であるため、投資対象ファンドの純投資利益は、部分的に、投資対象ファンドが資金の借入れを行う利率と投資対象ファンドが当該資金を投資する利率との差に左右されます。その結果、投資対象ファンドは、市場金利の大幅な変動が投資対象ファンドの純投資利益に重大な悪影響を及ぼさないという保証はできません。インフレ率の上昇を示す市場指標を受けて、2022年3月以降、米連邦準備理事会は急速に金利を引き上げており、インフレ懸念の継続に対応してさらなる利上げを検討することを示しています。金利の上昇は、投資対象ファンドが保有する固定金利を得る投資の価値を減少させ、また投資対象ファンドの支払利息を増加させ、それにより投資対象ファンドの純利益を減少させる可能性があります。また、投資者が利用できる金利の上昇は、投資対象ファンドが投資対象ファンドの分配率を上昇させることができない場合、投資対象ファンドの普通受益証券への投資の魅力を下させ、投資対象ファンドの普通受益証券の価値を減少させる可能性があります。さらに、金利の上昇により投資対象ファンドの借入コストが投資対象ファンドの投資利回りを上回る割合で上昇した場合、投資対象ファンドの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。米連邦準備理事会の引き締めサイクルが米国の景気後退を招

く可能性があり、投資対象ファンドの業務、財政状態および運用成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

現在および将来の金利上昇期において、投資対象ファンドが(バンク・オブ・アメリカ信用供与等に基づく)変動金利の対象となっている資金を借り入れる限り、投資対象ファンドの資金コストは上昇し、投資対象ファンドの投資ポートフォリオから生じる金利収益が対応するほど増加しない場合、投資対象ファンドの純投資利益は減少する可能性があります。さらに、投資対象ファンドが、特定の最低(または「フロア」)金利を伴う変動金利による投資を保有すると同時に、かかる最低金利の適用を受けない変動金利による借入れを行う場合、金利の上昇は投資対象ファンドの業績にも悪影響を及ぼす可能性があります。このようなシナリオでは、市場金利が既存のフロア金利より低いままであれば、投資対象ファンドの投資からの金利収益が相応に増加しないにもかかわらず、金利上昇により投資対象ファンドの金利費用が一時的に増加する可能性があります。

金利が上昇し続ければ、投資対象ファンドが変動金利証券を保有する投資先企業が、上昇する金利を支払うことができなくなり、投資対象ファンドとの借入証書に基づく債務不履行に陥るリスクもあります。金利の上昇はまた、投資先企業の現金を他の生産的な用途から金利支払いにシフトさせる可能性があり、これは投資先企業の事業および経営に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、長期的には債務不履行の増加につながる可能性があります。さらに、金利の上昇は、投資対象ファンドの投資先企業に対する固定金利ローンを提供する投資対象ファンドへの圧力を高める可能性があり、投資対象ファンドの借入コストの増加が、このような固定金利投資からの金利収益の増加を伴わないために、投資対象ファンドの純投資利益に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 投資対象ファンドは、投資対象ファンドの投資先企業に経営支援を提供した結果、責任を負う可能性があること

特定の投資先企業に重要な経営支援を提供する過程で、投資対象ファンドの経営陣および受託者が、これらの企業の取締役を務めることがあります。これらの企業への投資から訴訟が発生する場合、投資対象ファンドの経営陣および受託者が当該訴訟の被告とされる可能性があり、その場合、投資対象ファンドは当該役員および受託者を補償することにより投資対象ファンドの資金が支出され、運用の時間およびリソースが徒消される可能性があります。

#### 景気後退や景気悪化は、投資対象ファンドの投資先企業を減損させ、投資対象ファンドの運用成績に損害を与える可能性があること

投資対象ファンドの投資先企業の多くは、とりわけCOVID-19の世界的流行、インフレ水準の上昇および金利上昇環境の結果を含め、景気の減速または景気後退の影響を受けやすく、これらの期間中に投資対象ファンドのローンを返済できない可能性があります。したがって、これらの期間中、不良資産は増加し、投資対象ファンドのポートフォリオの価値が減少する可能性が高くなります。困難な経済状況は、投資対象ファンドのローンの一部を保証する担保の価値および投資対象ファンドのエクイティ投資の価値を減少させる可能性があり、投資対象ファンドのポートフォリオの財務上の損失およびそれに対応する収益、純利益および資産の減少につながる可能性があります。

また、良好でない経済状況により、投資対象ファンドの資金調達コストが増加したり、投資対象ファンドの資本市場へのアクセスが制限されたり、貸付人が投資対象ファンドに対して信用供与を行わないことを決定する可能性があります。これらの事象は、投資対象ファンドの投資の増加を妨げ、投資対象ファンドの運用成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資先企業が投資対象ファンドまたはその他の貸付人によって課された財務上または事業上のコベナンツを履行できない場合、債務不履行につながる可能性があり、ローンの期限の利益を喪失し、資産が差し押さえられる可能性があります。これは他の契約に基づくクロス・デフォルトを引き起こし、投資対象ファンドが保有する債券に基づく義務を履行する投資対象ファンドの投資先企業の能力を危険にさらす可能性があります。投資対象ファンドは、債務不履行時に回収を図り、または債務不履行に陥った投資先企業と新たな条件を交渉するために必要な範囲において、費用を負担する可能性があります。投資対象ファンドまたはチャーターが借入人に重要な経営支援を提供した場合に取られた措置の結果によるものを含め、投資対象ファンドが貸手責任請求の対象になる可能性があります。さらに、投資対象ファンドの投資先企業の1社が破産保護を申請した場合、投資対象ファンドが投資対象ファンドの投資をシニア担保付債務として組成したとしても、投資対象ファ

ンドまたはチャールがその投資先企業に経営支援を提供したか、または投資先企業に対するその他の支配力を行使した場合を含む事実および状況によっては、破産裁判所が投資対象ファンドのデットをエクイティの一形態として性格付けを行い、投資対象ファンドの請求権の全部または一部を他の債権者の請求権に劣後させる可能性があります。

#### チャールおよびその関連会社に関するリスク；利益相反

投資対象ファンドは、投資対象ファンドの成功についてチャールの上級経営陣に依拠しており、また、ヌビーン、ヌビーン・レバレッジド・ファイナンスおよびその関連会社の投資専門家へのアクセス、ならびにチャールの投資専門家と金融機関、スポンサーおよび投資専門家との強力な紹介関係に依拠しています。チャールがこれらの関係を維持または発展させることができない場合、またはこれらの関係が投資機会を生み出すことができない場合、投資対象ファンドの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

チャールの上級投資専門家および投資委員会メンバーが他の顧客に対して負う義務に関連した利益相反が生じる可能性があります。また、TIAA、ヌビーンおよびチャールの投資および関連活動に関連した利益相反が生じる可能性があり、このような利益相反によって投資対象ファンドが希望する条件での特定の投資の実行または処分ができなくなる可能性があります。

投資対象ファンド投資顧問会社が雇用する個人は、投資対象ファンドが対象とする投資と同じ種類の投資を行う他の事業体のために資金を調達したり、それらを経営することが禁止されていないため、投資対象ファンド投資顧問会社が雇用する個人が投資対象ファンドに割く時間や資源を徒消する可能性があり、投資対象ファンドがさらなる競争に直面する可能性があります。

投資対象ファンド投資顧問会社およびヌビーン・アセット・マネジメントは、120日前までの通知により辞任することができ、投資対象ファンドはその期間内に適切な後任を見つけることができない可能性があり、その結果、投資対象ファンドの業務に混乱が生じ、投資対象ファンドの業務、財政状態および運用成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### **事業開発会社に関するリスク**

投資対象ファンドが投資対象ファンドの資産の十分な部分を適格資産に投資しない場合、投資対象ファンドは事業開発会社として適格でなくなる可能性があり、投資対象ファンドの業務、財政状態および運用成績に重大な悪影響が及ぶ可能性があること

事業開発会社として、投資対象ファンドは、資産の取得が行われた時点で、投資対象ファンドの総資産の少なくとも70%が適格資産でない限り、「適格資産」以外の資産を取得できません。投資対象ファンドは、投資対象ファンドが今後取得する投資のほとんどが適格資産であると考えています。しかし、投資対象ファンドが魅力的と考える投資先が1940年法の目的上適格資産でない場合、投資対象ファンドの投資が妨げられる可能性があります。投資対象ファンドが投資対象ファンドの資産の十分な部分を適格資産に投資しない場合、投資対象ファンドは、事業開発会社に適用される1940年法の規定に違反する可能性があります。このような違反の結果、1940年法に基づく特定の規則により、例えば、投資対象ファンドが既存の投資先企業へのフォローオン投資を行うことを妨げられる可能性があり、それにより投資対象ファンドのポジションの希薄化につながる可能性があります。または1940年法を遵守するために不適切な時期に投資を処分する必要性が生じる可能性があります。投資対象ファンドが投資を迅速に処分する必要がある場合、当該投資を有利な条件で処分することが困難になる可能性があります。投資対象ファンドは当該投資の買主を見つけることができない可能性があり、投資対象ファンドが買主を見つけたとしても、投資対象ファンドは多額の損失を出して投資を売却しなければならない可能性があります。そのような結果が生じた場合、投資対象ファンドの業務、財政状態、運用成績およびキャッシュフローに重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

投資対象ファンドの事業開発会社としての地位を維持できなければ、投資対象ファンドの運営上の柔軟性が低下すること

投資対象ファンドが事業開発会社を維持できない場合、投資対象ファンドは、1940年法に基づきクローズド・エンド型登録投資会社として規制される可能性があり、1940年法に基づく規制が大幅に強化され、それに対応して投資対象ファンドの運営上の柔軟性が低下します。例えば、投資対象ファンドは、市況が許す限り、投資対象ファンド投資顧問会社の裁量でレバレッジを利用する予定です。このようなレバレッジは、特定の金融機関からのローンを含む借入れ、債券の発行、買戻契約、ローン担保証券(以下「CLO」といいます。)の発行、およびその他の形態の金融債務の形で生じる可能性があります。事業開発会社として、1940年法は、

1940年法の下で特定の要件が満たされている場合、1米ドルの株式につき2米ドルまで、または資産カバレッジ比率150%までの借入れが認められています。しかし、投資対象ファンドが1940年法に基づくクローズド・エンド型登録投資会社として規制される場合、投資対象ファンドは、債券の発行について300%の資産カバレッジ比率要件に従うことになり、つまり、1米ドルの債券の発行につき、投資対象ファンドは、当該発行後直ちに3米ドルの総資産を持つ必要があります。このような規制は、投資対象ファンドが投資対象ファンドの投資戦略を遂行する能力を制限し、それによって投資対象ファンドの運営上の柔軟性を低下させることとなります。

さらに、投資対象ファンドは、事業開発会社として、投資対象ファンドの投資顧問会社に対して、その努力に対する報酬として、基本運用報酬ならびにインカムおよびキャピタル・ゲインに対する成功報酬の両方を支払うことができます。投資対象ファンドがクローズド・エンド型登録投資会社として規制されることになった場合、投資対象ファンドが投資対象ファンドの普通受益証券の売却を米国1940年投資顧問法に基づく「適格顧客」に制限しない限り、投資対象ファンドは投資対象ファンドの投資顧問会社に対してキャピタル・ゲインに対する成功報酬を支払うことができない可能性があります。このような報酬体系は、投資対象ファンドの戦略を遂行する上で投資対象ファンドにとって最善の投資機会を追求し維持しようとする努力において、投資対象ファンドの投資顧問会社のインセンティブを低下させる効果をもたらす可能性があります。

最後に、投資対象ファンドは、事業開発会社として、1940年法第57条に定められた規定に沿って、投資対象ファンドの関連会社との取引を行うためのより大きな柔軟性を保持しています。投資対象ファンドがクローズド・エンド型登録投資会社として規制されることになった場合、投資対象ファンドは、米国証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)からの適用除外命令がない限り、投資対象ファンドの投資顧問会社の関連会社との取引の禁止を含む、1940年法第17条に規定された関連会社との取引を規制する規定の対象となります。これらの制限は、投資対象ファンドが投資対象ファンドの投資戦略を実行する能力を制限し、投資対象ファンドの事業、ひいては投資対象ファンドの業績に支障をきたす可能性があります。

投資対象ファンドは、1940年法の意味における非分散投資会社であり、したがって、投資対象ファンドは、単一の発行体の有価証券に投資できる投資対象ファンドの資産の割合に関して、1940年法により制限されないこと

投資対象ファンドは、1940年法の意味における非分散投資会社に分類され、これは投資対象ファンドが単一の発行体の有価証券に投資できる投資対象ファンドの資産の割合に関して、1940年法により制限されないことを意味します。ポートフォリオは、限られた数の投資先企業および業界に集中する可能性があります。

米国内国歳入法に基づく投資対象ファンドのRICとしての適格性に関連する資産分散化要件以外に、投資対象ファンドは、分散化についての固定的なガイドラインを持ちません。投資対象ファンドが少数の発行体の有価証券において大きな地位を取得した場合、投資対象ファンド純資産価額は、当該発行体の財政状態または市場の評価の変化の結果、分散投資会社の場合よりも大きく変動する可能性があります。投資対象ファンドはまた、分散投資会社よりも、単一の経済的事象または規制的事象の影響を受けやすい可能性があります。その結果、少数の投資のパフォーマンスが悪い場合、または投資対象ファンドが1つの投資の価値を評価減する必要がある場合、投資対象ファンドが実現する総リターンに大きな悪影響が及ぶ可能性があります。

投資対象ファンドの信用ファシリティの規定により投資対象ファンドの投資裁量が制限される可能性があること

投資対象ファンドの既存および将来の信用ファシリティは、貸付人が担保権を有する投資対象ファンドのローンおよび有価証券の全部または一部によって担保される可能性があります。投資対象ファンドは、その資産の最大100%を担保に差し入れることができ、また、投資対象ファンドが貸付人との間で締結する債務証券の条件に基づき、投資対象ファンドの全資産に担保権を設定することができます。投資対象ファンドは、投資対象ファンドが付与する担保権は質権・担保権に関する合意書に規定され、貸付人の代理人による融資書類の提出によって証明されるものと想定しています。さらに、投資対象ファンドは、当該ローンの担保代理人を務める投資対象ファンドの有価証券のカストディアンが、当該担保権の存在を示す通知を電子システムに含め、債務不履行事由発生(もしあれば)の通知後、当該事由の継続中は、貸付人またはその被指名人からのみ当該有価証券に関する譲渡指示を受け付けるものと想定しています。投資対象ファンドが債務証券の条項に基づき債務不履行に陥った場合、該当する貸付人の代理人は、当該債務を担保する投資対象ファンドの資産の一部ま

たは全部の処分の時期を決定することができ、これにより投資対象ファンドの業務、財務状態、運用成績およびキャッシュフローに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、信用ファシリティによって要求される担保および/またはネガティブ・コベナンツは、追加債務を担保するために資産に担保権を設定する投資対象ファンドの能力を制限する可能性があり、投資対象ファンドが満期時もしくは満期前に債務を再編またはリファイナンスすること、またはデットもしくはエクイティによる追加の資金調達に困難になる可能性があります。さらに、信用ファシリティに基づく投資対象ファンドの借入ベースが減少した場合、投資対象ファンドは、借入ベースの不足を解消するのに十分な額の追加資産を確保することを要求される可能性があります。このような借入ベースの不足時に投資対象ファンドの全資産が担保に供された場合、投資対象ファンドは、信用ファシリティに基づく貸付金の返済または回収口座への預入を要求される可能性があり、そのいずれも投資対象ファンドの将来の投資資金調達能力および分配金支払能力に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、投資対象ファンドは、借入資金の用途に関する制限を受ける可能性があります。この制限には、地理的および業種的集中、貸付規模、支払頻度および状況、平均残存期間ならびに担保権および投資格付けに関する制限、さらに取得可能な資金調達額に影響を及ぼす可能性のあるレバレッジに関する規制上の制限が含まれます。また、ポートフォリオのパフォーマンスに関しては、ポートフォリオの必要最低利回りならびに延滞および貸倒償却に関する制限を含む一定の要件が存在する可能性があり、これに違反した場合、更なる融資が制限され、場合によっては債務不履行が発生する可能性があります。信用ファシリティに基づく債務不履行は、当該信用ファシリティに基づく全ての残高について期限の利益を喪失させ、投資対象ファンドの業務および財務状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。これにより、投資対象ファンドの流動性とキャッシュフローが減少し、投資対象ファンドの業務を成長させる能力が損なわれる可能性があります。

投資対象ファンドは、一または複数のCLOを組成する可能性があり、特定のストラクチャード・ファイナンス・リスクにさらされる可能性があること

投資資金を調達するため、投資対象ファンドは、当該投資のパフォーマンスに対するエクスポージャーの全部または大部分を保持したまま、一または複数のCLOを組成することを含め、投資対象ファンドの有担保ローンまたはその他の投資対象の一部を証券化する可能性があります。これには、資産プールを特別目的事業体に拠出し、当該事業体の負債持分をノンリコース・ベースまたはリミテッド・リコース・ベースで買主に売却することが含まれます。投資対象ファンドが保有するこのようなCLOの持分は、1940年法における「非適格」組入投資対象とみなされる可能性があります。

投資対象ファンドは、CLOを組成した場合、受益者への分配を可能にするため、CLOの収益とキャッシュフローからのCLOの資産による分配に部分的に依存することになります。CLOが分配を行う能力は、CLOが発行する債務の条件やコベナンツを含む様々な制限を受けます。また、CLOは、格付けを維持し、現在および将来の資金調達コストを低く抑えるために、分配を遅らせる措置を取る可能性があり、またはCLOの負債の保有者について一般的に規定される過剰担保の要件を満たすために、現金またはその他の資産を保持する義務を負う可能性があり、これは投資対象ファンドがCLOから分配を受け取る能力に影響を与える可能性があります。投資対象ファンドがR I C税制を維持するための年間分配要件を満たすのに必要なキャッシュフローを当該CLOから受領せず、投資対象ファンドがこの要件を満たすのに必要な現金を他の資金源から入手することができない場合、投資対象ファンドは、R I Cとしての資格を維持できない可能性があり、受益証券への投資に重大な悪影響を及ぼします。

さらに、関連する借入人の事業業績の悪化、ローン担保価値の下落、債務不履行の増加などによるCLOにおけるローンの信用力の低下により、CLOが特定の資産を損失を出して売却せざるを得なくなり、CLOの収益が減少し、ひいては、受益者への分配のために投資対象ファンドに対して分配可能な現金が減少する可能性があります。担保に関してCLOに損失が発生した場合、その損失はCLOのエクイティ持分所有者である投資対象ファンドが最初に負担することになります。

投資対象ファンドは、その資本の投入に関連するリスクに直面すること

投資対象ファンドの投資戦略に関連した投資対象ファンドの継続的な募集および継続的かつ定期的な私募の性質、ならびに潜在的な投資機会を活用するために潜在的に多額の資本を迅速に投入する必要性に鑑みて、投資対象ファンドが魅力的な条件で投資先を見出すことが困難な場合、投資対象ファンドが募集または私募におけるその普通受益証券の売却により純手取金を受領してから、投資対象ファンドが純手取金を投資するまでの

間に遅延が生じる可能性があります。投資対象ファンドの非公開交渉による投資の割合は、予想よりも低い可能性があります。投資対象ファンドはまた、投資への投入が保留されている現金を随時保有したり、投資対象ファンドの目標レバレッジを下回ることがあり、特に投資対象ファンドが多額の募集資金を受け取っている場合および/または魅力的な投資機会がほとんどない場合には、これらの現金または目標レバレッジの不足が時として多額となる可能性があります。かかる現金は、ファンドを含む投資対象ファンドの受益者のための口座に保管され、マネー・マーケット口座またはその他の同様の一時的な投資対象に投資される場合があり、それぞれ運用報酬の対象となります。

投資対象ファンドが適切な投資対象を見つけることができない場合、かかる現金は長期間維持される可能性があります。投資リターン全体の希薄化につながります。これにより、投資対象ファンドの投資が潜在的なリターンを完全に実現するのに要する時間が大幅に遅れる可能性があります。投資対象ファンドが運用キャッシュフローの分配を受益者に定期的に支払う能力に悪影響を及ぼす可能性があります。投資への投入が留保されている間の当該現金のマネー・マーケット口座への一時的な投資や、その他の同様の一時的な投資が大きな利息を生むことは予想されておらず、投資者は、一時的に投資された現金に対するこのような低利の支払いが全体的なリターンに悪影響を及ぼす可能性があることを理解する必要があります。投資対象ファンドがその普通受益証券の売却純手取金を適時に投資できなかった場合または投資対象ファンドが目標とするレバレッジを満たすのに十分な資本を投入できなかった場合、投資対象ファンドの運用成績および財務状態に悪影響が及ぶ可能性があります。

#### 特定の投資者は証券取引法の届出義務の対象となること

投資対象ファンドの普通受益証券は証券取引法に基づき登録されるため、投資対象ファンドの普通受益証券の5%以上を実質的に所有する者の所有権情報は、スケジュール13GまたはSECへのその他の提出書類で開示する必要があります。これらの目的における実質的所有権はSECの規則に従って決定され、証券に対する議決権または投資権を有することを含みます。状況によっては、分配金の再投資を選択した投資対象ファンドの受益者は、投資対象ファンドへの出資比率が5%を超えることになり、この提出義務が発生する可能性があります。投資対象ファンドは、その四半期財務書類に投資対象ファンドの発行済受益証券口数と受益者の受益証券口数を記載しますが、提出義務の判断と提出書類の作成の責任は投資者にあります。さらに、投資対象ファンドの普通受益証券の10%以上を所有する受益者は、証券取引法第16条(a)に基づく報告義務の対象となります。特定の投資者は、証券取引法に基づく短期売買差益ルールの対象となる可能性があります。

投資対象ファンドの普通受益証券のクラスの10%を超えて保有する投資対象ファンドの受益者は、証券取引法第16条(b)の適用を受ける可能性があります。同規定は、登録受益証券(および当該登録受益証券に転換または交換可能な有価証券)の売買による利益を、6か月以内に投資対象ファンドの利益のために回収するものです。

#### 投資対象ファンドの普通受益証券の純資産総額は大きく変動する可能性があること

投資対象ファンド純資産価額および投資対象ファンドの普通受益証券の市場の流動性(もしあれば)は、多数の要因によって大きく影響を受ける可能性があります。その一部は投資対象ファンドのコントロールが及ばず、投資対象ファンドの運用成績に直接関係しない可能性があります。これらの要因には以下が含まれますが、これらに限定されません。

- ・金利変動などの市場要因の変化や、投資先企業の債務不履行などのポートフォリオ固有のパフォーマンスに起因する、投資対象ファンドの投資ポートフォリオの価値の変動
- ・特にRICまたは事業開発会社に関する規制方針または税制ガイドラインの変更
- ・投資対象ファンドがRIC税制適格を維持できないこと
- ・米国会計基準に基づく投資対象ファンドの純投資利益および純利益を上回る分配金
- ・収益の変動または事業業績の変動
- ・投資対象ファンドの投資対象の評価を規定する会計ガイドラインの変更
- ・投資者または証券アナリストが予想した水準に対する、収益もしくは純利益の不足または損失の増加
- ・投資対象ファンド投資顧問会社またはその主要人員の離職
- ・一般的な経済動向およびその他の外部要因
- ・主要資金源の喪失

## 利益相反

### ファンド

受託会社、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会員、管理事務代行会社、保管会社、その各持株会社、持株会社の株主および持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社またはファンドのその他の関連当事者(以下「利害関係人」といいます。)は、ファンドとの間の利益相反を引き起こす可能性があるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがあります。これらには、その他ファンドの受託会社、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員または日本における販売会社として行為することおよびその他のファンドもしくは会社の取締役、役員、顧問または代理人として従事することが含まれます。利害関係人は、当該活動から得た利益に関する説明責任を負わないものとします。利益相反が発生した場合、利害関係人は、状況に応じて、これが公平かつ独立当事者として対等に解決されるよう努力するものとします。

前述の一般性を制限することなく、利害関係人の役務はファンドに限られるものではなく、各利害関係人は、ファンドとは別個かつ独立した、トラストに属する他のシリーズ・トラストならびにその他のミューチュアル・ファンドおよびその他の同様のスキームに対し、利害関係人が取り決める条件において自由に類似またはその他の役務を設定および提供することができ、かつ各自の使用および利益のためにこれらの役務から支払われる報酬またはその他金銭を保持することを自由に行うことができます。ただし、ファンドの運営およびこれに関連する情報は、機密かつファンドに排他的に帰属するものであるとみなされます。管理会社は、管理会社が他社に同様のサービスを提供する過程、もしくは他の資格において事業を行っている過程で、または本信託証書に基づく義務を遂行している過程以外のあらゆる方法で、管理会社またはその社員もしくは代理人の知るところとなる事実または事柄につき、この事実または事柄を知ったことに起因して受託会社もしくはその関連会社にこれを通知または開示する義務を負わないものとします。

適用ある法令に従い、利害関係人(下記(a)項の場合、受託会社を除く。)は、以下のことを行うことができます。

- (a) 受益証券の所有者となり、利害関係人が適切と考える方法で当該受益証券を保有、処分または取引すること。
- (b) 同一または類似の投資がファンドの勘定で保有されるとしても、投資における購入、保有および取引を各自の勘定において行うこと。
- (c) その証券のいずれかがファンドによって、またはファンドの勘定で保有されている受託会社、管理会社または受益者もしくは事業体と、契約または金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を締結すること、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。利害関係人は、ファンドおよび受益者に対する受託会社および管理会社の義務に常に従い、当該契約または取引に関して、関連当事者間の関係のみを理由に説明を求められることはありません。
- (d) 利害関係人が、ファンドの利益になるか否かによらず、利害関係人が実行するファンドの投資の売買について交渉することに対する手数料および利益を受領すること。受託会社またはその関連会社がファンドの資金または借入についてバンカー、貸付人もしくは投資者として行為する場合、利害関係人は、かかる資格において、通常の銀行貸付の利益の全てを保持する権利を有します。

管理会社、報酬代行会社および代行協会員は、利益相反につながる利害関係を有する事業体になる可能性があります。さらに、管理会社、報酬代行会社および代行協会員ならびにファンドの受託者としての受託会社に対し役務を提供する各関係会社は、これらの立場における受託会社および受益者に対する義務とその他の資格における利害との間の利益相反に直面する可能性があります。このような場合、管理会社、報酬代行会社および代行協会員ならびにファンドの受託者としての受託会社に役務を提供する各関係会社は、各自の都合により、利益相反を解決することができます。さらに、管理会社、報酬代行会社および代行協会員ならびに各関連会社は、戦略に名目上含まれる原資産またはかかる原資産に投資された資産(場合による)に関してプライム・ブローカーとしての役割を果たすことができます。

## リスクに対する管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、定期的にコンプライアンス会議を開催し、法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。

## 参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの  
騰落率の比較



※年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(課税前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

### <各資産クラスの指数について>

- 日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込)
- 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込) (米ドルベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (米ドルベース)
- 日本国債・・・FTSE日本国債インデックス (米ドルベース)
- 先進国債・・・FTSE世界先進国債インデックス (米ドルベース)
- 新興国債・・・FTSE新興国市場国債インデックス (米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc. (FactSet Research Systems Inc. は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込) を株式会社JPX総研から、MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込) (米ドルベース) をMSCI INC. から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込) (米ドルベース) をMSCI INC. から、FTSE日本国債インデックス (米ドルベース) をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス (米ドルベース) をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックス (米ドルベース) をFTSE Russellから、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しています。)より取得しています。ファンドおよびUBSは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

購入は、口数でのみ申込みできます。

購入時手数料の額は、購入口数に応じて次に掲げる率を乗じて得た額とします。

購入時の申込口数	手数料率
2,000口未満	購入代金の3.3% (税抜3%)
2,000口以上5,000口未満	購入代金の2.2% (税抜2%)
5,000口以上10,000口未満	購入代金の1.65% (税抜1.5%)
10,000口以上50,000口未満	購入代金の1.1% (税抜1%)
50,000口以上	購入代金の0.55% (税抜0.5%)

(注) 上表の手数料率に関連する税金は、消費税および地方消費税をあわせたものです。

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として日本における販売会社または販売取扱会社に支払われます。詳しくは日本における販売会社または販売取扱会社にお問い合わせ下さい。投資一任契約に基づくお申込みについて管理会社と日本における販売会社が別途合意する場合、購入時手数料はかかりません。

##### (2)【買戻し手数料】

買戻し手数料はかかりません。

##### (3)【管理報酬等】

###### ファンドの管理報酬等

ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総額は、原則として純資産総額の年率2.26%程度です。

(注1) 本書提出日現在の見込みであり、今後この数値は見直される場合があります。

(注2) 管理事務代行報酬および保管会社報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上回ることがあります。

###### 管理会社報酬

管理会社は、報酬代行会社報酬(以下に定義されます。)から四半期ごとに後払いされる運用報酬として、年間5,000米ドルを受け取る権利を有します。疑義を避けるために付言すると、管理会社は、その単独の裁量により、管理会社報酬の支払いを減免することを決定することができます。

管理会社報酬は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻業務の対価として管理会社に支払われます。

###### 受託会社報酬

受託会社は、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から毎年前払いされる10,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を有します。受託会社はまた、業務の遂行に伴い負担した全ての適切な経費および支払金に関して、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から支払いを受ける権利を有します。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

###### 保管会社報酬

保管会社は、保管業務の提供に対し、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.03%の報酬を受け取る権利を有します(ただし、最低年間報酬は、18,000米ドルです。)。保管会社報酬は、保管業務の提供に対し、ファンドの資産から支払われます。また、保管会社は、関係者との間で合意したその他の報酬を受け取り、業務の遂行に伴い適切に負担した全ての経費に関して、ファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。保管会社報酬は見直され、変更されることがあります。

保管会社報酬は、ファンド資産の保管業務の提供の対価として保管会社に支払われます。

## 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる純資産総額の年率0.08%の報酬を受け取る権利を有します(ただし、最低年間報酬は、60,000米ドルです。)。管理事務代行報酬は、受託会社によってファンドの資産から支払われます。さらに、管理事務代行会社は、3,750米ドルの前払報酬を受け取り、これはファンドの設定費用の一部として償還することができます。また、管理事務代行会社は、年次財務書類の作成に関して年間5,000米ドルの報酬を、CIMAへの年次報告書の作成に関して年間1,000米ドルの報酬を受け取る権利を有します。また、管理事務代行会社は、業務の遂行に伴い適切に負担した全ての経費に関して、受託会社よりファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

## 販売報酬

日本における販売会社は、( )最終買戻予定日(同日を含みます。)までは、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.50%以内の報酬を受け取る権利を有し、( )その後は、受領しないものとします。販売報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

販売報酬は、受益証券の販売・買戻しの取次業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の業務の対価として日本における販売会社に支払われます。

「最終買戻予定日」とは、投資対象ファンドの投資運用会社または運用機関が指定する投資対象ファンドの終了予定日をいいます。以下同じです。

## 代行協会員報酬

代行協会員は、( )最終買戻予定日(同日を含みます。)までは、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.15%の報酬を受け取る権利を有し、( )その後は、受領しないものとします。代行協会員報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

代行協会員報酬は、ファンドの基準価額の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社または販売取扱会社への交付業務等の対価として代行協会員に支払われます。

## 報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日に発生し計算される純資産総額の年率0.20%の報酬(以下「報酬代行会社報酬」といいます。)を受領する権利を有します。報酬代行会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬、投資運用会社サポート報酬ならびに報酬代行会社の合理的な判断において管理会社および受託会社が負担する通常のコストおよび費用であると決定されるコストおよび費用(以下「通常経費」といいます。)を支払う責任を有します。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬、代行協会員報酬、証券取引に関わるブローカー報酬、監査報酬および費用に含まれない法律顧問および監査費用、ファンドまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料、保険料、英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにこれに類するその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証券の購入・処分に関する税金、リーガルコストまたは補償費用、ライセンス供与、税務申告、マネー・ロンダリング防止の遵守および監視、ファンドの経済的実体に関する費用、ファンドの終了または清算に関する費用ならびに通常は発生しないと管理会社が単独で判断するその他の臨時費用および諸費用の支払いには、責任を負いません。本書において規定されているその他の費用は、別段の定めがない限り、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、報酬代行会社報酬でのカバーを上回る金額は、報酬代行会社が支払う義務を負います。通常経費の支払後の残額については、報酬代行会社がファンドについて報酬代行会社として行為することの報酬として保持します。

報酬代行会社報酬は、毎四半期の最終日(以下それぞれ「報酬計算日」といいます。)(同日を除きます。 )から、最終の期間以外の全ての期間については次回の報酬計算日、最終期間については最終買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日(以下「最終評価日」といいます。)(同日を含みます。 )までに発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終発生期間は、最終評価日に終了するものとします。

報酬代行会社報酬は、管理会社報酬およびその他の報酬の支払業務の対価として報酬代行会社に支払われます。

#### 投資運用会社報酬

投資運用会社は、( )最終買戻予定日(同日を含みます。 )までは、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.55%以内の報酬を受け取る権利を有し、( )その後は、受領しないものとします。投資運用報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

投資運用会社報酬は、ファンドの資産運用業務の対価として投資運用会社に支払われます。

#### 投資運用会社サポート報酬

投資運用会社サポート会社は、報酬代行会社報酬から毎年後払いされる5,000米ドルの年間報酬を受け取る権利を有します。

投資運用会社サポート報酬は、ファンドの投資運用会社が行う業務のサポート業務の対価として投資運用会社サポートに支払われます。

2025年12月31日に終了した会計期間における上記の各手数料は以下の通りです。

保管会社報酬	40,930米ドル
管理事務代行報酬	110,350米ドル
販売報酬および代行協会員報酬	855,966米ドル
報酬代行会社報酬	263,374米ドル
投資運用会社報酬	724,279米ドル

#### 投資対象ファンドに係る手数料、費用および成功報酬

投資対象ファンドは投資対象ファンド投資顧問会社に対し、アドバイザー契約に基づくサービスについて、運用報酬と成功報酬の2つの要素からなる報酬を支払います。運用報酬と成功報酬に係る費用は、最終的に、ファンドを含む投資対象ファンドの受益者が負担します。

#### 運用報酬

運用報酬は、該当月の第1暦日開始時点の投資対象ファンドの純資産価額の年率0.75%において、毎月後払いされます。アドバイザー契約において、純資産価額とは、米国会計基準に従って連結ベースで決定された投資対象ファンドの純資産価額を意味します。投資対象ファンドが運用を開始する最初の暦月の純資産価額は、エスクロー終了日時時点の期首純資産価額を用いて算定されます。また、投資対象ファンド投資顧問会社は、エスクロー終了日から12か月が満了するまで運用報酬を放棄することに同意しています。この期間中に投資対象ファンドの投資家が投資対象ファンドの受益証券を長く保有すればするほど、当該投資家はこの運用報酬の放棄期間の恩恵を受けることになります。

#### 成功報酬

成功報酬は、互いに独立した2つの要素、( )インカムに対する成功報酬および( )キャピタル・ゲインに対する成功報酬から構成されます。その結果、一方の支払いが行われる場合であっても、他方の支払いが行われない可能性があります。

成功報酬のそれぞれの部分の概要は以下の通りです。

#### インカムに対する成功報酬

投資対象ファンドのインカムに対する部分は、成功報酬控除前純投資収益リターンに基づいています。「成功報酬控除前純投資収益リターン」とは、文脈によって、暦四半期中に発生した金利収入、配当所得およびその他の収益(経営支援を提供するための手数料を除きます。)(例えば投資対象ファンドが投資先企業から受領したコミットメント、オリジネーション、ストラクチャリング、ディリジェンスおよびコンサルティング手数料その他の手数料等を含みます。)から、当該四半期中に発生した投資対象ファンドの営業費用(管理事務代行契約に基づいて支払うべき運用報酬、諸費用、ならびに信用ファシリティまたは未払い債務について支払われた利息費用または手数料および発行済優先受益証券に対する分配金を含みますが、成功報酬ならびに受益者サービング手数料および/または分配手数料を除きます。)を差し引いた米ドル建て価値または当該価値の直前の四半期末における投資対象ファンド純資産価値に対する利益率のいずれかを意味します。

成功報酬控除前純投資収益リターンには、繰延利息の特性を有する投資(発行差金、現物支払利息付き負債商品およびゼロクーポン債等)の場合には、投資対象ファンドが現金で受領していない未収収益が含まれます。成功報酬控除前純投資収益リターンには、実現キャピタル・ゲイン、実現キャピタル・ロス、または未実現キャピタル評価益もしくは評価損は含まれません。また、経費支援支払いおよび経費補填の影響も、成功報酬控除前純投資収益リターンから除外されます。

直前の四半期末における投資対象ファンドの純資産価値に対する利益率で表される成功報酬控除前純投資収益リターンは、四半期当たり1.50%(年率6%)の「ハードル・レート」の収益と比較されます。投資対象ファンドは、投資対象ファンド投資顧問会社に対して、各暦四半期の成功報酬控除前純投資収益リターンにつき、以下の通り四半期毎に後払いで成功報酬を支払います。

- 成功報酬控除前純投資収益リターンが四半期当たり1.50%(年率6%)のハードル・レートを超えない暦四半期については、成功報酬控除前純投資収益リターンに基づく成功報酬は支払われません。
- ハードル・レートを超えるものの、1.76%(年率7.06%)の利益率に満たない成功報酬控除前純投資収益リターンがある場合には、当該ハードル・レートを超える部分に係る成功報酬控除前純投資収益リターンの米ドル金額の100%。当該成功報酬控除前純投資収益リターンの一部(ハードル・レートを超えるが、1.76%未満の部分)は、投資対象ファンドにおいて「キャッチアップ」といいます。「キャッチアップ」とは、いずれかの暦四半期中に当該純投資収益が1.76%を超えた場合、投資対象ファンド投資顧問会社に対し、ハードル・レートが適用されないものとして、成功報酬控除前純投資収益リターンの約15%を提供することを意味します。
- 1.76%(年率7.06%)の利益率を超える成功報酬控除前純投資収益リターンがある場合は、その米ドル金額の15%。これは、一旦ハードル・レートに到達し、キャッチアップが達成されると、それ以降の全ての成功報酬控除前純投資収益リターンの15%が投資対象ファンド投資顧問会社に配分されることを反映しています。

これらの計算は、3か月に満たない期間については按分し、該当する四半期中の受益証券の発行または買戻しにより調整されます。一般的な金利水準の上昇は、投資対象ファンドの債券投資に適用される金利の上昇につながることを予想されます。したがって、金利の上昇は、投資対象ファンドにとって成功報酬のハードル・レートを達成または上回ることを容易にし、結果として、成功報酬控除前純投資収益リターンに関して投資対象ファンド投資顧問会社に支払われる成功報酬の金額が大幅に増加する可能性があります。成功報酬の構造上、投資対象ファンドは、資本収支の損失を考慮に入れた全体的な損失を計上した暦四半期中に、成功報酬を支払うことになる可能性があります。例えば、投資対象ファンドが四半期のハードル・レートを超える成功報酬控除前純投資収益リターンを受領した場合、投資対象ファンドは、実現キャピタル・ロスおよび未実現キャピタル・ロスにより当該暦四半期中に損失を被ったとしても、適用される成功報酬を支払うことになります。投資

対象ファンド投資顧問会社は、エスクロー終了日から12か月が満了する日まで、インカムに対する成功報酬を放棄することに同意しています。この期間中に投資対象ファンドの投資家が投資対象ファンドの受益証券を長く保有すればするほど、当該投資家はこの成功報酬の放棄期間の恩恵を受けることになります。

#### キャピタル・ゲインに対する成功報酬

成功報酬の2番目の要素である、キャピタル・ゲインに対する成功報酬は、各暦年末に後払いで支払われます。支払額は以下の通りとします。

- ・年初から当該暦年末までの累積実現キャピタル・ゲインの15% (累積ベースで全ての実現キャピタル・ロスおよび未実現キャピタル・ロスを差し引いて計算し、米国会計基準に従い計算されたキャピタル・ゲインに対して過去に支払われた成功報酬の総額を差し引いた金額)。

キャピタル・ゲインに対する成功報酬として支払われる金額は、毎年、過去の全期間において過去に支払われたキャピタル・ゲインに対する成功報酬の総額を差し引いた金額とします。未実現キャピタル・ゲインに関するキャピタル・ゲインに対する成功報酬も発生しますが、投資対象ファンドはこれを支払いません。これは、投資対象ファンドが投資を売却しキャピタル・ゲインを実現した場合、キャピタル・ゲインに対する成功報酬は投資対象ファンド投資顧問会社に支払われるべきであるためです。アドバイザー契約に基づき支払われるキャピタル・ゲインに対する成功報酬は、いかなる場合においても、1940年法 (同法第205条を含みます。) により許容される金額を超えないものとします。アドバイザー契約に基づき一部の期間に対して支払われる報酬は、適切に按分されます。

#### (4) 【その他の手数料等】

##### その他の手数料および費用

ファンドを含むトラストのシリーズ・トラストは、以下の費用および手数料をさらに負担します。

- (a) シリーズ・トラストのために実行された全ての取引の費用および手数料
- (b) 関連したシリーズ・トラストの管理の費用および手数料 (以下を含みます。)
  - ( ) 法務および税務の専門家ならびに監査人の報酬および費用
  - ( ) 委託手数料 (もしあれば) および証券取引に関して課税される発行税または譲渡税
  - ( ) 副資産保管会社報酬および費用
  - ( ) 政府または当局に対して支払われる全ての税金および法人手数料
  - ( ) 借入れにかかる利息
  - ( ) 投資者向けサービスに関連した通信費ならびに当該シリーズ・トラストの受益者総会の準備、財務およびその他の報告書、委任状、目論見書、販売用資料および文献、およびこれらに類する資料ならびにそれらの翻訳の印刷および配布の費用
  - ( ) 保険の費用 (もしあれば)
  - ( ) 訴訟および補償費用ならびに通常の事業活動で発生しない臨時費用
  - ( ) 登録サービスの提供
  - ( ) 財務書類の準備および純資産総額の計算
  - ( ) コーポレート・ファイナンスまたは当該シリーズ・トラストの組成および通知、小切手、計算書等の配布に関連したコンサルタント報酬を含む他の全ての設立および運営費用
  - ( ) あらゆる政府税、物品税および消費税、管理会社、受託会社もしくはその他サービス提供者に対して提供され、またはこれらから提供を受けるサービスに関連して支払われる登録料
  - ( ) 基本信託証書に基づき受託会社、本監査人、管理会社 (および適法に任命された代理人) に補償するために必要な金額
  - ( ) 基本信託証書に基づく、それぞれの義務および職務の適切な履行の結果として、管理会社または信託会社もしくはそれらの代理人が適切かつ合理的に負担したその他の全ての費用、手数料または報酬

( ) 基本信託証書においてシリーズ・トラストの財産から支払われることが明示的に規定されているその他の費用、手数料および報酬

このような費用および手数料が特定のシリーズ・トラストに直接起因しない場合、各シリーズ・トラストは、それぞれの純資産総額に比例して、費用および手数料を負担します。

#### 設立費用

設立費用は、以下を含みます。

- ( i ) 受益証券の発行に関わる募集費用(募集書類の作成および提出に関する手数料、ならびにかかる書類の作成、印刷、翻訳および交付に関する費用を含みますが、これに限りません。)ならびにファンドおよび受益証券の販売に関わる手数料(もしあれば)、ならびに
- ( ) 当初発生したものを除く、ファンドの設立、各種サービス提供会社の任命および受益証券の募集に関するその他の費用。

かかる費用、経費は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によってファンドの資産から、3会計年度にわたり分割して支払われます。

#### 監査報酬

本監査人は、監査業務の提供に対して報酬を受け取る権利を有します。監査報酬は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によりファンドの資産から毎年支払われるものとします。

その他の費用・手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2025年12月31日に終了した会計年度中のその他の報酬および費用は161,656米ドルです。

#### (5) 【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

日本

2026年4月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315% (注1)、住民税5%) の税率による源泉徴収が日本国内で行われます (2048年1月1日以後は20.15% (所得税15.15% (注2)、住民税5%) の税率となります。)。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) の税率が適用されます (2048年1月1日以後は20.15% (所得税15.15%、住民税5%) の税率となります。))。

(注1) 復興特別所得税および(2027年1月1日以降は)防衛特別所得税を含みます。以下同じです。

(注2) 防衛特別所得税を含みます。以下同じです。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本において同じです。)の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2048年1月1日以後は所得税のみ15.15%の税率となります。)
- (5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315%(所得税15.315%、住民税5%) (2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%)の税率となります。)であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315%(所得税15.315%、住民税5%) (2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%)の税率となります。)の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。
- (6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

#### ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、ファンドまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、(トラストまたはファンドに係る受託会社へなされる全ての支払いまたは受託会社が行う全ての支払いに適用される)いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。本書提出日付現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の遺産税または相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、トラストに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法(その後の改正を含みます。)第81条に基づき、ケイマン諸島総督から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

## 5【運用状況】

管理会社が管理するファンドの運用状況は次の通りです。

## (1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2026年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託受益証券	米国	163,669,815	96.7
現預金・その他の資産(負債控除後)		5,517,032	3.3
合計 (純資産総額)		169,186,847 (約27,050百万円)	100.0

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

## (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2026年3月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	利率	償還期限	保有数	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
							単価	金額	単価	金額	
1	ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド(クラスI受益証券)	米国	投資信託受益証券	該当事項なし	該当事項なし	6,813,897	24.60	167,590,000	24.02	163,669,815	96.7

## &lt;参考情報&gt;

ファンドの投資対象であるヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド(クラスI受益証券)が投資している投資有価証券について、2026年3月末日現在の組入上位10銘柄は以下の通りです。

順位	企業名	投資比率(%)
1	Healthspan Buyer, LLC (Thorne HealthTech)	1.23
2	FirstCall Mechanical Group, LLC	1.22
3	Transit Buyer, LLC (Propark Mobility)	1.11
4	Ovation Holdings, Inc	1.11
5	Arctiq, Inc.	1.07
6	HMA Equity, LP (Health Management Associates)	1.04
7	Matador US Buyer, LLC (Insulation Technology Group)	1.02
8	Kenco PPC Buyer LLC	1.00
9	AB Centers Acquisition Corporation (Action Behavior Centers)	0.99
10	Commercial Bakeries Corp.	0.96

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません(2026年3月末日現在)。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません (2026年3月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2025年4月1日から2026年3月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額		基準価額	
	米ドル	円 (千円)	米ドル	円
第1会計年度末 (2024年12月末日)	93,005,086.31	14,869,653	103.79	16,594
第2会計年度末 (2025年12月末日)	168,329,612.62	26,912,538	100.50	16,068
2025年4月末日	110,628,990.02	17,687,363	102.45	16,380
5月末日	112,367,039.43	17,965,242	102.50	16,388
6月末日	126,531,048.75	20,229,784	102.05	16,316
7月末日	137,247,533.81	21,943,136	101.80	16,276
8月末日	146,554,250.02	23,431,093	101.53	16,233
9月末日	150,701,280.95	24,094,121	101.35	16,204
10月末日	156,717,819.35	25,056,045	101.01	16,149
11月末日	166,218,396.89	26,574,997	100.81	16,118
12月末日	168,329,612.62	26,912,538	100.50	16,068
2026年1月末日	167,105,386.22	26,716,809	100.33	16,041
2月末日	168,593,292.64	26,954,696	99.84	15,962
3月末日	169,186,846.80	27,049,593	99.23	15,865

(注) 上記「純資産総額」および「基準価額」の数値は、評価日付で算出された純資産総額および基準価額を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。

## 【分配の推移】

下記会計年度および2025年4月1日から2026年3月末日までの期間における分配の推移は次の通りです。

(税引前)

	1口当たりの分配額	
	米ドル	円
第1会計年度 (2024年5月21日～2024年12月末日)	0.80	128
第2会計年度 (2025年1月1日～2025年12月末日)	8.42	1,346
2025年4月末日	0.70	112
5月末日	0.70	112
6月末日	0.70	112
7月末日	0.70	112
8月末日	0.70	112
9月末日	0.67	107
10月末日	0.70	112
11月末日	0.70	112
12月末日	0.55	88
2026年1月末日	0.55	88
2月末日	0.55	88
3月末日	0.55	88
直近1年間累計 (2025年4月1日～2026年3月末日)	7.77	1,242
設定時からの総額 (2024年5月21日～2026年3月末日)	10.87	1,738

(注)円貨への換算は、対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、小数点第1位を四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。

## 【収益率の推移】

下記会計年度における収益率の推移は次の通りです。

期間	収益率(%)
第1会計年度 (2024年5月21日～2024年12月末日)	4.59
第2会計年度 (2025年1月1日～2025年12月末日)	4.94

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) \div b$

a = 各会計年度末日の基準価額 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度の末日における基準価額

第1会計年度については受益証券1口当たりの当初発行価格

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次の通りです。

期間	収益率(%)
2024年 (2024年5月21日～2024年12月末日)	4.59
2025年 (2025年1月1日～2025年12月末日)	4.94
2026年 (2026年1月1日～2026年3月末日)	0.38

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末(2026年については3月末日)の基準価額 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の基準価額

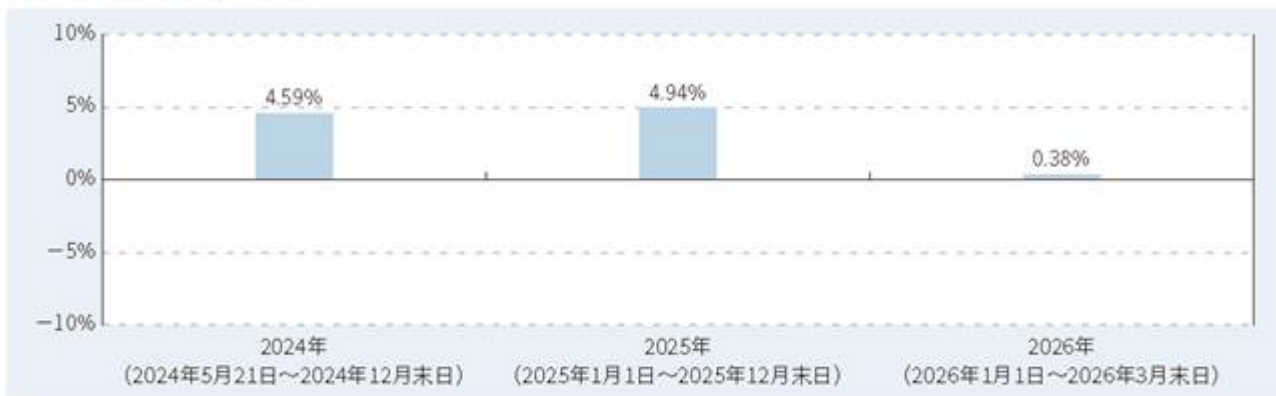
2024年の場合、受益証券1口当たりの当初発行価格

(参考情報)

## 基準価額および純資産の推移



## 収益率の推移

(注) 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) \div b$ 

a = 暦年末(2026年については3月末日)の基準価額 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の基準価額

2024年の場合、受益証券1口当たりの当初発行価格

### (4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次の通りです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2024年5月21日 ~2024年12月末日)	897,292 (897,292)	1,200 (1,200)	896,092 (896,092)
第2会計年度 (2025年1月1日 ~2025年12月末日)	790,776 (790,776)	11,890 (11,890)	1,674,978 (1,674,978)

(注) ( ) の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

#### (1) 海外における販売手続等

投資者は、申込単位を下限として、各取引日における基準価額に相当する価格にて受益証券の申込みを行うことができます(当該基準価額は、関連する取引日の直後の投資対象ファンド純資産価額確認日の4ファンド営業日後または管理会社が決定するその他の時に公表されます。)。基準価額は、関連する取引日時点で計算されます。申込金額の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。申込手数料はありません。

管理会社が別途定める場合を除き、任意の取引日に受益者が申込請求することができる受益証券の口数は1口単位とします。

信託証書の条項に基づき、受益者は、その名義で登録された受益証券に対して権利、権原、または利益を有する者として受託会社が認識する唯一の者とし、受託会社は、かかる受益者のみを受益証券の絶対的な所有者として認識し、これに反するいかなる通知にも拘束されません。受託会社は、いかなる信託についても留意する義務または執行を監視する義務を負わず、信託証書で規定されている場合を除き、または管轄裁判所の命令がある場合を除き、いかなる信託、持分、または受益証券の所有権に影響を与えるその他の利益についても認識する義務を負いません。

#### 募集手続

投資者は、管理事務代行会社が投資者の受益証券申込用の口座を開設できるように、記入済みの口座開設申込書(管理事務代行会社から要請がある場合にはかかる投資者の身元を証明する補足情報および書類ならびに管理事務代行会社が要求した場合は申込代金の出所の詳細とともに)を、ファクシミリ、(署名済みのPDFファイルの形式による)電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により送付しなくてはなりません。これらの要件の詳細については、下記「マネー・ロンダリング防止およびテロへの資金調達対策」の記載をご参照ください。

管理事務代行会社が投資者に対してその投資者口座が開設された旨の確認書を提供した後、投資者は申込書を使用して受益証券の申込みを行うことができます。申込書は、ファクシミリ、(署名済みのPDFファイルの形式による)電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により、管理事務代行会社が申込通知期限までに受領できるように、管理事務代行会社により要求されるその他の情報および書類およびとともに送付されます。管理事務代行会社が申込書を申込通知期限までに受領しなかった場合または申込書に不備があった場合、申込書は受理されません。

「申込通知期限」とは、関連する取引日の午後6時(日本時間)および/または管理会社がその単独の裁量により決定するその他の日時をいいます。以下同じです。

投資者口座が開設された旨の確認書の受領および、申込書の管理事務代行会社に対する交付後、代金は、関連する取引日についての投資対象ファンド純資産価額確認日から10ファンド営業日以前に、申込者名義の口座からファンドの口座へ現金決済日に電信送金で全額送金されなければなりません。支払いは米ドルでなければなりません。第三者による支払いは認められません。

申込者は、管理事務代行会社による申込者の投資者口座が開設された旨の確認書の受領前に管理事務代行会社が受け取った申込書は処理されないことに留意する必要があります。この場合、申込者は、管理事務代行会社による申込者の投資者口座が開設された旨の確認書の受領後、新たな申込書を作成し提出する必要があります。投資者口座が開設された旨の確認書の前にファンドの回収口座に入金された申込代金は受理されず、申込者は、申込者の費用負担で追加の銀行手数料を請求される場合があります。

#### 一般

受益証券への申込者は、とりわけ、ファンドへの投資のリスクを評価するための知識、専門性および金融に関する事柄の経験を有すること、ファンドの投資資産への投資およびそれらの資産が保有および/または取引

される方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資全部の損失を負担することができることを口座開設申込書において表明および保証しなければなりません。

受益証券は、関連する取引日に発行されます。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは正式に権限が与えられた取次人または代理人のいずれも、ファクシミリまたはその他の方法により送付された口座開設申込書、申込書の判読の難しさもしくは不受理の結果として生じた損害または正式に権限を与えられた者に署名されたと信じられた指示の結果として講じられた措置によって生じた損害の責任を負わないことに留意してください。

管理会社は、その独自の裁量で全体または一部の受益証券購入の申込み(適格投資家<sup>(注)</sup>でない者による申込みを含みますが、これに限られません。)を拒否する権利を留保し、関連する取引日に発行されたが上記の記入済みの口座開設申込書、申込書および支払いが期日内に受理されなかった受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。特に、支払いが上記の適用される支払期日までに全額決済資金で受領されなかった場合、管理会社は(受託会社との協議の後、)(申込者の期日支払いの不履行に関する権利に影響を与えることなく)かかる申込者に発行された受益証券の購入代金に関して、無償で強制的に買い戻すことができます。かかる強制買戻しの際に、かかる受益証券の申込者は、これに関して管理会社または受託会社に対して申立てを行う権利を有さないものとします。ただし、(i)かかる受益証券にかかる強制買戻しの結果として、当該純資産総額または基準価額の以前の計算は再開または無効にされないものとし、および( )管理会社は、かかる申込者にファンドの名義で、管理会社、受託会社および/または申込者の関連する決済期日までの支払いの不履行に関係すると管理会社が判断するその他の受益者が被った損失を補償するために、管理会社が随時決定する強制買戻し手数料を請求する権利を有します。かかる損失には、かかる申込みに関連して行われた事前投資に起因する損失を含みますが、これに限りません。管理会社は、全体または一部における絶対的な裁量権で受益証券への申込みを拒否することを決定することができますが、その場合、申込みの際に支払われた額またはその残高(場合による)は、可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクと費用で、(無利息で)返還されます。

受益証券の申込みが承認されると、当該受益証券の申込者は、関連する取引日が経過するまで受益者登録簿(以下「登録簿」といいます。)に登録されない場合がありますが、受益証券は関連する取引日の営業終了時から有効に発行されたものとして取り扱われます。これにより、受益証券について申込者が支払った申込代金は、関連する取引日からファンドへの投資リスクにさらされます。

回収口座に保有される翌日物の現金残高は、ファンドに投資される前または分配もしくは受益証券の買戻しに関連して投資者に支払われる前を含めて、キャッシュ・スイープ・プログラム(以下「回収口座キャッシュ・スイープ・プログラム」といいます。)の対象となることがあります。回収口座キャッシュ・スイープ・プログラムでは、S & P、ムーディーズまたはフィッチのうち少なくとも1社からA格以上の信用格付けを受けた第三者の取引相手方(以下「回収口座キャッシュ・スイープ・カウンターパーティー」といいます。)に保有される一つまたは複数の共同顧客口座に当該金銭を預託することになります。投資者は、回収口座キャッシュ・スイープ・プログラムの結果、回収口座キャッシュ・スイープ・カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクについては、上記「第1 ファンドの状況 - 3 投資リスク」の「カウンターパーティー・リスク」に記載されています。

(注)「適格投資家」とは、以下の個人、法人または法主体をいいます。以下同じです。

次のいずれにも該当しないもの。(a)米国の市民もしくは居住者、米国において設立され、もしくは存続するパートナーシップ、もしくは米国の法律に基づいて設立され、もしくは米国において存続する会社、信託もしくはその他の法主体、または米国人(1933年米国証券法下のレギュレーションS(その後の改正を含みます。))において定義されます。)、もしくは当該米国人の利益のためにファンド証券を保有しもしくは保有しようとする個人、会社もしくは法主体、(b)ケイマン諸島に居住もしくは所在する者(慈善信託もしくは能力の対象または免税もしくは非居住のケイマン諸島の会社を除きます。)、(c)適用法令に違反せずにファンド証券に申込み、もしくは保有することができないもの、または、(d)欧州経済領域の加盟国に居住し、もしくは登記上の事務所を持つもの、(e)上記(a)から(d)までに記載される個人、会社もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者、および/または、ファンドに関して、随時、管理会社が、受託会社の同意を得て、特定もしくは指定するその他の個人、会社もしくは法主体。

## マネー・ロンダリング防止およびテロへの資金調達の対策

マネー・ロンダリング防止ならびにテロリストおよび拡散金融への対策のための法令を遵守するため、受託会社は手続を採用および維持することが必要であり、受益証券の申込者に身元、(該当する場合には)その実質的所有者/支配者の身元および資金の出所を証明するための証拠を提供することを求めるものとします。受託会社はまた、許可を受け、特定の条件に従う場合には、これらの手続(デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。)の維持について適切な者に依拠し、またはかかる手続の維持を適切な者に委託することができます。受託会社は、これらの手続の維持について管理事務代行会社に依拠するものとします。

管理事務代行会社は、アイルランドを本拠地とし、随時改正されるアイルランドのマネー・ロンダリング防止規則および法令の対象です。

アイルランドの2010年-2021年刑事司法(マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金調達)法(その後の改正を含みます。)(以下「刑事司法法」といいます。 )は、管理事務代行会社に対し、マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金調達を防止し検知するための強固なリスク評価および適切な措置を実施する義務を課しており、かかる措置には、全ての受益者、および場合によっては受益者が代理して受益証券を保有する「実質的所有者」ならびに/または刑事司法法の下で定義されるところによる上級管理役員(疑義を避けるために付言すると、取締役および最高経営責任者(該当する場合)を含みます。)(以下「上級管理役員」といいます。 )の身元および住所を確認するための措置が含まれています。管理事務代行契約に基づき、受託会社は、刑事司法法に従い、(必要に応じて)各受益者、実質的所有者および/または上級管理役員の身元を確認するために必要な書類を入手するため、管理事務代行会社を任命しました。リスクベースのアプローチを適用する場合、管理事務代行会社は、特定の状況において、例えば、政治的リスクにさらされている個人(以下「PEP」といいます。 )およびその直系家族または当該個人と近い関係にあることが知られている人物、または高リスク・カテゴリーに該当すると評価されたその他の投資家等、特定の投資家の種類に対して、強化された顧客デュー・デリジェンスを適用することが要求されます。管理事務代行会社は、顧客、顧客の代理人であると主張する者および潜在的な実質的所有者の特定および確認に関して、刑事司法法第33条から第39条までに定める規定を遵守しなければなりません。

管理事務代行会社はまた、申込者の代理人であると主張する者の身元を確認する義務を負い、かかる者が申込者の代理人として行動する権限を与えられていることを確認しなければなりません。

管理事務代行会社は、申込者、該当する場合には申込者の実質的所有者およびノミニーに関する取決めにおいては受益証券の実質的所有者の身元を確認するために必要な情報を請求する権利を留保します。特に、管理事務代行会社は、PEPに分類される投資家および当該PEPの近親または近い関係者に関する追加手続きを実施する権利を留保します。また、管理事務代行会社は、当該申込者との継続的な取引関係を監視できるように、申込者から追加情報を入手する権利を留保します。

投資家、実質的所有者および潜在的な投資家(該当する場合)の身元確認は、取引関係を確立する前に行う必要があります。申込者は、マネー・ロンダリング防止/テロ資金供与対策のための要件の詳細について、口座開設申込書を確認する必要があります。投資家の身元確認が完了し、関連する口座開設書類が全て受理されるまで、申込みは処理されません。受理されなかった申込みに関してファンドに支払われた金額は、適用法に従い、申込者自身の責任と費用において、利息を付さずに申込者に返還されます。

管理事務代行会社は、マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金調達に効果的に対抗するために、また、刑事司法法第33条(1)に従って、以下の場合に顧客ならびに(該当する場合には)最終実質的所有者および/または上級管理役員(場合による)を特定し、確認しなければなりません。

- ・ファンドに関し受益者と受託会社との間に取引関係が成立する前
- ・臨時の取引またはサービスを行う前
- ・受益者に関する重要な詳細が変更される場合

管理事務代行会社は、継続的なデュー・デリジェンスの実施を要求することができ、それに応じて受益者、上級管理役員および/または受益証券の実質的所有者の身元を確認するために必要な情報を随時要求する権利を留保します。

受託会社は、管理事務代行会社に対し、受益証券の申込者の身元および住所を確認するために必要と考える情報および文書を請求する権限を付与しています。規制された仲介機関を通じて申込みが行われる場合であって、当該仲介機関がアイルランドと同等のマナー・ロンダリング防止規則を有するものとして適用法で認められている国において営業している場合、管理事務代行会社は、かかる投資家に対して簡易の顧客デュー・デリジェンスを適用するか、または潜在的投資家に関して規制された仲介機関からの書面による表明に依拠する権利を有しますが、マナー・ロンダリング防止の目的で、かかる投資家を継続的に監視しなければなりません。

ファンドの受益証券の購入を希望する潜在的投資家に要求される書類(本人確認書類の種類を含みます。)の詳細は、口座開設申込書に記載されています。管理事務代行会社は、潜在的投資家に対し、マナー・ロンダリング防止を目的とする特定または確認のために必要な追加文書または情報に関し、通知するものとします。

申込者による、その身元を確認するために管理事務代行会社が必要とする情報の提示の遅延または不履行があった場合、管理事務代行会社は、投資者口座の開設または取引の実施を拒否することができます。潜在的投資家は、投資家が第三者の身元を確認するための情報を管理事務代行会社に提示していない限り、償還金または分配金が当該第三者の口座に支払われないことに特に留意すべきです。管理事務代行会社は、受益証券の申込者が全てのマナー・ロンダリング防止要件を満たすまでは、投資者口座を開設することができず、そのような場合、受益証券の申込者が全てのマナー・ロンダリング防止要件を満たし、かつ、投資者口座が開設されたことの確認を受領するまでは、申込書を受理せず、該当するファンドの回収口座に購入代金を受け取ることはできないことに留意が必要です。管理事務代行会社が申込者の身元を確認し、投資者口座が開設されている旨の確認を申込者に送付すると、申込者は、ファンドの受益証券の申込みを行うことができます。

各申込者は、受託会社および管理事務代行会社が、かかる申込者の申込書の処理を拒否した結果として生じた損失、または管理事務代行会社が要求した情報および文書がかかる申込者によって提供されなかった場合、および/または受託会社もしくは管理事務代行会社が、かかる受益者への買戻金もしくは分配金の支払いが適用法令に違反する可能性があるかと疑いもしくは助言を受けた場合、または受託会社もしくは管理事務代行会社の適用法令の遵守を保証するためにかかる拒否が必要または適切とみなされる場合、分配金または買戻金の支払いが遅延した結果として生じた損失について何ら損害を被らないようにすることを確認し、これに同意します。

CIMAは、随時改正されるケイマン諸島マナー・ロンダリング防止規則の所定の規定のファンドによる違反に関して、ファンドに対し、また、ファンドの受託者または役員で当該違反に同意もしくは共謀した者、または当該違反がその懈怠に帰属することが証明された者に対し、多額の過料を課す裁量権を有しています。ファンドが当該過料を支払わなければならない限りにおいて、ファンドは、当該過料および関連する手続の費用を負担します。

ケイマン諸島に在住する者で、ある者が犯罪行為に関わっているまたはテロもしくはその特性を持つものに関与していると知っているもしくは疑っているまたはいずれかへの合理的な理由があり、その知識または疑いに関する情報が規制されたセクターでの事業またはその他の取引、職業、事業もしくは雇用の中で目に留まるようになった場合、その者はかかる情報または疑いを(i)ケイマン諸島の犯罪行為もしくはマナー・ロンダリングに関する開示の場合は犯罪収益に関する法律(その後の改正を含みます。)に従いケイマン諸島フィナンシャル・レポートング・オーソリティ(以下「FRA」といいます。)または(ii)テロへの関与もしくはテロへの資金調達に関する開示の場合はケイマン諸島テロリズム法(その後の改正を含みます。)に従い巡査またはそれより上級の警察官もしくはFRAに報告しなくてはなりません。かかる報告は、秘密漏洩または法律あるいはその他により課せられた情報開示の制限への違反として扱われないものとします。

申込みにより、申込者は、自らのため、また、自らの実質的所有者および支配者を代理して、受託会社および受託会社を代理する管理事務代行会社による、ケイマン諸島およびその他の法域内でのマナー・ロンダリング、税金の情報交換、規制および類似の事柄に関連する請求に応じた、監督官およびその他に対する申込者に関する全ての情報の開示に同意します。

管理事務代行会社に一旦受理された記入済みの申込書は、管理会社が受託会社との協議後一般的にまたは特殊な場合において決定しない限り、取消不能です。管理事務代行会社は、記入済みの口座開設申込書、申込書

および購入代金に関する決済資金ならびに申込者の身元を証明するために必要な全ての書類の受領を条件として、受理された申込者に対し、権利が帰属することの確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者の追加情報を必要とすると判断した場合は、管理事務代行会社は申込者に通知し、必要な情報を要請します。

受益証券の各申込者は、管理事務代行会社が、法律により、投資の禁止、未払償還金もしくは未払分配金の支払いの停止、および/または口座内の資産の分離のいずれかにより、その口座を「制限」するよう義務付けられる場合があることに留意する必要があります。また、管理事務代行会社は、該当する政府機関や規制当局に対し、かかる措置を報告し、申込者の身元を開示するよう求められる場合があります。

全ての受益証券は、登録受益証券です。受益者の資格は、受益証券ではなくファンドの受益者名簿により証明されます。

#### 投資者資金規制

管理事務代行会社は、アイルランドの2013年中央銀行(監督および執行)法(第48条(1)(投資法人)2017年規制(2017年のSI 604)(以下「投資者資金規制」といいます。))に従い、ファンドのための回収口座を維持しており、当該回収口座は投資者の申込み、買戻金および配当金を管理する目的で使用されています。管理事務代行会社は、かかる金員が投資者以外の金員から分離して保有されること、投資者の資金がその記録の中で明確に特定できること、また帳簿および記録が各投資者により保有されている投資者の資金について各投資者のために常に正確に記録されることを確保する責任を有しています。償還または分配金の支払いに先立ち、これらの口座の金額に対して利息が支払われることはありません。回収口座中の投資者の資金に発生した利息は、ファンドの利益のために使用され、かつ定期的にファンドに配分されてかかる配分実施時に受益者の利益のために使用されます。回収口座中の投資者資金に発生する未払利息は、定期的にファンドの資産から支払われます。

#### 制裁

受託会社、管理会社およびファンドは、適用ある制裁措置の対象となる法人、個人、組織および/または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、管理会社および受託会社は、投資者に対し、自ら、および(もしあれば)自らの実質的所有者、支配者または権限者(以下「関係者」といいます。))が自ら知り信じる限りにおいて、(i)国際連合、米国財務省外国資産管理室(以下「OFAC」といいます。))、日本の財務省に保持され、または欧州連合(以下「EU」といいます。))および/もしくは英国(以下「UK」といいます。))の規制(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。))および/もしくはケイマン諸島の法令に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストに掲載されていないこと、( )国際連合、OFAC、日本の財務省、EU、UKおよび/またはケイマン諸島が適用する制裁に関連する国または地域に運用上の拠点を有しておらず、かつ居住していないこと、また( )その他国際連合、OFAC、日本の財務省、EU、UK(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。))またはケイマン諸島により課される制裁の対象(以下あわせて「制裁対象」といいます。))となっていないことを継続的に表明および保証することを求める場合があります。

投資者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ投資者への通知をすることなく、かかる投資者および/もしくはかかる投資者のファンドに対する持分を対象とするその後の取引を、当該投資者またはその関係者(該当する場合)が制裁対象に該当しなくなるまで、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するまで停止するよう求められる場合があります(以下「制裁対象者事由」といいます。))。受託会社、管理会社およびファンドは、制裁対象者事由の結果、投資者により発生した負債、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的もしくは結果的損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびに全ての金利、罰金および訴訟費用その他全ての専門家に要する費用や経費を含みますが、これらに限りません。))に対して一切の責任を有しません。

また、その後、ファンドのために行われた投資が、適用される制裁の対象となる場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ投資者への通知をすることなく、かかる投資を対象とするその後の取引を、適用される制

裁が解除されるまで、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するまで停止する場合があります。

#### 情報の要請

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に所在するそれらの取締役もしくは代理人は、適用法に基づく規制または政府の当局または機関による情報の要請により、情報提供せざるを得なくなる可能性があります。例えば、金融庁法(その後の改正を含みます。)に基づく、CIMAによる、CIMAまたは海外の一般に認められる規制当局のためのもの、または税務情報庁による、税務情報法(その後の改正を含みます。)および関連する規制、合意、協定および覚書に基づくものです。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とみなされず、特定の場合には、受託会社、管理会社およびそれらの取締役または代理人は、そのような要求があったことを公表することを禁じられる可能性があります。

#### ケイマン諸島におけるデータ保護

ケイマン諸島の政府は、2017年5月18日にデータ保護法(その後の改正を含みます。)(以下「DPA」といいます。)を制定しました。DPAは、国際的に認められたデータプライバシーの原則に基づき、受託会社および管理会社に対して法的な要件を導入します。

受託会社および管理会社は、DPAに基づく、受託会社および管理会社のデータ保護に関する義務ならびに投資者(および投資者と関係する個人)のデータ保護に関する権利の概要を記した書類(以下「ファンド・プライバシー通知」といいます。)を作成しました。ファンド・プライバシー通知は、口座開設申込書に含まれます。

潜在的投資者は、ファンドへの投資、ならびにそれに伴う受託会社、管理会社およびこれらの関連会社および/または代理人との連絡(口座開設申込書への記入、および該当する場合には電子通信もしくは電話の記録を含みます。)の結果、または受託会社もしくは管理会社に対して、投資者と関係する個人(例えば取締役、受託者、従業員、代表、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代行者)の個人情報を提供した結果、かかる個人が、受託会社、管理会社ならびにこれらの関連会社および/または代理人(管理事務代行会社を含みますが、これに限定されません。)に、DPA第2条において定義される個人データに該当する特定の個人情報を提供することになる点に留意するべきです。受託会社および/または管理会社は、かかる個人データに関してデータ管理者として行動するものとし、管理事務代行会社等の関連会社および/または代理人は、データ処理者として(または状況によっては自らの権限でデータ管理者として)行動することができます。

ファンドに投資することおよび/またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、ファンド・プライバシー通知を細部まで読み理解し、ファンド・プライバシー通知に、ファンドへの投資に関連する範囲におけるデータ保護に係る権利および義務の概要が記載されていることを了解したとみなされるものとします。関連する表明および保証は、口座開設申込書に含まれます。

DPAを監督することは、ケイマン諸島の行政監察機関の責任です。受託会社がDPAに違反した場合、行政監察官によって強制的な措置がとられることがあり、かかる措置には、改善命令、課徴金または刑事訴追への付託が含まれます。

#### (2) 日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報 - (7) 申込期間」に記載される期間中、本書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社または販売取扱会社により取扱いが行われます。原則として、申込受付日の午後3時(日本時間)までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社または販売取扱会社所定の事務手続が完了したものを申込みとして取り扱います。申込受付日の申込み受付分が、その月の取引日の基準価額での購入となります。基準価額は、原則として投資対象ファンド純資産価額が海外において公表される日(通常、購入の申込みを受け付けた月の評価日から20ニューヨーク営業日後)の5ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。

販売の単位は300口以上1口単位です。

投資者は、国内約定日から起算して4ファンド営業日目までに日本における販売会社または販売取扱会社に対して、申込金額および申込手数料を円貨または米ドル貨により支払うものとします。なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資者に依頼する場合があります。円貨で支払う場合における円貨と外貨の換算は、日本における販売会社または販売取扱会社が決定する為替レートによります。換算(買戻し)についても同様です。また、管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人等およびケイマン諸島の居住者等の適格投資家でない者による受益証券の取得を制限することができます。

(注)「国内約定日」とは、申込みの注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、上記の基準価額が公表される日)をいいます。

## 2【買戻し手続等】

### (1) 海外における買戻し手続等

買戻日(以下に定義されます。)に買戻しのために受益証券の提出を希望する投資者は、買戻通知期限(以下に定義されます。)までに管理事務代行会社が購入代金を受領した受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻請求を行うことができます。買戻請求を行うためには、受益者は、買戻通知期限までに、管理会社が随時承認する書式による、買い戻される受益証券の口数が適切に記入された買戻通知(以下「買戻通知」といいます。)を管理事務代行会社にファクシミリ、(署名済みのPDFファイルの形式による)電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により提出しなければなりません。

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない、毎年3月、6月、9月、12月の取引日および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「買戻通知期限」とは、関連する買戻日が属する月の直前月の最終暦日の午後6時(日本時間)および/または管理会社がファンドに関し決定するその他の日時をいいます。以下同じです。

「ファンド障害事由」とは、管理会社の単独の裁量により、ファンドまたは投資対象ファンドを含むポートフォリオのいずれかの部分について価格を算定するための流動性または実効性に悪影響を与えると判断される事由をいいます。以下同じです。

一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となります。

受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日における基準価額として計算されます(以下「買戻価格」といいます。)

投資者は、買い戻される投資対象ファンドの受益証券のうち、発行から1年未満の受益証券は、投資対象ファンドにより、投資対象ファンドの関連する純資産価額の98%で買い戻されることに留意する必要があります。

買戻通知が買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、関連する受益証券は、買戻価格で買い戻されます。買戻日において受益者が買戻し請求の対象とすることができる受益証券の最低口数は、管理会社がその他の決定をしない限り、1口以上1口単位とします。

該当法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を有します。管理事務代行会社は、買戻しのため受益証券を提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延もしくは怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法もしくはその他の法令の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否または買戻代金の支払いを遅延することができます。

買戻通知が受領されると、当該受益者が登録簿から削除されたか否か、買戻価格が決定され送金されたか否かに関わらず、受益証券は該当する買戻日から有効に買い戻されたものとして取り扱われます。このため、該当する買戻日以降、受益者は受益者としての資格において、買戻対象の受益証券について信託証書に基づき発生する権利(ファンドの総会の通知を受領し、総会に出席もしくは総会において投票する権利を含みます。)を行使する資格を喪失し、またこれを行えることができなくなります。ただし、(それぞれ買戻対象となる受益証券について)買戻価格および該当する買戻日の前に宣言されたが未払いのままである分配を受領する権利を除きます。かかる買戻しを行う受益者は、買戻価格についてファンドの債権者となります。支払い不能により清算が行われる場合、買戻しを行う受益者は、通常の債務者の後位であり受益者の先位に位置付けられます。

### 買戻しの制限

受益証券の買戻しは、各買戻日にのみ可能であり、管理会社および/または投資運用会社が、受託会社と協議の上、特定の買戻日における一または複数の買戻通知に応じるために必要なファンドの投資対象の清算を投資運用会社が実行することが不可能であると判断した場合(投資対象ファンドが停止を宣言した場合または買戻請求を制限した場合を含みますが、これらに限定されません。)、または受益者の利益を害するおそれがある

ると判断した場合、管理会社は、受託会社と協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を拒否する選択をすることができます。投資者は、投資対象ファンドの受益証券の買戻しには制限があり、投資対象ファンド買戻プログラムに基づき、いかなる場合でも発行済受益証券の5%（口数または投資対象ファンドの純資産総額のいずれかによります。）が上限となることに留意する必要があります。

この場合、当該制限は、かかる買戻日に買戻しのため受益証券を提出することを希望する全ての受益者が同じ割合で当該受益証券を買い戻すことができるよう、比例配分により適用されます。翌四半期以降に解約を行う場合には再度お申込みが必要です。なお、投資対象ファンドは、前暦四半期末時点の投資対象ファンド発行済受益証券総数の5%（口数または投資対象ファンドの純資産総額のいずれかによります。）を上限として四半期ごとに買戻しを行う予定です。

### 停止

受託会社は、下記「3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況が発生した場合、管理会社と協議の上、純資産総額および/もしくは基準価額の決定および/もしくは受益証券の発行と買戻しを停止し、ならびに/または受益証券の買戻しを請求した者に対する買戻金の支払期間を延長することができます。

ファンド障害事由が発生した際にも停止を宣言することができます。受益証券に係る全ての支払いは、下記「3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況およびファンド障害事由が終了するまで停止されることがあります。

上記の記載にかかわらず、以下の事由が発生した場合、受託会社が、管理会社と協議を行った上で、停止を宣言することができます。

- (i) 管理会社および/または投資運用会社と協議の上、受託会社の判断により、( ) ファンドの資産の一部もしくは全部の処分ができない、または(y) 当該処分金の移転が合理的な方法で実行できない場合
- ( ) 投資対象ファンドが( ) 投資対象ファンドの受益証券の発行または償還の停止、および/または(y) 投資対象ファンド純資産価額の算出の停止を宣言する場合
- ( ) 管理会社と協議の上、受託会社の判断により、純資産総額が公正かつ合理的な方法により算出できない場合
- ( ) 受託会社、管理会社および/または投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロ、パンデミックまたは天災等に起因して閉鎖され、または相当に妨げられる場合
- (v) 受託会社、管理会社および/または投資運用会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合

### 買戻手続

買戻通知は、管理事務代行会社にファクシミリ、(署名済みのPDFファイルの形式による)電子メールまたは管理事務代行会社との間で事前に合意されたその他の電子的手段により送付されなければなりません。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社またはその適式に授權された代理人もしくは受任者のいずれも、ファクシミリまたはその他の方法により送付された買戻通知の判読不能または未受領の結果として生じる損失について何らの責任も負いません。

### 決済

投資対象ファンドの投資対象の処分から十分な収益を受領することおよび下記「3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目の記載に従い買戻日に適用される純資産総額の計算が遅延しないことを前提として、買戻代金の決済は、関連する投資対象ファンド純資産価額確定日から8ファンド営業日以内の現金決済日に受益者に対し支払われます。受益者に対する支払いは、米ドル建てで、電信送金により行われます。受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。買戻代金は、登録された受益者のみに支払われ、第三者に対する支払いは認められません。

### 強制買戻し

受託会社または管理会社が、受益証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有により、トラストまたはファンドに登録が要求される、課税対象となるもしくは法域における法に違反すると判断した場合、受託会社もしくは管理会社がかかる受益証券の申込みもしくは購入の資金拠出に利用された資金源の正当性に疑義を抱く根拠がある場合、またはいかなる理由(当該理由は受託会社および管理会社により受益者に開示されない場合があります。)において、受託会社または管理会社が受益者全体の利益に照らしてその絶対的な裁量に基づき適切とみなす場合、管理会社は、受託会社との協議の上、その保有者にかかる受益証券を受託会社または管理会社が決定する期間中に売却して当該売却の証拠を受託会社および管理会社に提出するよう指示することができ、仮に売却が履行されない場合、かかる受益証券は買い戻されます(以下「強制買戻し」といいます。)

受益証券の強制買戻しの際に支払われる買戻価格は、強制買戻日の評価時点(かかる日が評価日でない場合は、直前の評価日)において決定される、(ファンドの流動化に際して発生または偶発債務を含む強制買戻しに起因する負債を考慮後の)当該強制買戻しにおける基準価額に等しい1口当たりの価格(管理会社と協議の上、受託会社の裁量により)ファンドの投資対象のうち当該買戻しの資金調達のために実現される投資対象の当該評価日における公表価額とその後の実現価額との差額についての調整の加減後)(以下「強制買戻価格」といいます。)となります。強制買戻価格を計算するため、管理会社は、受託会社との協議の上、当該受益証券の基準価額から、受益証券にかかる買戻しの資金を拠出するための資産の換金またはポジションの決済によりファンドの勘定で発生する財務および販売手数料を反映するために適切な引当金とみなす金額を差し引くことができます。

「評価時点」とは、各評価日におけるファンドに関連する最後の市場の営業終了時または各評価日における管理会社がファンドについて随時決定するその他の時間をいいます。

## (2) 日本における買戻手続等

2月、5月、8月および11月の18日(国内営業日ではない場合は前国内営業日)の申込み受付分が、翌月の買戻日の基準価額での換金(買戻し)となり、それ以外の期間は換金(買戻し)の申込みの受付を行いません。買戻日に買戻しを行おうとする日本の受益者は、2月、5月、8月および11月の18日(国内営業日ではない場合は前国内営業日)の午後3時(日本時間)または日本における販売会社もしくは販売取扱会社が別途定める時までには申込みを日本における販売会社または販売取扱会社に対して行い、かつ日本における販売会社または販売取扱会社所定の事務手続を完了しなければなりません。

買戻価格は、申込みを受け付けた翌月の買戻日の基準価額とします。

買戻価格は、原則として投資対象ファンド純資産価額が海外において公表される日(通常、換金(買戻し)の申込みをした翌月の評価日から20ニューヨーク営業日後)の5ファンド営業日後の翌国内営業日に公表されます。

買戻単位は、1口以上1口単位です。

日本における買戻代金の支払は、通常、国内約定日から起算して4ファンド営業日目から、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、円貨または米ドル貨により支払われます。

(注)「国内約定日」とは、買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、買戻価格が公表される日)をいいます。

## (3) 受益証券の譲渡

全ての受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承認する形式の書面によって受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、法規事項もしくは政府のもしくはその他の規則または関連するもしくは適用される法域の規制または受託会社の当面の効力を持つあるいは受託会社に要求される方針を遵守するため、まず受託会社またはその正式に権限を与えられた代理人に請求される情報を提供するものとします。受託会社および/または管理会社は、その絶対的な裁量により、同意を与えることを拒むことができます(譲受人が適格投資家でない場合を含みますが、これに限られません。)。さらに、譲受人は、受託会社に対して(a)受益証券の譲渡は適格投資家に対して行われるこ

と、(b)譲受人は、投資のみを目的として自己勘定で受益証券を取得することおよび(c)受託会社または管理会社はその裁量で要求するその他の事項を書面で表明しなければなりません。

受託会社または管理会社により、全ての譲渡証書が譲渡人および譲受人によりまたは代理として署名されることを求められます。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名前が受益者としてファンドの受益者名簿に記載されるまでは受益者のままとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持します。譲渡は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および前述の情報を受理するまでは登録されません。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、基本信託証書に定める原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点に、ファンドの通貨建てで計算されます。

ファンドの、その表示通貨建てによる純資産総額は、ファンドの資産合計の価額を確定して、そこからファンドの負債額を差し引くことによって求めます。ファンドの発行済みの受益証券クラスが一つしかない場合、ファンドの基準価額は、ファンドの純資産総額を、ファンドの発行済みの受益証券の口数で除して求めるものとし、管理会社が受託会社と協議の上で決定して、関連するファンドの目論見書補遺に開示される手法にて端数処理が行われます。

ファンドにつき、複数のクラスの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産総額は、ファンドの特定の受益証券クラスに帰属するファンドの資産および負債がファンドの当該受益証券クラスの受益者のみにより効果的に負担され、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づいてファンドの別の受益証券クラスの受益者には負担されないことを確保するため、ファンドの異なる発行済み受益証券クラス間で分配されません。ファンドの各受益証券クラスに帰属するファンドの、表示通貨以外の通貨による純資産総額は、ファンドについて受託会社が決定する評価日ごとの為替レートにて、ファンドの該当する受益証券クラスの表示通貨に換算されます。ファンドの各受益証券クラスの基準価額は、(必要な通貨換算を実施後)ファンドの純資産総額のうちファンドの該当する受益証券クラスに帰属する部分をファンドの発行済みの当該受益証券クラスの口数で除して求めます。ファンドの当該受益証券クラスの基準価額は、管理会社が決定し、ファンドに係る目論見書補遺に開示される手法で端数処理されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

- (a) 手元現金または預金、手形、要求払い約束手形、売掛金、前払い費用、公表されたまたは現に発生しているものの未払いの現金配当金および利息の価額は、かかる預金、手形、要求払い約束手形、売掛金はその全額に相当しないと管理会社が判断する場合(その場合は、かかる価額は管理会社が適当とみなす価額となります。)を除き、その全額であるとみなされます。
- (b) 下記(c)が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、かつ下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場、値付け、売買もしくは取引されている投資対象の価額に基づく計算は全て、当該投資対象の主要取引所または市場に関する現地の規則および慣習に基づき、かかる計算が行われる日の営業終了時点における最終取引価格または公式終値を参照して行われ、他方、特定の投資対象に対する証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が存在しない場合は、当該投資対象の値付けを行っている個人、企業または機関(当該マーケット・メーカーが2社以上存在する場合は、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー)により付けられた価額を参照してかかる投資対象の価額の計算が行われます。ただし、管理会社がその裁量において、主要な取引所または市場以外の取引所または市場の価額が、かかる投資対象に関して全ての状況下においてより公正な価値基準を提供するとみなす場合は、かかる価額を採用することができます。
- (c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、ファンドと同日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンドのその他の持分1口当たりのその日に計算された純資産価格であり、管理会社が決定する場合またはかかるファンドと同日に評価されない場合は、直近に公表された受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンド(利用可能な場合)のその他の受益証券、株式もしくは持分1口当たりの純資産総額、または(上記が利用可能でない場合)直近に公表されたかかる受益証券、株式もしくはその他の持分の償還額もしくは入札額となります。とりわけ、マネージド・ファンドの評価に使用可能な相場が存在しない場合、公表されたまたはマネージド・ファンドもしくはその代理人によりファンドに書面で報告された関連する評価日における価額に基づき計算され、マネージド・ファンドが当該評価日に評価されていない場合

は、直近に公表されたもしくは報告された価額となります。評価額は、管理会社の絶対的裁量により将来調整される可能性があります。管理会社は、計算を行う際に、マネージド・ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、運用会社もしくは顧問会社またはその他の取引子会社等の第三者から受領する未監査の評価や報告、推定評価に依拠する権利を有しており、管理会社はかかる評価および報告を確認する責任を負わず、かかる評価および報告の内容または信憑性を確認する責任を負いません。

- (d) 上記(b)もしくは(c)の純資産総額、償還額、ビッド、取引価格もしくは終了価格または相場で利用できるものがないとき、関連する資産の価値は、管理会社が決定する方法により、管理により適宜決定されます。
- (e) 上記(b)に基づき、投資対象につき上場、値付け、売買または市場取引の各価格を特定するため、受託会社は価格公表の機械システムおよび/または電子システムにより提供される価格データおよび/または価格情報を使用し、これに依拠することができ、それらのシステムにより提供される価格が上記(b)における最終取引価格または公式終値とみなされます。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、関連する投資対象につき、より公正な価値を正確に反映できると判断した場合、その他の価額算定方法の利用を認めることができます。
- (g) ファンドで使用される通貨以外の通貨建てによる投資対象(有価証券または現金)の価値は、関連するプレミアムや割引および交換費用を考慮した状況下において管理会社が適切とみなすレート(公式またはそれ以外)により、ファンドで使用される通貨建てに換算されます。

年次報告書および各ファンドの計算書は、ファンドに係る英文目論見書補遺にて指定される会計基準に従って作成されます。

受託会社は、ファンドの純資産総額の計算において、追加調査を行う事なく、上記に従って提供される価格および評価に依拠することができ、かつ、かかる依拠に関して、ファンド、受益者またはその他の者に対し責任を負わないものとします。

また、管理事務代行会社は、受託会社または管理会社の指示に従い、管理事務代行契約に基づき、各評価日における評価時点での純資産総額を、信託証書に記載され、詳細は英文目論見書に記載される原則に基づいて計算します。

かかる方法により管理事務代行会社が計算する純資産総額は、(a)ファンドの勘定で行われる投資対象ファンドに対する投資の価額は、投資対象ファンドの管理事務代行会社が決定する直近の利用可能な投資対象ファンド純資産価額に基づき算出され、(b)流動資産について、実際の現金(米ドル)価値、(c)上記(a)および(b)の両方について、特定の評価日において作成されるものであり、したがって、管理会社によって別途決定がなされない限り、市場価値もしくは価格または当該決定に関連するその他の要因におけるその後の変化を反映しません。

評価日に関し管理事務代行会社が取引締切時間(以下に定義されます。)までに受け取った取引確認書は、管理事務代行会社による当該評価日に関する純資産総額の計算に含まれます。例えば、取引日が評価日にあたり、当該取引が取引締切時間までに管理事務代行会社に提供された場合は、その評価額が当該評価日に関する純資産総額の計算に反映されます。評価日に関し管理事務代行会社が取引締切時間後に受け取った取引確認書は、次の評価日の純資産総額の計算に含まれます。

「取引締切時間」とは、評価日にファンドの勘定で行われた取引に関して、当該評価日に係る投資対象ファンド純資産価額確認日の午前7時(ダブリン時間)または管理事務代行会社および管理会社が合意したその他の時間をいいます。

管理事務代行会社は、各評価日に係る純資産総額および基準価額に関する情報を、当該評価日後の投資対象ファンド純資産価額確認日から4ファンド営業日後に受益者に提供します。

管理事務代行会社は、投資対象ファンド財務書類が関連する締切時間までに投資対象ファンドによって管理事務代行会社に提供されない場合、当該評価日に関する純資産総額の計算を遅らせることができます。この場合、受益者に対する純資産総額に関する情報の提供に関連する期限は、関連する投資対象ファンド財務

書類の公表後2ファンド営業日まで延期される可能性があります。また、これに伴い、買戻代金の決済も延期される可能性があります。

純資産総額を提供し、かつ/または受益証券を買い戻す受託会社の義務は、ファンド障害事由および/または停止がないことを条件とします。

#### 純資産総額の計算の停止

受託会社は、以下の場合において、全期間または一部期間中、管理会社と協議の上、ファンドの純資産総額および/もしくはかかるファンドの受益証券クラスの基準価額の決定ならびに/もしくはファンドの受益証券クラスの受益証券の発行および買戻しを停止すること、ならびに/またはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券につき買戻しの請求者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。

- (a) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間(通常の休日および祝日を除きます。)、またはかかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるかもしくは停止されている場合
  - (b) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の処分を管理会社が合理的に実行できなくなる状況が発生したと受託会社もしくは管理会社が判断する場合、または当該状況により、かかる処分がファンドの受益者またはファンドの一もしくは複数の受益証券クラスの保有者に重大な悪影響を及ぼす場合
  - (c) 投資対象の評価額もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額の確定に通常使用している方法をとることに支障が生じている場合、またはその他の理由によって、投資対象もしくはその他の資産の評価額、もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社もしくは管理会社が決定した場合
  - (d) ファンドの投資対象の買戻しもしくは換金、またはかかる買戻しもしくは換金に関係した資金の移動を通常の価格もしくは通常の為替レートで行えないと管理会社が判断した場合
  - (e) いかなる期間であれ、管理会社が、その絶対的裁量により、かかる措置をとることが賢明であると考えられる場合
  - (f) その他、ファンドに係る補遺信託証書または英文目論見書補遺で定める場合
- かかるファンドの受益者は全員、上記の停止についても速やかに書面で通知され、かかる停止の解除についても速やかに通知されます。

#### (2) 【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

#### (3) 【信託期間】

信託期間は、下記「(5) その他 - ファンドの解散」の記載に従って早期終了しない限り、最終買戻日まで存続します。

「最終買戻日」とは、( )2163年12月1日または( )強制買戻事由(以下に定義されます。)発生後に最も早く到来する買戻日のいずれか早い日をいい、管理会社が決定するとおり、ファンドの全ての投資対象が清算されます。

## (4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年12月31日です。

## (5) 【その他】

## ファンドの解散

以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。

- (a) ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社もしくは管理会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合
- (b) ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合
- (c) 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合
- (d) 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (e) 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (f) ファンドに関係する補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合

また、受益証券は、次のいずれかに初めて該当する場合には、強制的に買い戻されます (以下それぞれ「強制買戻事由」といいます。 )。

- (1) いずれかの評価日の純資産総額が10,000,000米ドル以下であり、かつ、当該評価日以降、管理会社が、影響を受ける全ての受益者に対して通知を行うことで、全ての受益証券を強制的に買い戻すべきと判断した場合
- (2) 管理会社が受託会社と協議の上、全ての受益証券を強制的に買い戻すべきと決定した場合 (これには、管理会社が受託会社と協議の上、理由の如何を問わず (最終買戻日より前に投資対象ファンドが早期に終了することを含みます。 )、全ての受益証券を強制的に買い戻すことを決定した場合を含みますが、これに限定されません。 )。

強制買戻事由が発生した場合、各受益証券は最終買戻日に1口当たり最終買戻価格で買戻されます。

受益証券の1口当たり最終買戻価格は、最終買戻日 (またはその日が評価日でない場合には直前の評価日) における基準価額 ( (管理会社と協議の上、受託会社の裁量により) ファンドの投資対象のうち当該買戻しの資金調達のために実現される投資対象の当該評価日における公表価額とその後の実現価額との差額についての調整の加減後。 ) となります。

## ソフトwindダウン

管理会社が、受託会社と協議し、ファンドの投資方針がもはや実行可能ではないと判断した場合、信託証書および英文目論見書補遺の規定に従い、秩序ある方法で資産を換価するためにファンドを管理し、受益者の最善の利益になると判断される方法でその収益を受益者に分配することができます。この手続はファンドの事業に不可欠であり、受益者の関与なしに実行することができます。

## 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日前までの書面通知 (受益者による決議またはファンドによる決議 (場合による) により放棄することができる) により、受託会社および管理会社が誠意を持ってかつ商業上合理的方法により受益者または (場合に応じて) 影響を受けるファンドの受益者の最大の利益となると考える方法および限度により、基本信託証書の修正信託証書により、基本信託証書の規定を修正し、

改訂し、変更または追加する権利を有します。ただし、受託会社はその意見において、(i)かかる修正、改訂、変更または追加が、

(a) 既存の受益者の利益を重大に害するものとはならず、既存の受益者または(場合により)影響を受けるファンドの受益者に対する責任から受託会社および管理会社を相当程度免除するようにならないこと、

(b) 財政上、法令上または当局による要請(法的強制力の有無を問わない)を遵守できるようにするために必要であること、または

(c) 明白な誤りを訂正するために必要であること

を書面で証明しない限り、かかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者による決議またはファンドによる決議(必要に応じて)を受託会社がまず取得しなければ、かかる修正、改訂、変更または追加は行わないものとし、( )かかる修正、改訂、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し追加の支払を行いまは債務を引き受ける義務を課されないものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

#### 管理事務代行契約

管理事務代行契約は、いずれかの当事者による90日前の書面による通知またはいずれかの当事者の支払不能または通知後も違反を解消できないなどの一定の状況においては即時の書面による通知により終了することができます。管理事務代行契約は、アイルランドの法律に準拠し、同法に従って解釈されます。

#### 保管契約

保管会社の任命は、保管会社または受託会社のいずれかが、他方当事者に対して90日前の書面による通知を行うことにより解除することができます。保管契約は、同契約に定める一定の事由により直ちに解除することもできます。

保管契約は、英国法に準拠し、同法に従って解釈されます。

#### 代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社または代行協会員による3か月前の他の当事者に対する書面による通知により終了されるまで継続しますが、かかる終了は、日本において代行協会員の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件とします。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

#### 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、英文目論見書または信託証書に従ってファンドが解散するまで効力を有しますが、他方当事者に対する3か月前の書面による通知により、終了することができます。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に解釈されるものとします。

#### 報酬代行会社任命契約

報酬代行会社または受託会社のいずれも報酬代行会社任命契約を他方当事者に対して90暦日前の書面による通知を送付することにより終了することができます。報酬代行会社任命契約は、同契約に定める他の事由により解除することもできます。

#### 投資運用契約

投資運用契約は管理会社または投資運用会社が相手方当事者に対し90暦日前の書面による通知をすることにより、または同契約に定める他の事由により終了することができます。

#### 投資運用会社サポート契約

投資運用会社サポート契約は、管理会社、投資運用会社または投資運用会社サポート会社が相手方当事者に対し90暦日前の書面による通知をすることにより、または同契約に定める他の事由により終了することができます。

### (1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていない限りなりません。したがって、日本における販売会社または販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。日本における販売会社または販売取扱会社から国内の投資者に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは日本における販売会社または販売取扱会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次の通りです。

#### ( ) 分配金請求権

各受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、保有する受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

#### ( ) 管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

#### ( ) 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、各受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

#### ( ) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

#### ( ) 議決権

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され基準価額の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。

### (2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

### (3) 【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

#### ( ) 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

#### ( ) 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、下記の通りとします。

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業  
弁護士 安達 理  
弁護士 橋本 雅行

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、米国会計基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるケーピーエムジーエルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c . ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2026年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=159.88円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## 1【財務諸表】

【2025年12月31日終了年度】

## (1)【貸借対照表】

東海東京ヌビーンチャータープライベート・キャピタルファンド  
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト  
資産負債計算書  
2025年12月31日現在

	2025	
	USD	千円
<b>資産</b>		
PCAPファンドの投資有価証券(取得原価:156,590,000米ドル)	154,700,740	24,733,554
現金	3,637,712	581,597
購入口数にかかる未収金	4,529,003	724,097
未収利息	5,902	944
未収配当金	1,060,454	169,545
事前に拠出済みの投資	9,000,000	1,438,920
その他の資産	61,635	9,854
<b>資産合計</b>	<u>172,995,446</u>	<u>27,658,512</u>
<b>負債</b>		
解約済ユニットにかかる未払金	2,840,934	454,209
未払分配金	2,075,408	331,816
未払投資運用報酬	225,259	36,014
未払報酬代行会社報酬	81,912	13,096
その他の報酬および経費未払金	391,844	62,648
<b>負債合計</b>	<u>5,615,357</u>	<u>897,783</u>
<b>純資産</b>	<u>167,380,089</u>	<u>26,760,729</u>
受益証券1口当たり純資産価格(NAV) - 米ドルクラス (167,380,089米ドルの純資産および発行済受益証券口数 1,665,530に基づく)	<u>100.50 米ドル</u>	<u>16,068 円</u>

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東海東京ヌビーンチャータールプライベート・キャピタルファンド  
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト  
損益計算書  
2025年12月31日終了事業年度

	2025	
	USD	千円
<b>資産運用収益</b>		
受取利息	79,305	12,679
受取配当金(源泉徴収税控除後207,317米ドル)	10,908,770	1,744,094
	<hr/>	<hr/>
総投資収益	10,988,075	1,756,773
	<hr/>	<hr/>
<b>経費</b>		
投資運用会社報酬	724,279	115,798
報酬代行会社報酬	263,374	42,108
管理事務代行報酬	110,350	17,643
保管会社報酬	40,930	6,544
販売および代行協会員報酬	855,966	136,852
専門家報酬	56,865	9,092
設立費用	61,635	9,854
その他の報酬および経費	43,156	6,900
	<hr/>	<hr/>
費用合計	2,156,555	344,790
	<hr/>	<hr/>
<b>純投資収益</b>	8,831,520	1,411,983
	<hr/>	<hr/>
<b>投資による未実現評価純損失</b>		
PCAPファンド投資にかかる未実現評価純損失の変動	(2,301,513)	(367,966)
	<hr/>	<hr/>
<b>投資に対する純損失</b>	(2,301,513)	(367,966)
	<hr/>	<hr/>
<b>営業活動による純資産の純増</b>	6,530,007	1,044,018
	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東海東京 スピーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド  
 UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト  
 株主資本等変動計算書  
 2025年12月31日終了事業年度

	2025	
	USD	千円
<b>営業活動による純資産の純増</b>		
純投資収益	8,831,520	1,411,983
投資に対する純損失	(2,301,513)	(367,966)
	<hr/>	<hr/>
営業活動による純資産の純増	6,530,007	1,044,018
	<hr/>	<hr/>
<b>資本ユニット取引によるもの</b>		
<b>発行済受益証券</b>		
米ドルクラス受益証券(777,526口)	79,337,829	12,684,532
<b>解約口数</b>		
米ドルクラス受益証券(38,868口)	(3,922,341)	(627,104)
<b>分配</b>		
米ドルクラス受益証券	(10,765,149)	(1,721,132)
	<hr/>	<hr/>
資本ユニット取引による純資産の純増	64,650,339	10,336,296
	<hr/>	<hr/>
純資産の純増	71,180,346	11,380,314
<b>純資産</b>		
期首	96,199,743	15,380,415
	<hr/>	<hr/>
期末	167,380,089	26,760,729
	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東海東京 スピーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド  
 UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト  
 キャッシュ・フロー計算書  
 2025年12月31日終了事業年度

	2025	
	USD	千円
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
営業活動による純資産の純増	6,530,007	1,044,018
<b>運用により生じた純資産の増加を 営業活動によるキャッシュ・フローに調整するための修正</b>		
PCAPファンドの投資有価証券の購入	(74,200,000)	(11,863,096)
PCAPファンド投資にかかる未実現評価純損失の変動	2,301,513	367,966
<b>運営に関連する資産および負債の変動：</b>		
未収利息の減少	346	55
受取配当金の増価	(341,343)	(54,574)
事前拠出された投資の増加	(5,500,000)	(879,340)
その他の資産の減少	61,635	9,854
未払投資運用会社報酬の増加	103,494	16,547
未払登録事務代行報酬の増加	37,634	6,017
未払その他の報酬および経費の増加	127,205	20,338
営業活動による正味キャッシュ・フロー	(70,879,509)	(11,332,216)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
発行済受益証券の収入(購入口数にかかる未収金の増減控除後の純額)	79,337,829	12,684,532
購入口数にかかる未収金の減少	3,603,992	576,206
解約された受益権に対する支払額から、未払解約代金の変動額を差し引いた純額	(3,922,341)	(627,104)
解約された受益権にかかる未払金の増加	2,707,045	432,802
配当金支払	(9,406,615)	(1,503,930)
財務活動による正味キャッシュ・フロー	72,319,910	11,562,507
現金の純増減額	1,440,401	230,291
現金の期首残高	2,197,311	351,306
<b>現金の期末残高</b>	<b>3,637,712</b>	<b>581,597</b>
<b>補足情報：</b>		
受取利息	79,651	12,735
受取配当金	10,567,427	1,689,520

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東海東京 スピーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド  
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）IIIのシリーズ・トラスト  
決算概要

2025年12月31日終了事業年度

	米ドルクラス (口数)	
	USD	円
<b>受益証券1口当たり事業パフォーマンス：</b>		
受益証券1口当たりNAV、期首	103.79	16,594
投資業務からの収益（B）		
純投資収益	6.83	1,092
PCAPファンド投資に係る未実現評価損失の変動	(9.42)	(1,506)
投資業務からのトータルリターン	(2.59)	(414)
配当金支払い控除	(0.70)	(112)
受益証券1口当たりNAV、年末	100.50	16,068
配当金支払前のトータルリターン	(2.50%)	
配当金支払	(0.67%)	
配当金支払後のトータルリターン	(3.17%)	
<b>比率 / 補足データ：</b>		
経費の平均純資産額に対する比率（A）	(1.64%)	
純投資収益の平均純資産額に対する比率（A）	6.71%	

（A）経費率および純投資収益率は、年度を通じた平均純資産残高に基づいて算出される。決算概要は、すべての投資関連の運営経費を反映している。

（B）資本取引のタイミングにより結果は異なる場合がある。1口当たりの情報は、年度中の月次平均発行済受益証券口数に基づいて算出される。

決算概要は、長期、非運営クラスまたはシリーズの普通受益証券ごとに計算される。個々の受益証券保有者の決算概要は、新規発行証券への参加、プライベート投資、異なる成功報酬および / または運用会社手数料の取決め、および資本ユニット取引のタイミングによって異なる場合がある。

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東海東京 スピーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド  
UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）IIIのシリーズ・トラスト  
財務諸表に対する注記

2025年12月31日

## 1. 本シリーズ・トラストの説明

東海東京ヌビーンチャーチルプライベート・キャピタルファンド(以下、「本シリーズ・トラスト」)は、UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)III(以下、「マスター・トラスト」)の2013年12月2日付基本信託証書および2024年3月7日付補遺信託証書(以下、「補遺信託証書」)(以下、基本信託証書と「補遺信託証書」を合わせて「信託証書」)に基づいて組成・設定されている。マスター・トラストは、ケイマン諸島の信託法(修正)に基づき登録された免税信託であり、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(修正)に基づき登録された。

本シリーズ・トラストは、2024年5月21日に米ドル建てで取引を開始した。

本シリーズ・トラストの資産は、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「運用会社」という)によって運用されている。運用会社は、投資運用会社の職務を投資管理契約に基づき東海東京アセットマネジメント株式会社(以下、「投資運用会社」という)に委任している。SMT Fund Services (Ireland) Limited(以下、「管理事務代行会社」という)は本シリーズ・トラストの管理事務代行会社を務めており、また該当する場合は、管理、登録機関、登録事務代行、およびその他のサービスを実施している。三井住友信託銀行(ロンドン支店)(以下、「保管会社」という)は保管会社である。Brown Brothers Harriman & Co.(以下、「BBH」という)は、本シリーズ・トラストのサブ・カストディアン(以下、「サブ・カストディアン」という)を務めている。

本シリーズ・トラストの投資目的は、主にインカムゲインを通じて、次に長期的な資本増価を通じて、投資家にリスク調整後リターンを提供することであり、これらは、プライベート・エクイティ・ファームが所有する米国の中堅企業(EBITDAが約1,000万米ドルから2億5,000万米ドルで特にEBITDA1,000万米ドルから1億米ドルの層に焦点を当てる)へのプライベート・デットおよび株式投資からなる分散投資ポートフォリオに間接的に投資することで実現される。間接的な投資は、以下によって行う。

- 第1順位シニア担保付債務および単一ランシェ・ローンのファーストアウト・ポジション(総称して「シニア・ローン投資」)
- 第2順位担保ローン、無担保債務、劣後債、および単一ランシェ・ローンにおけるラストアウト・ポジション(固定金利商品、変動金利商品、現物給付型収益(以下、「PIK」)を伴う金融商品を含む)(以下、「ジュニア・キャピタル投資」)
- シニア・ローン投資および/またはジュニア・キャピタル投資と併せて、またはそれらとは別に、同じポートフォリオ企業に対して行われる、プライベート・エクイティ出資を受けた企業に対するより大規模で独立したエクイティ投資およびエクイティ関連証券投資(「エクイティ共同投資」)。

本シリーズ・トラストは、本シリーズ・トラストのほぼすべての資産を、2022年2月8日に設定されたデラウェア州法定信託である、ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド(以下、「PCAPファンド」という)のクラスI受益証券に投資することにより、投資目的を達成することを目指している。PCAPファンドは、ポートフォリオの少なくとも75%~90%をシニア・ローン投資、5%~25%をジュニア・キャピタル投資、そして最高でも10%をエクイティ共同投資に配分することを目標とする。これらの配分比率は、今後変動する可能性がある。

PCAPファンドは、1940年投資会社法(改正を含む)(「1940年法」)に基づき、事業開発会社(「BDC」)として規制を受けることを選択した、非分散型クローズドエンド型投資運用会社である。PCAPファンドは、チャーチル・アセット・マネジメントLLC(以下、「PCAPファンド・アドバイザー」または「チャーチル」という)によって外部運用されている。チャーチルは、ヌビーンLLC(以下、「ヌビーン」という)の間接子会社である。チャーチルは、関連会社であるヌビーン・アセット・マネジメントLLC(以下、「ヌビーン・アセット・マネジメント」という)のレバレッジド・ファイナンス部門経由で、流動性投資の一部を運用している(かかる投資はPCAPファンドのポートフォリオの5%~10%を構成する)。

東海東京 スピーン チャーチル プライベート・キャピタル ファンド  
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト  
財務諸表に対する注記

2025年12月31日

( 続き )

本シリーズ・トラストはまた、米ドル現金(以下、「流動資産」という)を保有する場合がある。受益者から受領したが、まだ投資運用会社によって投資されていない購入代金は、流動資産として保持される。

投資運用会社は、本シリーズ・トラストのポートフォリオのうちのPCAPファンドならびに流動資産に関し、日々の投資意思決定および継続的モニタリングについて責任を負う。

### 運用ガイドライン

投資運用会社は、本ポートフォリオを本セクションに記載された投資方針および以下に記載された投資制限に沿って運用する。

投資は本シリーズ・トラストのために投資運用会社によって以下の方法により行うことができる。

- (i) PCAPファンド、および
- (ii) 米ドルキャッシュ

投資運用会社は、本シリーズ・トラストのために投資判断実行目的のショート・ポジション、デリバティブの使用またはキャッシュフローの管理あるいは資金の借入れを行うことはできない。

投資運用会社は、基本的に、ポートフォリオを以下のガイドラインに沿って運用する。

原則として、投資運用会社はNAVの大部分をPCAPファンドに投資する。

PCAPファンドは米ドル建てであり、他の通貨へのヘッジは行われない。投資運用会社は米ドル建て以外の資産には投資しない。

## 2. 重要な会計方針の要約

以下は、本シリーズ・トラストが財務諸表を作成する際に従うべき重要な会計方針の要約である。

### 表示の基準

財務諸表は米国ドル(以下、「米ドル」という)で表示され、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成されている。本シリーズ・トラストは投資会社であり、財務会計基準審議会(FASB)の会計基準コード化(ASC)トピック946「金融サービス - 投資会社」の会計および報告に関する指針に従う。

### 見積りの使用

米国会計基準(U.S. GAAP)に従って財務諸表を作成するには、経営者は、資産および負債の報告額(有価証券の公正価値を含む)、財務諸表日現在の偶発資産および偶発負債の開示、ならびに報告期間中の収益および費用の報告額を決定する際に、見積りおよび仮定を行う必要がある。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合がある。

### 投資評価額

本シリーズ・トラストの投資の価値を決定する際、以下の評価方針が適用される。

本シリーズ・トラストは、実用的な方法として、原資産となるプライベート投資会社が提供する純資産価値(NAV)を、プライベート投資会社の評価に使用している。本シリーズ・トラストは、投資ごとに、また特定の投資が本シリーズ・トラストの全体的なポジションと整合するよう、プライベート投資会社に対して実用的な便宜措置を適用するが、本シリーズ・トラストが投資の純資産価値(NAV)と異なる金額で投資の一部を売却する可能性が高い場合は、この限りではない。

東海東京 スピーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド  
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト  
財務諸表に対する注記

2025年12月31日

( 続き )

本シリーズ・トラストのPCAPファンドへの投資にかかる純投資収益 / ( 損失 ) および未実現純益 / ( 損失 ) の純実現 / 変動持分比率は、損益計算書におけるPCAPファンドへの投資にかかる未実現評価損益の変動に含まれている。

#### 投資取引および投資収益

投資取引は約定日ベース(売買の注文が執行された日)で計上される。通常のチャネル外で行われる投資取引は、本シリーズ・トラストが購入した証券を請求する権利、または売却代金を徴収する権利を得た日付現在で記録される。また購入した証券の対価を支払う義務、もしくは売却した証券を引き渡す義務を負った日付現在で記録される。投資売却における損益は個別法を用いて決定する。

PCAPファンドの分配金は分配宣言日に記録され、利息収入は発生主義により認識される。

保有 / 売却した投資にかかる利息収入 / 費用は、発生時に計上される。本シリーズ・トラストの証券口座で獲得した利息は(ある場合)、少なくとも毎月1回、発生時に計上される。

#### 経費

経費は発生時点で発生主義により記録される。

#### 外貨建取引

本シリーズ・トラストの会計帳簿は、米ドル建てで管理される。外貨建ての投資、ならびにその他の資産および負債は、評価日に米ドルに換算される。投資の売買、および収入と支出を含む外貨建ての取引は、その取引日に米ドル金額に換算される。外貨建取引および外貨建ての資産および負債の換算から発生する調整は、損益計算書に反映される。投資運用会社は米ドル建て以外の資産には投資しない。

#### 現金

エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッドは受託会社として、三井住友信託銀行(ロンドン支店)を保管会社(以下、「保管会社」)に任命した。さらに、保管会社は、BBHをサブ・カストディアン(以下、「サブ・カストディアン」)に任命した。現金は、最終的に、本シリーズ・トラストの保管銀行としてのBBHによって保管される。現金は、BBHが保管する満期日が3カ月以内に到来する現金で構成される。

使用制限付き現金は、法律または第三者による契約による制限、引出または使用に関する制限(資金が特定の目的のために使用されなければならないという制限、および資金の使用目的を制限する制限を含む)の対象となる。本シリーズ・トラストは2025年12月31日時点で使用制限付き現金を保有していない。

#### 法人所得税

ケイマン諸島の現行法上、本シリーズ・トラストが支払うべき所得税、源泉徴収税、キャピタルゲイン税またはその他の税金は存在しない。ケイマン諸島ではない特定の法域では、本シリーズ・トラストが受領する配当金および利息に対して、源泉徴収による外国勢が課税される場合がある。かかる法域においては、本シリーズ・トラストが得たキャピタルゲインは、通常、外国所得または源泉徴収税の対象から免除される。本シリーズ・トラストは、いかなる法域においても所得税の対象とならないよう、その業務を行うことを意図している。その結果、財務諸表上、所得税の支払に関する引当は行っていない。受益証券保有者は、それぞれの状況に応じて、本シリーズ・トラストのタックス・ベースの所得の比例的割合で課税される可能性がある。

**東海東京 スピーン チャーテル プライベート・キャピタルファンド****UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト****財務諸表に対する注記**

2025年12月31日

( 続き )

本シリーズ・トラストは、税務上の不確実な取り扱いに関する会計および開示の権威ある指針(財務会計基準審議会(FASB)ASC 740)に従っているが、この指針では、投資運用会社は、本シリーズ・トラストの税務上の取り扱いが、技術的な根拠に基づいて、関係する課税当局による調査(関連する異議申立てや訴訟手続きを含む)において認められることについて「より可能性が高い」かどうかを判断する必要がある。「より可能性が高い」という基準を満たす税務上の取り扱いについては、財務諸表上で認識される税務上の利益は、最終的に関係する税務当局との取り決めにおいて実現される可能性が50%を超える最大の利益額に減額される。投資運用会社はこの権威ある指針によって財務諸表にはほとんど影響がないと判断した。

**分配**

現行の分配方針では、分配基準日の翌分配支払日に、毎月分配を行うこととしている。分配最終日に、受益証券1口当たりNAVが発行価格を上回った場合、発行価格を超過する額が分配金として、適切な分配金支払日に支払われることが現在、予想されている。上記にかかわらず、受託会社は(運用会社と協議の上)合理的な水準の分配金額を維持するため、分配額としてより高い金額またはより低い金額を決定する裁量権を有する。すべての分配は現金で支払われる。

かかる分配金が支払われる保証はない。また、かかる分配金が支払われる場合でも、将来に分配金が支払われる、あるいは支払われた場合においてもその金額が同じである保証はない。2025年12月31日現在の未払分配金は2,075,408米ドルであった。

**事前に拠出済みの投資**

事前に拠出済みの投資とは、発効日が2025年12月31日以降のPCAPファンドへの投資購入のために支払われた金額を表している。

**未払解約金**

ASC 480「負債と資本の両方の特性を持つ特定の金融商品の会計処理」は、解約通知で請求された金額が確定した場合、解約額を負債として認識するとしている。これは通常、通知を受領した時点で生じるか、または会計期間の最終日に生じるが、通知の性質によって定まる。未払解約金は、本シリーズ・トラストの統治文書に従い、利益/(損失)の分配に関する目的において、資本として取り扱われる可能性がある。2025年12月31日現在の未払解約金は、2,840,934米ドルだった。

**3. 公正価値測定**

本シリーズ・トラストは、市場参加者が主要または最も有利な市場において資産または負債の価格設定を行う際に用いるであろう仮定に基づいて、公正価値を決定する。公正価値測定における市場参加者の仮定を考慮する場合、以下の公正価値の階層で、観察可能な情報と観察不可能な情報に区別し、いずれかのレベルに分類する。

**レベル1** - 本シリーズ・トラストがアクセス可能な同一の資産または負債にかかる活発な市場で成立する調整前公表価格。

**レベル2** - レベル1に含まれる公表価格以外の、直接的、間接的に観察可能な情報。これらの情報には、(a)活発な市場における類似の資産の公表価格、(b)活発ではない市場における同一または類似の資産の公表価格、(c)その資産が観察可能である公表価格以外の情報、または(d)相関関係、または他の手段によって観察可能な市場データから得られるか、または裏付けられている情報を含む場合がある。

**レベル3** - 公正価値測定全体にとって重要であり、かつ観察不可能な情報。

東海東京 スピーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド  
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト  
財務諸表に対する注記

2025年12月31日

( 続き )

情報は様々な評価手法採用に利用され、リスクに関する仮定を含め、市場参加者が評価を決定する際に使用する仮定に広く関係する。公正価値階層のなかの金融商品のレベルは、公正価値測定において顕著であるいかなる情報の中でも最も低いレベルに基づいている。投資運用会社は、容易に入手可能であり、定期的に配布または更新され、信頼性が高く検証可能であり、社内情報ではなく、関連する市場に積極的に関与している独立系の情報源により提供された市場データを観察可能なデータであるとみなす。階層の中でのカテゴリー化は商品の価格透明性に基づいており、必ずしも投資運用会社による金融商品の認識リスクに対応するものではない。

その価値が活発な市場の公表価格に基づいている投資は、レベル1に分類される。

活発とはみなされない市場で取引される金融商品ではあるが、市場の公表価格や、仲買業者による値付け、または観察可能な情報を参考にした代替的な価格設定者による価格付けにより測定された商品は、レベル2に分類される。レベル2の投資は、活発な市場で取引されていないポジションおよび/または譲渡制限の対象となるポジションが含まれるため、非流動性および/または譲渡不可能性を反映するために、評価額が調整されている場合がある。この調整は一般的に、入手可能な市場情報に基づいている。

レベル3に分類される投資は、取引頻度が低い、あるいは、全く取引されていないため、重要度の高い観察不能な情報を持つ。

現実的手段としてNAVを用いて測定される非公開投資会社は、公正価値階層には分類されていない。

下記の表は、2025年12月31日現在の評価階層内のレベル別資産負債計算書に記載されている本シリーズ・トラストへの投資額を表す。

資産	レベル1 USD	レベル2 USD	レベル3 USD	投資NAVを 用いた測定 USD	合計 USD
PCAPファンドへの投資割合(%)	-	-	-	154,700,740	154,700,740
合計	-	-	-	154,700,740	154,700,740

年度中、レベル間の振替は行われなかった。

#### 4. 単位資本

本シリーズ・トラストは、初回募集として、米ドル建てクラス(以下、「米ドル建てクラス」という)1種類を発行する。

受益証券は、投資家に対し、初回募集期間に米ドル建てクラス当たり100米ドルの購入価格で募集される見込みである。最小募集額は300口である。

初回クロージング日以後、投資家は、各募集日において、当該募集日に該当する評価日の当該クラスの受益証券1口当たりのNAVで、受益証券を購入することができる。

各買戻し日において、受益証券保有者の選択により受益証券の買戻しを申請することができる。1口当たりの買戻し価格は、当該買戻し日に該当する評価日の評価時点におけるNAVとする。受託会社は投資運用会社と協議のうえ、特定の状況において、受益証券の買戻しの停止を宣言することができる。

東海東京 スピーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド  
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト  
財務諸表に対する注記

2025年12月31日

( 続き )

2025年12月31日に終了した年度の受益証券取引は以下の通り。

	口数	USD
期首現在の発行済口数	926,872	96,199,743
受益証券発行口数	777,526	79,337,829
解約口数	(38,868)	(3,922,341)
支払分配金	-	(10,765,149)
営業活動による純資産の純増	-	6,530,007
期末現在の販売済口数	1,665,530	167,380,089

## 5. 関連当事者取引

財政上または運営上の決定に際して、一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。投資運用会社、管理会社、管理会社、販売会社および代行協会員ならびに報酬代行会社は、本シリーズ・トラストの関連先とみなされる。投資運用会社は、投資判断を下す権限を有することから関連当事者である。受託会社は、設立証書の下で本シリーズ・トラストを設定する権限を有することから関連当事者である。管理会社は、設立証書の条件に従って受託証券の発行を行う権限を有すること、および同社の最終的な親会社であるUBSグループAGによる共通の所有下にあることから関連当事者である。販売会社、および代行協会員は、投資運用会社と提携関係があることから関連先である。報酬代行会社は、本シリーズ・トラストに対して報酬計算代行サービスを提供するなど、重要な影響力を行使することができるため関連当事者である。

投資運用会社は、NAVの0.55%を年率として、各評価日現在に発生し計算される投資運用会社報酬を、四半期ごとに後払いにて受領する。

受託会社に対しては、年当たり10,000米ドルの報酬が毎年前払いにて支払われる。受託会社報酬は報酬代行会社によって支払われる。

受託会社は適切に発生した自己負担経費の払い戻しを受ける。

運用会社は、年当たり5,000米ドルを受け取るものとし、同報酬は四半期ベースの後払いにて支払われる。運用会社報酬は報酬代行会社によって支払われる。

販売会社は、NAVの0.50%を年率として、各評価日に発生し計算される手数料を、四半期毎に後払いにて受領する。代行協会員は、NAVの0.15%を年率として、各評価日に発生し計算される手数料を、四半期毎に後払いにて受領する。

報酬代行会社は、NAVの0.20%を年率として、各評価日に発生し計算される手数料を、四半期毎に後払いにて受領する。

## 6. 手数料および費用

### 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、本シリーズ・トラストの設立費用の一部として、3,750米ドルの1回限りの設定手数料を受け取る。

管理事務代行会社は、NAVの0.08%を年率として、管理事務代行報酬を受け取る。ただし、最低手数料は年間60,000米ドルとし、各評価日に発生し計算され、四半期ごとに後払いにて支払われる。

**東海東京 スピーン チャーチル プライベート・キャピタル ファンド****UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト****財務諸表に対する注記**

2025年12月31日

( 続き )

管理事務代行会社はまた、本シリーズ・トラストの財務諸表作成のため年間5,000米ドルの報酬を受け取るほか、ケイマン諸島金融庁への届出に関して年間1,000米ドルの報酬を受領する。

加えて、受託会社は、管理事務代行会社が本シリーズ・トラストに対してサービスを提供するにあたって本シリーズ・トラストに代わって支払った合理的な費用を払い戻す。

**保管会社報酬**

保管会社は、NAVの年率0.03%を手数料として受領する。ただし、最低手数料は年間18,000米ドルとし、各評価日に発生し計算され、四半期ごとに後払いにて支払われる。さらに、保管会社は適切に発生したすべての自己負担経費につき、払い戻しを受ける権利を有する。

**未払報酬および費用**

2025年12月31日現在の未払報酬および費用は以下の通り。

	USD
管理事務代行報酬	37,765
保管会社報酬	11,535
販売および代行協会員報酬	266,215
専門家報酬	49,730
その他の報酬および経費	26,599
	391,844
	391,844

**7. 財務リスク管理****市場リスク**

本シリーズ・トラストは、受益証券の価値に影響を与える可能性のある市場リスクに晒されている。これらのリスクには、特定の経済セクター、業界、または市場セグメントに影響を与えるものを含む、政治、規制、市場、および経済情勢の変動が含まれる。

**金利リスク**

金利の上昇は一般的に、本シリーズ・トラストの将来の収益の流れの現在価値を減少させ、また金利の低下は一般的に、本シリーズ・トラストの将来の収益の流れの現在価値を増価させる。有価証券の市場価格は、投資家の将来収益に対する集合的な認識に基づいて継続的に変動するため、投資家が金利の上昇を予想したり、実際に金利が上昇したりすると、有価証券価格は一般的に下落する。

**通貨リスク**

本シリーズ・トラストが保有する金銭的および非金銭的資産、および負債は米ドル建てであるため、投資運用会社は、本シリーズ・トラストの抱える通貨リスクは限定的であると考えている。

**信用リスク**

信用リスクは、仮にカウンターパーティが本シリーズ・トラストに対する義務を条件通りに履行しなかった場合に本シリーズ・トラストが被るであろう損失を表している。

**東海東京 スピーン チャーチル プライベート・キャピタル ファンド****UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト****財務諸表に対する注記**

2025年12月31日

( 続き )

投資運用会社は保管会社をモニタリングし、適切な保管会社であると信じているが、本シリーズ・トラストが適時利用するこれらの保管会社が支払い不能とならない保証はない。その結果は本シリーズ・トラストに損失が発生することにつながる。

米国破産法および1970年証券投資家保護法はいずれも、金融機関の破綻、支払不能、または清算の場合に顧客の財産を保護することを目的としているが、本シリーズ・トラストを保管する金融機関が破綻した場合、本シリーズ・トラストの資産が一定期間利用不能となることにより損失を被る可能性、または資産の全額回収が不可能となる可能性、あるいはその両方のリスクが排除される保証はない。本シリーズ・トラストの全ての現金はひとつの金融機関に預託されており、かかる損害は大きく、本シリーズ・トラストが投資目的を達成する能力は大きく損なわれる可能性がある。本シリーズ・トラストは、この金融機関が債務の返済義務を履行できない場合、その範囲において信用リスクに晒されることになる。

保管会社は三井住友信託銀行ロンドン支店で、フィッチの格付はA-である。全ての現金と取引対象となる有価証券はサブ・カストディアンが保持しており、当該金融機関のフィッチによる格付はA+である。

注釈1に記載されている通り、PCAPファンドは、様々な戦略および投資手法を用いて有価証券やその他の金融商品に投資し、積極的に取引を行っている。これらの戦略および投資手法には重大なリスクが伴う。これには、株式、債券、および為替市場の価格変動リスク、借入れ、空売り、およびデリバティブに関連するPCAPファンドの貸借対照表上および貸借対照表外におけるレバレッジ、非公開取引に関連する有価証券、シニアローンへの投資、ユニットランシェ担保付きローンおよび有価証券、ジュニアデット証券、「コベナンツ・ライト」ローン、株式関連証券、シンジケート・ローンを含む特定の有価証券の流動性不足のリスク、カウンター・パーティとブローカーのデフォルトリスクが含まれる。

PCAPファンドは、通知、停止、変更、制限、および流動性リスクをもたらすその他の同様の措置など、買戻しを行うことができる時期について制限を設けている。PCAPファンドの投資は、PCAPファンドの運用者による特定の投資、またはPCAPファンドに影響を与える事象(多額の資本引き出しなど)により、流動性が制限されるか、または実質的に流動性を失う可能性がある。PCAPファンドの投資の公正価値は入手可能な情報に基づいており、かかる投資にすぐに対応できる市場が存在するとしたら投資の公正価値は違っていた可能性があり、その差は財務諸表にとって大きい可能性がある。最終的に投資は回収されるが、金額は将来の環境次第であり、PCAPファンドの投資が現実に換金されるまでは金額は合理的には定まらない。

**流動性リスク**

流動性リスクは、高ボラティリティと合理的な価格にとって金融ストレスがかかっている時期に本シリーズ・トラストが迅速にその投資のポジションサイズを調整できない可能性を表している。本シリーズ・トラストの主たる債務は、投資家が売却を希望する受益証券の解約である。

本シリーズ・トラストは追加的流動性リスクにPCAPファンドへの投資を通じてさらされており、また同ファンドも流動性の枯渇に直面する可能性がある。相対的に流動性が低い投資の市場は、流動性がより高い市場よりもボラティリティが高まる可能性がある、本シリーズ・トラストは資産を比較的非流動的な証券に投資するため、投資を望ましい価格およびタイミングで処分する管理会社の能力が制限される可能性がある。

**集中投資のリスク**

本シリーズ・トラストが実際に投資しているPCAPファンドは投資テーマが限定的で、投資目的と一致している。そのため、PCAPファンドが投資する国や投資地域は限られ、投資しているファンドの数は少ない。そのため、広い範囲の資産クラスに投資する分散化した投資に比べて価格の変動の程度が大きい。

**東海東京 スピーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド  
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト  
財務諸表に対する注記**

2025年12月31日

( 続き )

**その他のリスク**

本シリーズ・トラストの受益証券は以下の1つのクラスを有する：その結果、本シリーズ・トラストは唯一の受益者の行動に大きな影響を受ける可能性がある。

**8. コミットメントおよび偶発事項**

2025年12月31日現在で本シリーズ・トラストにコミットメントまたは偶発事項はなく、未実行のコミットメントもない。

**9. 後発事象**

2025年12月31日以降、2026年4月23日現在で本シリーズ・トラストに3,950,032米ドルの払込があり、解約はなかった。当期中に1,844,816米ドルの分配金の支払いがあった。

当会計年度末以降、財務諸表上での開示が必要な上記以外の後発事象は発生していない。

東海東京 ヌビーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド  
 UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) IIIのシリーズ・トラスト  
 投資有価証券明細表  
 2025年12月31日

PCAPファンドへの投資割合 (%)	名目 保有高	公正価値 USD	純資産総額
<b>米国 (取得原価 : 156,590,000米ドル)</b>			
ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ ファンド(a)	6,361,050	154,700,740	92.42
<b>PCAPファンドへの投資合計 (取得原価 : 156,590,000米ドル)</b>		<b>154,700,740</b>	<b>92.42</b>

下記の表はPCAPファンドの重要な詳細を開示している。

PCAPファンド	解約方針	運用報酬	成功報酬
ヌビーン・チャーチル・ プライベート・キャピタ ル・インカム・ファンド	四半期ごとに PCAPファンドの 発行済み普通株 式数の最大5% まで	純資産額の年 率0.75%	年率7.06%のハードルレートが達成された場合のイン センティブ報酬控除前純投資収益の最大15%、および キャピタルゲインに対して既に支払われたインセン ティブ報酬を差し引いた純実現キャピタルゲインの 15%。

(a) 2025年12月31日現在で、PCAPファンドが保有する単一の前資産投資に対する本シリーズ・トラストの比例持分は、本シリーズ・トラストの純資産の5%を超えていない。

[次へ](#)

**Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund  
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III**

**Statement of Assets and Liabilities  
As at December 31, 2025**

	<b>2025 USD</b>
<b>Assets</b>	
Investment in PCAP Fund (Cost: USD156,590,000)	154,700,740
Cash	3,637,712
Receivable for units subscribed	4,529,003
Interest receivable	5,902
Dividends receivable	1,060,454
Investments funded in advance	9,000,000
Other assets	<u>61,635</u>
<b>Total Assets</b>	<b><u>172,995,446</u></b>
<b>Liabilities</b>	
Payable for units redeemed	2,840,934
Distributions payable	2,075,408
Investment Management fees payable	225,259
Fee Agent fees payable	81,912
Other fees and expenses payable	<u>391,844</u>
<b>Total Liabilities</b>	<b><u>5,615,357</u></b>
<b>Net Assets</b>	<b><u>167,380,089</u></b>
Net Asset Value (“NAV”) per Unit - Class USD (based on Net Assets of USD167,380,089 and 1,665,530 Units outstanding)	<u>USD100.50</u>

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

**Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund  
 A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III**

**Statement of Operations**  
 For the year ended December 31, 2025

	<b>2025 USD</b>
<b>Investment income</b>	
Interest income	79,305
Dividend income (net of withholding taxes USD207,317)	<u>10,908,770</u>
<b>Total investment income</b>	<u>10,988,075</u>
<b>Expenses</b>	
Investment Management fees	724,279
Fee Agent fees	263,374
Administration fees	110,350
Custody fees	40,930
Distributor and Agent Member Company fees	855,966
Professional fees	56,865
Set up costs	61,635
Other fees and expenses	<u>43,156</u>
<b>Total expenses</b>	<u>2,156,555</u>
<b>Net investment income</b>	<u>8,831,520</u>
<b>Unrealized depreciation from investment</b>	
Net change in unrealized depreciation on investment in PCAP Fund	<u>(2,301,513)</u>
<b>Net loss from investment</b>	<u>(2,301,513)</u>
<b>Net increase in Net Assets resulting from operations</b>	<u>6,530,007</u>

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

**Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund  
 A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III**

**Statement of Changes in Net Assets**  
 For the year ended December 31, 2025

	<b>2025 USD</b>
<b>Net increase in Net Assets resulting from operations</b>	
Net investment income	8,831,520
Net loss from investment	<u>(2,301,513)</u>
Net increase in Net Assets resulting from operations	<u>6,530,007</u>
<b>From capital Units activity</b>	
<b>Units issued</b>	
USD Class Units (777,526 Units)	79,337,829
<b>Units redeemed</b>	
USD Class Units (38,868 Units)	(3,922,341)
<b>Distributions</b>	
USD Class Units	<u>(10,765,149)</u>
Net increase in Net Assets resulting from capital Units activity	<u>64,650,339</u>
Net increase in Net Assets	71,180,346
<b>Net Assets</b>	
Beginning of year	<u>96,199,743</u>
<b>End of year</b>	<u><b>167,380,089</b></u>

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

**Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund  
 A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III**

**Statement of Cash Flows**  
 For the year ended December 31, 2025

	<b>2025 USD</b>
<b>Cash flows from operating activities</b>	
Net increase in Net Assets resulting from operations	6,530,007
<b>Adjustments to reconcile net increase in Net Assets resulting from operations to net cash used in operating activities:</b>	
Purchase of investment in PCAP Fund	(74,200,000)
Net change in unrealized depreciation on investment in PCAP Fund	2,301,513
<b>Change in assets and liabilities related to operations:</b>	
Decrease in interest receivable	346
Increase in dividends receivable	(341,343)
Increase in investments funded in advance	(5,500,000)
Decrease in other assets	61,635
Increase in investment management fees payable	103,494
Increase in fee agent fees payable	37,634
Increase in other fees and expenses payable	<u>127,205</u>
Net cash used in operating activities	<u>(70,879,509)</u>
<b>Cash flows from financing activities</b>	
Proceeds from Units issued, net of movement in receivable for units subscribed	79,337,829
Decrease in receivable for units subscribed	3,603,992
Payments for Units redeemed, net of movement in payable for units redeemed	(3,922,341)
Increase in payable for units redeemed	2,707,045
Dividend Distributions	<u>(9,406,615)</u>
Net cash provided by financing activities	<u>72,319,910</u>
Net change in cash	1,440,401
Cash at beginning of year	<u>2,197,311</u>
<b>Cash at end of year</b>	<b><u>3,637,712</u></b>
<b>Supplementary information:</b>	
Interest received	79,651
Dividends received	10,567,427

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

**Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund  
 A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III**

**Financial Highlights**  
 For the year ended December 31, 2025

	<b>USD Class Units USD</b>
<b>Per Unit operating performance:</b>	
NAV per Unit, beginning of year	<u>103.79</u>
Income from investment operations (B)	
Net investment income	6.83
Net change in unrealized depreciation on PCAP Fund	<u>(9.42)</u>
Total return from investment operations	<u>(2.59)</u>
Less Dividend Distributions	<u>(0.70)</u>
NAV per Unit, end of year	<u>100.50</u>
Total return before Dividend Distributions	(2.50%)
Dividend Distributions	<u>(0.67%)</u>
Total return after Dividend Distributions	<u>(3.17%)</u>
<b>Ratios/supplemental data:</b>	
Ratio of expenses to average Net Assets (A)	<u>(1.64%)</u>
Ratio of net investment income to average Net Assets (A)	<u>6.71%</u>

(A) Expenses ratio and net investment income ratio are calculated based on the average Net Assets outstanding throughout the year. The financial highlights are reflected after all investment-related and operating expenses.

(B) Results may vary based on the timing of capital transactions. Per Unit information is calculated based upon the monthly average Units outstanding during the year.

Financial highlights are calculated for each permanent, non-managing class or series of common Units. An individual unitholder's financial highlights may vary based on participation in new issues, private investments, different performance fee and/or management fee arrangements, and the timing of capital Unit transactions.

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

## Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

### Notes to the Financial Statements December 31, 2025

#### 1. Description of the Series Trust

Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund (the “Series Trust”) has been created and established pursuant to the Master Trust Deed for UBS Universal Trust (Cayman) III (the “Master Trust”) dated December 2, 2013 and a Supplemental Trust Deed dated March 7, 2024 (the “Supplement Trust Deed” and together with the Master Trust Deed, the “Trust Deed”). The Master Trust is an exempted unit trust registered under the Trusts Act (Revised) of the Cayman Islands and registered under the Mutual Funds Act (Revised) of the Cayman Islands.

The Series Trust commenced trading on May 21, 2024 issuing USD Units.

The Series Trust’s assets are managed by UBS Management (Cayman) Limited (the “Manager”). The Manager delegates investment management duties to Tokai Tokyo Asset Management Co., Ltd. (the “Investment Manager”) pursuant to an Investment Management Agreement. SMT Fund Services (Ireland) Limited (the “Administrator”) serves as the Series Trust’s administrator and performs administrative, registrar, transfer agency and other services, as applicable. Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) (the “Custodian”) is the Custodian. Brown Brothers Harriman & Co. (“BBH”) serves as the Series Trust’s sub-custodian (the “Sub-Custodian”).

The investment objective of the Series Trust is to provide investors risk-adjusted returns primarily through current income and, secondarily, long-term capital appreciation, by indirectly investing in a diversified portfolio of private debt and equity investments in U.S. middle market companies that are owned by private equity firms with approximately USD10 million to USD250 million of EBITDA, with a focus on USD10 million to USD100 million in EBITDA. The indirect investments are in:

- first-lien senior secured debt and first-out positions in unitranche loans (collectively “Senior Loan Investments”);
- junior debt investments, such as second-lien loans, unsecured debt, subordinated debt and last-out positions in unitranche loans (including fixed- and floating-rate instruments and instruments with payment-in-kind (“PIK”) income) (“Junior Capital Investments”); and
- larger, stand-alone equity and equity-related securities investments in private-equity backed companies that may be originated alongside or separately from Senior Loan Investments and/or Junior Capital Investment to the same portfolio company (“Equity Co-Investments”).

It is expected that the Series Trust will seek to achieve its investment objective by investing substantially all of the assets of the Series Trust in Class I shares of Nuveen Churchill Private Capital Income Fund (the “PCAP Fund”), a Delaware statutory trust formed on February 8, 2022. The PCAP Fund targets the allocation of its portfolio to consist at least 75% - 90% in Senior Loan Investments, 5% - 25% in Junior Capital Investments and up to 10% in Equity Co-Investments. These allocation percentages may fluctuate in future.

## Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

### Notes to the Financial Statements

December 31, 2025

(Continued)

#### 1. Description of the Series Trust (continued)

The PCAP Fund is a non-diversified, closed-end management investment company that has elected to be regulated as a business development company (“BDC”) under the Investment Company Act of 1940, as amended (the “1940 Act”). The PCAP Fund is externally managed by Churchill Asset Management LLC (the “PCAP Fund Adviser” or “Churchill”). Churchill is an indirect subsidiary of Nuveen, LLC (“Nuveen”). Churchill has engaged its affiliate, Nuveen Asset Management, LLC (“Nuveen Asset Management”) acting through its leveraged finance division, to manage certain of liquid investments (such investments constituting 5% - 10% of the PCAP Fund’s portfolio).

The Series Trust may also hold USD cash (the “Liquid Assets”). Subscription proceeds received from Unitholders but not yet invested by the Investment Manager will be held as Liquid Assets.

The Investment Manager shall have day-to-day investment decision-making and ongoing monitoring responsibility over the portion of the Series Trust’s portfolio comprising the PCAP Fund and the Liquid Assets (the “Portfolio”).

#### Investment Guidelines

The Investment Manager will manage the Portfolio in accordance with the investment policy described in this section and the investment restrictions described below.

Investments may be made by the Investment Manager for the account of the Series Trust in the following:

- (i) the PCAP Fund; and
- (ii) USD cash.

The Investment Manager may not take any short positions, use derivatives to implement investment decisions or manage cashflows nor borrow money for the account of the Series Trust.

The Investment Manager will generally manage the Portfolio in accordance with the following guidelines:

In principle, the Investment Manager will invest a majority of the NAV in the PCAP Fund.

The PCAP Fund is denominated in USD and will not be hedged into other currencies. The Investment Manager will not invest in non-USD denominated assets.

#### 2. Summary of Significant Accounting Policies

The following is a summary of significant accounting policies followed by the Series Trust in preparing the financial statements:

#### Basis of Presentation

The financial statements are expressed in U.S. Dollars (“USD”) and have been prepared in accordance with U.S. generally accepted accounting principles (GAAP). The Series Trust is an investment company and follows the accounting and reporting guidance in the Financial Accounting Standards Board’s (FASB) Accounting Standards Codification (ASC) Topic 946, Financial Services - Investment Companies.

## Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

### Notes to the Financial Statements

December 31, 2025

(Continued)

#### 2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

##### Use of Estimates

Preparing financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions in determining the reported amounts of assets and liabilities, including the fair value of securities, disclosure of contingent assets and liabilities as of the date of the financial statements, and the reported amounts of income and expenses during the reporting period. Actual results could differ from those estimates

##### Valuation of Investments

The following valuation policy is applied in determination of the value of the Series Trust's investments:

The Series Trust values private investment companies using the NAV provided by the underlying private investment companies as a practical expedient. The Series Trust applies the practical expedient to private investment companies on an investment-by-investment basis, and consistently with the Series Trust's entire position in a particular investment, unless it is probable that the Series Trust will sell a portion of an investment at an amount different from the NAV of the investment.

The Series Trust's proportionate share of net investment income/(loss) and net realized/change in unrealized appreciation/(depreciation) on investment in PCAP Fund is included in net change in unrealized appreciation on investment in PCAP Fund in the Statement of Operations.

##### Investment Transactions and Investment Income

Investment transactions are accounted for on a trade-date basis (date the order to buy or sell is executed). Investment transactions outside conventional channels are recorded as of the date the Series Trust obtains a right to demand the securities purchased or to collect the proceeds of sale, and incurs an obligation to pay the price of the securities purchased or to deliver the securities sold, respectively. Gains and losses on the sale of investments are determined using the specific identification cost method.

Distributions from PCAP Fund are recorded on the declaration date and interest income is recognized on an accrual basis.

Interest income / expense on investments held / sold is accrued as earned / incurred. Interest earned on the Series Trust's brokerage account, if any, will be accrued at least monthly.

##### Expenses

Expenses are recorded on an accrual basis as incurred.

##### Foreign Currency Transactions

The books and records of the Series Trust are maintained in USD. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD amounts at the date of valuation. Transactions denominated in foreign currencies, including purchases and sales of investments and income and expenses, are translated into USD amounts on the date of those transactions. Adjustments arising from foreign currency transactions and translation of assets and liabilities denominated in foreign currencies are reflected in the statement of operations. The Investment Manager will not invest in non-USD denominated currencies.

## Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

### Notes to the Financial Statements

December 31, 2025

(Continued)

#### 2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

##### Cash

Elian Trustee (Cayman) Limited as Trustee have appointed Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) as its custodian (the "Custodian"). The Custodian has, in turn, appointed BBH as their sub-custodian (the "Sub-Custodian"). Cash is ultimately held at BBH as the Series Trust's banker. Cash comprises of cash held with maturities of 3 months or less with BBH.

Restricted cash is subject to legal or contractual restrictions by third parties as well as restrictions as to withdrawal or use, including restrictions that require the funds to be used for a specified purpose and restrictions that limit the purpose for which the funds can be used. The Series Trust held no restricted cash as at December 31, 2025.

##### Income Taxes

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, withholding, capital gains or other taxes payable by the Series Trust. In certain jurisdictions other than the Cayman Islands, foreign taxes may be withheld at source on dividends and interest received by the Series Trust. Capital gains derived by the Series Trust in such jurisdictions generally will be exempt from foreign income or withholding taxes at source. The Series Trust intends to conduct its affairs such that it will not be subject to income tax in any jurisdiction. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements. Unitholders may be taxed on their proportionate share of the Series Trust's tax basis income based on their individual circumstances.

The Series Trust follows the authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board ("FASB") ASC 740), which requires the Investment Manager to determine whether a tax position of the Series Trust is more likely than not to be sustained upon examination by the applicable taxing authority, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax benefit recognized on the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Investment Manager has determined that there is minimal or no effect on the financial statements being under this authoritative guidance.

##### Distributions

The current distribution policy is to pay monthly distributions on each distribution payment date that follows a distribution record date. It is currently expected that if, on a distribution end date, the NAV per Unit is above the issue price then the excess amount above the issue price the distribution amount is paid as a distribution on the applicable distribution payment date. Notwithstanding the foregoing, the Trustee (in consultation with the Manager), retains the discretion to determine to pay a higher or lower amount as the distribution amount, in order to maintain a reasonable level of distributions. All distributions are paid in cash.

There is no guarantee that any such distributions will be paid and to the extent that such distribution is paid, there is no guarantee that any future distributions will be paid or if paid, will be paid in such amounts. As at December 31, 2025, there were distribution payable of USD2,075,408.

## Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

### Notes to the Financial Statements

December 31, 2025

(Continued)

#### 2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

##### **Investments funded in advance**

Investments funded in advance represents amounts paid for purchases of investment in PCAP Fund with an effective date after December 31, 2025.

##### **Redemptions payable**

ASC 480, "Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of Both Liabilities and Equity", recognizes redemptions as liabilities, when the amount requested in the redemption notice becomes fixed. This generally may occur at the time of the receipt of the notice, or on the last day of a fiscal period, depending on the nature of the request. Redemptions payable may be treated as capital for purposes of allocations of gains / (losses) pursuant to the Series Trust's governing documents. As at December 31, 2025, there were redemptions payable of USD2,840,934.

#### 3. Fair Value Measurements

The Series Trust determines fair value based on assumptions that market participants would use in pricing an asset or liability in the principal or most advantageous market. When considering market participant assumptions in fair value measurements, the following fair value hierarchy distinguishes between observable and unobservable inputs, which are categorized in one of the following levels:

*Level 1* - Unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities that the Series Trust is able to access.

*Level 2* - Inputs, other than quoted prices included in Level 1, that are observable either directly or indirectly. These inputs may include (a) quoted prices for similar assets in active markets, (b) quoted prices for identical or similar assets in markets that are not active, (c) inputs other than quoted prices that are observable for the asset, or (d) inputs derived principally from or corroborated by observable market data by correlation or other means.

*Level 3* - Inputs that are unobservable and significant to the entire fair value measurement.

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. The Investment Manager considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Investment Manager's perceived risk of that instrument.

Investments whose values are based on quoted market prices in active markets are classified within Level 1.

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

**Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund  
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III**

**Notes to the Financial Statements**

December 31, 2025

(Continued)

**3. Fair Value Measurements (continued)**

Investments classified within Level 3 have significant unobservable inputs, as they trade infrequently or not at all.

Private investment companies measured using NAV as a practical expedient are not categorized within the fair value hierarchy.

The table below presents the investment in the Series Trust carried on the Statement of Assets and Liabilities by level within the valuation hierarchy as of December 31, 2025:

<b>Assets</b>	<b>Level 1 USD</b>	<b>Level 2 USD</b>	<b>Level 3 USD</b>	<b>Investments measured at NAV USD</b>	<b>Total USD</b>
Investment in PCAP Fund	-	-	-	154,700,740	154,700,740
<b>Total</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>154,700,740</b>	<b>154,700,740</b>

There were no transfers between the levels during the year.

**4. Unit Capital**

The Series Trust is initially offering one class of Units denominated in USD (the "USD Class Unit").

Units may be subscribed for by investors during the initial offer period at the purchase price of USD100 per USD Class Unit. The minimum subscription amount is 300 Units.

Following the initial closing date, Units are available for subscription by investors on each subscription day, at the NAV per Unit of the class of Units on the valuation day falling on the relevant subscription day.

Units may be submitted for repurchase at the option of Unitholders as at each repurchase day. The repurchase price per Unit is the NAV as at the valuation point on the valuation day falling on the relevant repurchase day. The Trustee may, after consultation with the Investment Manager, declare a suspension of the repurchase of Units in certain circumstances.

**Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund  
 A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III**

**Notes to the Financial Statements**

December 31, 2025

(Continued)

**4. Unit Capital (continued)**

Unit transactions for the year ended December 31, 2025 were as follows:

	<b>Number of Units</b>	<b>USD</b>
<b>Number of Units outstanding as at beginning of the year</b>	<b>926,872</b>	<b>96,199,743</b>
Number of Units issued	777,526	79,337,829
Number of Units redeemed	(38,868)	(3,922,341)
Distributions paid	-	(10,765,149)
Net increase in Net Assets resulting from operations	-	6,530,007
	<b>1,665,530</b>	<b>167,380,089</b>

**5. Related Party Transactions**

Parties are considered to be related if one party has the ability to control or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. The Investment Manager, Trustee, Manager, Distributor and Agent Member Company and Fee Agent are deemed to be related parties of the Series Trust. The Investment Manager is a related parties by virtue of their power to make investment decisions. The Trustee is a related party by virtue of its power to create the Series Trust under the Deed of Establishment. The Manager is a related party by virtue of its power to issue units under the Deed of Establishment and by virtue of common ownership by the ultimate parent company, UBS Group AG. The Distributor and Agent Member Company are related parties by virtue of their affiliation with the Investment Manager. The Fee Agent is a related party by virtue of its ability to exercise significant influence as it provides calculation agency services to the Series Trust.

The Investment Manager receives an investment management fee at the rate of 0.55% per annum of the NAV, accrued and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

The Trustee receives a fee at the rate of USD10,000 per annum payable annually in advance. The Trustee fee is paid by the Fee Agent.

The Trustee is reimbursed for its properly incurred out of pocket expenses.

The Manager receives a fee at the rate of USD5,000 per annum payable quarterly in arrears. The Management fee is paid by the Fee Agent.

The Distributor receives a fee at the rate of 0.50% per annum of the NAV, accrued and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears. The Agent Member Company receives a fee at the rate of 0.15% per annum of the NAV, accrued and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

The Fee Agent receives, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.20% per annum accrued and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

## Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

### Notes to the Financial Statements

December 31, 2025

(Continued)

#### 6. Fees and Expenses

##### Administration Fees

The Administrator is entitled to a one-off set-up fee of USD3,750 as part of the Series Trust establishment costs.

The Administrator receives an administration fee at the rate of 0.08% per annum of the NAV, subject to a minimum of USD60,000 per annum, accrued and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

The Administrator also receives an annual fee of USD5,000 for the preparation of the financial accounts of the Series Trust and an annual fee of USD1,000 in respect of filings to be made with the Cayman Islands Monetary Authority.

In addition, the Trustee pays, out of the assets of the Series Trust, the Administrator's reasonable out-of-pocket expenses.

##### Custody Fees

The Custodian receives a fee at the rate of 0.03% per annum of the NAV, subject to a minimum of USD18,000 per annum accrued and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears. In addition, the Custodian is entitled to be reimbursed for all reasonable out-of-pocket expenses.

##### Fees and Expenses payable

Fees and expenses payable as at December 31, 2025 are as follows:

	<b>USD</b>
Administration fees	37,765
Custody fees	11,535
Distributor and Agent Member Company fees	266,215
Professional fees	49,730
Other fees and expenses	26,599
	<b><u>391,844</u></b>

#### 7. Financial Risk Management

##### Market Risk

The Series Trust is subject to market risks that can affect the value of its Units. These risks include political, regulatory, market and economic developments, including developments that impact specific economic sectors, industries or segments of the market.

##### Interest Rate Risk

Increases in interest rates typically lower the present value of the Series Trust's future earnings stream and decreases in interest rates typically increase the present value of the Series Trust's future earnings stream. Since the market price of a security changes continuously based upon the investors' collective perceptions of future earnings, security prices will generally decline when investors anticipate or experience rising interest rates.

## Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

### Notes to the Financial Statements

December 31, 2025

(Continued)

#### 7. Financial Risk Management (continued)

##### Currency risk

The Series Trust's monetary and non-monetary assets and liabilities are denominated in USD, as such the Investment Manager believes that the Series Trust is only exposed to limited currency risk.

##### Credit Risk

Credit risk represents the potential loss the Series Trust would incur if the counterparties failed to perform pursuant to the terms of their obligations to the Series Trust.

Although the Investment Manager monitors the custodian and believes it to be an appropriate custodian, there is no guarantee that this or any custodian that the Series Trust may use from time to time, will not become insolvent, the result of which could lead to losses for the Series Trust.

While both the U.S. Bankruptcy Code and Securities Investor Protection Act 1970 seek to protect customer property in the event of a failure, insolvency or liquidation of an institution, there is no certainty that, in the event of a failure of an institution that has custody of Series Trust assets, the Series Trust would not incur losses due to its assets being unavailable for a period of time, ultimately less than full recovery of its assets, or both. As all of the Series Trust's cash is in custody with a single institution, such losses could be significant and could materially impair the ability of the Series Trust to achieve its investment objective. The Series Trust is subject to credit risk to the extent that this institution may be unable to fulfil its obligations to repay amounts owed.

The Custodian is the London branch of Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited which has a Fitch credit rating of A-. All cash and trading securities are held with the Sub-Custodian which has a Fitch rating of A+.

As disclosed in Note 1, PCAP Fund invests in and actively trades securities and other financial instruments using a variety of strategies and investment techniques that involve significant risk, including risks arising from the volatility of the equity, fixed income and currency markets; leverage both on and off PCAP Fund's balance sheet associated with borrowings, short sales and derivative instruments; the potential illiquidity of certain instruments including those related to private transactions, investments in senior loans, unitranche secured loans and securities, junior debt securities, "covenant-lite" loans, equity related securities and syndicated loans; counterparty and broker defaults.

PCAP Fund has limits on when repurchases can be made such as notice, suspensions, amendments, limits and other similar measures which create liquidity risk. PCAP Fund's investments may have limited liquidity or become materially illiquid as a result of certain investments by PCAP Fund's managers or from events affecting PCAP Fund, such as substantial capital withdrawals. Fair values of PCAP Fund's investments are based on available information and may differ from the fair values that would have been used had a ready market for such investments existed and such differences could be material to the financial statements. Amounts that might ultimately be realized depend on future circumstances and cannot reasonably be determined until the PCAP Fund's investments are actually liquidated.

**Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund  
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III**

**Notes to the Financial Statements**

December 31, 2025

(Continued)

**7. Financial Risk Management (continued)**

**Liquidity risk**

Liquidity risk represents the possibility that the Series Trust may not be able to rapidly adjust the size of its investment position in times of high volatility and financial stress at a reasonable price. The main liability of the Series Trust is the redemption of any Units that investors may wish to sell.

The Series Trust is exposed to additional liquidity risk through the holding of the PCAP Fund which will likely be illiquid. The market for relatively illiquid investments tends to be more volatile than the market for more liquid securities. Investment of the Series Trust's assets in relatively illiquid investments may, even with the liquidity mechanism, restrict the ability of the Investment Manager to dispose of the investments at a price and time that it wishes to do so.

**Concentration investment risk**

The PCAP Fund in which the Series Trust in effect invests is limited to investment themes that are consistent with its investment objective and therefore the countries and investment areas in which the PCAP Fund invests may be limited and the PCAP Fund may invest substantially in a small number of assets. Therefore, the price fluctuations may be larger than the case of a diversified investment investing in a large asset class universe.

**Other Risks**

The Series Trust has one Unitholder. Consequently, the Series Trust may be materially affected by the actions of its sole Unitholder.

**8. Commitments and Contingencies**

As at December 31, 2025 the Series Trust had no commitments or contingencies including no unfunded investment commitments.

**9. Subsequent Events**

Subsequent to December 31, 2025 and as at April 23, 2026, there were USD3,950,032 subscriptions into and no redemptions from the Series Trust. There were distributions paid of USD1,844,816 during this period.

There were no other events subsequent to the financial year end that require disclosure in the financial statements.

**Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund  
 A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III**

**Schedule of Investment**

December 31, 2025

	<b>Nominal Holding</b>	<b>Fair Value USD</b>	<b>% of NAV</b>
<b>Investment in PCAP Fund</b>			
<b>United States (Cost: USD156,590,000)</b>			
Nuveen Churchill Private Capital Income Fund <sup>(a)</sup>	6,361,050	<u>154,700,740</u>	<u>92.42</u>
<b>Total Investment in PCAP Fund (Cost: USD156,590,000)</b>		<b><u>154,700,740</u></b>	<b><u>92.42</u></b>

The table below discloses the key details of the PCAP Fund

<b>PCAP Fund</b>	<b>Redemption Policy</b>	<b>Management Fee</b>	<b>Incentive Fee</b>
Nuveen Churchill Private Capital Income Fund	Quarterly up to 5% of the PCAP Fund's Common Shares outstanding	0.75% of Net Assets per annum	Up to 15% of Pre-Incentive Fee Net Investment Income once hurdle rate of 7.06% annually is achieved; and 15% of net realized capital gains, less any previously paid incentive fee on capital gains.

<sup>(a)</sup> As of December 31, 2025, the Series Trust's proportionate interest in any single underlying investment held by the PCAP Fund did not exceed 5% of the Series Trust's net assets.

## &lt; 参考情報 &gt;

以下は、ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンドの連結財務書類を抜粋し翻訳したものです。また、ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンドには複数のクラスが存在しますが、本書にはファンドが投資するクラス（米ドル）に関連する部分を抜粋して記載しています。

[次へ](#)

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結資産・負債計算書

(単位：千米ドル、口数および1口当たりデータを除く)

2025年12月31日現在

	2025年12月31日現在	
	千米ドル	百万円
資産		
投資		
非支配/非関係会社の投資(公正価値)(原価:それぞれ 2,164,611千米ドルおよび1,687,681千米ドル)	\$ 2,155,846	344,677
現金	7,627	1,219
現金同等物	46,560	7,444
未収利息	13,332	2,132
関係会社からの費用補填金の未収額(注記5参照)	2,316	370
投資売却未収金	431	69
繰延募集費	404	65
前払費用	46	7
資産合計	\$ 2,226,562	355,983
負債		
担保付借入金(繰延融資費用:それぞれ9,022千米ドルおよび3,853千 米ドル控除後)(注記6参照)	\$ 786,478	125,742
投資購入未払金	10,809	1,728
未払管理報酬	868	139
未払成功報酬	4,425	707
未払利息	6,783	1,084
関係会社への費用補填金の未払額(注記5参照)	2,316	370
未払分配金	9,764	1,561
受益証券買戻未払金	13,999	2,238
未払評議会報酬	128	20
未払募集費用	-	-
未払金および未払費用	2,863	458
負債合計	\$ 838,433	134,049
コミットメントおよび偶発事項(注記7参照)		
純資産:(注記8参照)		
受益権普通受益証券、1口当たり額面0.01米ドル、授権受益証券数無 制限、2025年12月31日現在で1,767,556口、2024年12月31日現在で 749,491口が発行されているクラスS受益証券	18	3
受益権普通受益証券、1口当たり額面0.01ドル、授権受益証券数無制 限、2025年12月31日現在で1,271,348口、2024年12月31日現在で 814,351口が発行されているクラスD受益証券	13	2
受益権普通受益証券、1口当たり額面0.01ドル、授権受益証券数無制 限、2025年12月31日現在で54,034,583口、2024年12月31日現在で 31,750,143口が発行されているクラスI受益証券	540	86
払込資本(額面超過分)	1,408,419	225,178
分配可能利益(損失)合計	(20,861)	(3,335)
純資産合計	\$ 1,388,129	221,934
負債および純資産合計	\$ 2,226,562	355,983

基準価額

クラス I 受益証券 :

純資産	\$	1,314,331	210,135
基準価額	\$	24.32 米ドル	3,888 円



## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結純資産変動計算書

(単位：千米ドル、口数および1口当たりデータを除く)

	2025年12月31日に終了した年度	
	千米ドル	百万円
運用による純資産の増加(減少)：		
純投資利益	\$ 102,158	16,333
実現投資純利益(損失)	(14,214)	(2,273)
投資の未実現評価益(評価損)の純変動額	(3,254)	(520)
運用による純資産の純増加(減少)額	84,690	13,540
受益者配当：		
クラスS	(2,809)	(449)
クラスD	(2,347)	(375)
クラスI	(101,234)	(16,185)
受益者配当による純資産の純増加(減少)額	(106,390)	(17,010)
資本受益証券取引：		
クラスS：		
普通受益証券の発行	24,472	3,913
受益者配当金の再投資	1,088	174
クラス間の受益証券移転	(447)	(71)
早期買戻控除差引後の受益証券買戻額	(154)	(25)
資本受益証券取引による純資産の純増加(減少)額 - クラスS	24,959	3,990
クラスD：		
普通受益証券の発行	10,541	1,685
受益者配当金の再投資	1,535	245
クラス間の受益証券移転	(144)	(23)
早期買戻控除差引後の受益証券買戻額	(713)	(114)
資本受益証券取引による純資産の純増加(減少)額 - クラスD	11,219	1,794
クラスI：		
普通受益証券の発行	543,180	86,844
受益者配当金の再投資	41,929	6,704
クラス間の受益証券移転	591	94
早期買戻控除差引後の受益証券買戻額	(38,189)	(6,106)
資本受益証券取引による純資産の純増加(減少)額 - クラスI	547,511	87,536
純資産の増加(減少)額合計	\$ 561,989	89,851
純資産、期首	\$ 826,140	132,083
純資産、期末	\$ 1,388,129	221,934

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結キャッシュ・フロー計算書

( 単位 : 千米ドル、口数および 1 口当たりデータを除く )

	2025年12月31日に終了した年度	
	千米ドル	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー :		
営業活動による純資産の純増加 ( 減少 ) 額	\$ 84,690	13,540
営業活動による純資産の純増加 ( 減少 ) 額と営業活動による純現金収入 ( 支出 ) を一致させるための調整		
投資の取得	(790,668)	(126,412)
元本返済および投資売却収入	309,078	49,415
現物支払利息	(6,688)	(1,069)
プレミアムの償却 / ディスカウントの償却、純額	(2,866)	(458)
投資の実現純 ( 利益 ) 損失	14,214	2,273
投資の未実現 ( 評価益 ) 評価損の純変動額	2,693	431
繰延融資費用の償却	2,891	462
募集費用の償却	(337)	(54)
NPCPF買収額 ( 取得現金控除後 ) (1)	-	-
営業資産および負債の変動 :		
関係会社からの費用補填金の未収額	1,308	209
投資売却未収金	13,023	2,082
未収利息	(2,537)	(406)
前払費用	(2)	(0)
受益証券買戻未払金	(1,252)	(200)
未払管理報酬	123	20
未払募集費用	(75)	(12)
未払利息	(8,888)	(1,421)
関係会社への費用補填金の未払額	(1,308)	(209)
未払成功報酬	4,425	707
未払評議会報酬	(197)	(31)
未払金および未払費用	(51)	(8)
営業活動による純現金収入 ( 支出 ) 額	(382,424)	(61,142)
財務活動によるキャッシュ・フロー :		
普通受益証券発行による収入	578,193	92,441
早期買戻控除差引後の受益証券買戻額	(27,061)	(4,327)
担保付借入金による収入	916,511	146,532
担保付借入金の返済	(1,030,511)	(164,758)
分配金の支払	(59,403)	(9,497)
繰延金融費用の支払	(8,062)	(1,289)
財務活動による純現金収入 ( 支出 ) 額	369,667	59,102
現金および現金同等物の純増加 ( 減少 )	(12,757)	(2,040)
現金および現金同等物、期首	66,944	10,703
現金および現金同等物、期末	\$ 54,187	8,663

## キャッシュ・フロー情報に関する補足開示：

当期における利息の現金支払額	\$ 61,658	9,858
費用補填を通じて支払われた融資費用	\$ -	-
当期における物品税を含む税金の支払額	\$ 565	90
NCPCF買収による取得投資(1)	\$ -	-
NCPCF買収による承継負債(1)	\$ -	-
非キャッシュ・フロー財務活動に関する補足開示：		
受益者配当金の再投資	\$ 44,552	7,123
未払分配金	\$ 9,764	1,561
受益証券買戻に係る未払金	\$ 13,999	2,238

(1) 2024年12月11日、ファンドは、ヌビーン・チャーチル・プライベート・クレジット・ファンドの資産および負債のほぼすべてを取得したことに関連して、投資486,933千米ドル、現金および現金同等物14,448千米ドル、その他の資産5,592千米ドルを含む合計506,973千米ドルの資産を取得し、これに対して未払債務281,500千米ドルを含む285,996千米ドルの負債を引き受けた。詳細については、注記11「NCPCF買収」を参照のこと。

下記の表は、連結資産・負債計算書に計上された現金および現金同等物と、連結キャッシュ・フロー計算書に計上された対応する額とを調整したものである(単位：千米ドル)。

	2025年12月31日	
	千米ドル	百万円
現金	\$ 7,627	1,219
現金同等物	46,560	7,444
連結キャッシュ・フロー計算書に計上された現金および現金同等物の合計	\$ 54,187	8,663

[次へ](#)

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位：千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1)(2)(4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金 額/ 単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
<b>投資</b>									
<b>デット投資</b>									
<b>航空宇宙および防衛</b>									
AIM Acquisition, LLC	(6)(7)(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.58%	12/2/2027	\$ 5,428	\$ 5,428	\$ 5,398	0.39%
ERA Industries, LLC (BTX Precision)	(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.47%	7/25/2030	1,371	1,357	1,374	0.10%
ERA Industries, LLC (BTX Precision)	(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.47%	7/25/2030	786	784	787	0.06%
ERA Industries, LLC (BTX Precision)	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.59%	7/25/2030	1,041	474	481	0.03%
ERA Industries, LLC (BTX Precision)	(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.59%	7/25/2030	734	728	736	0.05%
PAG Holding Corp. (Precision Aviation Group)	(6)(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.42%	12/21/2029	14,404	14,255	14,387	1.04%
PAG Holding Corp. (Precision Aviation Group)	(6)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.42%	12/21/2029	5,295	5,261	5,288	0.38%
Turbine Engine Specialists, Inc.	(6)	Subordinated Debt	S + 9.50%	13.38%	3/1/2029	628	612	627	0.05%
Turbine Engine Specialists, Inc.	(6)	Subordinated Debt	S + 9.50%	13.32%	3/1/2029	1,933	1,900	1,931	0.14%
<b>航空宇宙および防衛合計</b>							<b>30,799</b>	<b>31,009</b>	<b>2.24%</b>
<b>自動車</b>									
Adient Global Holdings	(6)(11)(12)	First Lien Debt	S + 2.25%	5.97%	1/31/2031	2,456	2,468	2,469	0.18%
Allison Transmission, Inc.	(6)(11)(12)	First Lien Debt	S + 1.75%	5.45%	1/2/2033	938	936	944	0.07%
Cool Buyer, Inc. (Universal Air Conditioner, L.L.C.)	(6)(10)	Subordinated Debt (Delayed Draw)	N/A	10.00% (Cash) 2.75% (PIK)	4/30/2031	1,000	(10)	(32)	—%
Cool Buyer, Inc. (Universal Air Conditioner, L.L.C.)	(6)	Subordinated Debt	N/A	10.00% (Cash) 2.75% (PIK)	4/30/2031	3,407	3,334	3,300	0.24%
Mitchell International Inc.	(6)(11)	First Lien Debt	S + 3.25%	6.97%	6/17/2031	5,412	5,389	5,436	0.39%
Randys Holdings, Inc. (Randy's Worldwide Automotive)	(6)(7)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.48%	11/1/2029	1,991	1,983	1,961	0.14%
Randys Holdings, Inc. (Randy's Worldwide Automotive)	(6)(7)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.48%	11/1/2029	7,965	—	(119)	(0.01)%
Randys Holdings, Inc. (Randy's Worldwide Automotive)	(6)(7)(15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.73%	11/1/2029	11,979	11,901	11,799	0.85%
Randys Holdings, Inc. (Randy's Worldwide Automotive)	(6)(7)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.73%	11/1/2029	4,101	3,316	3,277	0.24%
<b>自動車合計</b>							<b>29,317</b>	<b>29,035</b>	<b>2.10%</b>

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位：千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1) (2) (4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金額/ 単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
銀行、金融、保険、不動産									
Alliant Holdings Intermediate, LLC	(6) (11)	First Lien Debt	S + 2.50%	6.22%	9/19/2031	\$ 4,032	\$ 4,042	\$ 4,045	0.29%
Aprio Advisory Group, LLC	(6) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.62%	8/1/2031	12,414	-	(61)	-%
Aprio Advisory Group, LLC	(6) (10)	Revolving Loan	S + 4.75%	8.62%	8/1/2031	1,133	(6)	(6)	-%
Arax Investment Partners Holdings, LLC	(6) (10) (12)	Subordinated Debt (Delayed Draw)	N/A	8.00% (Cash) 5.00% (PIK)	10/22/2031	2,100	-	(41)	-%
Arax MidCo, LLC	(6) (10) (12)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.96%	4/11/2029	3,492	(15)	(31)	-%
Arax MidCo, LLC	(6) (12) (15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.96%	4/11/2029	3,014	2,992	2,987	0.22%
Ascend Partner Services LLC	(6) (15)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.54%	8/11/2031	7,284	7,243	7,215	0.52%
Ascend Partner Services LLC	(6) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.54%	8/11/2031	12,588	12,157	12,089	0.87%
Asurion, LLC (fka Asurion Corporation)	(6) (11)	First Lien Debt	S + 4.25%	7.97%	9/19/2030	2,986	2,942	2,988	0.22%
Big Apple Advisory, LLC	(6) (10)	Revolving Loan	S + 4.50%	8.24%	11/18/2031	1,740	(15)	5	-%
Big Apple Advisory, LLC	(6) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.24%	11/18/2031	4,305	964	994	0.07%
Big Apple Advisory, LLC	(6)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.24%	11/18/2031	8,888	8,810	8,914	0.64%
Bishop Street Underwriters LLC	(15)	First Lien Debt	S + 5.50%	9.22%	7/31/2031	8,073	8,034	8,040	0.58%
Bishop Street Underwriters LLC	(6)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.50%	9.22%	7/31/2031	5,395	5,395	5,373	0.39%
Broadstreet Partners, Inc.	(6) (11)	First Lien Debt	S + 2.75%	6.47%	6/13/2031	3,952	3,963	3,970	0.29%
Chicago US Midco III, LP	(6) (7) (10) (12)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 2.50%	6.22%	11/1/2032	1,293	-	(2)	-%
Chicago US Midco III, LP	(6) (7) (12)	First Lien Debt	S + 2.50%	6.22%	11/1/2032	8,707	8,685	8,692	0.63%
Cohen Advisory, LLC	(6) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.17%	12/31/2031	4,263	172	190	0.01%
Cohen Advisory, LLC	(6) (15)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.17%	12/31/2031	7,600	7,540	7,600	0.55%
Cohnreznick Advisory LLC	(6) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 3.50%	7.17%	3/31/2032	2,532	(8)	10	-%
Cohnreznick Advisory LLC	(6) (15)	First Lien Debt	S + 3.50%	7.17%	3/31/2032	15,891	15,842	15,952	1.15%
Knight AcquireCo, LLC	(6) (7)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.37%	11/8/2032	10,316	10,291	10,296	0.74%
Knight AcquireCo, LLC	(6) (7) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.37%	11/8/2032	3,439	-	(7)	-%
Patriot Growth Insurance Services, LLC	(6) (7) (15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.82%	10/16/2028	7,809	7,768	7,710	0.56%
Ryan Specialty Group, LLC	(6) (11) (12)	First Lien Debt	S + 2.25%	5.72%	9/15/2031	4,401	4,418	4,414	0.32%
Sedgwick Claims Management Services, Inc.	(6) (11)	First Lien Debt	S + 2.50%	6.22%	7/31/2031	2,222	2,219	2,231	0.16%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位:千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1)(2)(4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金 額/ 単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
Smith & Howard Advisory LLC	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.59%	11/26/2030	\$ 2,071	\$ 1,968	\$ 1,934	0.14%
Smith & Howard Advisory LLC	(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.59%	11/26/2030	2,557	2,533	2,510	0.18%
Trucordia (PCF Insurance Services of the West)	(6)(11)	First Lien Debt	S + 3.25%	6.97%	6/17/2032	1,027	1,025	1,022	0.07%
Truist Insurance Holdings LLC	(6)(11)	First Lien Debt	S + 2.75%	6.42%	5/6/2031	2,019	2,022	2,025	0.15%
Vensure Employer Services, Inc.	(6)(7) (15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.67%	9/27/2031	15,600	15,496	15,600	1.12%
Vensure Employer Services, Inc.	(6)(7) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.67%	9/27/2031	250	(1)	-	-%
銀行、金融、保険、不動産合 計							136,476	136,658	9.87%
飲料、食品およびタバコ									
AmerCareRoyal, LLC	(6)(15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.72%	9/10/2030	14,256	14,115	14,006	1.01%
AmerCareRoyal, LLC	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.72%	9/10/2030	3,307	-	(58)	-%
AmerCareRoyal, LLC	(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.72%	9/10/2030	2,270	2,261	2,230	0.16%
BCPE North Star US Holdco 2, Inc. (Dessert Holdings)	(7)(11) (15)	Subordinated Debt	S + 7.25%	11.08%	6/8/2029	2,544	2,501	2,516	0.18%
BCPE North Star US Holdco 2, Inc. (Dessert Holdings)	(6)(11)	First Lien Debt	S + 4.00%	7.83%	6/9/2028	4,838	4,754	4,826	0.35%
Commercial Bakeries Corp.	(6)(12)	First Lien Debt	S + 5.25%	8.92%	9/25/2029	8,750	8,737	8,703	0.63%
Commercial Bakeries Corp.	(6)(12)	First Lien Debt	S + 5.25%	8.92%	9/25/2029	3,730	3,707	3,710	0.27%
Commercial Bakeries Corp.	(12) (15)	First Lien Debt	S + 5.25%	8.92%	9/25/2029	9,096	8,991	9,047	0.65%
Commercial Bakeries Corp.	(6)(12) (15)	First Lien Debt	S + 5.25%	8.92%	9/25/2029	1,771	1,761	1,762	0.13%
FoodScience, LLC	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.62%	11/14/2031	5,574	1,825	1,803	0.13%
FoodScience, LLC	(6)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.62%	11/14/2031	5,186	5,141	5,154	0.37%
Fortune International, LLC	(15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.77%	7/17/2027	6,731	6,727	6,557	0.47%
Froneri International Limited	(6)(11) (12)	First Lien Debt	S + 2.50%	6.37%	9/30/2032	1,808	1,804	1,811	0.13%
IF&P Holding Company, LLC (Fresh Edge)	(6)	Subordinated Debt	S + 4.50%	8.50% (Cash) 5.13% (PIK)	4/3/2029	3,291	3,247	3,172	0.23%
Naturpak PPC Buyer LLC	(6)(15)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.19%	12/22/2032	9,108	9,063	9,063	0.65%
Naturpak PPC Buyer LLC	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.19%	12/22/2032	2,070	-	(10)	-%
Palmetto Acquisitionco, Inc. (Tech24)	(15)	First Lien Debt	S + 5.75%	9.42%	9/18/2029	3,281	3,242	3,142	0.23%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位:千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1)(2)(4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金額/ 単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
Palmetto Acquisitionco, Inc. (Tech24)	(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.75%	9.42%	9/18/2029	\$ 924	\$ 898	\$ 885	0.06%
Refresh Buyer, LLC (Sunny Sky Products)	(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.35%	12/23/2028	5,055	5,022	4,956	0.36%
Refresh Buyer, LLC (Sunny Sky Products)	(6)(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.35%	12/23/2028	1,280	1,274	1,255	0.09%
Refresco (Pegasus Bidco BV)	(6)(11)(12)	First Lien Debt	S + 2.75%	6.60%	7/12/2029	2,728	2,736	2,741	0.20%
Sugar PPC Buyer LLC (Sugar Foods)	(7)(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.42%	10/2/2031	6,977	6,903	6,977	0.50%
Sugar PPC Buyer LLC (Sugar Foods)	(6)(7)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.42%	10/2/2031	4,341	1,280	1,298	0.09%
Sugar PPC Buyer LLC (Sugar Foods)	(6)(7)(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.42%	10/2/2031	2,387	2,378	2,387	0.17%
Watermill Express, LLC	(6)(7)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.60%	4/30/2031	1,900	(6)	-	-%
Watermill Express, LLC	(7)(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.60%	4/30/2031	2,769	2,743	2,769	0.20%
Watermill Express, LLC	(7)(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.60%	4/30/2031	120	120	120	0.01%
Watermill Express, LLC	(7)(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.60%	4/30/2031	1,241	1,241	1,241	0.09%
飲料、食品およびタバコ合計							102,465	102,063	7.36%
資本設備									
Clean Solutions Buyer, Inc.	(6)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.22%	9/9/2030	8,538	8,468	8,427	0.61%
Engineered Fastener Company, LLC (EFC International)	(6)	Subordinated Debt	N/A	11.00% (Cash) 2.50% (PIK)	5/1/2028	2,579	2,539	2,538	0.18%
FirstCall Mechanical Group, LLC	(6)(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.42%	6/27/2031	9,850	9,772	9,786	0.70%
FirstCall Mechanical Group, LLC	(6)(10)(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.42%	6/27/2031	19,844	15,396	15,315	1.10%
Hayward Industries, Inc.	(6)(11)(12)	First Lien Debt	S + 2.50%	6.33%	5/30/2028	4,167	4,173	4,196	0.30%
Hyperion Materials & Technologies, Inc.	(15)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.44%	8/30/2028	2,298	2,298	2,201	0.16%
Jetson Buyer, Inc. (E-Technologies Group, Inc.)	(6)(15)	First Lien Debt	S + 5.50%	9.17%	4/9/2030	10,788	10,645	10,563	0.76%
Johnson Controls Inc (aka Power Solutions)	(6)(11)	First Lien Debt	S + 2.75%	6.47%	1/28/2032	499	498	502	0.04%
Johnson Controls Inc (aka Power Solutions)	(6)(11)	First Lien Debt	S + 2.50%	6.22%	5/6/2030	988	988	990	0.07%
Johnstone Supply	(6)(11)	First Lien Debt	S + 2.50%	6.23%	6/9/2031	1,457	1,461	1,466	0.11%
Madison Safety & Flow LLC	(6)(11)	First Lien Debt	S + 2.50%	6.23%	9/26/2031	446	446	450	0.03%
Motion & Control Enterprises LLC	(6)(15)	First Lien Debt	S + 6.00%	9.77%	6/1/2028	1,564	1,554	1,552	0.11%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位:千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1)(2)(4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金 額/ 単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
Motion & Control Enterprises LLC	(6)	First Lien Debt	S + 6.00%	9.77%	6/1/2028	\$ 1,670	\$ 1,661	\$ 1,658	0.12%
Motion & Control Enterprises LLC	(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 6.00%	9.77%	6/1/2028	4,306	4,305	4,273	0.31%
Motion & Control Enterprises LLC	(6)(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 6.00%	9.77%	6/1/2028	12,112	12,112	12,020	0.87%
Ovation Holdings, Inc	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.84%	2/4/2030	6,928	6,498	6,550	0.47%
Ovation Holdings, Inc	(6)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.84%	2/4/2030	830	823	829	0.06%
Ovation Holdings, Inc	(6)(15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.84%	2/4/2030	13,366	13,327	13,354	0.96%
Ovation Holdings, Inc	(6)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.84%	2/4/2030	3,068	3,062	3,065	0.22%
PT Intermediate Holdings III, LLC	(6)(7)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 3.25%	6.92% (Cash) 1.75% (PIK)	4/9/2030	166	-	2	-%
PT Intermediate Holdings III, LLC	(6)(7)(15)	First Lien Debt	S + 3.25%	6.92% (Cash) 1.75% (PIK)	4/9/2030	3,730	3,741	3,767	0.27%
Rhino Intermediate Holding Company, LLC (Rhino Tool House)	(6)(15)	First Lien Debt	S + 5.25%	9.16%	4/4/2029	10,899	10,821	10,760	0.78%
Rhino Intermediate Holding Company, LLC (Rhino Tool House)	(6)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.25%	9.16%	4/4/2029	2,310	2,298	2,281	0.16%
SkyMark Refuelers, LLC	(6)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.21%	12/16/2032	16,330	16,250	16,251	1.17%
SkyMark Refuelers, LLC	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.21%	12/16/2032	5,484	3,698	3,671	0.26%
SkyMark Refuelers, LLC	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.21%	12/16/2032	8,186	-	(40)	-%
Southern Air & Heat Holdings, LLC	(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.57%	10/1/2027	1,354	1,346	1,354	0.10%
Southern Air & Heat Holdings, LLC	(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.57%	10/1/2027	1,298	1,290	1,298	0.09%
Thermostat Purchaser III, Inc.	(6)(7)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.25%	7.92%	8/31/2028	9,375	(22)	-	-%
Thermostat Purchaser III, Inc.	(6)(7)(15)	First Lien Debt	S + 4.25%	7.92%	8/31/2028	6,504	6,503	6,504	0.47%
USA Industries Holdings LLC	(6)	First Lien Debt	S + 4.25%	7.99%	12/10/2032	6,073	6,043	6,044	0.44%
USA Industries Holdings LLC	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.25%	7.99%	12/10/2032	3,470	-	(17)	-%
Vessco Midco Holdings, LLC	(6)(7)(15)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.42%	7/24/2031	13,706	13,587	13,586	0.98%
Vessco Midco Holdings, LLC	(6)(7)(10)	Revolving Loan	S + 4.50%	8.42%	7/24/2031	1,726	(14)	(15)	-%
Vessco Midco Holdings, LLC	(6)(7)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.42%	7/24/2031	4,569	3,758	3,737	0.27%
資本設備合計							169,325	168,918	12.17%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位：千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1) (2) (4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金 額/ 単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
化学製品、プラスチック、およびゴム									
Akzo Nobel Speciality (aka Starfruit US Holdco LLC)	(6) (11) (12)	First Lien Debt	S + 3.25%	7.04%	4/3/2028	\$ 3,696	\$ 3,710	\$ 3,703	0.27%
Chroma Color Corporation	(6) (15)	First Lien Debt	S + 4.25%	8.09%	4/23/2029	6,319	6,272	6,236	0.45%
Chroma Color Corporation	(6) (15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.25%	8.09%	4/23/2029	1,395	1,387	1,377	0.10%
Ineos Composites (Fortis 333 Inc)	(6) (11)	First Lien Debt	S + 3.50%	7.17%	3/27/2032	643	641	638	0.05%
New Spartech Holdings LLC	(6) (7)	First Lien Debt	S + 1.00%	4.74% (Cash) 4.25% (PIK)	9/30/2030	642	642	629	0.05%
New Spartech Holdings LLC	(6)	First Lien Debt	S + 7.00%	10.74%	3/31/2030	383	376	383	0.03%
Solstice Advanced Materials Inc.	(6) (11) (12)	First Lien Debt	S + 1.75%	5.59%	10/29/2032	1,100	1,099	1,107	0.08%
Tangent Technologies Acquisition, LLC	(6) (15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.77%	11/30/2027	12,217	12,174	12,164	0.88%
Univar Solutions USA Inc.	(6) (11)	First Lien Debt	S + 2.75%	6.47%	8/1/2030	1,868	1,876	1,874	0.14%
USALCO	(6) (10) (11)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 3.50%	7.22%	9/30/2031	61	-	-	-%
USALCO	(6) (11)	First Lien Debt	S + 3.50%	7.22%	9/30/2031	589	586	592	0.04%
WCI-Momentum Bidco, LLC	(6)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.42%	12/31/2032	3,493	3,476	3,476	0.25%
WCI-Momentum Bidco, LLC	(6) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.42%	12/31/2032	699	-	(3)	-%
化学製品、プラスチック、およびゴム合計							32,239	32,176	2.34%
建設および建築									
APi Group DE Inc.	(6) (11) (12)	First Lien Debt	S + 1.75%	5.47%	1/3/2029	1,672	1,672	1,681	0.12%
Centuri Group, Inc.	(6) (11)	First Lien Debt	S + 2.00%	5.67%	7/9/2032	1,078	1,078	1,083	0.08%
Cobalt Service Partners, LLC	(6) (7) (15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.42%	10/13/2031	7,287	7,223	7,223	0.52%
Cobalt Service Partners, LLC	(6) (7) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.42%	10/13/2031	12,641	6,118	6,061	0.44%
Gannett Fleming, Inc.	(6) (7)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.69%	8/5/2030	17,646	17,429	17,528	1.26%
Gannett Fleming, Inc.	(6) (7) (10)	Revolving Loan	S + 4.75%	8.69%	8/5/2030	2,131	(25)	(14)	-%
Gulfside Supply	(6) (11)	First Lien Debt	S + 3.00%	6.67%	6/17/2031	695	693	686	0.05%
Heartland Paving Partners, LLC	(6) (15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.67%	8/9/2030	8,464	8,394	8,239	0.59%
Heartland Paving Partners, LLC	(6) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.67%	8/9/2030	5,689	5,056	4,917	0.35%
Heartland Paving Partners, LLC	(6) (15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.67%	8/9/2030	5,680	5,668	5,529	0.40%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位: 千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1) (2) (4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金 額/ 単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
Hyphen Solutions, LLC	(6) (7) (15)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.22%	8/6/2032	\$ 18,556	\$ 18,534	\$ 18,576	1.34%
Hyphen Solutions, LLC	(6) (7) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.22%	8/6/2032	1,444	-	2	-%
ICE USA Infrastructure, Inc.	(6) (15)	First Lien Debt	S + 5.75%	9.47%	3/15/2030	8,961	8,881	8,666	0.62%
ICE USA Infrastructure, Inc.	(15)	First Lien Debt	S + 5.75%	9.47%	3/15/2030	1,602	1,562	1,549	0.11%
Java Buyer, Inc. (Sciens Building Solutions, LLC)	(7) (15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.94%	12/15/2027	1,334	1,334	1,334	0.10%
Java Buyer, Inc. (Sciens Building Solutions, LLC)	(7) (15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.94%	12/15/2027	2,526	2,526	2,526	0.18%
MEI Buyer LLC	(6) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.25%	7.97%	6/29/2029	1,853	461	462	0.03%
MEI Buyer LLC	(6) (15)	First Lien Debt	S + 4.25%	7.97%	6/29/2029	10,144	10,103	10,145	0.73%
MEI Buyer LLC	(6) (15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.25%	7.97%	6/29/2029	1,622	1,622	1,622	0.12%
Quikrete Holdings, Inc.	(6) (11)	First Lien Debt	S + 2.25%	5.97%	2/10/2032	1,066	1,063	1,070	0.08%
Quikrete Holdings, Inc.	(6) (11)	First Lien Debt	S + 2.25%	5.97%	3/19/2029	1,466	1,467	1,473	0.11%
Rose Paving, LLC	(6) (10)	Subordinated Debt (Delayed Draw)	N/A	12.00%	5/7/2030	146	(1)	(5)	-%
Rose Paving, LLC	(6)	Subordinated Debt	N/A	12.00%	5/7/2030	2,253	2,232	2,183	0.16%
SCIC Buyer, Inc.	(6) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.42%	3/28/2031	2,745	416	477	0.03%
SCIC Buyer, Inc.	(6) (15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.42%	3/28/2031	12,994	12,876	13,254	0.95%
Thyssenkrupp Elevator (Vertical US Newco Inc)	(6) (11) (12)	First Lien Debt	S + 3.00%	6.95%	4/30/2030	3,931	3,952	3,959	0.29%
Vertex Service Partners, LLC	(6) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 6.00%	9.67%	11/8/2030	8,957	1,727	1,453	0.10%
Vertex Service Partners, LLC	(6) (15)	First Lien Debt	S + 6.00%	9.67%	11/8/2030	3,183	3,159	3,172	0.23%
Vertex Service Partners, LLC	(6) (15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 6.00%	9.67%	11/8/2030	5,740	5,714	5,719	0.41%
WSB Engineering Holdings Inc.	(6) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.32%	8/31/2029	8,087	1,975	1,929	0.14%
WSB Engineering Holdings Inc.	(15)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.32%	8/31/2029	4,131	4,089	4,093	0.29%
WSB Engineering Holdings Inc.	(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.32%	8/31/2029	2,676	2,652	2,652	0.19%
建設および建築合計							139,650	139,244	10.02%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位：千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1)(2)(4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド (3)	金利(3)	満期日	額面金 額/ 単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
消費財：耐久消費財									
Callaway Golf Company	(6)(11) (12)	First Lien Debt	S+3.00%	6.72%	3/15/2030	\$ 1,388	\$ 1,389	\$ 1,394	0.10%
DRS Holdings III, Inc.	(7)(15)	First Lien Debt	S+5.25%	8.97%	11/1/2028	2,519	2,519	2,509	0.18%
MITER Brands (MIWD Holdco II LLC)	(6)(11)	First Lien Debt	S+3.00%	6.67%	3/28/2031	3,448	3,465	3,455	0.25%
Momentum Textiles, LLC	(6)	Subordinated Debt	N/A	10.00% (Cash) 3.00% (PIK) 9.28%	9/25/2029	5,117	5,039	5,059	0.36%
NMC Skincare Intermediate Holdings II, LLC	(6)(7)	First Lien Debt	S+5.00%	(Cash) 1.50% (PIK)	10/31/2028	6,264	6,264	5,638	0.41%
Recess Holdings, Inc.	(6)(11)	First Lien Debt	S+3.75%	7.62%	2/20/2030	11,940	11,882	12,031	0.87%
XpressMyself.com LLC (SmartSign)	(15)	First Lien Debt	S+5.50%	9.34%	9/7/2028	1,983	1,974	1,983	0.14%
XpressMyself.com LLC (SmartSign)	(15)	First Lien Debt	S+5.75%	9.59%	9/7/2028	1,500	1,484	1,500	0.11%
消費財：耐久消費財合計							34,016	33,569	2.42%
消費財：非耐久消費財									
Bradford Soap International, Inc.	(6)	First Lien Debt	S+4.75%	8.47%	8/28/2031	7,541	7,504	7,503	0.54%
Bradford Soap International, Inc.	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S+4.75%	8.47%	8/28/2031	2,514	-	(13)	-%
FoodServices Brand Group, LLC	(6)	Subordinated Debt	N/A	10.00% (Cash) 3.00% (PIK) 9.95%	2/8/2030	4,273	4,173	4,174	0.30%
Image International Intermediate Holdco II, LLC	(6)(7)	First Lien Debt	S+5.50%	(Cash) 0.50% (PIK) 9.95%	9/10/2026	7,535	7,465	6,856	0.49%
Image International Intermediate Holdco II, LLC	(6)(7)	First Lien Debt	S+5.50%	(Cash) 0.50% (PIK)	9/10/2026	10,709	10,662	9,743	0.70%
KL Bronco Acquisition, Inc. (Elevation Labs)	(6)(15)	First Lien Debt	S+5.25%	9.19%	6/30/2028	4,948	4,938	4,936	0.36%
KL Bronco Acquisition, Inc. (Elevation Labs)	(6)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S+5.25%	9.19%	6/30/2028	1,923	1,920	1,919	0.14%
MPG Parent Holdings, LLC (Market Performance Group)	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S+5.00%	8.99%	1/8/2030	4,394	912	940	0.07%
MPG Parent Holdings, LLC (Market Performance Group)	(6)(15)	First Lien Debt	S+5.00%	8.99%	1/8/2030	11,873	11,914	11,925	0.86%
MPG Parent Holdings, LLC (Market Performance Group)	(6)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S+5.00%	8.99%	1/8/2030	2,878	2,894	2,890	0.21%
Perrigo Investments	(6)(11) (12)	First Lien Debt	S+2.00%	5.72%	4/20/2029	1,402	1,402	1,411	0.10%
Revision Buyer LLC (Revision Skincare)	(6)	Subordinated Debt	N/A	10.00% (Cash) 1.00% (PIK)	12/1/2028	10,382	10,276	10,219	0.74%
消費財：非耐久消費財合計							64,060	62,503	4.51%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位：千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1)(2)(4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金額/ 単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
容器、包装およびガラス									
Belron Finance US LLC	(6)(11) (12)	First Lien Debt	S + 2.50%	6.12%	10/16/2031	\$ 1,308	\$ 1,305	\$ 1,316	0.09%
Novolex (Clydesdale Acquisition Holdings Inc)	(6)(11)	First Lien Debt	S + 3.18%	6.89%	4/13/2029	1,656	1,664	1,659	0.12%
Oliver Packaging, LLC	(6)	Subordinated Debt	N/A	11.50% (PIK)	1/6/2029	1,473	1,461	1,318	0.09%
Oliver Packaging, LLC	(6)	Subordinated Debt	N/A	13.00% (PIK)	1/6/2029	277	273	258	0.02%
Online Labels Group, LLC	(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.42%	12/19/2029	3,116	3,109	3,116	0.22%
Online Labels Group, LLC	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.42%	12/19/2029	541	268	270	0.02%
Online Labels Group, LLC	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.42%	12/19/2029	227	(1)	-	-%
Performance Packaging Buyer, LLC	(6)(15)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.34%	4/15/2031	6,167	6,110	6,109	0.44%
Proampac PG Borrower LLC	(7)(11) (15)	First Lien Debt	S + 4.00%	7.89%	9/15/2028	3,920	3,920	3,933	0.28%
容器、包装およびガラス合計							18,109	17,979	1.28%
エネルギー：電力									
Environ Energy, LLC	(6)	First Lien Debt	S + 5.25%	9.07%	10/1/2031	11,408	11,324	11,332	0.82%
Environ Energy, LLC	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.25%	9.07%	10/1/2031	6,711	(48)	(45)	-%
Matador US Buyer, LLC (Insulation Technology Group)	(6)(12) (15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.72%	6/25/2030	19,560	19,401	19,615	1.41%
Matador US Buyer, LLC (Insulation Technology Group)	(6)(12)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.72%	6/25/2030	5,175	5,175	5,190	0.37%
Tinicum Voltage Acquisition Corp.	(6)(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	9.04%	12/15/2028	6,746	6,614	6,700	0.48%
エネルギー：電力合計							42,466	42,792	3.08%
エネルギー：石油およびガス									
Allredi, LLC (Abrasive Products and Equipment)	(6)	Subordinated Debt	N/A	15.00% (PIK)	9/30/2027	1,045	1,045	899	0.06%
Allredi, LLC (Abrasive Products and Equipment)	(6)	Subordinated Debt	N/A	15.00% (PIK)	9/30/2027	13,459	13,340	11,586	0.83%
エネルギー：石油およびガス合計							14,385	12,485	0.89%

[次へ](#)

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位：千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1) (2) (4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金 額/ 単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
環境産業									
CLS Management Services, LLC (Contract Land Staff)	(6) (15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.67%	3/27/2030	\$ 8,602	\$ 8,535	\$ 8,535	0.61%
CLS Management Services, LLC (Contract Land Staff)	(6) (15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.67%	3/27/2030	3,458	3,448	3,431	0.25%
CLS Management Services, LLC (Contract Land Staff)	(6) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.67%	3/27/2030	4,415	3,965	3,939	0.28%
Covanta Energy Corp	(6) (11)	First Lien Debt	S + 2.25%	5.98%	11/30/2028	548	547	550	0.04%
Covanta Energy Corp	(6) (11)	First Lien Debt	S + 2.25%	5.98%	1/15/2031	1,665	1,661	1,669	0.12%
Impact Parent Corporation (Impact Environmental Group)	(6) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.25%	9.02%	3/23/2029	282	197	197	0.01%
Impact Parent Corporation (Impact Environmental Group)	(6)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.25%	9.02%	3/23/2029	3,128	3,131	3,114	0.22%
Impact Parent Corporation (Impact Environmental Group)	(6) (15)	First Lien Debt	S + 5.25%	9.02%	3/23/2029	10,252	10,263	10,208	0.74%
Impact Parent Corporation (Impact Environmental Group)	(15)	First Lien Debt	S + 5.25%	9.02%	3/23/2029	2,034	2,008	2,025	0.15%
Impact Parent Corporation (Impact Environmental Group)	(15)	First Lien Debt	S + 5.25%	9.02%	3/23/2029	417	412	415	0.03%
Impact Parent Corporation (Impact Environmental Group)	(6) (15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.25%	9.02%	3/23/2029	1,996	1,994	1,987	0.14%
Impact Parent Corporation (Impact Environmental Group)	(6)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.25%	9.02%	3/23/2029	1,691	1,686	1,684	0.12%
LTR Intermediate Holdings, Inc.	(6) (15)	First Lien Debt	S + 3.75%	7.48%	12/17/2032	9,375	9,328	9,329	0.67%
NFM & J, L.P. (The Facilities Group)	(6) (7)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.75%	9.69%	11/30/2027	171	170	169	0.01%
NFM & J, L.P. (The Facilities Group)	(7) (15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.75%	9.69%	11/30/2027	1,941	1,933	1,915	0.14%
NFM & J, L.P. (The Facilities Group)	(7) (15)	First Lien Debt	S + 5.75%	9.69%	11/30/2027	2,724	2,713	2,688	0.19%
NFM & J, L.P. (The Facilities Group)	(6) (7) (15)	First Lien Debt	S + 5.75%	9.69%	11/30/2027	1,909	1,901	1,883	0.14%
Nutrition 101 Buyer, LLC (101 Inc)	(6)	First Lien Debt	S + 5.25%	9.19%	8/31/2028	3,683	3,659	3,629	0.26%
Orion Group FM Holdings, LLC (Leo Facilities)	(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.42%	7/3/2029	2,317	2,305	2,319	0.17%
Orion Group FM Holdings, LLC (Leo Facilities)	(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.42%	7/3/2029	3,351	3,328	3,354	0.24%
Orion Group FM Holdings, LLC (Leo Facilities)	(6) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.42%	7/3/2029	19,812	2,229	2,245	0.16%
Orion Group FM Holdings, LLC (Leo Facilities)	(6)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.42%	7/3/2029	2,543	2,539	2,545	0.18%
Reworld Holding Corporation	(6) (11)	First Lien Debt	S + 2.25%	5.98%	1/15/2031	117	117	117	0.01%
Reworld Holding Corporation	(6) (11)	First Lien Debt	S + 2.25%	5.98%	1/15/2031	718	717	720	0.05%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位:千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1)(2)(4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金 額/ 単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
SI Solutions, LLC	(6)(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.42%	8/15/2030	\$ 4,597	\$ 4,577	\$ 4,580	0.33%
SI Solutions, LLC	(6)(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.42%	8/15/2030	10,389	10,305	10,351	0.75%
SI Solutions, LLC	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.42%	8/15/2030	4,946	975	967	0.07%
環境産業合計							84,643	84,565	6.08%
ヘルスケアおよび医薬品									
AB Centers Acquisition Corporation (Action Behavior Centers)	(6)	First Lien Debt	S + 5.25%	8.97%	7/2/2031	5,882	5,864	5,838	0.42%
AB Centers Acquisition Corporation (Action Behavior Centers)	(6)(15)	First Lien Debt	S + 5.25%	8.97%	7/2/2031	13,714	13,598	13,613	0.98%
AB Centers Acquisition Corporation (Action Behavior Centers)	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.25%	8.97%	7/2/2031	2,510	895	881	0.06%
AB Centers Acquisition Corporation (Action Behavior Centers)	(15)	First Lien Debt	S + 5.25%	8.97%	7/2/2031	3,362	3,349	3,337	0.24%
ACP Maverick Holdings, Inc.	(6)(7) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.42%	3/18/2031	3,629	2,930	2,929	0.21%
ACP Maverick Holdings, Inc.	(6)(7) (15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.42%	3/18/2031	16,241	16,092	16,170	1.16%
All Star Recruiting Locums, LLC (All Star Healthcare Solutions)	(6)(7) (15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.50%	9.17%	5/1/2030	1,058	1,058	1,058	0.08%
All Star Recruiting Locums, LLC (All Star Healthcare Solutions)	(7)(15)	First Lien Debt	S + 5.50%	9.17%	5/1/2030	4,188	4,189	4,188	0.30%
All Star Recruiting Locums, LLC (All Star Healthcare Solutions)	(6)(7) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.50%	9.17%	5/1/2030	3,943	(9)	-	-%
All Star Recruiting Locums, LLC (All Star Healthcare Solutions)	(6)(7)	First Lien Debt	S + 5.50%	9.17%	5/1/2030	548	543	548	0.04%
ARC Health OPCO, LLC	(6)(10)	Subordinated Debt (Delayed Draw)	N/A	8.00% (Cash) 5.00% (PIK) 8.00%	4/10/2031	1,667	(24)	(49)	-%
ARC Health OPCO, LLC	(6)	Subordinated Debt	N/A	8.00% (Cash) 5.00% (PIK)	4/10/2031	3,371	3,273	3,273	0.24%
Beantown Holdings, Inc.	(6)(7) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.42%	3/18/2031	4,818	-	(21)	-%
Bluebird PM Buyer, Inc.	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.42%	2/3/2032	1,019	(2)	9	-%
Bluebird PM Buyer, Inc.	(6)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.42%	2/3/2032	7,418	7,352	7,485	0.54%
Bridges Consumer Healthcare Intermediate LLC	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.25%	8.92%	12/22/2031	4,262	(19)	(63)	-%
Bridges Consumer Healthcare Intermediate LLC	(6)(15)	First Lien Debt	S + 5.25%	8.92%	12/22/2031	5,087	5,041	5,012	0.36%
Bridges Consumer Healthcare Intermediate LLC	(10) (15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.25%	8.92%	12/22/2031	2,425	1,926	1,901	0.14%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位:千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1)(2)(4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金 額/単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
Coding Solutions Acquisition, Inc.	(6)(7)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.72%	8/7/2031	\$ 798	\$ (2)	\$ (7)	-%
Coding Solutions Acquisition, Inc.	(6)(7)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.72%	8/7/2031	609	603	604	0.04%
Coding Solutions Acquisition, Inc.	(6)(7)(15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.72%	8/7/2031	11,940	11,878	11,837	0.85%
Coding Solutions Acquisition, Inc.	(6)(7)(10)	Revolving Loan	S + 5.00%	8.72%	8/7/2031	1,101	(9)	(9)	-%
Coding Solutions Acquisition, Inc.	(6)(7)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.72%	8/7/2031	460	(1)	(4)	-%
Eyesouth Eye Care Holdco LLC	(6)(15)	First Lien Debt	S + 5.50%	9.32%	10/5/2029	10,529	10,371	10,369	0.75%
Eyesouth Eye Care Holdco LLC	(6)(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.50%	9.32%	10/5/2029	3,397	3,355	3,345	0.24%
Genmab A/S	(6)(11)(12)	First Lien Debt	S + 3.00%	6.73%	12/12/2032	1,842	1,833	1,853	0.13%
Health Management Associates, Inc.	(6)(15)	First Lien Debt	S + 6.25%	10.34%	3/30/2029	8,733	8,680	8,680	0.63%
Health Management Associates, Inc.	(6)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 6.25%	10.34%	3/30/2029	1,095	1,086	1,089	0.08%
Healthspan Buyer, LLC (Thorne HealthTech)	(6)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.42%	10/16/2030	10,066	10,016	10,023	0.72%
Healthspan Buyer, LLC (Thorne HealthTech)	(6)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.42%	10/16/2030	1,224	1,221	1,219	0.09%
Healthspan Buyer, LLC (Thorne HealthTech)	(6)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.42%	10/16/2030	1,270	1,264	1,264	0.09%
Healthspan Buyer, LLC (Thorne HealthTech)	(6)(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.42%	10/16/2030	5,436	5,413	5,413	0.39%
Healthspan Buyer, LLC (Thorne HealthTech)	(6)(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.42%	10/16/2030	11,928	11,869	11,877	0.86%
Heartland Veterinary Partners LLC	(6)	Subordinated Debt	N/A	7.50% (Cash) 7.00% (PIK)	9/10/2028	1,130	1,125	1,125	0.08%
Heartland Veterinary Partners LLC	(6)	Subordinated Debt (Delayed Draw)	N/A	7.50% (Cash) 7.00% (PIK)	9/10/2028	5,412	5,412	5,387	0.39%
Heartland Veterinary Partners LLC	(6)	Subordinated Debt (Delayed Draw)	N/A	7.50% (Cash) 7.00% (PIK)	9/10/2028	5,649	5,649	5,623	0.41%
HMN Acquirer Corp.	(15)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.17%	11/5/2031	5,773	5,723	5,722	0.41%
HMN Acquirer Corp.	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.17%	11/5/2031	2,144	(5)	(19)	-%
Impact Advisors, LLC	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.17%	3/19/2032	7,143	(32)	-	-%
Impact Advisors, LLC	(6)(15)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.17%	3/19/2032	12,761	12,641	12,761	0.92%
Jazz Pharmaceuticals (AKA FINANCING LUX SARL)	(6)(11)(12)	First Lien Debt	S + 2.25%	5.97%	5/5/2028	2,720	2,731	2,735	0.20%
JKC Buyer, Inc. (J. Knipper and Company Inc)	(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.34%	2/13/2032	1,849	1,839	1,837	0.13%
JKC Buyer, Inc. (J. Knipper and Company Inc)	(15)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.34%	2/13/2032	5,341	5,297	5,307	0.38%
Lavie Group, Inc.	(15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.90%	10/12/2029	6,404	6,343	6,348	0.46%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位：千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1) (2) (4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金 額 / 単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
Lavie Group, Inc.	(6) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.90%	10/12/2029	\$ 1,888	\$ (6)	\$ (16)	-%
Lavie Group, Inc.	(6) (7) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.90%	10/10/2029	650	404	400	0.03%
Lavie Group, Inc.	(7) (15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.90%	10/12/2029	2,423	2,401	2,402	0.17%
Medline (AKA Mozart Borrower LP)	(6) (11)	First Lien Debt	S + 1.75%	5.47%	10/23/2028	12	12	12	-%
Medline (AKA Mozart Borrower LP)	(6) (11)	First Lien Debt	S + 1.75%	5.47%	10/23/2030	2,723	2,726	2,736	0.20%
New You Bariatric Group, LLC	(6) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.25%	9.24%	10/31/2028	199	120	120	0.01%
New You Bariatric Group, LLC	(6)	First Lien Debt	S + 5.25%	9.24% (PIK)	10/31/2028	1,939	1,939	1,939	0.14%
Organon & Co	(6) (11) (12)	First Lien Debt	S + 2.25%	5.97%	5/19/2031	1,418	1,416	1,370	0.10%
Performance Health Holdings, Inc	(6) (15)	First Lien Debt	S + 3.75%	7.62%	3/19/2032	14,925	14,782	14,788	1.07%
Promptcare Infusion Buyer, Inc.	(7) (15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 6.00%	9.95%	9/1/2027	314	314	314	0.02%
Promptcare Infusion Buyer, Inc.	(7) (15)	First Lien Debt	S + 6.00%	9.95%	9/1/2027	2,018	2,018	2,018	0.15%
Southern Veterinary Partners, LLC	(6) (11)	First Lien Debt	S + 2.50%	6.37%	12/4/2031	5,054	5,053	5,054	0.36%
TBRs, Inc.	(6) (7) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.44%	11/22/2031	949	(4)	(19)	-%
TBRs, Inc.	(6) (7) (10)	Revolving Loan	S + 4.75%	8.44%	11/22/2030	1,243	(10)	(25)	-%
TBRs, Inc.	(6) (7) (15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.44%	11/22/2031	8,087	8,022	7,924	0.57%
Tidi Legacy Products, Inc.	(6) (7) (15)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.22%	12/19/2029	15,578	15,574	15,578	1.12%
Tidi Legacy Products, Inc.	(6) (7)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.22%	12/19/2029	4,173	4,181	4,173	0.30%
VMG Holdings LLC (VMG Health)	(6) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.67%	4/16/2030	569	-	(4)	-%
VMG Holdings LLC (VMG Health)	(6)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.69%	4/16/2030	1,137	1,132	1,128	0.08%
VMG Holdings LLC (VMG Health)	(6) (15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.67%	4/16/2030	19,750	19,593	19,595	1.41%
VSC Specialty Molding Acquisition LLC	(6)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.43%	10/6/2031	5,319	5,293	5,297	0.38%
VSC Specialty Molding Acquisition LLC	(6) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.43%	10/6/2031	3,230	-	(14)	-%
Wellspring Pharmaceutical Corporation	(6) (15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.70%	8/22/2028	6,398	6,369	6,398	0.46%
Wellspring Pharmaceutical Corporation	(6) (15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.70%	8/22/2028	3,719	3,692	3,719	0.27%
Wellspring Pharmaceutical Corporation	(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.70%	8/22/2028	1,847	1,840	1,847	0.13%
YI, LLC (Young Innovations)	(6) (7) (15)	First Lien Debt	S + 5.75%	9.49%	12/3/2029	15,688	15,573	15,384	1.11%
ヘルスケアおよび医薬品合計							292,790	292,606	21.10%

## ヌビーン・チャール・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位:千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1)(2)(4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金額/ 単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
ハイテク産業									
Ahead DB Holdings, LLC (Ahead Data Blue LLC)	(6)(11)(15)	First Lien Debt	S+2.50%	6.17%	2/1/2031	\$ 9,885	\$ 9,847	\$ 9,887	0.71%
BMC Software, Inc.	(6)(11)	First Lien Debt	S+3.00%	6.82%	7/30/2031	4,963	4,953	4,955	0.36%
CLEARWATER ANALYTICS LLC	(6)(11)(12)	First Lien Debt	S+2.25%	6.21%	4/21/2032	1,496	1,496	1,499	0.11%
Diligent Corporation (fka Diamond Merger Sub II, Corp.)	(6)(7)	First Lien Debt	S+5.00%	8.82%	8/2/2030	2,553	2,543	2,514	0.18%
Diligent Corporation (fka Diamond Merger Sub II, Corp.)	(6)(7)(15)	First Lien Debt	S+5.00%	8.82%	8/2/2030	14,894	14,835	14,664	1.06%
Diligent Corporation (fka Diamond Merger Sub II, Corp.)	(6)(7)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S+5.00%	8.82%	8/2/2030	2,553	(9)	(39)	-%
Dragon Buyer, Inc. (NCR Voyix)	(6)(11)	First Lien Debt	S+2.75%	6.42%	9/30/2031	6,930	6,901	6,944	0.50%
Eliassen Group, LLC	(6)(7)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S+5.75%	9.42%	4/14/2028	227	227	223	0.02%
Eliassen Group, LLC	(6)(7)	First Lien Debt	S+5.75%	9.42%	4/14/2028	3,153	3,153	3,100	0.22%
Emburse, Inc.	(7)(15)	First Lien Debt	S+4.25%	7.92%	5/28/2032	2,964	2,956	3,007	0.22%
Emburse, Inc.	(6)(7)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S+4.25%	7.92%	5/28/2032	529	(1)	8	-%
Emburse, Inc.	(6)(7)(10)	Revolving Loan	S+4.25%	7.92%	5/28/2032	568	(1)	8	-%
Ensono, Inc.	(6)(11)(15)	First Lien Debt	S+4.00%	7.83%	5/26/2028	14,807	14,763	14,821	1.07%
Exterro, Inc.	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S+5.25%	9.02%	6/1/2027	1,797	-	(13)	-%
Exterro, Inc.	(6)(15)	First Lien Debt	S+5.25%	9.02%	6/1/2027	5,605	5,597	5,564	0.40%
GNX HBS PARENT, LLC	(6)	First Lien Debt	S+4.75%	8.42%	9/30/2031	7,252	7,216	7,222	0.52%
GNX HBS PARENT, LLC	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S+4.75%	8.42%	9/30/2031	4,266	-	(18)	-%
GS AcquisitionCo, Inc.	(6)(7)(15)	First Lien Debt	S+5.25%	8.92%	5/25/2028	5,723	5,713	5,646	0.41%
Icon Parent I Inc.	(6)(7)(11)	First Lien Debt	S+2.75%	6.44%	11/13/2031	1,990	1,982	1,996	0.14%
Infobase Acquisition, Inc.	(15)	First Lien Debt	S+5.50%	9.35%	6/14/2028	3,463	3,459	3,463	0.25%
Javelin Buyer, Inc.	(6)(7)(15)	Subordinated Debt	S+5.00%	8.82%	12/6/2032	6,000	6,015	6,020	0.43%
Javelin Buyer, Inc.	(6)(7)(11)(15)	First Lien Debt	S+2.75%	6.59%	12/5/2031	6,948	6,943	6,979	0.50%
Mermaid Bidco Inc.	(6)	First Lien Debt	S+3.25%	7.15%	7/3/2031	3,980	3,970	3,980	0.29%
MKS INSTRUMENTS INC	(6)(11)(12)	First Lien Debt	S+2.00%	5.72%	8/17/2029	2,835	2,939	2,853	0.21%
Ping Identity Holding Corp.	(6)(11)	First Lien Debt	S+2.75%	6.59%	11/15/2032	510	509	512	0.04%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位：千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1) (2) (4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金 額/ 単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
PointClickCare Technologies	(6) (11) (12)	First Lien Debt	S + 2.75%	6.42%	11/3/2031	\$ 447	\$ 446	\$ 448	0.03%
Project Alpha Intermediate Holding, Inc.	(6) (7) (11)	First Lien Debt	S + 3.25%	6.92%	10/26/2030	992	990	992	0.07%
Qnity Electronics, Inc.	(6) (11) (12)	First Lien Debt	S + 2.00%	5.70%	11/1/2032	2,609	2,603	2,624	0.19%
Quartz Holding Company (Quickbase)	(6) (15)	First Lien Debt	S + 3.25%	6.97%	10/2/2028	11,912	11,902	11,871	0.86%
QXO Building Products, Inc.	(6) (11) (12)	First Lien Debt	S + 2.00%	5.72%	4/30/2032	688	681	691	0.05%
Ridge Trail US Bidco, Inc. (Options IT)	(6) (7)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.37%	9/30/2031	9,149	9,069	9,069	0.65%
Ridge Trail US Bidco, Inc. (Options IT)	(6) (7) (10)	Revolving Loan	S + 4.50%	8.37%	3/31/2031	1,062	278	278	0.02%
Ridge Trail US Bidco, Inc. (Options IT)	(6) (7) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.37%	9/30/2031	3,187	(7)	(28)	-%
Specialist Resources Global Inc.	(15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.72%	9/23/2027	1,311	1,311	1,309	0.09%
Specialist Resources Global Inc.	(6) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.72%	9/23/2027	11,790	(14)	(18)	-%
Specialist Resources Global Inc.	(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.72%	9/23/2027	6,734	6,734	6,724	0.48%
Stratix Holding Corporation	(6)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.35%	9/15/2028	3,978	3,973	3,965	0.29%
Stratix Holding Corporation	(6) (15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.35%	9/15/2028	6,465	6,465	6,444	0.46%
VALIDITY INC	(15)	First Lien Debt	S + 5.25%	9.18%	4/12/2032	7,765	7,693	7,738	0.56%
Venture Buyer, LLC (Velosio)	(7) (15)	First Lien Debt	S + 5.25%	8.97%	3/1/2030	7,816	7,782	7,816	0.56%
Venture Buyer, LLC (Velosio)	(6) (7) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.25%	8.97%	3/1/2030	1,633	284	284	0.02%
Waystar Technologies, Inc.	(6) (11) (12)	First Lien Debt	S + 2.00%	5.72%	10/22/2029	1,994	1,994	2,009	0.14%
Worldpay (GTCR W Merger Sub LLC)	(6) (11)	First Lien Debt	S + 2.00%	5.67%	1/31/2031	4,420	4,437	4,433	0.32%
II-VI INCORPORATED	(6) (11) (12)	First Lien Debt	S + 1.75%	5.47%	7/2/2029	1,091	1,095	1,095	0.08%
ハイテク産業合計							173,722	173,539	12.51%
ホテル、ゲームおよびレジャー									
Cinemark USA, Inc.	(6) (11) (12)	First Lien Debt	S + 2.25%	5.92%	5/24/2030	3,554	3,571	3,562	0.26%
Davidson Hotel Company LLC	(15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.72%	10/31/2031	2,790	2,766	2,817	0.20%
Davidson Hotel Company LLC	(6) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.72%	10/31/2031	930	35	46	-%
TKO Worldwide Holdings, LLC	(6) (11) (12)	First Lien Debt	S + 2.00%	5.87%	11/21/2031	460	459	462	0.03%
ホテル、ゲームおよびレジャー合計							6,831	6,887	0.49%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位：千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1) (2) (4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金 額/ 単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
メディア：広告、印刷および出版									
Calienger Acquisition, L.L.C. (Wpromote, LLC)	(15)	First Lien Debt	S + 5.75%	9.72%	10/23/2028	\$ 3,432	\$ 3,434	\$ 3,415	0.25%
Thomson Reuters IP & S (AKA Clarivate / Camelot Finance SA)	(6) (11)	First Lien Debt	S + 2.75%	6.47%	1/31/2031	3,720	3,727	3,677	0.26%
Viking Buyer, LLC (Vanguard Packaging LLC)	(6) (15)	First Lien Debt	S + 5.25%	9.08%	8/9/2026	5,747	5,746	5,573	0.40%
VS Professional Training Acquisitionco, LLC	(15)	First Lien Debt	S + 5.25%	8.97%	9/30/2026	4,176	4,176	4,150	0.30%
メディア：広告、印刷および出 版合計							17,083	16,815	1.21%
メディア：放送およびサブス クリプション									
Directv (AKA Directv Financing LLC)	(6) (11)	First Lien Debt	S + 5.00%	9.10%	8/2/2027	19	19	19	—%
Sunrise HoldCo III B.V.	(6) (11) (12)	First Lien Debt	S + 2.50%	6.43%	2/16/2032	700	697	703	0.05%
UPC/Sunrise (UPC Financing Partnership)	(6) (11) (12)	First Lien Debt	S + 2.50%	6.69%	2/15/2032	1,825	1,819	1,834	0.13%
Virgin Media Investment Holdings Limited	(6) (11) (12)	First Lien Debt	S + 3.25%	7.11%	1/31/2029	1,375	1,361	1,379	0.10%
メディア：放送およびサブス クリプション合計							3,896	3,935	0.28%
メディア：多角的事業および制 作									
BroadcastMed Holdco, LLC	(6)	Subordinated Debt	N/A	10.00% (Cash) 3.75% (PIK)	11/12/2027	2,881	2,851	2,795	0.20%
Creative Artists Agency, LLC	(6) (11)	First Lien Debt	S + 2.50%	6.22%	10/1/2031	1,575	1,583	1,583	0.11%
メディア：多角的事業および制 作合計							4,434	4,378	0.31%
金属および鉱業									
Arsenal AIC Parent LLC (Arconic)	(6) (11)	First Lien Debt	S + 2.75%	6.47%	8/18/2030	1,513	1,525	1,519	0.11%
金属および鉱業合計							1,525	1,519	0.11%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位:千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1)(2)(4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金 額/ 単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
サービス: ビジネス									
AG Group Holdings, Inc. (Addison Group)	(6)(11)	First Lien Debt	S + 4.25%	8.05%	12/29/2028	\$ 1,796	\$ 1,804	\$ 1,628	0.12%
Air Transport (Stonepeak Nile Parent LLC)	(6)(11)	First Lien Debt	S + 2.25%	6.16%	4/9/2032	1,250	1,247	1,252	0.09%
ALKU Intermediate Holdings, LLC	(6)	First Lien Debt	S + 6.25%	9.92%	5/23/2029	2,657	2,622	2,647	0.19%
All4 Buyer, LLC	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.25%	8.11%	1/23/2032	2,108	497	486	0.04%
All4 Buyer, LLC	(15)	First Lien Debt	S + 4.25%	8.11%	1/23/2032	2,510	2,488	2,487	0.18%
Allied Universal Holdco LLC (f/k/a USAGM Holdco, LLC)	(6)(11)	First Lien Debt	S + 3.25%	6.97%	8/20/2032	2,993	2,989	3,012	0.22%
Amex GBT	(6)(11) (12)	First Lien Debt	S + 2.50%	6.36%	7/25/2031	792	791	796	0.06%
Archer Acquisition, LLC (ARMstrong)	(6)(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.52%	10/8/2029	6,274	6,219	6,224	0.45%
Archer Acquisition, LLC (ARMstrong)	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.52%	10/8/2029	864	576	576	0.04%
Astra Service Partners, LLC	(6)(7)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.42%	11/26/2032	8,585	8,553	8,555	0.62%
Astra Service Partners, LLC	(6)(7) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.42%	11/26/2032	2,824	-	(10)	-%
Azalea TopCo, Inc.	(6)(7) (11)(15)	First Lien Debt	S + 3.00%	6.72%	4/30/2031	5,110	5,068	5,110	0.37%
Bounteous, Inc.	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.47%	8/2/2029	7,279	-	-	-%
Bounteous, Inc.	(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.47%	8/2/2029	1,002	1,002	1,002	0.07%
Bounteous, Inc.	(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.47%	8/2/2029	488	488	488	0.04%
Bounteous, Inc.	(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.47%	8/2/2029	1,935	1,935	1,935	0.14%
Bounteous, Inc.	(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.47%	8/2/2029	299	299	299	0.02%
Caldwell & Gregory LLC	(6)	Subordinated Debt	S + 8.75%	9.92% (Cash) 2.50% (PIK)	3/31/2031	5,764	5,677	5,816	0.42%
COP Village Green Acquisitions, Inc. (Village Green Holding)	(6)	Subordinated Debt	N/A	12.25%	3/26/2031	1,403	1,373	1,409	0.10%
COP Village Green Acquisitions, Inc. (Village Green Holding)	(6)(10)	Subordinated Debt (Delayed Draw)	N/A	12.25%	3/26/2031	536	(5)	2	-%
Cornerstone Advisors of Arizona, LLC	(6)(7) (15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.42%	5/13/2032	17,620	17,533	17,513	1.26%
CV Holdco, LLC (Class Valuation)	(6)	Subordinated Debt	N/A	11.00%	3/31/2028	444	443	430	0.03%
CV Holdco, LLC (Class Valuation)	(6)	Subordinated Debt	N/A	11.00%	3/31/2028	10,000	9,962	9,684	0.70%
Dawn Bidco, LLC	(6)(11)	First Lien Debt	S + 3.00%	7.17%	8/20/2032	3,000	3,000	2,995	0.22%
Delphi Infrastructure Group LLC	(15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.67%	7/21/2028	1,009	1,000	980	0.07%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位:千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1)(2)(4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金額/ 単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
DISA Holdings Corp. (DISA Global Solutions)	(6)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.99%	9/9/2028	\$ 1,184	\$ 1,177	\$ 1,184	0.09%
DISA Holdings Corp. (DISA Global Solutions)	(6)(15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.99%	9/9/2028	6,584	6,543	6,584	0.47%
Env Automation Acquisition, LLC	(6)(7)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.24%	12/8/2031	10,600	10,548	10,549	0.76%
Env Automation Acquisition, LLC	(6)(7)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.24%	12/8/2031	5,129	-	(25)	-%
Esquire Deposition Solutions, LLC	(6)	Subordinated Debt	N/A	14.00% (PIK)	6/30/2029	2,065	2,032	2,037	0.15%
Fleet Midco Limited	(6)(7)(12)	First Lien Debt	S + 2.75%	6.79%	2/21/2031	2,494	2,494	2,495	0.18%
Garda World Security Corporation	(6)(11)(12)	First Lien Debt	S + 3.00%	6.75%	2/1/2029	1,970	1,990	1,981	0.14%
Genuine Financial Holdings LLC (HireRight)	(11)(15)	First Lien Debt	S + 3.25%	6.97%	9/27/2030	1,798	1,784	1,532	0.11%
ICON LUXEMBOURG SARL	(6)(11)(12)	First Lien Debt	S + 2.00%	5.67%	7/3/2028	97	97	97	0.01%
ICON LUXEMBOURG SARL	(6)(11)(12)	First Lien Debt	S + 2.00%	5.67%	7/3/2028	24	24	24	-%
ImageFirst Holdings, LLC	(6)(15)	First Lien Debt	S + 3.00%	6.73%	3/12/2032	13,630	13,598	13,599	0.98%
Ingram Micro Inc	(6)(11)(12)	First Lien Debt	S + 2.25%	5.98%	9/22/2031	1,986	1,994	2,000	0.14%
Integrated Power Services Holdings, Inc.	(6)(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.58%	11/22/2028	4,627	4,625	4,627	0.33%
Integrated Power Services Holdings, Inc.	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.58%	11/22/2028	1,649	(3)	-	-%
KENG Acquisition, Inc. (Engage PEO)	(6)(7)(15)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.34%	8/1/2029	8,966	8,891	8,898	0.64%
KENG Acquisition, Inc. (Engage PEO)	(6)(7)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.34%	8/1/2029	5,775	5,764	5,731	0.41%
KENG Acquisition, Inc. (Engage PEO)	(6)(7)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.34%	8/1/2029	7,683	7,639	7,625	0.55%
Kofile, Inc.	(6)	Subordinated Debt	N/A	9.00% (Cash) 4.25% (PIK)	12/31/2027	6,892	6,892	6,785	0.49%
KRIV Acquisition, Inc. (Riveron)	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.67%	7/31/2031	7,045	(26)	(43)	-%
KRIV Acquisition, Inc. (Riveron)	(6)(15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.67%	7/31/2031	9,071	8,934	9,016	0.65%
LRN Corporation (Lion Merger Sub, Inc.)	(6)	First Lien Debt	S + 5.25%	9.13%	12/17/2027	7,423	7,389	7,397	0.53%
LRN Corporation (Lion Merger Sub, Inc.)	(6)(7)	First Lien Debt	S + 5.25%	8.95%	12/17/2027	3,219	3,213	3,207	0.23%
LRN Corporation (Lion Merger Sub, Inc.)	(6)(7)	First Lien Debt	S + 5.25%	8.95%	12/17/2027	618	616	615	0.04%
LSCS Holdings, Inc. (Dohmen)	(6)(7)(15)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.17%	3/4/2032	2,751	2,739	2,730	0.20%
M&S Holdings Buyer, Inc.	(6)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.44%	12/23/2032	5,176	5,150	5,150	0.37%
M&S Holdings Buyer, Inc.	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.44%	12/23/2032	941	-	(5)	-%
OCM System One Buyer CTB, LLC (System One)	(6)(15)	First Lien Debt	S + 3.50%	7.22%	3/2/2028	1,286	1,285	1,283	0.09%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位:千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1)(2)(4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金額/ 単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
Olympus US Bidco LLC (Phaidon International)	(6)(12)(15)	First Lien Debt	S + 5.50%	9.44%	8/22/2029	\$ 19,252	\$ 19,013	\$ 18,609	1.34%
OMNIA Partners, LLC	(6)(7)(11)(15)	First Lien Debt	S + 2.75%	6.45%	12/31/2032	3,463	3,447	3,481	0.25%
Open Text Corporation	(6)(11)(12)	First Lien Debt	S + 1.75%	5.67%	1/31/2030	2,563	2,578	2,568	0.18%
Pioneer AcquisitionCo, LLC	(6)(7)	First Lien Debt	S + 3.25%	6.94%	10/27/2032	1,000	998	998	0.07%
PN Buyer, Inc.	(6)(15)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.17%	7/31/2031	15,556	15,478	15,482	1.12%
PN Buyer, Inc.	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.17%	7/31/2031	4,444	-	(21)	-%
Prime Security Services Borrower, LLC	(6)(11)(12)	First Lien Debt	S + 1.75%	5.58%	3/7/2032	374	370	374	0.03%
Protection One (aka Prime Security Services)	(6)(11)(12)	First Lien Debt	S + 2.00%	6.13%	10/13/2030	1,979	1,975	1,984	0.14%
RailPros Parent, LLC	(6)(7)(15)	First Lien Debt	S + 4.25%	8.13%	5/24/2032	10,238	10,138	10,315	0.74%
RailPros Parent, LLC	(6)(7)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.25%	8.13%	5/24/2032	3,158	-	24	-%
RailPros Parent, LLC	(6)(7)(10)	Revolving Loan	S + 4.25%	8.13%	5/24/2032	1,579	-	12	-%
Redwood Services Group, LLC (Evergreen Services Group)	(6)(7)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.25%	8.93%	6/15/2029	5,620	4,567	4,590	0.33%
Redwood Services Group, LLC (Evergreen Services Group)	(7)(15)	First Lien Debt	S + 5.25%	8.93%	6/15/2029	8,324	8,242	8,324	0.60%
Redwood Services Group, LLC (Evergreen Services Group)	(7)(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.25%	8.93%	6/15/2029	944	939	944	0.07%
Resideo Funding Inc.	(6)(11)(12)	First Lien Debt	S + 2.00%	5.72%	8/13/2032	1,436	1,435	1,442	0.10%
Safety Infrastructure Services Intermediate LLC	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.67%	7/21/2028	3,503	920	829	0.06%
Safety Infrastructure Services Intermediate LLC	(15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.67%	7/21/2028	6,215	6,158	6,042	0.44%
Sagebrush Buyer, LLC (Province)	(15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.72%	7/1/2030	3,953	3,921	3,921	0.28%
Secretariat Advisors LLC	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.00%	7.67%	2/28/2032	835	-	(4)	-%
Secretariat Advisors LLC	(6)(15)	First Lien Debt	S + 4.00%	7.67%	2/28/2032	6,880	6,848	6,848	0.49%
Sentinel Technologies, Inc	(6)(15)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.35%	11/3/2031	6,047	6,017	6,020	0.43%
Soliant Lower Intermediate, LLC	(6)(15)	First Lien Debt	S + 3.75%	7.79%	7/18/2031	17,554	17,402	16,470	1.19%
Syndigo LLC	(6)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.82%	9/2/2032	13,223	13,159	13,128	0.95%
Syndigo LLC	(6)(10)	Revolving Loan	S + 5.00%	8.82%	9/2/2032	1,777	(8)	(13)	-%
Synechron	(6)(11)	First Lien Debt	S + 3.75%	7.57%	10/3/2031	1,703	1,688	1,698	0.12%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位:千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1)(2)(4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金 額/単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
Tau Buyer, LLC	(6)(7)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.42%	2/2/2032	\$ 3,427	\$ 2,247	\$ 2,251	0.16%
Tau Buyer, LLC	(6)(7)(10)	Revolving Loan	S + 4.75%	8.42%	2/2/2032	1,720	260	270	0.02%
Tau Buyer, LLC	(6)(7)(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.42%	2/2/2032	9,853	9,764	9,821	0.71%
Tempo Acquisition, LLC	(6)(11)(12)	First Lien Debt	S + 1.75%	5.47%	8/31/2028	3,069	3,078	2,958	0.21%
Thompson Safety LLC	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.80%	6/25/2032	13,633	1,455	1,389	0.10%
Thompson Safety LLC	(6)(10)	Revolving Loan	S + 5.00%	8.86%	6/25/2032	1,364	(6)	(7)	—%
TouchTunes Music Group, LLC (TouchTunes Interactive Network)	(6)(11)(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.42%	4/2/2029	14,398	14,237	14,078	1.01%
Transit Buyer, LLC (Propark Mobility)	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.72%	1/31/2029	1,132	225	230	0.02%
Transit Buyer, LLC (Propark Mobility)	(6)(15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.72%	1/31/2029	6,255	6,212	6,255	0.45%
Transit Buyer, LLC (Propark Mobility)	(6)(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.72%	1/31/2029	3,570	3,553	3,570	0.26%
Transit Buyer, LLC (Propark Mobility)	(6)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.72%	1/31/2029	8,901	8,886	8,901	0.64%
Trilon Group, LLC	(6)(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.65%	5/27/2029	6,787	6,767	6,779	0.49%
Trilon Group, LLC	(6)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.65%	5/27/2029	2,968	2,947	2,965	0.21%
Trilon Group, LLC	(6)(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.65%	5/27/2029	10,010	10,010	9,999	0.72%
TSS Buyer, LLC (Technical Safety Services)	(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.50%	9.32%	6/22/2029	611	611	611	0.04%
TSS Buyer, LLC (Technical Safety Services)	(15)	First Lien Debt	S + 5.50%	9.32%	6/22/2029	1,327	1,327	1,327	0.10%
Victors CCC Buyer LLC (CrossCountry Consulting)	(7)(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.48%	6/1/2029	1,351	1,336	1,351	0.10%
Victors CCC Buyer LLC (CrossCountry Consulting)	(7)(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.48%	6/1/2029	139	138	139	0.01%
VSTG Intermediate Holdings, Inc. (Vistage Worldwide, Inc.)	(6)(7)(15)	First Lien Debt	S + 3.75%	7.42%	7/13/2029	15,049	15,025	15,049	1.08%
サービス: ビジネス合計							394,307	392,390	28.27%

[次へ](#)

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位：千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1)(2)(4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金 額/ 単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
サービス：対消費者									
360 Holdco, Inc. (360 Training)	(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.42%	8/2/2028	\$ 3,938	\$ 3,918	\$ 3,902	0.28%
360 Holdco, Inc. (360 Training)	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.42%	8/2/2028	3,580	-	(32)	-%
ADPD Holdings LLC (NearU)	(6)(7)	First Lien Debt	S + 6.00%	10.03%	8/16/2028	5,670	5,638	5,282	0.38%
AMS Parent, LLC (All My Sons)	(11)(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.68%	10/25/2028	5,450	5,432	5,266	0.38%
Apex Service Partners, LLC	(6)(7)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.86%	10/24/2030	5,170	-	(27)	-%
Apex Service Partners, LLC	(6)(7)(10)	Revolving Loan	S + 5.00%	8.71%	10/24/2029	1,101	281	294	0.02%
Apex Service Partners, LLC	(6)(7)(15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.82%	10/24/2030	12,539	12,436	12,597	0.91%
Apex Service Partners, LLC	(6)(7)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.82%	10/24/2030	3,067	3,054	3,081	0.22%
Apex Service Partners, LLC	(6)(7)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.00%	8.82%	10/24/2030	3,075	3,050	3,089	0.22%
Brightspring Health (aka Phoenix Gurantor Inc.)	(6)(11)(12)	First Lien Debt	S + 2.50%	6.22%	2/21/2031	3,930	3,919	3,954	0.28%
Columbia Home Services LLC	(6)(10)	Subordinated Debt (Delayed Draw)	N/A	12.00%	11/27/2031	442	(4)	(8)	-%
Columbia Home Services LLC	(6)	Subordinated Debt	N/A	12.00%	11/27/2031	1,547	1,518	1,518	0.11%
Entomo Brands Acquisitions, Inc. (Palmetto Exterminators)	(6)	Subordinated Debt	N/A	9.00% (Cash) 4.00% (PIK) 9.00% (Cash) 4.00% (PIK)	1/28/2030	700	688	677	0.05%
Entomo Brands Acquisitions, Inc. (Palmetto Exterminators)	(6)	Subordinated Debt (Delayed Draw)	N/A	9.00% (Cash) 4.00% (PIK)	1/28/2030	535	529	517	0.04%
Excel Fitness Consolidator LLC	(6)(15)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.42%	4/29/2030	6,265	6,232	6,218	0.45%
Excel Fitness Consolidator LLC	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.42%	4/29/2030	1,677	(9)	(13)	-%
Legacy Service Partners, LLC	(6)(15)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.17%	11/10/2031	8,427	8,355	8,373	0.60%
Legacy Service Partners, LLC	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.17%	11/10/2031	11,951	-	(76)	(0.01)%
Legacy Service Partners, LLC	(6)(10)	Subordinated Debt (Delayed Draw)	N/A	13.25% (PIK)	11/10/2032	47	(1)	(1)	-%
Legacy Service Partners, LLC	(6)	Subordinated Debt	N/A	13.25% (PIK)	11/10/2032	53	52	52	-%
Norton Life Lock	(6)(11)(12)	First Lien Debt	S + 1.75%	5.47%	9/12/2029	359	359	360	0.03%
NS412, LLC	(6)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.27%	11/6/2026	5,029	5,021	5,029	0.36%
Perennial Services Group, LLC	(6)(7)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.19%	12/23/2032	15,550	15,473	15,474	1.11%
Perennial Services Group, LLC	(6)(7)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.19%	12/23/2032	11,348	-	(56)	-%
Verscend Technologies	(6)(11)	First Lien Debt	S + 3.25%	6.62%	5/1/2031	2,165	2,175	2,086	0.15%
サービス：対消費者合計							78,116	77,556	5.58%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位：千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1)(2)(4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金 額/単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
ソブリンおよびパブリック ファイナンス									
Renaissance Buyer, LLC (LMI Consulting, LLC)	(15)	First Lien Debt	S + 5.25%	8.94%	7/18/2028	\$ 8,881	\$ 8,843	\$ 8,881	0.64%
ソブリンおよびパブリック ファイナンス合計							8,843	8,881	0.64%
電気通信									
Arise Holdings, Inc.	(6)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.24% (PIK)	12/9/2027	4,676	3,957	3,795	0.27%
Arise Holdings, Inc.	(6)(14)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.24% (PIK)	12/9/2027	2,415	153	-	-%
BCM One, Inc.	(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.43%	11/17/2027	655	655	655	0.05%
BCM One, Inc.	(15)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.43%	11/17/2027	2,067	2,067	2,067	0.15%
Greeneden U.S. Holdings II, LLC (Genesys Telecom Holdings U.S., Inc.)	(6)(11)	First Lien Debt	S + 2.50%	6.22%	1/30/2032	1,720	1,717	1,719	0.12%
Iridium Satellite LLC	(6)(11) (12)	First Lien Debt	S + 2.25%	5.97%	9/20/2030	799	800	781	0.06%
Mobile Communications America, Inc.	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.69%	10/16/2029	4,488	568	546	0.04%
Mobile Communications America, Inc.	(6)(15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.69%	10/16/2029	11,578	11,595	11,522	0.83%
Mobile Communications America, Inc.	(6)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.69%	10/16/2029	3,813	3,830	3,794	0.27%
Sapphire Telecom, Inc.	(6)(15)	First Lien Debt	S + 5.00%	8.67%	6/27/2029	16,658	16,556	16,675	1.20%
電気通信合計							41,898	41,554	2.99%
輸送：貨物									
Armstrong Midco, LLC (Armstrong Transport Group)	(6)	Subordinated Debt	N/A	17.00% (PIK)	6/30/2027	1,311	1,300	1,299	0.09%
Armstrong Transport Group, LLC	(6)	Subordinated Debt	N/A	7.00% (Cash)	6/30/2027	6,270	6,209	6,206	0.45%
FSK Pallet Holding Corp. (Kamps Pallets)	(6)	First Lien Debt	S + 6.25%	10.24%	12/23/2026	5,461	5,434	5,383	0.39%
Kenco PPC Buyer LLC	(6)(15)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.54%	11/15/2029	20,953	20,864	20,859	1.50%
Kenco PPC Buyer LLC	(6)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.54%	11/15/2029	3,497	3,483	3,482	0.25%
Kenco PPC Buyer LLC	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.54%	11/15/2029	4,920	(35)	(22)	-%
輸送：貨物合計							37,255	37,207	2.68%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位:千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1)(2)(4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金 額/ 単価	償却原価	公正価値 (4)	純資産に 占める 割合(5)
輸送:消費者									
Air Canada	(6)(11) (12)	First Lien Debt	S+2.00%	5.72%	3/21/2031	\$ 3,994	\$ 4,006	\$ 4,025	0.29%
EVDR Purchaser, Inc. (Alternative Logistics Technologies Buyer, LLC)	(6)(15)	First Lien Debt	S+4.50%	8.23%	2/14/2031	12,660	12,620	12,599	0.91%
EVDR Purchaser, Inc. (Alternative Logistics Technologies Buyer, LLC)	(6)(7) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S+4.50%	8.23%	2/14/2031	2,051	(7)	(10)	-%
United AirLines, Inc.	(6)(11) (12)	First Lien Debt	S+2.00%	5.73%	2/22/2031	3,686	3,696	3,707	0.27%
WestJet Airlines	(6)(11) (12)	First Lien Debt	S+3.75%	6.92%	2/14/2031	1,720	1,726	1,730	0.12%
輸送:消費者合計							22,041	22,051	1.59%
ユーティリティ:電気									
AWP Group Holdings, Inc.	(6)(15)	First Lien Debt	S+4.50%	8.22%	12/23/2030	16,080	15,959	15,945	1.15%
AWP Group Holdings, Inc.	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S+4.50%	8.22%	12/23/2030	3,066	1,076	1,063	0.08%
AWP Group Holdings, Inc.	(6)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S+4.50%	8.22%	12/23/2030	629	625	623	0.04%
CRCI Longhorn Holdings, Inc. (CRCI Holdings Inc)	(6)(7)	First Lien Debt	S+4.75%	8.47%	8/27/2031	13,807	13,690	13,840	1.00%
CRCI Longhorn Holdings, Inc. (CRCI Holdings Inc)	(6)(7) (10)	Revolving Loan	S+4.75%	8.47%	8/27/2031	2,567	(21)	6	-%
CRCI Longhorn Holdings, Inc. (CRCI Holdings Inc)	(6)(7) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S+4.75%	8.47%	8/27/2031	3,487	(14)	8	-%
Force Electrical Buyerco, LLC	(6)(15)	First Lien Debt	S+4.50%	8.37%	10/21/2032	6,756	6,722	6,727	0.48%
Force Electrical Buyerco, LLC	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S+4.50%	8.37%	10/21/2032	11,516	123	73	0.01%
Industrial Air Flow Dynamics, Inc.	(6)(7) (15)	First Lien Debt	S+5.00%	8.67%	8/14/2030	15,794	15,716	15,719	1.13%
Industrial Air Flow Dynamics, Inc.	(6)(7) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S+5.00%	8.67%	8/14/2030	4,167	-	(20)	-%
KENE Acquisition, Inc. (aka Entrust)	(6)	First Lien Debt	S+4.75%	8.42%	2/7/2031	2,019	2,019	2,009	0.14%
KENE Acquisition, Inc. (aka Entrust)	(6)	First Lien Debt	S+4.75%	8.42%	2/7/2031	599	597	596	0.04%
KENE Acquisition, Inc. (aka Entrust)	(6)(10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S+4.75%	8.42%	2/7/2031	1,430	-	(7)	-%
KENE Acquisition, Inc. (aka Entrust)	(6)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S+4.75%	8.42%	2/7/2031	777	769	773	0.06%
KENE Acquisition, Inc. (aka Entrust)	(6)(10)	Revolving Loan	S+4.75%	8.42%	2/7/2031	239	42	41	-%
Low Voltage Holdings Inc.	(6)(7) (15)	First Lien Debt	S+4.75%	8.42%	4/28/2032	2,282	2,274	2,273	0.16%
Low Voltage Holdings Inc.	(6)(7) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S+4.75%	8.42%	4/28/2032	457	-	(2)	-%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位：千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1) (2) (4)	脚注	投資	基準金利 を上回る スプレッド(3)	金利(3)	満期日	額面金 額/ 単価	償却原価	公正価値(4)	純資産に 占める 割合(5)
Low Voltage Holdings Inc.	(6) (7) (10)	Revolving Loan	S + 4.75%	8.42%	4/28/2032	\$ 311	\$ (1)	\$ (1)	—%
Pinnacle Supply Partners, LLC	(6) (10) (15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 6.25%	10.12%	4/3/2030	1,571	(4)	(74)	(0.01)%
Pinnacle Supply Partners, LLC	(15)	First Lien Debt	S + 6.25%	10.12%	4/3/2030	5,855	5,805	5,579	0.40%
Pinnacle Supply Partners, LLC	(6) (15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 6.25%	10.12%	4/3/2030	1,894	1,886	1,805	0.13%
RMS Energy Borrower LLC	(6) (15)	First Lien Debt	S + 4.50%	8.22%	9/30/2032	16,452	16,369	16,364	1.18%
RMS Energy Borrower LLC	(6) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.50%	8.22%	9/30/2032	2,999	(7)	(16)	—%
Vistra Operations Co	(6) (11) (12)	First Lien Debt	S + 2.00%	5.72%	4/30/2031	3,582	3,594	3,553	0.26%
ユーティリティ：電気合計							87,219	86,877	6.25%
ユーティリティ：水道									
Culligan (AKA Osmosis Debt Merger Sub Inc)	(6) (11) (12)	First Lien Debt	S + 3.00%	6.85%	7/31/2028	2,962	2,974	2,972	0.21%
USA Water Intermediate Holdings, LLC	(6) (15)	First Lien Debt	S + 4.75%	8.57%	2/21/2031	8,939	8,888	8,939	0.64%
USA Water Intermediate Holdings, LLC	(6) (10)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 4.75%	8.57%	2/21/2031	3,485	2,338	2,338	0.17%
ユーティリティ：水道合計							14,200	14,249	1.02%
卸売									
INS Intermediate II, LLC (Ergotech DBA Industrial Networking Solutions)	(15)	First Lien Debt	S + 5.50%	9.47%	1/19/2029	7,754	7,676	7,640	0.55%
INS Intermediate II, LLC (Ergotech DBA Industrial Networking Solutions)	(15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.50%	9.47%	1/19/2029	1,124	1,114	1,107	0.08%
ISG Enterprises, LLC (Industrial Service Group)	(15)	First Lien Debt	S + 5.75%	9.59%	12/7/2028	2,404	2,378	2,346	0.17%
ISG Enterprises, LLC (Industrial Service Group)	(6) (15)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.75%	9.59%	12/7/2028	11,885	11,803	11,599	0.84%
ISG Enterprises, LLC (Industrial Service Group)	(6)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 5.75%	9.59%	12/7/2028	5,156	5,133	5,032	0.36%
New Era Technology, LLC	(6) (7)	First Lien Debt (Delayed Draw)	S + 6.25%	10.07% (PIK)	6/30/2030	5,320	5,320	5,320	0.38%
Solaray, LLC	(6) (7)	First Lien Debt	S + 6.75%	10.69%	12/15/2025	6,402	6,402	5,711	0.41%
卸売合計							39,826	38,755	2.79%
デット投資合計							\$ 2,121,936	\$ 2,112,195	152.18%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位：千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1) (2)	脚注	投資	取得日	株数 / 口数	取得原価	公正価値	純資産に 占める 割合(5)
<b>エクイティ投資</b>							
<b>航空宇宙および防衛</b>							
BPC Kodiak LLC (Turbine Engine Specialists)	(6) (8) (9) (12)	Class A-1 Units	9/1/2023	1,180,000	\$ 1,180	\$ 1,496	0.11%
CMP Terrapin Partners I LP (Clarity Innovations, Inc.)	(6) (8) (10) (13)	Partnership Interests	12/8/2023	76,054	76	87	0.01%
CMP Terrapin Partners II LP (Clarity Innovations, Inc.)	(6) (8) (10) (13)	Partnership Interests	6/21/2024	383,427	383	438	0.03%
<b>航空宇宙および防衛合計</b>					<b>1,639</b>	<b>2,021</b>	<b>0.15%</b>
<b>自動車</b>							
Cool Acquisition Holdings, LP (Universal Air Conditioner, L.L.C.)	(6) (8)	Holdings Subscription	10/31/2024	550,000	550	419	0.03%
<b>自動車合計</b>					<b>550</b>	<b>419</b>	<b>0.03%</b>
<b>銀行、金融、保険、不動産</b>							
INS Co-Invest LP (Inszone)	(8) (10) (13)	Partnership Interests	11/29/2023	77,340	77	128	0.01%
R Arax Co-Invest UB, LP (Arax Investment Partners)	(8) (10) (12) (13)	Limited Partnership Interest	2/28/2024	949,293	950	1,959	0.14%
R Chapel Avenue Holdings Co-Invest UB, LP	(8) (10) (13)	Partnership Interests	12/24/2024	651,339	653	1,058	0.08%
Starlight Co-Invest LP (Sedgwick Claims Management Services)	(6) (8) (13)	Partnership Interests	10/22/2024	1,000,000	1,003	1,116	0.08%
<b>銀行、金融、保険、不動産合計</b>					<b>2,683</b>	<b>4,261</b>	<b>0.31%</b>
<b>飲料、食品およびタバコ</b>							
Marlin Coinvest LP (Fortune International LLC)	(8) (13)	Limited Partnership Interests	5/8/2023	200,000	200	276	0.02%
MidOcean Partners QT Co-Invest, L.P. (QualiTech)	(6) (8) (13)	Class A Units	8/20/2024	972	976	821	0.06%
Spice World	(6) (8)	Common Equity	3/31/2022	1,000	126	163	0.01%
Sugar PPC FT Investor LLC (Sugar Foods)	(8) (13)	Parent Units	9/29/2023	2,000	200	284	0.02%
VCP Tech24 Co-Invest Aggregator LP (Tech24)	(6) (8) (13)	Company Unit	10/5/2023	200	200	169	0.01%
WPP Fairway Aggregator B, L.P. (Fresh Edge)	(6) (8)	Class B Common Units	10/3/2022	464	1	-	-%
WPP Fairway Aggregator B, L.P. (Fresh Edge)	(6) (8)	Class A Preferred Units	10/3/2022	464	464	177	0.01%
<b>飲料、食品およびタバコ合計</b>					<b>2,167</b>	<b>1,890</b>	<b>0.13%</b>

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位：千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1) (2)	脚注	投資	取得日	株数 / 口数	取得原価	公正価値	純資産に 占める 割合(5)
<b>資本設備</b>							
ATL GSE Holdings, LP	(6) (8)	Class A Common Units	12/16/2025	377	\$ 377	\$ 377	0.03%
EFC Holdings, LLC (EFC International)	(8)	Class A Common Units	3/1/2023	114	46	17	—%
EFC Holdings, LLC (EFC International)	(8)	Class A Preferred Units	3/1/2023	114	114	143	0.01%
E-Tech Holdings Partnership, L.P. (E- Technologies Group, Inc.)	(6) (8)	Partner Interests	5/22/2024	1,000,000	1,010	887	0.06%
資本設備合計					1,547	1,424	0.10%
<b>化学製品、プラスチックおよびゴム</b>							
Meyer Lab Aggregator LP	(8) (13)	Units	2/27/2024	849,000	854	839	0.06%
New Spartech Holdings LLC	(6) (8)	Common Units	6/6/2025	84,000	425	—	—%
化学製品、プラスチックおよびゴム合計					1,279	839	0.06%
<b>建設および建築</b>							
GreyLion TGNL Holdings	(8) (10) (13)	Limited Partnership Interests	5/2/2025	846,770	865	854	0.06%
Oceansound Partners Co-Invest II, LP (Gannett Fleming)	(6) (8)	Series F interests	5/26/2023	254,428	260	365	0.03%
OSP Gannett Aggregator, LP (Gannett Fleming)	(6) (8) (9) (12)	Class A Interests	12/20/2022	178,922	179	257	0.02%
RPI Investments LP (Rose Paving)	(6) (8)	Class A Unit	11/27/2024	690	100	68	—%
Trench Plate Rental Co. (Trench Safety Solutions Holdings, LLC)	(6) (8)	Common Equity	3/31/2022	1,000	127	58	—%
Trench Safety Solutions Holdings, LLC	(6) (8)	Preferred units	4/3/2025	121	13	23	—%
建設および建築合計					1,544	1,625	0.11%
<b>消費財：耐久消費財</b>							
LH Equity Investors, L.P.	(6) (8) (10) (13)	Limited Partnership Interests	9/3/2025	1,500,000	1,444	2,029	0.15%
消費財：耐久消費財合計					1,444	2,029	0.15%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位：千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1)(2)	脚注	投資	取得日	株数/口数	取得原価	公正価値	純資産に 占める 割合(5)
消費財：非耐久消費財							
FBG Holdings LLC	(6)(8)	Common Units	8/8/2025	90	\$ 704	\$ 703	0.05%
Hermod Co-Invest, LP	(6)(8)(10) (13)	Common Units	10/15/2024	511,792	512	729	0.05%
RVGD Aggregator LP (Revision Skincare)	(6)(8)	Common Equity	3/31/2022	100	98	70	0.01%
Showtime Co-Investors LLC (WCI Holdings, LLC)	(8)(13)	Class A1 Units	2/6/2023	534,934	535	802	0.06%
Ultima Health Holdings, LLC	(6)(8)	Preferred units	9/12/2022	11	130	291	0.02%
消費財：非耐久消費財合計					1,979	2,595	0.19%
容器、包装およびガラス							
Oliver Investors, LP (Oliver Packaging)	(6)(8)	Class A Units	4/22/2025	186	9	10	—%
Oliver Investors, LP (Oliver Packaging)	(6)(8)	Class A Common Units	7/6/2022	7,816	742	154	0.01%
PG Aggregator, LLC (Pacur)	(8)	LLC Units	3/31/2022	100	109	121	0.01%
容器、包装およびガラス合計					860	285	0.02%
ヘルスケアおよび医薬品							
NYBG Holdings, LLC	(6)(8)	Class A Common Units	10/31/2025	26,886	657	765	0.06%
HMA Equity, LP (Health Management Associates)	(6)(8)	AA Equity Co-Invest	3/30/2023	324,934	356	330	0.02%
KLC Fund 1222-C1 LP (Spectrum Science)	(6)(8)(13)	Partnership Interests	1/5/2024	261,350	280	143	0.01%
NP/BF Holdings, L.P.	(6)(8)	AA Equity Co-Invest	4/30/2025	1,000	1,000	1,000	0.07%
RCP Nats Co-Investment Fund LP	(6)(8)(13)	LP Interests	3/17/2025	1,000,000	1,003	1,304	0.09%
VSC Specialty Molding Holdings LLC	(8)	LP Interests	10/6/2025	2,312	231	231	0.02%
WE Select Fund 3, L.P.	(6)(8)(13)	Limited Partnership Interests	9/10/2025	855,000	876	1,054	0.08%
ヘルスケアおよび医薬品合計					4,403	4,827	0.35%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位：千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1) (2)	脚注	投資	取得日	株数 / 口数	取得原価	公正価値	純資産に 占める 割合(5)
<b>ハイテク産業</b>							
GNX HBS Holdings, LLC	(6) (8)	Limited Partnership Interests	10/1/2025	172	\$ 172	\$ 172	0.01%
GrowthCurve Capital Nexus Co- Invest LP (Netchex)	(6) (8) (13)	Limited Partnership Interests	3/28/2024	538,708	574	680	0.05%
Three Rivers Co- Investment, L.P.	(6) (8) (13)	Limited Partnership Interests	11/7/2025	900,000	901	900	0.06%
ハイテク産業合計					1,647	1,752	0.12%
<b>メディア：多角的事業および制作</b>							
BroadcastMed Holdco, LLC	(6) (8)	Series A-3 Preferred Units	10/4/2022	43,679	655	194	0.01%
メディア：多角的事業および制作合計					655	194	0.01%
<b>サービス：ビジネス</b>							
BayPine Monarch Co- Invest, LP	(6) (8) (13)	Limited Partnership Interests	6/3/2025	1,000,000	1,018	994	0.07%
Coalesce Diamond Coinvest, L.P.	(8) (10) (13)	Limited Partner Interests	5/19/2025	800,000	805	802	0.06%
COP Village Green Investment, LLC (Village Green Holding)	(6) (8)	Class A Units	9/26/2024	954,000	954	1,266	0.09%
CV Holdco, LLC (Class Valuation)	(6) (8)	Class A Common Units	3/31/2022	1,208	123	101	0.01%
FCP-Cranium Holdings, LLC (Brainlabs)	(6) (8) (12)	Class A Common Shares	9/11/2023	3,753,613	-	-	-%
FCP-Cranium Holdings, LLC (Brainlabs)	(6) (8) (12)	Series A Preferred Shares	9/11/2023	10,256,410	389	515	0.04%
FCP-Cranium Holdings, LLC (Brainlabs)	(6) (8) (12)	Series B Preferred Shares	9/11/2023	3,753,613	600	555	0.04%
Geds Equity Investors, LP (Esquire Deposition Services)	(6) (8)	Class A Limited Partnership Units	7/1/2024	2,424	320	271	0.02%
KKEMP Blocked Co- Invest, LP	(6) (8)	Limited Partnership Interests	7/15/2025	1,000	1,029	1,107	0.08%
Kofile, Inc.	(6) (8)	Common Equity	3/31/2022	100	108	109	0.01%
KRIV Co- Invest Holdings, L.P. (Riveron)	(6) (8) (13)	Class A Units	7/17/2023	200	200	279	0.02%
Kwol Co- Invest LP (Worldwide Clinical Trials)	(6) (8)	Class A Interests	12/12/2023	7	74	130	0.01%
M&S Group Holdings, LLC	(6) (8)	Common Equity	12/23/2025	3,668	367	367	0.03%
NMS VONA Case Management Acquisition, LP	(8) (13)	Class A Common Units	11/25/2025	3,724	2,000	2,000	0.14%
NMSEF II Holdings I, L.P.	(6) (8) (13)	Limited Partnership Interests	9/29/2025	855,000	858	854	0.06%
PN Topco L.P.	(6) (8)	Class A Units	7/31/2025	344,319	344	358	0.03%
Safety First Topco, L.P. (Smith System)	(6) (8)	Common Units	12/13/2023	90,077	95	95	0.01%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位：千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1) (2)	脚注	投資	取得日	株数 / 口数	取得原価	公正価値	純資産に 占める 割合(5)
Schill Blocker Agg, LLC	(6) (8) (13)	Limited Partnership Interests	12/12/2025	3,000,000	\$ 3,000	\$ 3,000	0.22%
SkyKnight Financial Holdings LP	(6) (8) (10) (13)	Partnership Interests	12/24/2024	409,911	410	471	0.03%
STech Investors, LP	(6) (8)	Class A Units	11/3/2025	1,162	116	116	0.01%
TL Volttron TopCo, L.P.	(8)	Class A-2 Units	12/27/2024	500,000	500	592	0.04%
サービス：ビジネス合計					13,310	13,982	1.01%
サービス：対消費者							
ACS Celsius Aggregator LP (AirX Climate Solutions Company)	(6) (8) (10)	Partnership Interests	11/7/2023	77	77	106	0.01%
CHS Investors, LLC	(8)	Class A Units	5/27/2025	1,018	146	131	0.01%
Entomo Brands Acquisitions, Inc. (Palmetto Exterminators)	(6) (8)	Class A Units	7/31/2023	770,000	862	899	0.06%
FS NU Investors, LP (NearU)	(6) (7) (8)	Class A Units	8/11/2022	1,419	142	80	0.01%
Legacy Parent Holdings, LLC (Legacy Service Partners)	(6) (8)	Class B-2 Units	1/9/2023	48	6	6	—%
Legacy Parent Holdings, LLC (Legacy Service Partners)	(6) (8)	Class B Units	1/9/2023	1,963	196	262	0.02%
サービス：対消費者合計					1,429	1,484	0.11%
ソブリンおよびパブリックファイナンス							
CMP Ren Partners I-A LP (LMI Consulting, LLC)	(6) (8) (10)	Limited Partnership Interests	6/30/2022	106,984	107	271	0.02%
ソブリンおよびパブリックファイナンス合計					107	271	0.02%
電気通信							
Arise Holdings, Inc.	(6) (8)	Class A-1 Units	9/5/2025	1,029,330	—	—	—%
電気通信合計					—	—	—%
ユーティリティ：電気							
Helios Aggregator Holdings I LP (Pinnacle Supply Partners, LLC)	(6) (8)	Common Units	4/3/2023	111,875	112	42	—%
ユーティリティ：電気合計					112	42	—%

## ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド

## 連結投資有価証券明細表

2025年12月31日

(単位：千米ドル、株数を除く)

投資先企業(1) (2)	脚注	投資	取得日	株数 / 口数	取得原価	公正価値	純資産に占める割合(5)
ユーティリティ：水道							
USA Water Parent LLC (USA Water)	(8)	Common Units	2/21/2024	4,226	\$ 423	\$ 631	0.05%
ユーティリティ：水道合計					423	631	0.05%
卸売							
Lettermen's Parent Holding, LLC	(6) (8)	Common Units	11/20/2025	7,000	700	700	0.05%
Lettermen's Parent Holding, LLC	(6) (8)	Common Units	12/5/2025	851	85	85	0.01%
New Era Technology, LLC	(6) (7) (8)	Preferred Equity	8/21/2025	4,915	4,112	2,295	0.17%
New Era Technology, LLC	(6) (7) (8)	Common Equity	8/21/2025	4,915	-	-	-%
卸売合計					4,897	3,080	0.22%
エクイティ投資合計					\$ 42,675	\$ 43,651	3.14%
投資合計					\$ 2,164,611	\$ 2,155,846	155.32%
投資先企業(1)			金利	口数	取得原価	公正価値	純資産に占める割合(5)
現金同等物							
BlackRock Liquidity Funds T-Fund Institutional Class			3.64%	45,985,187	\$ 45,985	\$ 45,985	3.31%
First American Government Obligations Fund - Class Z			3.64%	575,225	575	575	0.04%
現金同等物合計					\$ 46,560	\$ 46,560	3.35%
投資合計および現金同等物合計					\$ 2,211,171	\$ 2,202,406	158.67%

[次へ](#)

- (1) すべての投資は、1940年投資会社法（その後の改正を含む。）（以下「1940年法」という。）により定義される非支配／非関係投資である。1940年法においては、ファンドが特定の投資先企業に対して有する支配の程度に基づき、投資を分類している。1940年法の定義によれば、ファンドが投資先企業の議決権証券の25%以下を保有している場合には、その投資先企業は一般に「非支配的（non-controlled）」とみなされ、25%超を保有している場合には「支配的（controlled）」とみなされる。また、1940年法では、ファンドが特定の投資先企業に対して有する所有割合に基づいて、さらに投資を分類している。1940年法の定義によれば、ファンドが投資先企業の議決権証券の5%未満を保有している場合には、その会社は一般的に「非関係的（non-affiliated）」とみなされ、5%以上を保有している場合には「関係的（affiliated）」とみなされる。
- (2) 投資の取得原価および公正価値ベースによる地域別内訳については、注記3「投資」を参照のこと。
- (3) 投資の大部分は、担保付翌日物調達金利（「SOFR」または「S」という。）を参照して決定される金利で利息が支払われ、これらの金利は通常、定期的リセットされる。これらの各投資について、ファンドはSOFRに対するスプレッドおよび2025年12月31日現在の契約上の適用金利を記載している。2025年12月31日現在、1ヶ月S、3ヶ月S、6ヶ月S、12ヶ月Sの実効金利は、それぞれ3.69%、3.65%、3.57%および3.42%である。一部の投資はSOFRの下限金利の対象となるが、米国プライム・レート（以下「P」という。）などの代替参照金利が利用されている場合がある。固定金利ローンについては、参照金利を上回るスプレッドは適用されない。
- (4) 別段の記載がある場合を除き、観測不能な入力値（レベル3）を用いて評価された投資である。詳細については、注記2「重要な会計方針 - ポートフォリオ投資の評価」および注記4「公正価値の測定」を参照のこと。
- (5) 割合は、2025年12月31日現在の純資産額1,388,129千米ドルに基づいている。
- (6) 資産の全部または一部がファンド、SPV II、SPV III、および/またはBSL SPV I（注記1「組織」に定義される。）によって保有されていることを示し、これらは、適宜、バンク・オブ・アメリカ・クレジット・ファシリティ、スコシアバンク・クレジット・ファシリティ、および/またはSMBCRリボルビング・クレジット・ファシリティ（それぞれ注記で定義される。）の担保として利用されている。したがって、これらの資産をファンドの債権者は利用することができない。詳細については、注記6「担保付借入金」を参照のこと。
- (7) 投資はユニトランシェ・ポジションである。
- (8) 1933年証券法（改正を含む。以下「証券法」という。）に基づく登録免除取引により取得された有価証券であり、証券法上「制限付有価証券」とみなされる可能性がある。2025年12月31日現在、ファンドは、公正価値合計43,651千米ドル（ファンドの純資産の3.14%）に相当する82銘柄の制限付有価証券を保有している。
- (9) プール型投資ビークルとして組成されたアグリゲータービークルを通じて保有されている投資を表す。
- (10) ポジションまたはその一部は未実行のローンまたはエクイティ・コミットメントである。未実行のローン・コミットメントについては、未実行部分には利息は発生しないが、その投資は未使用のコミットメント手数料が課される場合がある。マイナスの取得原価および公正価値は、投資原価に資本化される未償却手数料によるものである。未実行のローン・コミットメントには、記載された満期日前に失効する可能性のあるコミットメント終了日が設定されている場合がある。注記7「コミットメントおよび偶発債務」を参照のこと。
- (11) 観察可能な入力値（レベル2）を用いて評価された投資（該当する場合）。詳細については、注記2「重要な会計方針 - ポートフォリオ投資の評価」および注記4「公正価値の測定」を参照のこと。
- (12) 投資は、1940年法第55(a)条に基づき非適格資産とみなされる。1940年法に基づき、ファンドは、取得時点で適格資産がファンド総資産の少なくとも70%を占めていない限り、非適格資産を取得することはできない。2025年12月31日現在、1940年法に基づき算定したファンド総資産に占める公正価値ベースの非適格資産の割合は7.95%である。
- (13) 基準価額（以下「NAV」という。）で測定された投資。詳細については、注記2「重要な会計方針 - ポートフォリオ投資の評価」を参照のこと。
- (14) 2025年12月31日現在、ローンは非計上状況にある。
- (15) 資産の全部またはその一部が、CLO-Iおよび/またはCLO-II（注記1「組織」で定義される。）によって保有されていることを示し、それぞれ2024年債務証券化および2025年債務証券化（それぞれ注記で定義される。）の担保として利用されている。詳細については、注記6「担保付借入金」を参照のこと。

**( 2 ) 【損益計算書】**

ファンドの損益の状況については、「( 1 ) 貸借対照表」の項目に記載したファンドの損益計算書をご参照ください。

**( 3 ) 【投資有価証券明細表等】**

ファンドの投資有価証券明細表等については、「( 1 ) 貸借対照表」の項目に記載したファンドの投資有価証券明細表をご参照ください。

【2024年12月31日終了年度】

(1) 【貸借対照表】

東海東京 スピーン チャーチル プライベート・キャピタル ファンド  
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト  
資産負債計算書  
2024年12月31日現在

	2024年	
	USD	千円
<b>資産</b>		
PCAPファンドの投資有価証券(取得原価:82,390,000米ドル)	82,802,253	13,238,424
現金	2,197,311	351,306
購入口数にかかる未収金	8,132,995	1,300,303
未収利息	6,248	999
受取配当金	719,111	114,971
事前に拋出済みの投資	3,500,000	559,580
その他の資産	123,270	19,708
<b>資産合計</b>	<b>97,481,188</b>	<b>15,585,292</b>
<b>負債</b>		
解約口数に対する未払金	133,889	21,406
未払分配金	716,874	114,614
未払投資運用報酬	121,765	19,468
未払報酬代行会社報酬	44,278	7,079
その他の報酬および経費未払金	264,639	42,310
<b>負債合計</b>	<b>1,281,445</b>	<b>204,877</b>
<b>純資産</b>	<b>96,199,743</b>	<b>15,380,415</b>
受益証券1口当たり純資産価格(NAV) - 米ドルクラス(96,199,743米ドルの純資産および発行済受益証券口数926,872に基づく)	USD103.79	16,594 円

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東海東京 スピーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド  
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) IIIのシリーズ・トラスト  
損益計算書

対象期間：2024年5月21日(運用開始日)から2024年12月31日まで

	2024年	
	USD	千円
<b>資産運用収益</b>		
受取利息	95,078	15,201
受取配当金(源泉徴収税控除後118,211米ドル)	3,875,249	619,575
	<hr/>	<hr/>
総投資収益	3,970,327	634,776
	<hr/>	<hr/>
<b>経費</b>		
投資運用会社報酬	264,869	42,347
報酬代行会社報酬	96,316	15,399
管理事務代行報酬	44,970	7,190
保管会社報酬	12,788	2,045
販売及び代行協会員報酬	313,027	50,047
専門家報酬	34,467	5,511
設立費用	37,730	6,032
その他の報酬および経費	2,685	429
費用合計	806,852	128,999
	<hr/>	<hr/>
<b>純投資収益</b>	3,163,475	505,776
	<hr/>	<hr/>
<b>投資による未実現評価純益</b>		
PCAPファンド投資にかかる未実現純損益の変動	412,253	65,911
	<hr/>	<hr/>
<b>投資に対する純益</b>	412,253	65,911
	<hr/>	<hr/>
<b>営業活動による純資産の純増</b>	3,575,728	571,687
	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東海東京 スピーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド  
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト  
株主資本等変動計算書

対象期間：2024年5月21日(運用開始日)から2024年12月31日まで

	2024年	
	USD	千円
<b>営業活動による純資産の純増</b>		
純投資収益	3,163,475	505,776
投資に対する純益	412,253	65,911
	<hr/>	<hr/>
営業活動による純資産の純増	3,575,728	571,687
	<hr/>	<hr/>
<b>資本受益証券の活動から</b>		
<b>発行済受益証券</b>		
米ドルクラス受益証券(929,362口)	93,597,874	14,964,428
<b>解約口数</b>		
米ドルクラス受益証券(2,490口)	(256,985)	(41,087)
<b>分配金</b>		
米ドルクラス受益証券	(716,874)	(114,614)
	<hr/>	<hr/>
資本受益証券の活動から生じた純資産の純増	92,624,015	14,808,728
	<hr/>	<hr/>
純資産の純増	96,199,743	15,380,415
<b>純資産</b>		
期首	-	-
	<hr/>	<hr/>
期末	96,199,743	15,380,415
	<hr/>	<hr/>

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東海東京ヌビーンチャータールプライベート・キャピタルファンド  
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト  
キャッシュ・フロー計算書

対象期間：2024年5月21日(運用開始日)から2024年12月31日まで

	2024年	
	USD	千円
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
営業活動による純資産の純増	3,575,728	571,687
<b>純資産の純増を相殺するための調整 営業活動による正味キャッシュ・フロー</b>		
PCAPファンドの投資有価証券の購入	(85,890,000)	(13,732,093)
PCAPファンド投資にかかる未実現純損益の変動	(412,253)	(65,911)
<b>運営に関連する資産および負債の変動：</b>		
受取利息の増加	(6,248)	(999)
受取配当金の増価	(719,111)	(114,971)
その他の資産の増加	(123,270)	(19,708)
未払投資運用会社報酬の増加	121,765	19,468
未払登録事務代行報酬の増加	44,278	7,079
未払その他の報酬および経費の増加	264,639	42,310
営業活動による正味キャッシュ・フロー	(83,144,472)	(13,293,138)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
発行済受益証券代金	85,464,879	13,664,125
解約受益証券に対する支払	(123,096)	(19,681)
財務活動による正味キャッシュ・フロー	85,341,783	13,644,444
現金の純増減額	2,197,311	351,306
現金の期初残高	-	-
<b>現金の期末残高</b>	<b>2,197,311</b>	<b>351,306</b>
<b>補足情報：</b>		
受取利息	88,830	14,202
受取配当金	3,156,138	504,603

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東海東京 スピーン チャーテル プライベート・キャピタルファンド  
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト  
決算概要

対象期間：2024年5月21日(運用開始日)から2024年12月31日まで

	米ドル建て	
	USD	円
<b>受益証券1口当たり事業パフォーマンス：</b>		
受益証券1口当たりNAV、当初受益証券購入価格	100.00	15,988
投資業務からの収益(B)		
純投資収益	4.07	651
PCAPファンド投資に係る未実現評価益の純増	0.52	83
投資業務からの合計	4.59	734
配当金支払い控除	(0.80)	(128)
受益証券1口当たりNAV、期末	103.79	16,594
配当金支払前のトータルリターン	4.59%	
配当金支払	(0.80%)	
配当金支払後のトータルリターン	3.79%	
<b>比率/補足データ：</b>		
経費の平均純資産額に対する比率(A)	(2.00%)	
純投資収益の平均純資産額に対する比率(A)	7.83%	

(A) 経費率および純投資収益率は、期を通じた平均純資産残高に基づいて算出される。決算概要は、すべての投資関連の運営経費を反映している。比率については、必要に応じて年率に換算している。

(B) 資本取引のタイミングにより結果は異なる場合がある。1口当たりの情報は、期中の月次平均発行済受益証券口数に基づいて算出される。

決算概要は、長期、非運営クラスまたはシリーズの普通受益証券ごとに計算される。個々の受益証券保有者の決算概要は、新規発行証券への参加、プライベート投資、異なる成功報酬および/または運用会社手数料の取決め、および資本受益証券取引のタイミングによって異なる場合がある。

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東海東京 スピーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド  
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト  
財務諸表に対する注記  
2024年12月31日

## 1. 本シリーズ・トラストの説明

東海東京 スピーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド(以下、「本シリーズ・トラスト」)は、UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)III(以下、「マスター・トラスト」)の2013年12月2日付基本信託証書および2024年3月7日付補遺信託証書(以下、「補遺信託証書」)(以下、基本信託証書と「補遺信託証書」を合わせて「信託証書」)に基づいて組成・設定されている。マスター・トラストは、ケイマン諸島の信託法(修正)に基づき登録された免税信託であり、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(修正)に基づき登録された。

本シリーズ・トラストは、2024年5月21日に米ドル建てで取引を開始した。

本シリーズ・トラストの資産は、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「運用会社」という)によって運用されている。運用会社は、投資運用会社の職務を投資管理契約に基づき東海東京アセットマネジメント株式会社(以下、「投資運用会社」という)に委任している。SMT Fund Services (Ireland) Limited(以下、「管理事務代行会社」という)は本シリーズ・トラストの管理事務代行会社を務めており、また該当する場合は、管理、登録機関、登録事務代行、およびその他のサービスを実施している。三井住友信託銀行(ロンドン支店)(以下、「保管会社」という)は保管会社である。Brown Brothers Harriman & Co.(以下、「BBH」という)は、本シリーズ・トラストのサブ・カストディアン(以下、「サブ・カストディアン」という)を務めている。

本シリーズ・トラストの投資目的は、主にインカムゲインを通じて、次に長期的な資本増価を通じて、投資家にリスク調整後リターンを提供することであり、これらは、プライベート・エクイティ・ファームが所有する米国の中堅企業(EBITDAが約1,000万米ドルから2億5,000万米ドルで特にEBITDA1,000万米ドルから1億米ドルの層に焦点を当てる)へのプライベート・デットおよび株式投資からなる分散投資ポートフォリオに間接的に投資することで実現される。間接的な投資は、以下によって行う。

- 第1順位シニア担保付債務および単一ランシェ・ローンのファーストアウト・ポジション(総称して「シニア・ローン投資」)
- 第2順位担保ローン、無担保債務、劣後債、および単一ランシェ・ローンにおけるラストアウト・ポジション(固定金利商品、変動金利商品、現物給付型収益(以下、「PIK」)を伴う金融商品を含む)(以下、「ジュニア・キャピタル投資」)
- シニア・ローン投資および/またはジュニア・キャピタル投資と併せて、またはそれらとは別に、同じポートフォリオ企業に対して行われる、プライベート・エクイティ出資を受けた企業に対するより大規模で独立したエクイティ投資およびエクイティ関連証券投資(「エクイティ共同投資」)。

本シリーズ・トラストは、本シリーズ・トラストのほぼすべての資産を、2022年2月8日に設定されたデラウェア州法定信託である、スピーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド(以下、「PCAPファンド」という)のクラスI受益証券に投資することにより、投資目的を達成することを目指している。PCAPファンドは、ポートフォリオの少なくとも75%~90%をシニア・ローン投資、5%~25%をジュニア・キャピタル投資、そして最高でも10%をエクイティ共同投資に配分することを目標とする。これらの配分比率は、今後変動する可能性がある。

PCAPファンドは、1940年投資会社法(改正を含む)(「1940年法」)に基づき、事業開発会社(「BDC」)として規制を受けることを選択した、非分散型クローズドエンド型投資運用会社である。PCAPファンドは、チャーチル・アセット・マネジメントLLC(以下、「PCAPファンド・アドバイザー」または「チャーチル」という)によって外部運用されている。チャーチルは、スピーンLLC(以下、「スピーン」という)の間接子会社である。チャーチルは、関連会社であるスピーン・アセット・マネジメントLLC(以下、「スピーン・アセット・マネジメント」という)のレパレツジド・ファイナンス部門経由で、流動性投資の一部を運用している(かかる投資はPCAPファンドのポートフォリオの5%~10%を構成する)。

**東海東京 スピーン チャーチル プライベート・キャピタル ファンド****UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト****財務諸表に対する注記**

2024年12月31日

( 続き )

本シリーズ・トラストはまた、米ドル現金(以下、「流動資産」という)を保有する場合がある。受益者から受領したが、まだ投資運用会社によって投資されていない購入代金は、流動資産として保持される。

投資運用会社は、本シリーズ・トラストのポートフォリオのうちのPCAPファンドならびに流動資産に関し、日々の投資意思決定および継続的モニタリングについて責任を負う。

**運用ガイドライン**

投資運用会社は、本ポートフォリオを本セクションに記載された投資方針および以下に記載された投資制限に沿って運用する。

投資は本シリーズ・トラストのために投資運用会社によって以下の方法により行うことができる。

- (i) PCAPファンド、および
- (ii) 米ドル現金。

投資運用会社は、本シリーズ・トラストのために投資判断実行目的のショート・ポジション、デリバティブの使用またはキャッシュフローの管理あるいは資金の借入れを行うことはできない。

投資運用会社は、基本的に、ポートフォリオを以下のガイドラインに沿って運用する。

原則として、投資運用会社はNAVの大部分をPCAPファンドに投資する。

PCAPファンドは米ドル建てであり、他の通貨へのヘッジは行われない。投資運用会社は米ドル建て以外の資産には投資しない。

**2. 重要な会計方針の要約**

以下は、本シリーズ・トラストが財務諸表を作成する際に従うべき重要な会計方針の要約である。

**表示の基準**

財務諸表は米国ドル(以下、「米ドル」という)で表示され、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成されている。本シリーズ・トラストは投資会社であり、財務会計基準審議会(FASB)の会計基準コード化(ASC)トピック946「金融サービス - 投資会社」の会計および報告に関する指針に従う。

**見積りの利用**

米国会計基準(U.S. GAAP)に従って財務諸表を作成するには、経営者は、資産および負債の報告額(有価証券の公正価値を含む)、財務諸表日現在の偶発資産および偶発負債の開示、ならびに報告期間中の収益および費用の報告額を決定する際に、見積りおよび仮定を行う必要がある。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合がある。

**投資評価額**

本シリーズ・トラストの投資の価値を決定する際、以下の評価方針が適用される。

本シリーズ・トラストは、実用的な方法として、原資産となるプライベート投資会社が提供する純資産価値(NAV)を、プライベート投資会社の評価に使用している。本シリーズ・トラストは、投資ごとに、また特定の投資が本シリーズ・トラストの全体的なポジションと整合するよう、プライベート投資会社に対して実用的な便宜措置を適用するが、本シリーズ・トラストが投資の純資産価値(NAV)と異なる金額で投資の一部を売却する可能性が高い場合は、この限りではない。

**東海東京 スピーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド****UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト****財務諸表に対する注記**

2024年12月31日

( 続き )

本シリーズ・トラストのPCAPファンドへの投資にかかる純投資収益 / ( 損失 ) および未実現純益 / ( 損失 ) の純実現 / 変動持分比率は、損益計算書におけるPCAPファンドへの投資にかかる未実現評価損益の変動に含まれている。

**投資取引および投資収益**

投資取引は約定日ベース(売買の注文が執行された日)で計上される。通常のチャネル外で行われる投資取引は、本シリーズ・トラストが購入した証券を請求する権利、または売却代金を徴収する権利を得た日付現在で記録される。また購入した証券の対価を支払う義務、もしくは売却した証券を引き渡す義務を負った日付現在で記録される。投資売却における損益は個別法を用いて決定する。

PCAPファンドの分配金は分配宣言日に記録され、発生主義により認識される。

保有 / 売却した投資にかかる利息収入 / 費用は、発生時に計上される。本シリーズ・トラストの証券口座で獲得した利息は(ある場合)、少なくとも毎月1回、発生時に計上される。

**経費**

経費は発生時点で発生主義により記録される。

**外貨建取引**

本シリーズ・トラストの会計帳簿は、米ドル建てで管理される。外貨建ての投資、ならびにその他の資産および負債は、評価日に米ドルに換算される。投資の売買、および収入と支出を含む外貨建ての取引は、その取引日に米ドル金額に換算される。外貨建取引および外貨建ての資産および負債の換算から発生する調整は、損益計算書に反映される。投資運用会社は米ドル建て以外の資産には投資しない。

**現金**

エリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッドは受託会社として、三井住友信託銀行(ロンドン支店)を保管会社(以下、「保管会社」)に任命した。さらに、保管会社は、BBHをサブ・カストディアン(以下、「サブ・カストディアン」)に任命した。現金は、最終的に、本シリーズ・トラストの保管銀行としてのBBHによって保管される。現金は、BBHが保管する満期日が3カ月以内に到来する現金で構成される。

使途制限付き現金は、法律または第三者による契約による制限、引出または使用に関する制限(資金が特定の目的のために使用されなければならないという制限、および資金の使用目的を制限する制限を含む)の対象となる。本シリーズ・トラストは空売りされる証券のために担保として差し入れる現金、およびデリバティブ契約のために相手方に寄託する現金担保を、使途制限付き現金とみなしている。本シリーズ・トラストは2024年12月31日時点で使途制限付き現金を保有していない。

**法人所得税**

ケイマン諸島の現行法上、本シリーズ・トラストが支払うべき所得税、源泉徴収税、キャピタルゲイン税またはその他の税金は存在しない。ケイマン諸島ではない特定の法域では、本シリーズ・トラストが受領する配当金およびの利息に対して、源泉徴収による外国勢が課税される場合がある。かかる法域においては、本シリーズ・トラストが得たキャピタルゲインは、通常、外国所得または源泉徴収税の対象から免除される。本シリーズ・トラストは、いかなる法域においても所得税の対象とならないよう、その業務を行うことを意図している。その結果、財務諸表上、所得税の支払に関する引当は行っていない。受益証券保有者は、それぞれの状況に応じて、本シリーズ・トラストのタックス・ベースの所得の比例的割合で課税される可能性がある。

**東海東京 スピーン チャーテル プライベート・キャピタル ファンド****UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）IIIのシリーズ・トラスト****財務諸表に対する注記**

2024年12月31日

（ 続き ）

本シリーズ・トラストは、税務上の不確実な取り扱いに関する会計および開示の権威ある指針（財務会計基準審議会（FASB）ASC 740）に従っているが、この指針では、投資運用会社は、本シリーズ・トラストの税務上の取り扱いが、技術的な根拠に基づいて、関係する課税当局による調査（関連する異議申立てや訴訟手続きを含む）において認められることについて「より可能性が高い」かどうかを判断する必要がある。「より可能性が高い」という基準を満たす税務上の取り扱いについては、財務諸表上で認識される税務上の利益は、最終的に関係する税務当局との取り決めにおいて実現される可能性が50%を超える最大の利益額に減額される。投資運用会社はこの権威ある指針によって財務諸表にはほとんど影響がないと判断した。

**分配**

現行の分配方針では、分配基準日の翌分配支払日に、毎月分配を行うこととしている。分配最終日に、受益証券1口当たりNAVが発行価格を上回った場合、発行価格を超過する額が分配金として、適切な分配金支払日に支払われることが現在、予想されている。上記にかかわらず、受託会社は（運用会社と協議の上）合理的な水準の分配金額を維持するため、分配額としてより高い金額またはより低い金額を決定する裁量権を有する。すべての分配は現金で支払われる。

かかる分配金が支払われる保証はない。また、かかる分配金が支払われる場合でも、将来に分配金が支払われる、あるいは支払われた場合においてもその金額が同じである保証はない。2024年12月31日現在の未払分配金は716,874米ドルであった。

**前受出資金**

前受出資金は、2024年12月31日より後に発効日を迎える申込について、受益権保有者から受領した金額を表している。

**未払解約金**

ASC 480「負債と資本の両方の特性を持つ特定の金融商品の会計処理」は、解約通知で請求された金額が確定した場合、解約額を負債として認識するとしている。これは通常、通知を受領した時点で生じるか、または会計期間の最終日に生じるが、通知の性質によって定まる。未払解約金は、本シリーズ・トラストの統治文書に従い、利益／（損失）の分配に関する目的において、資本として取り扱われる可能性がある。2024年12月31日現在の未払解約金は、133,889米ドルだった。

**3. 公正価値測定**

本シリーズ・トラストは、市場参加者が主要または最も有利な市場において資産または負債の価格設定を行う際に用いるであろう仮定に基づいて、公正価値を決定する。公正価値測定における市場参加者の仮定を考慮する場合、以下の公正価値の階層で、観察可能な情報と観察不可能な情報に区別し、いずれかのレベルに分類する。

**レベル1** - 本シリーズ・トラストがアクセス可能な同一の資産または負債にかかる活発な市場で成立する調整前公表価格。

**レベル2** - レベル1に含まれる公表価格以外の、直接的、間接的に観察可能な情報。これらの情報には、（a）活発な市場における類似の資産の公表価格、（b）活発ではない市場における同一または類似の資産の公表価格、（c）その資産が観察可能である公表価格以外の情報、または（d）相関関係、または他の手段によって観察可能な市場データから得られるか、または裏付けられている情報を含む場合がある。

**レベル3** - 公正価値測定全体にとって重要であり、かつ観察不可能な情報。

## 東海東京 スピーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド

## UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト

## 財務諸表に対する注記

2024年12月31日

( 続き )

情報は様々な評価手法採用に利用され、リスクに関する仮定を含め、市場参加者が評価を決定する際に使用する仮定に広く関係する。公正価値階層のなかの金融商品のレベルは、公正価値測定において顕著であるいかなる情報の中でも最も低いレベルに基づいている。投資運用会社は、容易に入手可能であり、定期的に配布または更新され、信頼性が高く検証可能であり、社内情報ではなく、関連する市場に積極的に関与している独立系の情報源により提供された市場データを観察可能なデータであるとみなす。階層の中でのカテゴリー化は商品の価格透明性に基づいており、必ずしも投資運用会社による金融商品の認識リスクに対応するものではない。

その価値が活発な市場の公表価格に基づいている投資は、レベル1に分類される。

活発とはみなされない市場で取引される金融商品ではあるが、市場の公表価格や、仲買業者による値付け、または観察可能な情報を参考にした代替的な価格設定者による価格付けにより測定された商品は、レベル2に分類される。レベル2の投資は、活発な市場で取引されていないポジションおよび/または譲渡制限の対象となるポジションが含まれるため、非流動性および/または譲渡不可能性を反映するために、評価額が調整されている場合がある。この調整は一般的に、入手可能な市場情報に基づいている。

レベル3に分類される投資は、取引頻度が低い、あるいは、全く取引されていないため、重要度の高い観察不能な情報を持つ。

現実的手段としてNAVを用いて測定される非公開投資会社は、公正価値階層には分類されていない。

下記の表は、2024年12月31日現在の評価階層内のレベル別資産負債計算書に記載されている本シリーズ・トラストへの投資額を表す。

資産	レベル1 USD	レベル2 USD	レベル3 USD	NAVで測定 された投資額 USD	合計 USD
PCAPファンドへの投資額	-	-	-	82,802,253	82,802,253
合計	-	-	-	82,802,253	82,802,253

期間中、3つのレベル間の振替は行われなかった。

## 4. 単位資本

本シリーズ・トラストは、初回募集として、米ドル建てクラス(以下、「米ドル建てクラス」という)1種類を発行する。

受益証券は、投資家に対し、初回募集期間に米ドル建てクラス当たり100米ドルの購入価格で募集される見込みである。最小募集額は300口である。

初回クロージング日以後、投資家は、各募集日において、当該募集日に該当する評価日の当該クラスの受益証券1口当たりのNAVで、受益証券を購入することができる。

各買戻し日において、受益証券保有者の選択により受益証券の買戻しを申請することができる。1口当たりの買戻し価格は、当該買戻し日に該当する評価日の評価時点におけるNAVとする。受託会社は投資運用会社と協議のうえ、特定の状況において、受益証券の買戻しの停止を宣言することができる。

## 東海東京 スピーン チャーチル プライベート・キャピタル ファンド

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト

## 財務諸表に対する注記

2024年12月31日

( 続き )

2024年5月21日(運用開始日)から2024年12月31日までの期間の受益証券の取引は、下記の通りである。

	米ドルクラス (口数)
期初現在の販売済口数	-
受益証券発行口数	929,362
解約口数	(2,490)
期末現在の販売済口数	<u>926,872</u>

## 5. 関連当事者取引

財政上または運営上の決定に際して、一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。投資運用会社、管理会社、管理会社、販売会社および代行協会員ならびに報酬代行会社は、本シリーズ・トラストの関連先とみなされる。投資運用会社は、投資判断を下す権限を有することから関連当事者である。受託会社は、設立証書の下で本シリーズ・トラストを設定する権限を有することから関連当事者である。管理会社は、設立証書の条件に従って受託証券の発行を行う権限を有すること、および同社の最終的な親会社であるUBSグループAGによる共通の所有下にあることから関連当事者である。販売会社、および代行協会員は、投資運用会社と提携関係があることから関連先である。報酬代行会社は、本シリーズ・トラストに対して報酬計算代行サービスを提供するなど、重要な影響力を行使することができるため関連当事者である。

投資運用会社は、NAVの0.55%を年率として、各評価日現在に発生し計算される投資運用会社報酬を、四半期ごとに後払いにて受領する。

受託会社に対しては、年当たり10,000米ドルの報酬が毎年前払いにて支払われる。受託会社報酬は報酬代行会社によって支払われる。

受託会社は適切に発生した自己負担経費の払い戻しを受ける。

運用会社は、年当たり5,000米ドルを受け取るものとし、同報酬は四半期ベースの後払いにて支払われる。運用会社報酬は報酬代行会社によって支払われる。

販売会社は、NAVの0.50%を年率として、各評価日に発生し計算される手数料を、四半期毎に後払いにて受領する。代行協会員は、NAVの0.15%を年率として、各評価日に発生し計算される手数料を、四半期毎に後払いにて受領する。

報酬代行会社は、NAVの年率0.20%を年率として、各評価日に発生し計算される手数料を、四半期毎に後払いにて受領する。

## 6. 報酬および経費

## 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、本シリーズ・トラストの設立費用の一部として、3,750米ドルの1回限りの設定手数料を受け取る。

管理事務代行会社は、NAVの0.08%を年率として、管理事務代行報酬を受け取る。ただし、最低手数料は年間60,000米ドルとし、各評価日に発生し計算され、四半期ごとに後払いにて支払われる。

管理事務代行会社はまた、本シリーズ・トラストの財務諸表作成のため年間5,000米ドルの報酬を受け取るほか、ケイマン諸島金融庁への届出に関して年間1,000米ドルの報酬を受領する。

**東海東京 スピーン チャーテル プライベート・キャピタルファンド  
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト  
財務諸表に対する注記**

2024年12月31日

( 続き )

加えて、受託会社は、管理事務代行会社が本シリーズ・トラストに対してサービスを提供するにあたって本シリーズ・トラストに代わって支払った合理的な費用を払い戻す。

**保管会社報酬**

保管会社は、NAVの年率0.03%を手数料として受領する。ただし、最低手数料は年間18,000米ドルとし、各評価日に発生し計算され、四半期ごとに後払いにて支払われる。さらに、保管会社は適切に発生したすべての自己負担経費につき、払い戻しを受ける権利を有する。

**未払報酬および費用**

2024年12月31日現在の未払報酬および費用は以下の通り。

	USD
管理事務代行報酬	22,711
保管会社報酬	5,094
販売および代行協会会員報酬	143,904
専門家報酬	34,467
その他の報酬および経費	58,463
	<hr/>
	264,639
	<hr/> <hr/>

**7. 財務リスク管理****市場リスク**

本シリーズ・トラストは、受益証券の価値に影響を与える可能性のある市場リスクに晒されている。これらのリスクには、特定の経済セクター、業界、または市場セグメントに影響を与えるものを含む、政治、規制、市場、および経済情勢の変動が含まれる。

**金利リスク**

金利の上昇は一般的に、本シリーズ・トラストの将来の収益の流れの現在価値を減少させ、また金利の低下は一般的に、本シリーズ・トラストの将来の収益の流れの現在価値を増価させる。有価証券の市場価格は、投資家の将来収益に対する集合的な認識に基づいて継続的に変動するため、投資家が金利の上昇を予想したり、実際に金利が上昇したりすると、有価証券価格は一般的に下落する。

**為替リスク**

本シリーズ・トラストが保有する金銭的および非金銭的資産、および負債は米ドル建てであるため、投資運用会社は、本シリーズ・トラストの抱える通貨リスクは限定的であると考えている。

**信用リスク**

信用リスクは、仮にカウンターパーティが本シリーズ・トラストに対する義務を条件通りに履行しなかった場合に本シリーズ・トラストが被るであろう損失を表している。

投資運用会社は保管会社をモニタリングし、適切な保管会社であると信じているが、本シリーズ・トラストが適時利用するこれらの保管会社が支払い不能とならない保証はない。その結果は本シリーズ・トラストに損失が発生することにつながる。

**東海東京 スピーン チャーテル プライベート・キャピタル ファンド****UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト****財務諸表に対する注記**

2024年12月31日

( 続き )

米国破産法および1970年証券投資家保護法はいずれも、金融機関の破綻、支払不能、または清算の場合に顧客の財産を保護することを目的としているが、本シリーズ・トラストを保管する金融機関が破綻した場合、本シリーズ・トラストの資産が一定期間利用不能となることにより損失を被る可能性、または資産の全額回収が不可能となる可能性、あるいはその両方のリスクが排除される保証はない。本シリーズ・トラストの全ての現金はひとつの金融機関に預託されており、かかる損害は大きく、本シリーズ・トラストが投資目的を達成する能力は大きく損なわれる可能性がある。本シリーズ・トラストは、この金融機関が債務の返済義務を履行できない場合、その範囲において信用リスクに晒されることになる。

保管会社は三井住友信託銀行ロンドン支店で、フィッチの格付はA-である。全ての現金と取引対象となる有価証券はサブ・カストディアンが保持しており、当該金融機関のフィッチによる格付はA+である。

注釈1に記載されている通り、PCAPファンドは、様々な戦略および投資手法を用いて有価証券やその他の金融商品に投資し、積極的に取引を行っている。これらの戦略および投資手法には重大なリスクが伴う。これには、株式、債券、および為替市場の価格変動リスク、借入れ、空売り、およびデリバティブに関連するPCAPファンドの貸借対照表上および貸借対照表外におけるレバレッジ、非公開取引に関連する有価証券、シニアローンへの投資、ユニットランシェ担保付きローンおよび有価証券、ジュニアデット証券、「コベナンツ・ライト」ローン、株式関連証券、シンジケート・ローンを含む特定の有価証券の流動性不足のリスク、カウンター・パーティとブローカーのデフォルトリスクが含まれる。

PCAPファンドは、通知、停止、変更、制限、および流動性リスクをもたらすその他の同様の措置など、買戻しを行うことができる時期について制限を設けている。PCAPファンドの投資は、PCAPファンドの運用者による特定の投資、またはPCAPファンドに影響を与える事象(多額の資本引き出しなど)により、流動性が制限されるか、または実質的に流動性を失う可能性がある。PCAPファンドの投資の公正価値は入手可能な情報に基づいており、かかる投資にすぐに対応できる市場が存在するとしたら投資の公正価値は違っていた可能性があり、その差は財務諸表にとって大きい可能性がある。最終的に投資は回収されるが、金額は将来の環境次第であり、PCAPファンドの投資が現実に換金されるまでは金額は合理的には定まらない。

**流動性リスク**

流動性リスクは、高ボラティリティと合理的な価格にとって金融ストレスがかかっている時期に本シリーズ・トラストが迅速にその投資のポジションサイズを調整できない可能性を表している。本シリーズ・トラストの主たる債務は、投資家が売却を希望する受益証券の解約である。

本シリーズ・トラストは追加的流動性リスクにPCAPファンドへの投資を通じてさらされており、また同ファンドも流動性の枯渇に直面する可能性がある。相対的に流動性が低い投資の市場は、流動性がより高い市場よりもボラティリティが高まる可能性がある、本シリーズ・トラストは資産を比較的非流動的な証券に投資するため、投資を望ましい価格およびタイミングで処分する管理会社の能力が制限される可能性がある。

**集中投資のリスク**

本シリーズ・トラストが実際に投資しているPCAPファンドは投資テーマが限定的で、投資目的と一致している。そのため、PCAPファンドが投資する国や投資地域は限られ、投資しているファンドの数は少ない。そのため、広い範囲の資産クラスに投資する分散化した投資に比べて価格の変動の程度が大きい。

**その他のリスク**

本シリーズ・トラストの受益証券は以下の1つのクラスを有する：その結果、本シリーズ・トラストは唯一の受益者の行動に大きな影響を受ける可能性がある。

東海東京 スピーン チャーチル プライベート・キャピタルファンド  
UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIのシリーズ・トラスト  
財務諸表に対する注記

2024年12月31日

( 続き )

#### 8. コミットメントおよび偶発事項

2024年12月31日現在で本シリーズ・トラストにコミットメントまたは偶発事項はなく、未実行のコミットメントもない。

#### 9. 後発事象

2024年12月31日以降、2025年5月15日(発効日)現在で本シリーズ・トラストに16,147,915米ドルの払込があり、361,469米ドルの解約があった。当期中に2,262,006米ドルの分配金の支払いがあった。

会計期間の後、財務諸表上での開示が必要な上記以外の後発事象は発生していない。

[次へ](#)

**Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund  
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III**

**Statement of Assets and Liabilities  
As at December 31, 2024**

	<b>2024 USD</b>
<b>Assets</b>	
Investment in PCAP Fund (Cost: USD82,390,000)	82,802,253
Cash	2,197,311
Receivable for units subscribed	8,132,995
Interest receivable	6,248
Dividends receivable	719,111
Investments funded in advance	3,500,000
Other assets	<u>123,270</u>
<b>Total Assets</b>	<b><u>97,481,188</u></b>
<b>Liabilities</b>	
Payable for units redeemed	133,889
Distributions payable	716,874
Investment Management fees payable	121,765
Fee Agent fees payable	44,278
Other fees and expenses payable	<u>264,639</u>
<b>Total Liabilities</b>	<b><u>1,281,445</u></b>
<b>Net Assets</b>	<b><u>96,199,743</u></b>
Net Asset Value ("NAV") per Unit - Class USD (based on Net Assets of USD96,199,743 and 926,872 Units outstanding)	<u>USD103.79</u>

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

**Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund  
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III**

**Statement of Operations**

For the period from May 21, 2024 (date of commencement of operations)  
to December 31, 2024

	<b>2024 USD</b>
<b>Investment income</b>	
Interest income	95,078
Dividend income (net of withholding taxes USD118,211)	<u>3,875,249</u>
Total investment income	<u>3,970,327</u>
<b>Expenses</b>	
Investment Management fees	264,869
Fee Agent fees	96,316
Administration fees	44,970
Custody fees	12,788
Distributor and Agent Member Company fees	313,027
Professional fees	34,467
Set up costs	37,730
Other fees and expenses	<u>2,685</u>
Total expenses	<u>806,852</u>
<b>Net investment income</b>	<u><b>3,163,475</b></u>
<b>Unrealized appreciation from investment</b>	
Net change in unrealized appreciation on investment in PCAP Fund	<u>412,253</u>
<b>Net gain from investment</b>	<u><b>412,253</b></u>
<b>Net increase in Net Assets resulting from operations</b>	<u><b>3,575,728</b></u>

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

**Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund  
 A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III**

**Statement of Changes in Net Assets**

For the period from May 21, 2024 (date of commencement of operations)  
 to December 31, 2024

	<b>2024 USD</b>
<b>Net increase in Net Assets resulting from operations</b>	
Net investment income	3,163,475
Net gain from investment	<u>412,253</u>
Net increase in Net Assets resulting from operations	<u>3,575,728</u>
<b>From capital Unit activity</b>	
<b>Units issued</b>	
Class USD Units (929,362 Units)	93,597,874
<b>Units redeemed</b>	
Class USD Units (2,490 Units)	(256,985)
<b>Distributions</b>	
Class USD Units	<u>(716,874)</u>
Net increase in Net Assets resulting from capital Unit activity	<u>92,624,015</u>
Net increase in Net Assets	96,199,743
<b>Net Assets</b>	
Beginning of period	<u>-</u>
<b>End of period</b>	<u><b>96,199,743</b></u>

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

**Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund  
 A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III**

**Statement of Cash Flows**

For the period from May 21, 2024 (date of commencement of operations)  
 to December 31, 2024

	<b>2024 USD</b>
<b>Cash flows from operating activities</b>	
Net increase in Net Assets resulting from operations	3,575,728
<b>Adjustments to reconcile net increase in Net Assets resulting from operations to net cash used in operating activities:</b>	
Purchase of investment in PCAP Fund	(85,890,000)
Net change in unrealized appreciation on investment in PCAP Fund	(412,253)
<b>Change in assets and liabilities related to operations:</b>	
Increase in interest receivable	(6,248)
Increase in dividends receivable	(719,111)
Increase in other assets	(123,270)
Increase in investment management fees payable	121,765
Increase in fee agent fees payable	44,278
Increase in other fees and expenses payable	<u>264,639</u>
Net cash used in operating activities	<u>(83,144,472)</u>
<b>Cash flows from financing activities</b>	
Proceeds from Units issued	85,464,879
Payments for Units redeemed	<u>(123,096)</u>
Net cash provided by financing activities	<u>85,341,783</u>
Net change in cash	2,197,311
Cash at beginning of period	<u>-</u>
<b>Cash at end of period</b>	<b><u>2,197,311</u></b>
<b>Supplementary information:</b>	
Interest received	88,830
Dividends received	3,156,138

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

**Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund  
 A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III**

**Financial Highlights**

For the period from May 21, 2024 (date of commencement of operations)  
 to December 31, 2024

	<b>USD Units USD</b>
<b>Per Unit operating performance:</b>	
NAV per Unit, initial Unit purchase price	<u>100.00</u>
Income from investment operations (B)	
Net investment income	4.07
Net change in unrealized appreciation on PCAP Fund	<u>0.52</u>
Total from investment operations	<u>4.59</u>
Less Dividend Distributions	<u>(0.80)</u>
NAV per Unit, end of period	<u>103.79</u>
Total return before Dividend Distributions	4.59%
Dividend Distributions	<u>(0.80%)</u>
Total return after Dividend Distributions	<u>3.79%</u>
<b>Ratios/supplemental data:</b>	
Ratio of expenses to average Net Assets (A)	<u>(2.00%)</u>
Ratio of net investment income to average Net Assets (A)	<u>7.83%</u>

(A) Expenses ratio and net investment income ratio are calculated based on the average Net Assets outstanding throughout the period. The financial highlights are reflected after all investment-related and operating expenses. The ratios have been annualized, where appropriate.

(B) Results may vary based on the timing of capital transactions. Per Unit information is calculated based upon the monthly average Units outstanding during the period.

Financial highlights are calculated for each permanent, non-managing class or series of common Units. An individual unitholder's financial highlights may vary based on participation in new issues, private investments, different performance fee and/or management fee arrangements, and the timing of capital Unit transactions.

*The accompanying notes form an integral part of these financial statements.*

## Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

### Notes to the Financial Statements

December 31, 2024

#### 1. Description of the Series Trust

Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund (the “Series Trust”) has been created and established pursuant to the Master Trust Deed for UBS Universal Trust (Cayman) III (the “Master Trust”) dated December 2, 2013 and a Supplemental Trust Deed dated March 7, 2024 (the “Supplement Trust Deed” and together with the Master Trust Deed, the “Trust Deed”). The Master Trust is an exempted unit trust registered under the Trusts Act (Revised) of the Cayman Islands and registered under the Mutual Funds Act (Revised) of the Cayman Islands.

The Series Trust commenced trading on May 21, 2024 issuing USD Units.

The Series Trust’s assets are managed by UBS Management (Cayman) Limited (the “Manager”). The Manager delegates investment management duties to Tokai Tokyo Asset Management Co., Ltd. (the “Investment Manager”) pursuant to an Investment Management Agreement. SMT Fund Services (Ireland) Limited (the “Administrator”) serves as the Series Trust’s administrator and performs administrative, registrar, transfer agency and other services, as applicable. Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) (the “Custodian”) is the Custodian. Brown Brothers Harriman & Co. (“BBH”) serves as the Series Trust’s sub-custodian (the “Sub-Custodian”).

The investment objective of the Series Trust is to provide investors risk-adjusted returns primarily through current income and, secondarily, long-term capital appreciation, by indirectly investing in a diversified portfolio of private debt and equity investments in U.S. middle market companies that are owned by private equity firms with approximately USD10 million to USD250 million of EBITDA, with a focus on USD10 million to USD100 million in EBITDA. The indirect investments are in:

- first-lien senior secured debt and first-out positions in unitranche loans (collectively “Senior Loan Investments”);
- junior debt investments, such as second-lien loans, unsecured debt, subordinated debt and last-out positions in unitranche loans (including fixed- and floating-rate instruments and instruments with payment-in-kind (“PIK”) income) (“Junior Capital Investments”); and
- larger, stand-alone equity and equity-related securities investments in private-equity backed companies that may be originated alongside or separately from Senior Loan Investments and/or Junior Capital Investment to the same portfolio company (“Equity Co-Investments”).

It is expected that the Series Trust will seek to achieve its investment objective by investing substantially all of the assets of the Series Trust in Class I shares of Nuveen Churchill Private Capital Income Fund (the “PCAP Fund”), a Delaware statutory trust formed on February 8, 2022. The PCAP Fund targets the allocation of its portfolio to consist at least 75% - 90% in Senior Loan Investments, 5% - 25% in Junior Capital Investments and up to 10% in Equity Co-Investments. These allocation percentages may fluctuate in future.

## Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

### Notes to the Financial Statements

December 31, 2024

(Continued)

#### 1. Description of the Trust (continued)

The PCAP Fund is a non-diversified, closed-end management investment company that has elected to be regulated as a business development company (“BDC”) under the Investment Company Act of 1940, as amended (the “1940 Act”). The PCAP Fund is externally managed by Churchill Asset Management LLC (the “PCAP Fund Adviser” or “Churchill”). Churchill is an indirect subsidiary of Nuveen, LLC (“Nuveen”). Churchill has engaged its affiliate, Nuveen Asset Management, LLC (“Nuveen Asset Management”) acting through its leveraged finance division, to manage certain of liquid investments (such investments constituting 5% - 10% of the PCAP Fund’s portfolio).

The Series Trust may also hold USD cash (the “Liquid Assets”). Subscription proceeds received from Unitholders but not yet invested by the Investment Manager will be held as Liquid Assets.

The Investment Manager shall have day-to-day investment decision-making and ongoing monitoring responsibility over the portion of the Series Trust’s portfolio comprising the PCAP Fund and the Liquid Assets (the “Portfolio”).

#### Investment Guidelines

The Investment Manager will manage the Portfolio in accordance with the investment policy described in this section and the investment restrictions described below.

Investments may be made by the Investment Manager for the account of the Series Trust in the following:

- (i) the PCAP Fund; and
- (ii) USD cash.

The Investment Manager may not take any short positions, use derivatives to implement investment decisions or manage cashflows nor borrow money for the account of the Series Trust.

The Investment Manager will generally manage the Portfolio in accordance with the following guidelines:

In principle, the Investment Manager will invest a majority of the NAV in the PCAP Fund.

The PCAP Fund is denominated in USD and will not be hedged into other currencies. The Investment Manager will not invest in non-USD denominated assets.

#### 2. Summary of Significant Accounting Policies

The following is a summary of significant accounting policies followed by the Series Trust in preparing the financial statements:

#### Basis of Presentation

The financial statements are expressed in U.S. Dollars (“USD”) and have been prepared in accordance with U.S. generally accepted accounting principles (GAAP). The Series Trust is an investment company and follows the accounting and reporting guidance in the Financial Accounting Standards Board’s (FASB) Accounting Standards Codification (ASC) Topic 946, Financial Services - Investment Companies.

**Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund  
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III**

**Notes to the Financial Statements**

December 31, 2024

(Continued)

**2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)**

**Use of Estimates**

Preparing financial statements in accordance with U.S. GAAP requires management to make estimates and assumptions in determining the reported amounts of assets and liabilities, including the fair value of securities, disclosure of contingent assets and liabilities as of the date of the financial statements, and the reported amounts of income and expenses during the reporting period. Actual results could differ from those estimates

**Valuation of Investments**

The following valuation policy is applied in determination of the value of the Series Trust's investments:

The Series Trust values private investment companies using the NAV provided by the underlying private investment companies as a practical expedient. The Series Trust applies the practical expedient to private investment companies on an investment-by-investment basis, and consistently with the Series Trust's entire position in a particular investment, unless it is probable that the Series Trust will sell a portion of an investment at an amount different from the NAV of the investment.

The Series Trust's proportionate share of net investment income/(loss) and net realized/change in unrealized appreciation/(depreciation) on investment in PCAP Fund is included in net change in unrealized appreciation on investment in PCAP Fund in the Statement of Operations.

**Investment Transactions and Investment Income**

Investment transactions are accounted for on a trade-date basis (date the order to buy or sell is executed). Investment transactions outside conventional channels are recorded as of the date the Series Trust obtains a right to demand the securities purchased or to collect the proceeds of sale, and incurs an obligation to pay the price of the securities purchased or to deliver the securities sold, respectively. Gains and losses on the sale of investments are determined using the specific identification cost method.

Distributions from PCAP Fund are recorded on the declaration date and interest is recognized on an accrual basis.

Interest income / expense on investments held / sold is accrued as earned / incurred. Interest earned on the Series Trust's brokerage account, if any, will be accrued at least monthly.

**Expenses**

Expenses are recorded on an accrual basis as incurred.

**Foreign Currency Transactions**

The books and records of the Series Trust are maintained in USD. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD amounts at the date of valuation. Transactions denominated in foreign currencies, including purchases and sales of investments and income and expenses, are translated into USD amounts on the date of those transactions. Adjustments arising from foreign currency transactions and translation of assets and liabilities denominated in foreign currencies are reflected in the statement of operations. The Investment Manager will not invest in non-USD denominated currencies.

## Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

### Notes to the Financial Statements

December 31, 2024

(Continued)

#### 2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

##### Cash

Elian Trustee (Cayman) Limited as Trustee have appointed Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) as its custodian (the "Custodian"). The Custodian has, in turn, appointed BBH as their sub-custodian (the "Sub-Custodian"). Cash is ultimately held at BBH as the Series Trust's banker. Cash comprises of cash held with maturities of 3 months or less with BBH.

Restricted cash is subject to legal or contractual restrictions by third parties as well as restrictions as to withdrawal or use, including restrictions that require the funds to be used for a specified purpose and restrictions that limit the purpose for which the funds can be used. The Series Trust considers cash pledged as collateral for securities sold short and cash collateral posted with counterparties for derivative contracts to be restricted cash. The Series Trust held no restricted cash as at December 31, 2024.

##### Income Taxes

Under the current laws of the Cayman Islands, there are no income, withholding, capital gains or other taxes payable by the Series Trust. In certain jurisdictions other than the Cayman Islands, foreign taxes may be withheld at source on dividends and interest received by the Series Trust. Capital gains derived by the Series Trust in such jurisdictions generally will be exempt from foreign income or withholding taxes at source. The Series Trust intends to conduct its affairs such that it will not be subject to income tax in any jurisdiction. As a result, no provision for income taxes has been made in the financial statements. Unitholders may be taxed on their proportionate share of the Series Trust's tax basis income based on their individual circumstances.

The Series Trust follows the authoritative guidance on accounting for and disclosure of uncertainty in tax positions (Financial Accounting Standards Board ("FASB") ASC 740), which requires the Investment Manager to determine whether a tax position of the Series Trust is more likely than not to be sustained upon examination by the applicable taxing authority, including resolution of any related appeals or litigation processes, based on the technical merits of the position. For tax positions meeting the more likely than not threshold, the tax benefit recognized on the financial statements is reduced by the largest benefit that has a greater than fifty percent likelihood of being realized upon ultimate settlement with the relevant taxing authority. The Investment Manager has determined that there is minimal or no effect on the financial statements being under this authoritative guidance.

##### Distributions

The current distribution policy is to pay monthly distributions on each distribution payment date that follows a distribution record date. It is currently expected that if, on a distribution end date, the NAV per Unit is above the issue price then the excess amount above the issue price the distribution amount is paid as a distribution on the applicable distribution payment date. Notwithstanding the foregoing, the Trustee (in consultation with the Manager), retains the discretion to determine to pay a higher or lower amount as the distribution amount, in order to maintain a reasonable level of distributions. All distributions are paid in cash.

There is no guarantee that any such distributions will be paid and to the extent that such distribution is paid, there is no guarantee that any future distributions will be paid or if paid, will be paid in such amounts. As at December 31, 2024, there were distribution payable of USD716,874.

## Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

### Notes to the Financial Statements

December 31, 2024

(Continued)

#### 2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

##### Unit subscriptions received in advance

Unit subscriptions received in advance represent amounts received from unitholders for subscriptions with an effective date after December 31, 2024.

##### Redemptions payable

ASC 480, "Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of Both Liabilities and Equity", recognizes redemptions as liabilities, when the amount requested in the redemption notice becomes fixed. This generally may occur at the time of the receipt of the notice, or on the last day of a fiscal period, depending on the nature of the request. Redemptions payable may be treated as capital for purposes of allocations of gains / (losses) pursuant to the Series Trust's governing documents. As at December 31, 2024, there were redemptions payable of USD133,889.

#### 3. Fair Value Measurements

The Series Trust determines fair value based on assumptions that market participants would use in pricing an asset or liability in the principal or most advantageous market. When considering market participant assumptions in fair value measurements, the following fair value hierarchy distinguishes between observable and unobservable inputs, which are categorized in one of the following levels:

*Level 1* - Unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities that the Series Trust is able to access.

*Level 2* - Inputs, other than quoted prices included in Level 1, that are observable either directly or indirectly. These inputs may include (a) quoted prices for similar assets in active markets, (b) quoted prices for identical or similar assets in markets that are not active, (c) inputs other than quoted prices that are observable for the asset, or (d) inputs derived principally from or corroborated by observable market data by correlation or other means.

*Level 3* - Inputs that are unobservable and significant to the entire fair value measurement.

Inputs are used in applying the various valuation techniques and broadly refer to the assumptions that market participants use to make valuation decisions, including assumptions about risk. A financial instrument's level within the fair value hierarchy is based on the lowest level of any input that is significant to the fair value measurement. The Investment Manager considers observable data to be that market data which is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market. The categorization of a financial instrument within the hierarchy is based upon the pricing transparency of the instrument and does not necessarily correspond to the Investment Manager's perceived risk of that instrument.

Investments whose values are based on quoted market prices in active markets are classified within Level 1.

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

**Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund  
 A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III**

**Notes to the Financial Statements**  
 December 31, 2024  
 (Continued)

**3. Fair Value Measurements (continued)**

Investments classified within Level 3 have significant unobservable inputs, as they trade infrequently or not at all.

Private investment companies measured using NAV as a practical expedient are not categorized within the fair value hierarchy.

The table below presents the investment in the Series Trust carried on the Statement of Assets and Liabilities by level within the valuation hierarchy as of December 31, 2024:

<b>Assets</b>	<b>Level 1 USD</b>	<b>Level 2 USD</b>	<b>Level 3 USD</b>	<b>Investments measured at NAV USD</b>	<b>Total USD</b>
Investment in PCAP Fund	-	-	-	82,802,253	82,802,253
<b>Total</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>82,802,253</b>	<b>82,802,253</b>

There were no transfers between the levels during the period.

**4. Unit Capital**

The Series Trust is initially offering one class of Units denominated in USD (the “USD Class Unit”).

Units may be subscribed for by investors during the initial offer period at the purchase price of USD100 per USD Class Unit. The minimum subscription amount is 300 Units.

Following the initial closing date, Units are available for subscription by investors on each subscription day, at the NAV per Unit of the class of Units on the valuation day falling on the relevant subscription day.

Units may be submitted for repurchase at the option of Unitholders as at each repurchase day. The repurchase price per Unit is the NAV as at the valuation point on the valuation day falling on the relevant repurchase day. The Trustee may, after consultation with the Investment Manager, declare a suspension of the repurchase of Units in certain circumstances.

Unit transactions for the period from May 21, 2024 (date of commencement of operations) to December 31, 2024 were as follows:

	<b>USD Class Units</b>
<b>Number of Units outstanding as at beginning of the period</b>	-
Number of Units issued	929,362
Number of Units redeemed	(2,490)
<b>Number of Units outstanding as at end of the period</b>	<b>926,872</b>

## Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

### Notes to the Financial Statements

December 31, 2024

(Continued)

#### 5. Related Party Transactions

Parties are considered to be related if one party has the ability to control or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. The Investment Manager, Trustee, Manager, Distributor and Agent Member Company and Fee Agent are deemed to be related parties of the Series Trust. The Investment Manager is a related parties by virtue of their power to make investment decisions. The Trustee is a related party by virtue of its power to create the Series Trust under the Deed of Establishment. The Manager is a related party by virtue of its power to issue units under the Deed of Establishment and by virtue of common ownership by the ultimate parent company, UBS Group AG. The Distributor and Agent Member Company are related parties by virtue of their affiliation with the Investment Manager. The Fee Agent is a related party by virtue of its ability to exercise significant influence as it provides calculation agency services to the Series Trust.

The Investment Manager receives an investment management fee at the rate of 0.55% per annum of the NAV, accrued and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

The Trustee receives a fee at the rate of USD10,000 per annum payable annually in advance. The Trustee fee is paid by the Fee Agent.

The Trustee is reimbursed for its properly incurred out of pocket expenses.

The Manager receives a fee at the rate of USD5,000 per annum payable quarterly in arrears. The Management fee is paid by the Fee Agent.

The Distributor receives a fee at the rate of 0.50% per annum of the NAV, accrued and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears. The Agent Member Company receives a fee at the rate of 0.15% per annum of the NAV, accrued and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

The Fee Agent receives, out of the assets of the Series Trust, a fee at the rate of 0.20% per annum accrued and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

#### 6. Fees and Expenses

##### Administration Fees

The Administrator is entitled to a one-off set-up fee of USD3,750 as part of the Series Trust establishment costs.

The Administrator receives an administration fee at the rate of 0.08% per annum of the NAV, subject to a minimum of USD60,000 per annum, accrued and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears.

The Administrator also receives an annual fee of USD5,000 for the preparation of the financial accounts of the Series Trust and an annual fee of USD1,000 in respect of filings to be made with the Cayman Islands Monetary Authority.

In addition, the Trustee pays, out of the assets of the Series Trust, the Administrator's reasonable out-of-pocket expenses.

## Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

### Notes to the Financial Statements

December 31, 2024

(Continued)

#### 6. Fees and Expenses (continued)

##### Custody Fees

The Custodian receives a fee at the rate of 0.03% per annum of the NAV, subject to a minimum of USD18,000 per annum accrued and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears. In addition, the Custodian is entitled to be reimbursed for all reasonable out-of-pocket expenses.

##### Fees and Expenses payable

Fees and expenses payable as at December 31, 2024 are as follows:

	USD
Administration fees	22,711
Custody fees	5,094
Distributor and Agent Member Company fees	143,904
Professional fees	34,467
Other fees and expenses	<u>58,463</u>
	<u><b>264,639</b></u>

#### 7. Financial Risk Management

##### Market Risk

The Series Trust is subject to market risks that can affect the value of its Units. These risks include political, regulatory, market and economic developments, including developments that impact specific economic sectors, industries or segments of the market.

##### Interest Rate Risk

Increases in interest rates typically lower the present value of the Series Trust's future earnings stream and decreases in interest rates typically increase the present value of the Series Trust's future earnings stream. Since the market price of a security changes continuously based upon the investors' collective perceptions of future earnings, security prices will generally decline when investors anticipate or experience rising interest rates.

##### Currency risk

The Series Trust's monetary and non-monetary assets and liabilities are denominated in USD, as such the Investment Manager believes that the Series Trust is only exposed to limited currency risk.

##### Credit Risk

Credit risk represents the potential loss the Series Trust would incur if the counterparties failed to perform pursuant to the terms of their obligations to the Series Trust.

Although the Investment Manager monitors the custodian and believes it to be an appropriate custodian, there is no guarantee that this or any custodian that the Series Trust may use from time to time, will not become insolvent, the result of which could lead to losses for the Series Trust.

## Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III

### Notes to the Financial Statements

December 31, 2024

(Continued)

#### 7. Financial Risk Management (continued)

##### **Credit Risk (continued)**

While both the U.S. Bankruptcy Code and Securities Investor Protection Act 1970 seek to protect customer property in the event of a failure, insolvency or liquidation of an institution, there is no certainty that, in the event of a failure of an institution that has custody of Series Trust assets, the Series Trust would not incur losses due to its assets being unavailable for a period of time, ultimately less than full recovery of its assets, or both. As all of the Series Trust's cash is in custody with a single institution, such losses could be significant and could materially impair the ability of the Series Trust to achieve its investment objective. The Series Trust is subject to credit risk to the extent that this institution may be unable to fulfil its obligations to repay amounts owed.

The Custodian is the London branch of Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited which has a Fitch credit rating of A-. All cash and trading securities are held with the Sub-Custodian which has a Fitch rating of A+.

As disclosed in Note 1, PCAP Fund invests in and actively trades securities and other financial instruments using a variety of strategies and investment techniques that involve significant risk, including risks arising from the volatility of the equity, fixed income and currency markets; leverage both on and off PCAP Fund's balance sheet associated with borrowings, short sales and derivative instruments; the potential illiquidity of certain instruments including those related to private transactions, investments in senior loans, unitranche secured loans and securities, junior debt securities, "covenant-lite" loans, equity related securities and syndicated loans; counterparty and broker defaults.

PCAP Fund has limits on when repurchases can be made such as notice, suspensions, amendments, limits and other similar measures which create liquidity risk. PCAP Fund's investments may have limited liquidity or become materially illiquid as a result of certain investments by PCAP Fund's managers or from events affecting PCAP Fund, such as substantial capital withdrawals. Fair values of PCAP Fund's investments are based on available information and may differ from the fair values that would have been used had a ready market for such investments existed and such differences could be material to the financial statements. Amounts that might ultimately be realized depend on future circumstances and cannot reasonably be determined until the PCAP Fund's investments are actually liquidated.

##### **Liquidity risk**

Liquidity risk represents the possibility that the Series Trust may not be able to rapidly adjust the size of its investment position in times of high volatility and financial stress at a reasonable price. The main liability of the Series Trust is the redemption of any Units that investors may wish to sell.

The Series Trust is exposed to additional liquidity risk through the holding of the PCAP Fund which will likely be illiquid. The market for relatively illiquid investments tends to be more volatile than the market for more liquid securities. Investment of the Series Trust's assets in relatively illiquid investments may, even with the liquidity mechanism, restrict the ability of the Investment Manager to dispose of the investments at a price and time that it wishes to do so.

**Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund  
A Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III**

**Notes to the Financial Statements**

December 31, 2024

(Continued)

**7. Financial Risk Management (continued)**

**Concentration investment risk**

The PCAP Fund in which the Series Trust in effect invests is limited to investment themes that are consistent with its investment objective and therefore the countries and investment areas in which the PCAP Fund invests may be limited and the PCAP Fund may invest substantially in a small number of assets. Therefore, the price fluctuations may be larger than the case of a diversified investment investing in a large asset class universe.

**Other Risks**

The Series Trust has one Unitholder. Consequently, the Series Trust may be materially affected by the actions of its sole Unitholder.

**8. Commitments and Contingencies**

As at December 31, 2024 the Series Trust had no commitments or contingencies including no unfunded investment commitments.

**9. Subsequent Events**

Subsequent to December 31, 2024 and as at May 15, 2025 (date of issuance), there were USD16,147,915 subscriptions into and USD361,469 redemptions from the Series Trust. There were distributions paid of USD2,262,006 during this period.

There were no other events subsequent to the financial period end that require disclosure in the financial statements.

**( 2 ) 【損益計算書】**

ファンドの損益の状況については、「( 1 ) 貸借対照表」の項目に記載したファンドの損益計算書をご参照ください。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2026年3月末日現在)

	米ドル(を除く)	円(を除く)
・ 資産総額	171,767,229.66	27,462,144,678
・ 債務総額	2,580,382.86	412,551,612
・ 純資産総額( - )	169,186,846.80	27,049,593,066
・ 発行済口数	1,704,980口	
・ 基準価額( / )	99.23	15,865

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (イ) 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次の通りです。

取扱機関 エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド

取扱場所 アイルランド、ダブリン2、ハーコート通り、ハーコートセンター、ブロック5

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その日本における販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

### (ロ) 受益者集会

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され基準価額の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産価額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。受託会社は、各集会の15暦日前までに、集会の場所、日時および集会で提案される決議の条件を記載した書面による通知を、トラストの受益者全員の集会の場合は各受益者に郵送し、ファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に郵送します。集会の基準日は、集会の通知に指定された日の少なくとも21暦日前とします。受益者に対する通知が偶然になされなかった場合または受益者によって通知が受領されなかった場合でも、集会の手続が無効となることはありません。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限を付与された役員は、いずれの集会にも出席し、発言する権利を有します。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しかいない場合はこの限りではなく、この場合定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の投票に付された決議は書面による投票で決定され、提案されたのが受益者による決議であるときは基準価額の合計がトラストのシリーズ・トラスト全ての純資産価額の50%以上である受益証券を保有する受益者により承認される場合、提案されたのがファンドによる決議であるときは発行済みの当該ファンドの受益証券口数の半分以上を保有する受益者により承認された場合、投票結果は集会の決議であるとみなされます。上記にかかわらず、且つ基本信託証書第33.2条の目的に限り、ファンドが「ミューチュアル・ファンド」であって「規制対象のミューチュアル・ファンド」(ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に定義された用語)ではない場合はいつでも、「受益者による決議」という表現は、ファンドの(当該法で定義された)「投資者」の人数の過半数が書面で同意した決議を指します。受益者による決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の該当する評価日の評価時点で行われます。投票は、本人または代理人のいずれかにより行うことができます。

### (ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外があります。)ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)による受益証券の取得も制限することができます。

## 第三部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 資本金の額

2026年4月末日現在、管理会社の払込済み資本金は735,000米ドル(約1億1,751万円)です。

過去5年間において、主な資本金の額の増減はありません。

##### (2) 会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以下(代理取締役は除きます。)で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも2日前に通知がなされることにより招集されます。ただし、全取締役(または代理取締役)が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めがなければ2名です。ただし、いかなる時でも取締役が1名の場合は定足数は1名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に関する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない1名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって議案に記載された全ての活動を行い、かつ、承認する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株主を拘束します。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2026年4月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別(設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン諸島	公募	17	2,463,124,376米ドル
			9,765,347ユーロ
			57,898,599豪ドル
			30,697,644,949円
			4,067,919,777トルコリラ
	私募	8	99,618,374,078円
	その他	8	47,279,663,053円

### 3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日までおよび2025年1月1日から2025年12月31日まで)の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第328条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。 )。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。 )であるアーンスト・アンド・ヤング(安永会計事務所)から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。 )が当該財務書類に添付されています。
- c . 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2026年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=159.88円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## (1)【貸借対照表】

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

損益およびその他の包括利益計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
<b>収益</b>					
運用手数料収入	4	160,000	25,581	170,000	27,180
その他の収入	4	28,950	4,629	62,322	9,964
		<u>188,950</u>	<u>30,209</u>	<u>232,322</u>	<u>37,144</u>
<b>費用</b>					
監査報酬		6,489	1,037	4,340	694
取締役報酬	9(c)	107,606	17,204	107,053	17,116
その他費用		2,457	393	5,015	802
費用合計		<u>116,552</u>	<u>18,634</u>	<u>116,408</u>	<u>18,611</u>
税引前利益		72,398	11,575	115,914	18,532
税金	5	-	-	-	-
当期利益および 当期包括利益合計		<u>72,398</u>	<u>11,575</u>	<u>115,914</u>	<u>18,532</u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBS Management (Cayman) Limited  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財政状態計算書

2025年12月31日

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
<b>資産</b>					
運用手数料未収入金	7	160,000	25,581	170,000	27,180
同系列子会社に対する債権	9(a)	-	-	864	138
現金および現金同等物	6	2,153,157	344,247	1,955,991	312,724
資産合計		<u>2,313,157</u>	<u>369,828</u>	<u>2,126,855</u>	<u>340,042</u>
<b>負債</b>					
直接持株会社に対する債務	9(b)	-	-	23,303	3,726
同系列子会社に対する債務	9(b)	137,218	21,938	-	-
未払金		4,328	692	4,339	694
負債合計		<u>141,546</u>	<u>22,630</u>	<u>27,642</u>	<u>4,419</u>
純資産		<u>2,171,611</u>	<u>347,197</u>	<u>2,099,213</u>	<u>335,622</u>
<b>株主資本</b>					
資本金	8	735,000	117,512	735,000	117,512
利益剰余金		1,436,611	229,685	1,364,213	218,110
株主資本合計		<u>2,171,611</u>	<u>347,197</u>	<u>2,099,213</u>	<u>335,622</u>

Nicolas Henri Jean Papavoine

取締役

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

所有者持分変動計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	株式資本		利益剰余金		合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2024年1月1日現在	735,000	117,512	1,248,299	199,578	1,983,299	317,090
当期利益および当期包括利益合計	-	-	115,914	18,532	115,914	18,532
2024年12月31日および 2025年1月1日現在	735,000	117,512	1,364,213	218,110	2,099,213	335,622
当期利益および当期包括利益合計	-	-	72,398	11,575	72,398	11,575
2025年12月31日現在	735,000	117,512	1,436,611	229,685	2,171,611	347,197

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

キャッシュ・フロー計算書

2025年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2025年		2024年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前利益		72,398	11,575	115,914	18,532
調整:					
受取利息	4	(28,760)	(4,598)	(62,436)	(9,982)
		<u>43,638</u>	<u>6,977</u>	<u>53,478</u>	<u>8,550</u>
運用手数料未収入金の減少		10,000	1,599	15,000	2,398
直接持株会社に対する債務の(減少)/増加		(23,303)	(3,726)	6,551	1,047
同系列子会社に対する債務の増加		137,218	21,938	-	-
同系列子会社に対する債権の減少		864	138	-	-
未払取締役報酬の減少		-	-	(428,396)	(68,492)
未払金の減少		(11)	(2)	(2,097)	(335)
		<u>168,406</u>	<u>26,925</u>	<u>(355,464)</u>	<u>(56,832)</u>
営業活動より生じた/(に使用した)現金					
受取利息	4	28,760	4,598	62,436	9,982
		<u>197,166</u>	<u>31,523</u>	<u>(293,028)</u>	<u>(46,849)</u>
営業活動による/使用した正味キャッシュ・フロー					
現金および現金同等物の純増(減)額		197,166	31,523	(293,028)	(46,849)
期首における現金および現金同等物		<u>1,955,991</u>	<u>312,724</u>	<u>2,249,019</u>	<u>359,573</u>
期末における現金および現金同等物		<u><u>2,153,157</u></u>	<u><u>344,247</u></u>	<u><u>1,955,991</u></u>	<u><u>312,724</u></u>
現金および現金同等物の分析					
現金および銀行預金残高	6	<u><u>2,153,157</u></u>	<u><u>344,247</u></u>	<u><u>1,955,991</u></u>	<u><u>312,724</u></u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

1. 会社情報

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という)は、ケイマン諸島 会社法Cap.22に基づき、ケイマン諸島において2000年1月4日に有限責任の免税会社として設立された。会社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド(Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1 - 1104, Cayman Islands)に所在する。

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。

会社の最終持株会社は、スイスで設立されたUBSグループAGである。2025年7月14日より前に、取締役会はクレディ・スイス(香港)リミテッドを直接持株会社としての機能を担うものと考えていた。2025年7月14日、会社の直接持株会社であるクレディ・スイス(香港)リミテッドは、同社が保有する会社の全株式を、会社の中間持株会社であるUBS AGに売却および譲渡することに関して、株式譲渡契約を締結した。2025年7月14日付で、取締役会はUBS AGを会社の直接持株会社とみなした。

2.1 作成の基準

会社のこれらの財務諸表は、国際会計基準審議会(以下、「IASB」という)が公表するIFRS会計基準に準拠して作成されている。これらの財務諸表は、純損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債を除き、取得原価を基準に作成されている。

これらの財務諸表は米ドル(「USD」)で表示され、また別段の記載がない限り、1ドル単位に四捨五入されている。

財政状態計算書は、資産および負債を流動性の順に示しており、また流動資産または負債と固定資産または負債の区別はしていない。

2.2 会計方針の変更と開示事項

会社は、2025年1月1日以後に開始する事業年度から発効する特定の会計基準および改訂を(特段の定めがない限り)初めて適用した。会社は、公表されているが、未だ発効していない他の基準、解釈指針または改訂を早期適用していない。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

2.2 会計方針の変更と開示事項(続き)

IAS第21号の改訂: 交換可能性の欠如

2025年1月1日以後に開始する事業年度から適用となる「交換可能性の欠如(IAS第21号「外国為替レート変動の影響」の改訂)」では、事業体はどのように交換可能性を判定すべきか、および交換可能性が欠如している場合にどのように直物為替レートを確定するかを規定している。また本改訂では、他の通貨に交換可能でないことが会社の財務実績、財政状態およびキャッシュ・フローに与える影響について、財務諸表利用者が理解できる情報を開示することを求めている。本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はない。

2.3 公表されているが、未だ発効していないIFRS会計基準

2025年12月31日を末日とする会計年度に関して公表されているが、未だ発効していない新規および改訂されたIFRS会計基準のいずれについても、会社はこれらの財務諸表において早期適用していない。新規および改訂IFRS会計基準の中で、以下の点については発効の時点で会社の財務諸表が関連性を持つものと予想される。

IFRS第18号財務諸表における表示および開示

2024年4月に、IASBはIAS第1号財務諸表の提示に置き換わるIFRS第18号を発表した。IFRS第18号は損益計算書における表示に、特定の合計および小計を含む新たな要求事項を導入した。さらに企業は、すべての収益および費用を損益計算書内で5つの区分に分類することが求められる。すなわち営業、投資、財務、法人所得税および非継続事業の区分であり、そのうち最初の3つの区分が新しいものである。

また本基準では、経営陣が定める新たに定義された業績評価指標、収益および費用の小計の開示も義務付けられ、さらに基本財務諸表(PFS)および注記の「役割」に基づき、財務情報の集約および分解に関する新たな要件も盛り込まれている。

さらに、IAS第7号キャッシュ・フロー計算書について、間接法による営業キャッシュ・フロー算定の出発点を「損益」から「営業損益」に変更することと、配当金および利息のキャッシュ・フローの分類にかかる選択肢が削除されるなど、限定的範囲に限定した改訂も行われた。これに加え、いくつかの他の基準に対して重要な改訂がなされた。IFRS第18号および他の基準の改正は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から発効するが、早期適用が認められており、その場合は開示する必要がある。IFRS第18号は遡及適用される。

会社は現在、この新たな要件を分析するとともに、IFRS第18号が会社の財務諸表の表示および開示に与える影響を評価している。

UBS マネジメント (ケイマン) リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

2.3 公表されているが、未だ発効していない I F R S 会計基準 (続き)

I F R S 第 9 号および I F R S 第 7 号の改訂：金融商品の分類および測定

2024年5月、I A S B は「I F R S 第 9 号及び I F R S 第 7 号の改訂：金融商品の分類および測定の改訂」  
(本改訂) を公表した。本改訂には以下が含まれる：

金融負債は「決済日」に認識が中止されることの明確化、および (特定の条件を満たす場合に) 電子決済システムを用いて決済された金融負債を決済日前に認識を中止する会計方針の選択の導入  
環境・社会・ガバナンス (E S G) および同様の特性を有する金融資産の契約上のキャッシュ・フローをどのように評価すべきかに関する追加ガイダンス

「ノンリコースの特性」、および契約上リンクしている金融商品の特徴の明確化

偶発的要素を有する金融商品に関する開示の導入、およびその他の包括利益 (O C I) を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に対する追加的な開示要件

本改訂は、2026年1月1日以後に開始する事業年度から発効する。ただし、金融資産の分類および関連する開示に限り、早期適用が認められる。会社は、本改訂の適用による会社の財務諸表への重要な影響は予想していない。

I F R S 会計基準の年次改善 - 第11集

2024年7月、I A S B は I F R S 会計基準の定期的な維持管理の一環として、9つの限定的な範囲での改訂を公表した。本改訂には、I F R S 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」、I F R S 第 7 号「金融商品：開示」に関する適用ガイダンス、I F R S 第 9 号「金融商品」、I F R S 第 10 号「連結財務諸表」、I A S 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の明確化、簡素化、および基準間での一貫性を高めるための修正または変更が含まれる。

本改訂は、2026年1月1日以後に開始する事業年度から発効する。早期適用は認められる。本改訂を早期適用する場合には、その旨を開示しなければならない。本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はないことが予想される。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針

関連当事者

当事者は、以下の場合に、会社に関連するとみなされる。

- a) 当事者が個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、会社の関連当事者である。
- ) 会社を支配している、または共同支配している。
  - ) 会社に重要な影響を与える。
  - ) 会社または会社の親会社経営幹部の一員である。

または

- b) 当該当事者は、以下の条件のいずれかに該当する事業体をいう。
- ) 事業体と会社が同一グループのメンバーである。
  - ) 一方の事業体が、他方の事業体(または他方の事業体の親会社、子会社、或いは同系列子会社)の関連会社または合併企業である。
  - ) 事業体と会社が、同一の第三者の合併会社である。
  - ) 一方の事業体が第三者企業の合併会社であり、もう一方の事業体が当該第三者企業の関連会社である。
  - ) 当該事業体が、会社または会社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
  - ) 当該事業体が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
  - ) (a)( )に規定する個人が、当該事業体に重要な影響を与えるか、当該事業体(またはその親会社)の経営幹部の一員である。および
  - ) 当該事業体、またはその事業体が属するグループのメンバー企業のいずれかが、会社または会社の親会社に重要な経営幹部業務を提供している。

現金および現金同等物

財政状態計算書上の現金および現金同等物は、価値変動のリスクが大きくなり短期的な現金支払債務を満たすために保有する、手許現金および銀行預金ならびに一般的に期日が3カ月以内の確定額で現金に転換できる高流動性預金で構成される。

キャッシュ・フロー計算書において、現金および現金同等物は、上記に定義される手許現金ならびに銀行預金および短期預金から、要求払いで返済可能な会社の現金管理の一部を構成する銀行当座借越を控除した金額で構成される。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

## 財務諸表に対する注記

2025年12月31日

## 3. 重要性のある会計方針(続き)

金融商品:

## ( ) 分類

IFRS第9号に従い、会社は、当初認識時に金融資産および金融負債を以下で説明する金融資産および金融負債の区分に分類する。

分類にあたって、金融資産または金融負債は以下の目的で保有されるとみなされる。

- (a) 短期間に売却または買戻しを行うことを主な目的として取得または発生した資産。または
- (b) 当初認識時において、一括して管理される特定された金融商品ポートフォリオの一部であり、かかる資産につき最近において短期的な利益確定の現実の取引パターンが存在している場合。または、
- (c) デリバティブ(金融保証契約であるデリバティブまたは指定され有効なヘッジ・ツールのデリバティブを除く)

金融資産

会社は、その金融資産を償却原価で測定する事後測定または次の両方の基準によってFVPLにより測定して分類する。

- ・金融資産の運用に関する事業モデル
- ・金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有され、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみ(以下、「SPPI」)であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合は、デット型商品は償却原価で測定される。会社はこの分類に短期の非財務債権を含めている。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産(「FVPL」)

次の場合、金融資産はFVPLにより測定する。

- (a) その契約条件は、特定の日付に元本および元本残高に対する利息の支払いのみ(SPPI)であるキャッシュ・フローを生じない。または、
- (b) その目的が契約上のキャッシュ・フローであるか、または契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方であるビジネスモデル内では適用されない。または、
- (c) 当初の認識では、それは、FVPLで測定されたものとして取消不能で指定されており、そうすることで、資産もしくは負債の測定、または異なる根拠でのそれらに関する損益の認識から生じると思われる、測定または認識の矛盾を排除または大幅に削減している。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

金融負債

FVPLで測定する金融負債

売買目的で保有されるという定義に合致するか、または当初認識時にFVPLにより測定すると指定された場合は、金融負債はFVPLにより測定される。

償却原価で測定する金融負債

この分類は、FVPLで測定するものを除くすべての金融負債を含む。会社はこの分類に短期債務関連の金額を含めている。

金融商品：

( ) 認識

会社は、金融資産および金融負債につき、会社がかかる金融商品の契約条項の当事者となった場合に限り認識する。

市場における規制または慣習によって一般的に定められた期間内に資産の受渡しが求められる金融資産の売買(通常取引)は、取引日、すなわち、会社資産の売買を約束した日に認識される。

( ) 当初の測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は財政状態計算書に公正価値で記録される。かかる金融商品のすべての取引コストは、純損益とその他の包括利益によって直接認識される。

金融資産および金融負債(純損益を通じて公正価値で測定するものを除く)は、公正価値に、取得または発行に直接起因する増分コストを加算した金額で当初測定を行う。

( ) 後続測定

当初測定の後、会社は純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融資産を測定する。こうした金融商品の公正価値のその後の変動は、純損益およびその他の包括利益において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる純損益に記録される。これらの金融商品にかかる受取または支払利息および配当金は、純損益およびその他の包括利益において、受取利息または支払利息ならびに受取配当金または配当支出としてそれぞれ記録される

純損益を通じた公正価値として分類されるものを除き、デット商品は、減損による引当を差し引いた実効金利法を用いた償却原価で測定される。デット商品について認識が中止されたとき、または減損が生じたとき、ならびに償却プロセスを通じて、その損益が純損益として認識される。

U B S マネジメント ( ケイマン ) リミテッド  
( ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社 )

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3 . 重要性のある会計方針 ( 続き )

実効金利法 ( 「 E I R 」 ) は、金融資産または金融負債の償却原価を計算して、関連期間にわたって受取利息または支払利息を振り分ける手法である。実効金利は、金融商品の予想残存期間、または状況に応じこれよりも短い期間にわたり見積もられる将来の現金支払額または受領額を、金融資産または金融負債の帳簿価格 ( 純額 ) へと厳密に割り引く利率である。実効金利を計算する際、会社は予想貸倒損失 ( 「 E C L 」 ) は考慮しないが、金融商品の全ての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを推定する。計算には契約の当事者間のすべての支払報酬または受取報酬を含み、これらは実効金利、取引コスト、およびすべてのその他のプレミアムおよびディスカウントの不可欠な一部である。

( ) 認識の中止

以下の場合、金融資産 ( または該当する場合、金融資産の一部または類似した金融資産グループの一部 ) の認識は中止される。

- ・金融資産のキャッシュ・フロー受取の権利が失効した場合。または
- ・会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した。または受け取ったすべてのキャッシュ・フローを重大な遅延なしで、第三者に「パス・スルー」契約によって支払う義務を負った。あるいは ( a ) 会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡したか、または ( b ) 会社が、金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もしないが、金融資産の管理権を譲渡した場合。

会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡したか、または「パス・スルー」契約を締結したか、あるいは会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もせず、金融資産の管理権も譲渡しない場合には、会社の継続的な関与の範囲でかかる金融資産が認識される。その場合、会社は関連する債務も認識する。譲渡資産と関連債務は、会社が保持する権利と義務を反映するベースで測定される。

会社は、金融負債にかかる契約上の債務が免責、取消、または失効となった場合、当該金融負債の認識を中止する。

金融資産の減損

会社は、金融要素のない短期の未収金だけを持ち、それは償却原価で測定する12カ月未満の期日を有するので、I F R S 第9号のすべての未収金に適用される予想貸倒損失 ( 「 E C L 」 ) アプローチと類似した簡易化されたアプローチの適用を選択している。そのため、会社は、信用リスクの変動は追跡せず、その代わりに各報告書日に全期間 E C L に基づいた損失評価引当金を認識している。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

会社のECLに対するアプローチは、過度のコストを要しない確率加重結果、貨幣の時間価値、および合理的で裏付け可能な情報、または報告書日時点における過去の事象、現状および将来の経済状況の予想における取組を反映している。

会社は、同種の損失パターンで未収金をグループ化するために、遅延日数に基づいた、未収金にかかるECL測定の実的手段として、引当マトリックスを使用している。未収金は内容に基づいてグループ化されている。引当金マトリックスは、未収金の予想残存期間に対する過去の損失実績に基づき、将来予測を反映して調整されている。

公正価値測定

会社は各報告書日に公正価値で金融商品への投資を測定する。

公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。

公正価値の測定は、金融資産の売却または負債の移転の取引が、資産または負債にとって主要な市場において、または主要な市場が存在しない場合には、資産または負債にとって最も有利な市場で行われるとの推定に基づいている。主要な市場または最も有利な市場には、会社がアクセスできない。

活発な市場において取引された金融商品の報告書日の公正価格は、買い値/売り値の範囲内の市場公表価格または気配値の場合のある第三者の算定する価格に基づいている。これらの勘定で「上場」と定義されている有価証券は、活発な市場で取引されている。

活発な市場で取引されていない他のすべての金融商品については、公正価値はその状況において適切とみなされる評価手法を用いて決定される。評価手法にはマーケット・アプローチ(実質的に同一である他の金融商品の現在の市場価格を参考にした、必要に応じて調整された最近の独立企業間市場取引の利用)およびインカムアプローチ(入手可能で裏付け可能な市場データを出来るだけ使用した割引キャッシュ・フロー分析と、オプション価格決定モデル)などがある。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

公正価値が測定されたか、または財務諸表で開示されたすべての資産および負債は、以下に記述されるように公正価値ヒエラルキーに従って分類される。

レベル1 - 同一の資産または負債につき、活発な市場における公表価格(未調整)。

レベル2 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが直接的または間接的に観察可能である評価手法

レベル3 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが観察不能である評価手法

各期初において、経常的に財務諸表で認識される資産および負債について、会社は分類の再評価によって階層内のレベル間で移転が生じたかどうかを決定する(全体として公正価値測定にとって重要な入力のうち、最も低いレベルの入力に基づく)。

引当金

(法的または推定的な)現在の債務が過去の事象の結果生じて、債務の決済のために将来、リソースの流失が必要になる可能性が高い場合に、債務の金額について信頼できる推定が可能という条件で引当金が認識される。

割引の影響が大きい場合、引当金として認識される金額は、債務を決済するために必要と見込まれる将来の支出金額にかかる、事業年度末における現在価値である。時間の経過によって発生する割引現在価値の増価は損益計算書に含まれる。

収益の認識

顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、会社が財またはサービスの見返りとして受け取る権利がある対価が反映された金額で、顧客に財またはサービスの支配権が移転された場合に認識される。

(a) 運用手数料

顧客は会社が提供するメリットを同時に受取り、消費するため、運用手数料報酬は経時的に認識される。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

その他の収益

受取利息

受取利息は、発生主義により実効金利法を用いて金融商品の予想残存期間(または状況に応じこれよりも短い期間)にわたり見積もられる将来の現金受領額を、金融資産のネットの帳簿価格へと厳密に割り引く利率である。

機能通貨

これらの財務諸表における表示には、会社の機能通貨および表示通貨である米ドルを使用する。

外貨建取引

外貨建取引は、報告単位の機能通貨に取引日の直物為替レートで換算される事業年度末には、外貨建てのすべての貨幣性資産および負債は終値で機能通貨に換算される。貨幣項目の決済または換算から生じる差額は、純損益で認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、当初取引日の為替レートで換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣項目は、公正価値が算定された日の為替レートで換算される。公正価値で測定された非貨幣項目の換算から生じる損益は、項目の公正価値の変動から生じる損益の認識と合致して取り扱われる。

費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

4. 収益及びその他の収入

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。年度中に認識された収益およびその他の収入は以下のとおりである。

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
収益:		
運用手数料収入	160,000	170,000
	<u>160,000</u>	<u>170,000</u>
その他の収入には次のものが含まれる。		
受取利息	28,760	62,436
純為替差損益	190	(114)
	<u>28,950</u>	<u>62,322</u>

運用手数料収入の履行義務は、役務が提供されるにしたがって経時的に充足される。

5. 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、会社は、ケイマン諸島総督より、2019年10月10日から20年間のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除すると  
の保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

6. 現金および現金同等物

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
銀行預金	2,153,157	1,955,991
	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>

銀行預金は、日次の銀行預金利率に基づいて変動金利による利息を獲得する。銀行預金の簿価は公正価値に近い。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

7. 運用手数料未収入金

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
運用手数料未収入金	160,000	170,000

上記の資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。上記の金融資産に関連する未収金には、近年、デフォルトの実績はない。

8. 資本金

	2025年 米ドル	2024年 米ドル
発行済全額払込済株式：		
735,000株(2024年：735,000株)普通株式		
1株につき1米ドル(2024年：1米ドル)	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、会社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、会社の残余財産に関して同等順位である。

資本管理

会社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、会社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。会社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する会社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。会社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

会社の資本構成は定期的に見直しが行われ、会社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、会社に対する取締役の信任義務に反しない限り、会社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において会社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

9. 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

関連当事者との未払残高

会社は事業年度末時点で関連企業に対する / に支払うべき、以下の残高を有する。

	注記	2025年 米ドル	2024年 米ドル
同系列子会社に対する債権	(a)	-	864
同系列子会社 / 直接持株会社に対する債務	(b)	<u>(137,218)</u>	<u>(23,303)</u>

(a) 同系列子会社からの未収金は、クレディ・スイス(シンガポール)リミテッドに代わって会社が支払った費用である。この未収金は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

(b) 注記1に記載のとおり、2025年7月14日付で、直接持株会社であるクレディ・スイス(香港)リミテッドは、同社が保有する会社の全持分を、会社の中間持株会社であるUBS AGに譲渡する株式譲渡契約を締結した。同日付での取引完了に伴い、クレディ・スイス(香港)リミテッドは直接持株会社ではなくなり、取締役会は同社を会社の同系列子会社とみなしている。当該残高は、クレディ・スイス(香港)リミテッドが会社に代わって負担し支払った費用を表わしている。この未払金は、無担保かつ無利息で要求払い債務である。

関連当事者との取引

2025年12月31日を末日とする年度中に、財務諸表内の他の箇所に開示したものを除き、会社は以下の重要な取引を関連先と行った。

	注記	2025年 米ドル	2024年 米ドル
会社の重要な経営幹部の報酬	(c)	<u>107,606</u>	<u>107,053</u>

(c) 会社の関連当事者に該当する重要な経営幹部である取締役の報酬の詳細

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10. 財務リスク管理

会社の投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。会社がエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のものは、市場リスク、信用リスク、カウンターパーティ・リスク、および流動性リスクである。市場リスクは、外国通貨リスクおよび金利リスクを含む。取締役はこれらのリスクの管理を監督する。

事業年度末の時点で保有する金融商品の特征と残高、および会社が採用しているリスク管理関連ポリシーについて、以下に記載する。

(a) 市場リスク

市場リスクは、観察可能な金利リスク、信用スプレッド、為替レートなどを含む市場価格と金利の動きに関連した不確実性、ならびにボラティリティや相関関係のような間接的にのみ観察可能でありうるその他に関連した不確実性から生じる損失リスクである。市場リスクには、経済環境、消費特性、投資家の予想における変化などの要因がある。そしてこれらは投資価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。そのため、市場の動きは会社の財政状態に大きな変動を引き起こす可能性がある。

為替リスク

会社は、主に香港ドル建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクに晒されている。香港ドルは米ドルにペッグされているので、米ドル建ての請求書と費用に関する会社の外国通貨リスクへのエクスポージャーは最小限であるとみなされる。

金利リスク

会社は現金および銀行預金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2025年12月31日および2024年12月31日現在、金利の変動が会社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(b) 信用およびカウンターパーティ・リスク

信用およびカウンターパーティ・リスクは、顧客またはカウンターパーティのデフォルトに起因する損失リスクであって、決済リスクを含むすべての形式のクレジットエクスポージャーから発生する。会社の信用およびカウンターパーティ・リスクは、主に現金および現金等価物ならびにグループ企業に対する債権に起因するものである。会社の経営者は、定期的にすべての金融資産について信用およびカウンターパーティ・リスクをモニタリングしている。報告対象の各報告日において、延滞および減損はないと認識している。会社の金融資産のいずれも担保またはその他の信用補完によって保証されてはいない。会社の顧客は会社の関連企業であるため、取締役は、信用およびカウンターパーティ・リスクは最小限であると判断している。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10. 財務リスク管理 (続き)

最大エクスポージャーおよび期末のステージ分類

以下の表は、2025年12月31日および2024年12月31日時点における、会社の与信方針 (過大なコストや労力をかけずに入手可能な他の情報がある場合を除き、主に過去の情報に基づいている) に基づく信用度および信用リスクに対する最大エクスポージャー、ならびに期末のステージ分類を示している。記載されている金額は、金融資産については総額での帳簿価額であり、金融保証契約については信用リスクへのエクスポージャーである。

2025年12月31日

	12カ月の予想 貸倒損失	全期間予想貸倒損失			合計
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	簡易化 された アプローチ	
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
運用手数料未収入金	-	-	-	160,000	160,000
現金および現金同等物					
- 期限未到来	2,153,157	-	-	-	2,153,157
合計	2,153,157	-	-	160,000	2,313,157

2024年12月31日

	12カ月の予想 貸倒損失	全期間予想貸倒損失			合計
	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	簡易化 された アプローチ	
	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
同系列子会社に対する債権	864	-	-	-	864
運用手数料未収入金	-	-	-	170,000	170,000
現金および現金同等物					
- 期限未到来	1,955,991	-	-	-	1,955,991
合計	1,956,855	-	-	170,000	2,126,855

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

10. 財務リスク管理(続き)

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、会社が金融債務に関連したコミットメントを履行するために必要な資金を調達することが困難となる可能性についてのリスクである。会社の戦略は、会社の流動資本を随時監視し、必要に応じてパートナーから資金調達を行うことにより、流動性リスクへのエクスポージャーを最小限に抑えることである。

以下の表は、契約上の割引前支払額に基づく会社の金融負債の満期構成を要約したものである。割引による影響は小さいため、1年以内に返済しなければならない負債の残高は簿価に等しい。また表は、会社の契約上のコミットメントと流動性の全体像を提供するため、会社の金融資産(適切な場合には割引前のベースで)の満期構成も分析している。

金融負債

満期のグループ分けは、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間に基づいている。カウンターパーティが支払期日についての選択権を持つ場合は、負債は会社が支払を求められる場合がある最も早い期日に割り当てられる。

金融資産

満期のグループ分けの分析は、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間、または、金融資産が現金化される予定期日、のいずれか早い方という考え方に基づいている。

	要求払い 米ドル	3カ月未満 米ドル	3カ月から 12カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2025年12月31日					
金融負債					
同系列子会社に対する債務	137,218	-	-	-	137,218
	<u>137,218</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>137,218</u>
2024年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	23,303	-	-	-	23,303
	<u>23,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>23,303</u>

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2025年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ

会社は、会社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または会社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは会社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、会社がスポンサーであり、年間固定管理報酬としてそれぞれ5,000米ドル(2024年:5,000米ドル)を受け取っているが、2025年12月31日現在会社は持分を保有していない。

豪州高配当株・ツイン ファンド(適格機関投資家限定)  
米国リート・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)\*  
プリンシパル/CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)  
日本エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)  
ブラジル株式 ファンド(適格機関投資家限定)  
ダイワ・ブラジリアン・リアル・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)  
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)  
AMPオーストラリアREITファンド(適格機関投資家限定)\*  
J-REITアンド リアル エステート エクイティファンド(適格機関投資家限定)\*  
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド  
(適格機関投資家限定)\*  
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)\*  
新生ワールドラップ・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)  
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド(適格機関投資家限定)  
米国・地方公共事業債ファンド  
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)  
マイスターズ・コレクション  
PIMCO 短期インカム戦略ファンド  
ピムコ ショート・ターム ストラテジー  
ダイワJ-REIT・カバード・コール・ファンド(適格機関投資家限定)  
外貨建てマン AHL スマート・レバレッジ戦略ファンド  
SBI - ピクテ アジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド  
豪ドル建て短期債券ファンド\*  
インサイト・アルファ  
USダイナミック・グロース  
プレミアム・キャリア戦略ファンド

U B S マネジメント ( ケイマン ) リミテッド  
( ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社 )

## 財務諸表に対する注記

2025年12月31日

## 11 . 非連結のストラクチャード・エンティティ ( 続き )

B S M D グローバル・アドバンテージ  
ダイワ・W i L 3 号 ベンチャーキャピタル・ファンド  
ジャパン・エクイティ・プレミアム戦略ファンド  
グローバル・セレクト・キャリア戦略ファンド  
東海東京スピン チャーチル プライベート・キャピタルファンド  
L G T グローバル・プライベート・クレジット・ファンド  
K K R プライベート・マーケット・エクイティ・ファンド  
U B S トリプルインカム欧州銀行株式 ストラテジーファンド #  
U B S 欧州不動産関連株ストラテジー・ファンド #  
U B S 米国銀行株式ストラテジー・ファンド #  
U B S テキサス州株式ストラテジー・ファンド #  
U B S 米国債ファンド #  
コロンビア U S コントラリアン・ファンド #  
U B S オーストラリア リート ストラテジー・ファンド #  
U B S ストラテジー・ファンド #

\* 当該ファンドは2025年に終了。

# 当該ファンドへの拠出は2025年に行われ、同年において管理報酬は発生していない。

会社は、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

会社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

## 12 . 財務諸表の承認

当財務諸表は、2026年5月22日に開催された会社の取締役会において、その公表が認可され承認された。

[次へ](#)

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF PROFIT OR LOSS AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME

For the year ended 31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
<b>REVENUE</b>			
Management fee income	4	160,000	170,000
Other incomes	4	<u>28,950</u>	<u>62,322</u>
		<u>188,950</u>	<u>232,322</u>
<b>EXPENSES</b>			
Audit fee		6,489	4,340
Directors' fee	9(c)	107,606	107,053
Other expenses		<u>2,457</u>	<u>5,015</u>
TOTAL EXPENSES		<u>116,552</u>	<u>116,408</u>
PROFIT BEFORE TAX		72,398	115,914
Tax expense	5	<u>-</u>	<u>-</u>
PROFIT FOR THE YEAR AND TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR		<u>72,398</u>	<u>115,914</u>


The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
<b>ASSETS</b>			
Management fee receivables	7	160,000	170,000
Amount due from a fellow subsidiary	9(a)	-	864
Cash and cash equivalents	6	2,153,157	1,955,991
Total assets		<u>2,313,157</u>	<u>2,126,855</u>
<b>LIABILITIES</b>			
Amount due to an immediate holding company	9(b)	-	23,303
Amount due to a fellow subsidiary	9(b)	137,218	-
Accruals		4,328	4,339
Total liabilities		<u>141,546</u>	<u>27,642</u>
<b>NET ASSETS</b>		<u>2,171,611</u>	<u>2,099,213</u>
<b>EQUITY</b>			
Share capital	8	735,000	735,000
Retained profits		1,436,611	1,364,213
Total equity		<u>2,171,611</u>	<u>2,099,213</u>

  
\_\_\_\_\_  
Nicolas Henri Jean Papavoine  
Director

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

For the year ended 31 December 2025

	Share capital USD	Retained profits USD	Total USD
At 1 January 2024	735,000	1,248,299	1,983,299
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>115,914</u>	<u>115,914</u>
At 31 December 2024 and 1 January 2025	735,000	1,364,213	2,099,213
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>72,398</u>	<u>72,398</u>
At 31 December 2025	<u>735,000</u>	<u>1,436,611</u>	<u>2,171,611</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the year ended 31 December 2025

	Notes	2025 USD	2024 USD
<b>CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES</b>			
Profit before tax		72,398	115,914
Adjustments for:			
Interest income	4	<u>(28,760)</u>	<u>(62,436)</u>
		43,638	53,478
Decrease in management fee receivables		10,000	15,000
(Decrease)/increase in amount due to an immediate holding company		(23,303)	6,551
Increase in amount due to a fellow subsidiary		137,218	-
Decrease in amount due from a fellow subsidiary		864	-
Decrease in directors' fee payable		-	(428,396)
Decrease in accruals		<u>(11)</u>	<u>(2,097)</u>
Cash generated from/(used in) operating activities		168,406	(355,464)
Interest income received	4	<u>28,760</u>	<u>62,436</u>
Net cash flows from/(used in) operating activities		<u>197,166</u>	<u>(293,028)</u>
<b>NET INCREASE/(DECREASE) IN CASH AND CASH EQUIVALENTS</b>			
		197,166	(293,028)
Cash and cash equivalents at the beginning of year		<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>
<b>CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF YEAR</b>		<u><b>2,153,157</b></u>	<u><b>1,955,991</b></u>
<b>ANALYSIS OF BALANCES OF CASH AND CASH EQUIVALENTS</b>			
Cash and bank balances	6	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 1. CORPORATE INFORMATION

UBS Management (Cayman) Limited (the "Company") was incorporated in the Cayman Islands on 4 January 2000 as an exempted company with limited liability under the Companies Act, Cap.22 of the Cayman Islands. The Company's registered office is Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

The ultimate holding company of the Company is UBS Group AG, which is incorporated in Switzerland. Prior to 14 July 2025, the directors regarded Credit Suisse (Hong Kong) Limited as the immediate holding company. On 14 July 2025, the Company's immediate holding company, Credit Suisse (Hong Kong) Limited, entered into a share purchase agreement to sell and transfer its entire shareholding in the Company to the Company's intermediate holding company, UBS AG. Effective from 14 July 2025, the directors regarded UBS AG as the Company's immediate holding company.

## 2.1 BASIS OF PREPARATION

These financial statements of the Company have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). These financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for financial assets and liabilities held at fair value through profit or loss, which have been measured at fair value.

These financial statements are presented in United States Dollars ("USD") and all values are rounded to the nearest USD, except where otherwise indicated.

The statement of financial position presents assets and liabilities in order of liquidity and does not distinguish between current and non-current items.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

### 2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICIES AND DISCLOSURES

The Company applied for the first-time certain standards and amendments, which are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2025 (unless otherwise stated). The Company has not early adopted any other standard, interpretation or amendment that has been issued but is not yet effective.

#### **Amendments to IAS 21: *Lack of exchangeability***

For annual reporting periods beginning on or after 1 January 2025, Lack of Exchangeability – Amendments to IAS 21 *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* specifies how an entity should assess whether a currency is exchangeable and how it should determine a spot exchange rate when exchangeability is lacking. The amendments also require disclosure of information that enables users of its financial statements to understand how the currency not being exchangeable into the other currency affects, or is expected to affect, the Company's financial performance, financial position and cash flows. The amendments did not have a material impact on the Company's financial statements.

### 2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS

The Company has not early applied any of the new and amended IFRS Accounting Standards that have been issued but are not yet effective for the accounting year ended 31 December 2025 in these financial statements. Among the new and revised IFRS Accounting Standards, the following is expected to be relevant to the Company's financial statements upon becoming effective:

#### **IFRS 18 *Presentation and Disclosure in Financial Statements***

In April 2024, the IASB issued IFRS 18, which replaces IAS 1 *Presentation of Financial Statements*. IFRS 18 introduces new requirements for presentation within the statement of profit or loss, including specified totals and subtotals. Furthermore, entities are required to classify all income and expenses within the statement of profit or loss into one of five categories: operating, investing, financing, income taxes and discontinued operations, whereof the first three are new.

The standard also requires disclosure of newly defined management-defined performance measures, subtotals of income and expenses, and includes new requirements for aggregation and disaggregation of financial information based on the identified 'roles' of the primary financial statements (PFS) and the notes.

In addition, narrow-scope amendments have been made to IAS 7 *Statement of Cash Flows*, which include changing the starting point for determining cash flows from operations under the indirect method, from 'profit or loss' to 'operating profit or loss' and removing the optionality around classification of cash flows from dividends and interest. In addition, there are consequential amendments to several other standards. IFRS 18, and the amendments to the other standards, is effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2027, but earlier application is permitted and must be disclosed. IFRS 18 will apply retrospectively.

The Company is currently analyzing the new requirement and assessing the impact of IFRS 18 on the presentation and disclosure of the Company's financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

### 2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS (continued)

#### **Amendments to IFRS 9 and IFRS 7: Classification and Measurement of Financial Instruments**

In May 2024, the IASB issued *Amendments to IFRS 9 and IFRS 7, Amendments to the Classification and Measurement of Financial Instruments* (the Amendments). The Amendments include:

- A clarification that a financial liability is derecognised on the 'settlement date' and the introduction of an accounting policy choice (if specific conditions are met) to derecognise financial liabilities settled using an electronic payment system before the settlement date
- Additional guidance on how the contractual cash flows for financial assets with environmental, social and corporate governance (ESG) and similar features should be assessed
- Clarifications on what constitute 'non-recourse features' and what are the characteristics of contractually linked instruments
- The introduction of disclosures for financial instruments with contingent features and additional disclosure requirements for equity instruments classified at fair value through other comprehensive income (OCI)

The Amendments are effective for annual periods starting on or after 1 January 2026 with early adoption permitted for classification of financial assets and related disclosures only. The Company does not anticipate that the amendments will have a material effect on the Company's financial statements.

#### **Annual Improvements to IFRS Accounting Standards - Volume 11**

In July 2024, the IASB issued nine narrow scope amendments as part of its periodic maintenance of IFRS accounting standards. The amendments include clarifications, simplifications, corrections or changes to improve consistency in IFRS 1 First-time Adoption of International Financial Reporting Standards, IFRS 7 Financial Instruments: Disclosure and its accompanying Guidance on implementing IFRS 7, IFRS 9 Financial Instruments, IFRS 10 Consolidated Financial Statements and IAS 7 Statements of Cash Flows.

The amendments will be effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2026. Earlier application is permitted and must be disclosed. The amendments are not expected to have a material impact on the Company's financial statements.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

Related parties

A party is considered to be related to the Company if:

- a) The party is a person or a close member of that person's family and that person.
  - i) has control or joint control over the Company;
  - ii) has significant influence over the Company; or
  - iii) is a member of the key management personnel of the Company or of a parent of the Company;

or

- b) The party is an entity where any of the following conditions applies:
  - i) the entity and the Company are members of the same group;
  - ii) one entity is an associate or joint venture of the other entity (or of a parent, subsidiary or fellow subsidiary of the other entity);
  - iii) the entity and the Company are joint ventures of the same third party;
  - iv) one entity is a joint venture of a third entity and other entity is an associate of the third entity;
  - v) the entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company;
  - vi) the entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a);
  - vii) a person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity); and
  - viii) the entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the parent of the Company.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents in the statement of financial position comprise cash on hand and at banks, and short-term highly liquid deposits with a maturity of generally within three months that are readily convertible into known amounts of cash, subject to an insignificant risk of changes in value and held for the purpose of meeting short-term cash commitments.

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise cash on hand and at banks, and short-term deposits, as defined above, less bank overdrafts which are repayable on demand and form an integral part of the Company's cash management.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments

(i) **Classification**

In accordance with IFRS 9, the Company classifies its financial assets and financial liabilities at initial recognition into the categories of financial assets and financial liabilities discussed below.

In applying that classification, a financial asset or financial liability is considered to be held for trading if:

- (a) It is acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing it in the near term; or
- (b) On initial recognition, it is part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which, there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit-taking; or
- (c) It is a derivative (except for a derivative that is a financial guarantee contract or a designated and effective hedging instrument)

**Financial assets**

The Company classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at FVPL on the basis of both:

- The entity's business model for managing the financial assets
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset

Financial assets measured at amortised cost

A debt instrument is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI") on the principal amount outstanding. The Company includes in this category short-term non-financing receivables.

Financial assets measured at fair value through profit or loss ("FVPL")

A financial asset is measured at FVPL if:

- (a) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are SPPI on the principal amount outstanding; or
- (b) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell; or
- (c) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

**Financial liabilities**

Financial liabilities measured at FVPL

A financial liability is measured at FVPL if it meets the definition of held for trading or is designated as measured at FVPL upon initial recognition.

Financial liabilities measured at amortised cost

This category includes all financial liabilities, other than those measured at FVPL. The Company includes in this category amounts relating to short-term payables.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments**(ii) Recognition**

The Company recognises a financial asset or a financial liability when, and only when, it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

Purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within the time frame generally established by regulation or convention in the marketplace (regular way trades) are recognised on the trade date, i.e., the date that the Company commits to purchase or sell the asset.

**(iii) Initial measurement**

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded in the statement of financial position at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in profit or loss and other comprehensive income.

Financial assets and financial liabilities (other than those classified as at fair value through profit or loss) are measured initially at their fair value plus any directly attributable incremental costs of acquisition or issue.

**(iv) Subsequent measurement**

After initial measurement, the Company measures financial instruments which are classified as at fair value through profit or loss at fair value. Subsequent changes in the fair value of those financial instruments are recorded in net gains or losses on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in profit or loss and other comprehensive income. Interest and dividends earned or paid on these instruments are recorded separately in interest income or expense and dividend income or expense in profit or loss and other comprehensive income.

Debt instruments, other than those classified as at fair value through profit or loss, are measured at amortised cost using the effective interest method less any allowance for impairment. Gains and losses are recognised in profit or loss when the debt instruments cost are derecognised or impaired, as well as through the amortisation process.

The effective interest method ("EIR") is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or a financial liability and of allocating the interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter year to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. When calculating the effective interest rate, the Company estimates cash flows considering all contractual terms of the financial instruments, but does not consider expected credit losses ("ECL"). The calculation includes all fees paid or received between parties to the contract that are an integral part of the effective interest rate, transaction costs and all other premiums or discounts.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

(v) Derecognition

A financial asset (or, where applicable a part of a financial asset or part of a group of similar financial assets) is derecognised where:

- The rights to receive cash flows from the asset have expired; or
- The Company has transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full without material delay to a third party under a "pass through" arrangement and either (a) the Company has transferred substantially all the risks and rewards of the asset, or (b) the Company has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset, but has transferred control of the asset.

When the Company has transferred its rights to receive cash flows from an asset or has entered into a "pass-through" arrangement, and has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset nor transferred control of the asset, the asset is recognised to the extent of the Company's continuing involvement in the asset. In that case, the Company also recognises an associated liability. The transferred asset and the associated liability are measured on a basis that reflects the rights and obligations that the Company has retained.

The Company derecognises a financial liability when the obligation under the liability is discharged, cancelled or expired.

Impairment of financial assets

The Company holds only short-term receivables with no financing component and which have maturities of less than 12 months at amortised cost and, as such, has chosen to apply an approach similar to the simplified approach for expected credit losses ("ECL") under IFRS 9 to all its receivables. Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead, recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date.

The Company's approach to ECLs reflects a probability-weighted outcome, the time value of money and reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

The Company uses the provision matrix as a practical expedient to measuring ECLs on receivables, based on days past due for groupings of receivables with similar loss patterns. Receivables are grouped based on their nature. The provision matrix is based on historical observed loss rates over the expected life of the receivables and is adjusted for forward-looking estimates.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Fair value measurement

The Company measures its investment in financial instruments at fair value at each reporting date.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

The fair value measurement is based on the presumption that the transaction to sell the asset or transfer the liability takes place either in the principal market for the asset or liability, or in the absence of a principal market, in the most advantageous market for the asset or liability. The principal or the most advantageous market must be accessible to the Company.

The fair value for financial instruments traded in active markets at the reporting date is based on their market quoted price within the bid/ask price or broker quotations which could be indicative prices, without any deduction for transaction costs. Securities defined in these accounts as 'listed' are traded in an active market.

For all other financial instruments not traded in an active market, the fair value is determined by using valuation techniques deemed to be appropriate in the circumstances. Valuation techniques include the market approach (i.e., using recent arm's length market transactions adjusted as necessary and reference to the current market value of another instrument that is substantially the same) and the income approach (i.e., discounted cash flow analysis and option pricing models making as much use of available and supportable market data as possible).

All assets and liabilities for which fair value is measured or disclosed in the financial statements are categorised within the fair value hierarchy, described as follows:

- Level 1 - Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.
- Level 2 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is directly or indirectly observable
- Level 3 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is unobservable

For assets and liabilities that are recognised in the financial statements on a recurring basis, the Company determines whether transfers have occurred between levels in the hierarchy by re-assessing the categorisation (based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement as a whole) at the beginning of each reporting period.

Provisions

A provision is recognised when a present obligation (legal or constructive) has arisen as a result of a past event and it is probable that a future outflow of resources will be required to settle the obligation, provided that a reliable estimate can be made of the amount of the obligation.

When the effect of discounting is material, the amount recognised for a provision is the present value at the end of the reporting period of the future expenditures expected to be required to settle the obligation. The increase in the discounted present value amount arising from the passage of time is included in the statement of profit or loss.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Revenue recognition*Revenue from contracts with clients*

Revenue from contracts with customers is recognised when the control of goods or services is transferred to the customers at an amount that reflects the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for those goods or services.

## (a) Management fee

Management fee income is recognised over time because the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the Company.

Other income*Interest income*

Interest income is recognised on an accrual basis using the effective interest method by applying the rate that exactly discounts the estimated future cash receipts over the expected life of the financial instrument or a shorter period, when appropriate, to the net carrying amount of the financial asset.

Functional currency

These financial statements are presented in United States dollar, which is the Company's functional and presentation currency.

Foreign currencies transactions

Transactions denominated in foreign currency are translated into the functional currency of the reporting unit at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the end of the reporting period, all monetary assets and liabilities denominated in foreign currency are translated to the functional currency using the closing exchange rate. Differences arising on settlement or translation of monetary items are recognised in profit or loss.

Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency shall be translated using the exchange rates at the date of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was measured. The gain or loss arising on translation of a non-monetary item measured at fair value is treated in line with the recognition of the gain or loss on change in fair value of the item.

Expenses

All expenses are recognised in the statement of profit or loss on an accrual basis.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 4. REVENUE AND OTHER INCOME

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. Total revenue and other income recognised during the year are as follows:

	2025 USD	2024 USD
Revenue:		
Management fee income	<u>160,000</u>	<u>170,000</u>
Other incomes include the following:		
Bank interest income	28,760	62,436
Foreign exchange differences, net	<u>190</u>	<u>(114)</u>
	<u>28,950</u>	<u>62,322</u>

The performance obligation for management fee income is satisfied over time as services are rendered.

## 5. TAXATION

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 20 years from 10 October 2019. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

## 6. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2025 USD	2024 USD
Cash at bank	<u>2,153,157</u>	<u>1,955,991</u>

Cash at bank earns interest at floating rates based on daily bank deposit rates. The carrying amount of the cash at bank approximate to their fair values.

## 7. MANAGEMENT FEE RECEIVABLES

	2025 USD	2024 USD
Management fee receivables	<u>160,000</u>	<u>170,000</u>

None of the above assets is either past due or impaired. The financial assets included in the above balances relate to receivables for which there was no recent history of default.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 8. SHARE CAPITAL

	2025 USD	2024 USD
Issued and fully paid:		
735,000 (2024: 735,000) ordinary shares of USD1 (2024: USD1) each	735,000	735,000

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns to shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

**Outstanding balances with related parties**

The Company has the following outstanding balances due from/(to) related companies as at the end of reporting period:

	Notes	2025 USD	2024 USD
Amount due from a fellow subsidiary	(a)	-	864
Amount due to a fellow subsidiary/an immediate holding company	(b)	<u>(137,218)</u>	<u>(23,303)</u>

(a) The amount due from a fellow subsidiary represents expenses paid by the Company on behalf of Credit Suisse (Singapore) Limited. It is unsecured, interest-free and has no fixed terms of repayment.

(b) As disclosed in Note 1, on 14 July 2025, the immediate holding company, Credit Suisse (Hong Kong) Limited, entered into a share purchase agreement to dispose of its entire equity interest in the Company to the Company's intermediate holding company, UBS AG. Upon completion of the transaction on the same date, Credit Suisse (Hong Kong) Limited ceased to be the immediate holding company and has been regarded by the directors as the Company's fellow subsidiary. The balance represents expenses incurred and paid by Credit Suisse (Hong Kong) Limited on behalf of the Company. It is unsecured, non-interest bearing, and repayable on demand.

**Transactions with related parties**

Except as disclosed elsewhere in the financial statements, during the year ended 31 December 2025, the Company had the following material transactions with related parties:

	Notes	2025 USD	2024 USD
Compensation of key management personnel of the Company	(c)	<u>107,606</u>	<u>107,053</u>

(c) The details of the remuneration of the directors, being the key management personnel defined as a related party of the Company

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Company's investing activities expose it to various types of risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risk to which the Company is exposed are market risk, credit and counterparty risk and liquidity risk. Market risk includes foreign currency risk and interest rate risk. The directors oversee the management of these risks.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of reporting period and the risk management policies employed by the Company are discussed below.

## (a) Market risk

Market risk is the risk of loss arising from uncertainty concerning movements in market prices and rates, including observable variables such as interest rates, credit spreads, exchange rates, and others that may be only indirectly observable such as volatilities and correlations. Market risk includes such factors as changes in economic environment, consumption pattern and investors' expectation etc. which may have significant impact on the value of the investments. Market movement may therefore result in substantial fluctuation in the financial position of the Company.

*Foreign currency risk*

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars. Since the Hong Kong Dollar is pegged to the USD, the Company's exposure to foreign currency risk in respect of the invoices and expenses denominated in USD is considered to be minimal.

*Interest rate risk*

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash at bank. At 31 December 2025 and 2024, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

(b) Credit and counterparty risk

Credit and counterparty risk is the risk of loss resulting from client or counterparty default and arises on credit exposure in all forms, including settlement risk. The Company's credit and counterparty risk is primarily attributable to cash and cash equivalents and amounts due from related companies. The Company's management regularly monitors the credit and counterparty risk of all the financial assets. It is considered that they are not past due or impaired for each of the reporting dates under review. None of the Company's financial assets are secured by collateral or other credit enhancements. The directors considered the credit and counterparty risk as minimal since the Company's clients are the Company's related companies.

*Maximum exposure and year-end staging*

The tables below show the credit quality and the maximum exposure to credit risk based on the Company's credit policy, which is mainly based on past due information unless other information is available without undue cost or effort, and year-end staging classification as at 31 December 2025 and 2024. The amounts presented are gross carrying amounts for financial assets and the exposure to credit risk for the financial guarantee contracts.

31 December 2025

	12-month expected credit losses	Lifetime expected credit losses			Total
	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Simplified approach	
	USD	USD	USD	USD	USD
Management fee receivables	-	-	-	160,000	160,000
Cash and cash equivalents - Not yet past due	2,153,157	-	-	-	2,153,157
<b>Total</b>	<b>2,153,157</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>160,000</b>	<b>2,313,157</b>

31 December 2024

	12-month expected credit losses	Lifetime expected credit losses			Total
	Stage 1	Stage 2	Stage 3	Simplified approach	
	USD	USD	USD	USD	USD
Amount due from a fellow subsidiary	864	-	-	-	864
Management fee receivables	-	-	-	170,000	170,000
Cash and cash equivalents - Not yet past due	1,955,991	-	-	-	1,955,991
<b>Total</b>	<b>1,956,855</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>170,000</b>	<b>2,126,855</b>

## UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

## NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

## 10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

## (c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in raising funds to meet commitments associated with financial liabilities. The Company's strategy is to minimise its exposure to liquidity risk by monitoring the Company's liquid capital from time to time and by obtaining funds from partners where necessary.

The following table summarises the maturity profile of the Company's financial liabilities based on contractual undiscounted payments. Balances due within one year equal their carrying amounts, as the impact of discounting is insignificant. The table also analyses the maturity profile of the Company's financial assets (undiscounted where appropriate) in order to provide a complete view of the Company's contractual commitments and liquidity.

*Financial liabilities*

The maturity grouping is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date. When a counterparty has a choice of when the amount is paid, the liability is allocated to the earliest period in which the Company can be required to pay.

*Financial assets*

The analysis into maturity groupings is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date or, if earlier, the expected date on which the assets will be realised.

	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2025					
<i>Financial liabilities</i>					
Amount due to a fellow subsidiary	137,218	-	-	-	137,218
	<u>137,218</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>137,218</u>
31 December 2024					
<i>Financial liabilities</i>					
Amount due to an immediate holding company	23,303	-	-	-	23,303
	<u>23,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>23,303</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD5,000 (2024: USD5,000) each is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2025.

Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)\*  
 Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified institutional Investors Only)  
 Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)\*  
 J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)\*  
 Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)\*  
 Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)\*  
 Shinsei World Wrap Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)  
 US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 US Municipal Bond Fund  
 Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Meister's Collection  
 PIMCO Short Term Income Strategy Fund  
 PIMCO Short Term Strategy  
 Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)  
 Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund  
 SBI PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund  
 AUD Short Term Bond Fund\*  
 Insight Alpha  
 US Dynamic Growth  
 Premium Carry Strategy Fund  
 BSMD Global Advantage  
 Daiwa WIL Ventures III, L.P. Fund  
 Japan Equity Premium Strategy Fund  
 Global Select Carry Strategy Fund  
 Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund  
 LGT Global Private Credit Fund  
 KKR Private Markets Equity Fund  
 UBS Triple Income European Bank Equity Strategy Fund#  
 UBS European Retail Estate Strategy Fund#  
 UBS US Bank Equity Strategy Fund#  
 UBS State of Texas Equity Strategy Fund#  
 UBS US Treasuries Fund#  
 Columbia US Contrarian Fund#

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2025

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES (continued)

UBS Australia REIT Strategy Fund#  
UBS Strategy Fund#

\* The funds were terminated during 2025.

# The funds were entered during 2025, no management fee was charged for 2025.

The Company has not provided financial or other support to unconsolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently intend to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that is not contractually required to provide.

12. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorised for issue by the board of directors on 22 May 2026.

**( 2 ) 【損益計算書】**

管理会社の損益の状況については、「( 1 ) 貸借対照表」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照ください。

#### 4【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、これらの持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社(以下「利害関係者」といいます。)は、随時、ファンドと利益相反を生じる可能性のある他の金融、投資またはその他の専門的活動(以下「利益相反」といいます。)に関与することができます。これには、別のファンドの受託者、管理者、保管者、運用者、投資運用者または販売者として行為すること、および別のファンドまたは別の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社またはその利害関係者は、ファンドと投資目的が類似または重複した別の投資ファンドの運用または助言に関与することを想定されます。また、管理会社の関連会社は、受託会社および/または管理会社と合意した条件に基づき、ファンドに対し、銀行サービス、財務顧問サービス、保管サービス、販売サービス、スワップ・カウンターパーティーサービスまたはヘッジサービスを提供することができ、これを行う場合、かかるサービスの提供により得た利益は当該利害関係者が留保します。受託会社および管理会社は、ファンドに提供されるサービスと類似のサービスを第三者に提供することができ、かかる行為により得た利益を計上する責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社(適切な場合)は、その公正な解決を確保するよう努力します。ファンドを含め、他の顧客に投資機会を割り当てる場合、管理会社は、かかる業務に関して利益の相反に直面する可能性があります、このような状況における投資機会が公正に割り当てられることを確保します。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

##### (2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

##### (3) 出資の状況

該当事項はありません。

##### (4) 訴訟およびその他の重要事項

本書提出日現在において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(Elian Trustee (Cayman) Limited) (「受託会社」)

##### (イ) 資本金の額

2026年4月末日現在の額は、100米ドル(約15,988円)です。

##### (ロ) 事業の内容

エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッドは、ファンドの受託会社です。受託会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社であり、インタートラスト・コーポレート・サービス(ケイマン)リミテッド(旧名称:エリアン・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッド)(以下「ICSCCL」といいます。)の完全子会社です。ICSCCLは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の法律に従い、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、CIMAの規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改正済)に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件を免除されています。ICSCCLは、2022年11月にコーポレート・サービス・カンパニー(CSC)に買収され、非公開会社となっています。

#### (2) エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド(SMT Fund Services (Ireland) Limited) (「管理事務代行会社」)

##### (イ) 資本金の額

2026年4月末日現在の額は、62,992,338ユーロ(約115億5,342万円)です。

(注)ユーロの円貨換算は、2026年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=183.41円)によります。以下、別段の記載がない限り、ユーロの円貨表示は全てこれによるものとします。

##### (ロ) 事業の内容

エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドは、1995年にアイルランドで設立され、その最終親会社は、東京証券取引所に普通株式が上場されている日本企業の三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドは、多くの法域で設立された集団投資スキームに対してもサービスを提供しています。

#### (3) 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店(Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch)) (「保管会社」)

##### (イ) 資本金の額

2026年4月末日現在の額は、3,420億円です。

##### (ロ) 事業の内容

保管会社は、日本法に基づき信託および銀行事業を行う認可を受けた日本の銀行です。その最終持株会社は、東京証券取引所に上場されている日本企業の三井住友トラスト・ホールディングスです。保管会社は、英国内で保管業務を行う目的で、英国金融行動監視機構により認可を受けています。

#### (4) 東海東京証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

##### (イ) 資本金の額

2026年4月末日現在の額は、60億円です。

##### (ロ) 事業の内容

東海東京証券株式会社は、金融商品取引法に基づき登録された金融商品取引業者であり、第一種金融商品取引業を行う資格を有しています。

## (5) 三井住友信託銀行株式会社 (「日本における販売会社」)

## (イ) 資本金の額

2025年9月末日現在の額は、3,420億円です。

## (ロ) 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## (6) ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch) (「報酬代行会社」)

## (イ) 資本金の額

2025年12月末日現在の額は、386百万米ドル (約617億1,368万円)

## (ロ) 事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは1978年2月28日にエスピーシー・エイ・ジーという名称により存続期間を無期限として設立され、同日にカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されました。1997年12月8日、同社は商号をユービーエス・エイ・ジーに変更しました。同社は、1998年6月29日にスイス・ユニオン銀行 (1862年設立) とスイス銀行コーポレイション (1872年設立) が合併して現在の形となりました。ユービーエス・エイ・ジーは、カントン・チューリッヒおよびカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されています。登記番号は、CHE-101.329.561です。

ユービーエス・エイ・ジーは、スイスで設立され、スイスに本拠地を置き、スイス法に基づき株式会社 (Aktiengesellschaft) として事業を行っています。また、関連するスイス法令上のコーポレート・ガバナンス要件を全て遵守しています。ユービーエス・エイ・ジーは、ニューヨーク証券取引所 (以下「NYSE」といいます。) に上場している債券を有する外国民間発行体として、外国民間発行体に適用されるNYSEのコーポレート・ガバナンス基準も遵守しています。

ユービーエス・エイ・ジーは、UBSグループの持株会社であるUBSグループ・エイ・ジーが100%所有しています。ユービーエス・エイ・ジーは、4つの事業部門 (グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク) およびグループ・ファンクションを有し、グループとして事業を行っています。ユービーエス・エイ・ジーの目的は銀行の運営です。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融業務、アドバイザリー業務、トレーディング業務およびサービス業務に及びます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において、支店および駐在員事務所ならびに銀行、金融会社およびその他のあらゆる種類の企業を設立し、これらの企業の持分を保有し、その管理を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において不動産および建物に関する権利の取得、抵当権設定および売却を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、資本市場で資金の借入れおよび投資を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、グループ親会社であるUBSグループ・エイ・ジーが支配する企業グループに属しています。同社は、グループ親会社または他のグループ会社の利益を促進する場合があります。また、グループ会社のために貸付、保証その他の種類の融資や担保を提供する場合があります。

ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、1998年に設立され、ユービーエス・エイ・ジーの支店です。設立番号BR004507でイングランドおよびウェールズにおいて登録されており、その登記上の事務所は、EC2M、2QS、英国、ロンドン、ブロードゲート5です。ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、スイス金融市場監督機関による認可および規制を受けています。また、英国ブルーデンス規制機構の認可を受けており、英国金融行為監督機構による規制およびブルーデンス規制機構による一定の規制を受けています。

## (7) 東海東京アセットマネジメント株式会社 (「投資運用会社」)

## (イ) 資本金の額

2026年4月末日現在の額は、5,000万円です。

## (ロ) 事業の内容

東海東京アセットマネジメントは、東海東京フィナンシャル・グループの投資顧問会社として設立され、証券投資信託の委託者の業務および有価証券等に関する投資運用業務を行っています (2023年12月より、東海東京フィナンシャル・グループの持分法適用関連会社であるお金のデザインの100%子会社となっています。 )。

2026年4月末日時点において、東海東京アセットマネジメントの運用資産の総額は、約3,310億円です。

## (8) ヌビーン・ジャパン株式会社 (「投資運用会社サポート会社」)

## (イ) 資本金の額

2026年4月末日現在の額は、5,000万円です。

## (ロ) 事業の内容

ヌビーン・ジャパン株式会社は、2018年9月14日に日本の法律に基づき設立され、金融商品取引業者として登録されています (登録番号 関東財務局長 (金商) 第3132号)。ヌビーン・ジャパン株式会社は投資対象ファンド投資顧問会社の関連会社であり、ヌビーンの子会社です。

なお、ヌビーン・ジャパン株式会社は、管理会社から投資運用会社サポート会社として任命されています。

## (ハ) 投資運用会社サポート会社追加の年月日

2025年11月11日

## (ニ) 投資運用会社サポート会社追加の理由

ファンドの投資運用会社である東海東京アセットマネジメント株式会社が、ヌビーン・ジャパン株式会社から以下の業務等の提供を受けるため、ファンドは、ヌビーン・ジャパン株式会社を投資運用会社サポート会社として追加しました。

( ) 投資対象ファンドの投資状況および運用状況、ならびに基準価額 (NAV) に関する情報の提供

( ) 月次報告の提供

( ) 合理的な範囲で要請される翻訳業務の提供

( ) 臨時の情報照会への対応

また、投資運用会社サポート会社は、ファンドの適正な運用を支援するため、投資運用会社から、以下の情報を受領します。

( ) ファンドによる投資対象ファンドに関する申込状況および償還状況に関する情報

( ) 投資対象ファンドおよびその他の資産 (現金等) の投資状況を含む、ファンドの投資状況

## 2 【関係業務の概要】

## (1) エリアン・トラスティ (ケイマン) リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)

信託証書に基づき、受託業務を提供します。

## (2) エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)

登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務を提供します。

## (3) 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店 (Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch))

保管業務を提供します。

## (4) 東海東京証券株式会社

日本における代行協会員業務およびファンドの受益証券の販売・買戻しの取次業務を行います。

- (5) 三井住友信託銀行株式会社  
日本におけるファンドの受益証券の販売・買戻しの取次業務を行います。
- (6) ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(UBS AG, London Branch)  
報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。
- (7) 東海東京アセットマネジメント株式会社  
投資運用契約に基づき、資産運用業務を行います。
- (8) ヌビーン・ジャパン株式会社  
投資運用会社サポート契約に基づき、ファンドの投資運用会社が行う業務のサポート業務を行います。

### 3【資本関係】

UBS マネジメント(ケイマン) リミテッド(管理会社)とユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(報酬代行会社)は、いずれもUBSグループ・エイ・ジーを最終親会社とするグループ会社です。

### 第3【投資信託制度の概要】

#### 1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行・信託会社法(その後の改正を含む。)(以下「銀行・信託会社法」という。 )の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法(その後の改正を含む。 )またはケイマン諸島の地域会社(管理)法(その後の改正を含む。 )の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。 )として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップも設定された。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は投資信託を規制する二つの立法体制をとっている。
  - (a) 1993年7月に施行されたケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含む。 )(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。 )は、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型ファンドに対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。最新の改正ミューチュアル・ファンド法は、2020年に施行された。
  - (b) 2020年2月に施行されたケイマン諸島のプライベート・ファンド法(その後の改正を含む。 )(以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と総称して「ファンド法」という。 )は、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドに対する規則を制定している。
- 1.4 プライベート・ファンドに対する明示的な言及により別段に明示される場合(または投資信託一般に対する言及によって暗示される場合)を除き、本リーガル・ガイドの残りの部分は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型ミューチュアル・ファンドの運用について取り扱っており、それに応じて「ミューチュアル・ファンド」という用語を解釈するものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法の規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は12,995(3,224のマスター・ファンドを含む。 )であった。また、当該日付において、適用除外対象となる非登録ファンドも多数存在していた。これには、(2020年2月からプライベート・ファンド法の下で規制される)クローズド・エンド型ファンドおよび(2020年2月から一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される)限定投資家ファンド(以下に定義される)が含まれるが、これらに限定されない。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)のメンバーである。

#### 2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社のマネージャーをも監督しておりケイマン諸島の金融庁法(その後の改正を含む。 )(以下「金融庁法」という。 )により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。 )が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法の解釈上、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用管理が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金

をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法の解釈上、プライベート・ファンドとは、投資者の選択により買い戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして以下の場合に投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

(a) 投資持分の保有者が投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しないこと

(b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に管理されていること

を含むが、

(a) 投資信託の受託者は銀行・信託会社法またはケイマン諸島の保険法(その後の改正を含む。)に基づき免許を付与された者

(b) ケイマン諸島の建設社会法(その後の改正を含む。)またはケイマン諸島の友好社会法(その後の改正を含む。)に基づき登録された者

(c) 非ファンド・アレンジメント(プライベート・ファンド法の別紙に記載されるアレンジメント)

を除く。

- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドでありそれ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドの役割を果たすケイマン諸島の法人を規制する責任を負う。一般的に、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの一般的な投資戦略を実施することを主な目的として1名以上の投資者(一つ以上の規制フィーダー・ファンドを含む。)に対して(直接的または仲介業者を通して間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドはCIMAに登録するよう義務付けられる可能性がある。

- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の(改正)ミューチュアル・ファンド法(その後の改正を含む。)(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運用者を選任または解任することができる場合に従前登録を免除されていた、ケイマン諸島の一部のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう規定する。

- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

### 3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、以下の4つの有効な形態がある。

#### 3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量で発行されるミューチュアル・ファンドの免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して販売書類を提出し、適用される申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するために十分な専門性を有し、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

#### 3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定することである。この場合、販売書類と所定の法定様式が適用される申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。管理者に関するオンライン申請もまた、所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要が

ない。その代わりに、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判のある者により管理されること、および投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

### 3.3 登録投資信託(第4条3項ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4条3項に基づき登録されたミューチュアル・ファンドに適用され、以下のいずれかに該当するものである。

(a) 一投資家当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許または主たる事務所の提供は必要ない。登録投資信託は、単に一定の所定の詳細を記載した販売書類をオンライン提出し、適用される申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

### 3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前においては登録を免除されていたが、現在はCIMAへの届出が必要となった。限定投資家ファンドの義務は、CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含め、ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドの義務と類似しているが、いくつか重要な相違点も存在する。ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資家が15名以内でなければならない。当該投資家は、その過半数の賛成でミューチュアル・ファンドの運営者の選任または解任を行うことができなければならない(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社またはマネージャーを意味する)。もう一つの重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4条(3)に従って登録されたミューチュアル・ファンドの投資家は、法定の当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の要件に従わなければならないのに対し、限定投資家ファンドの投資家には、法定の当初最低投資額は適用されない。

## 4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドを除いて、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集要項を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集要項、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集要項がない場合は、マスター・ファンドに関する詳細は規制フィーダー・ファンドの募集要項(当該要項はCIMAに提出しなければならない。)に含まれることが多い。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があった場合、修正した募集要項(または、限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは募集要項の内容または形式を指示する特定の権限を有しないものの、CIMAは、募集要項の内容について規則もしくは方針を公表することがある。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会社書類の監査を実施する過程で投資信託が以下のいずれかに該当することを知ったときまたはその疑いがあるときはCIMAに対し書面の通知を送付する法的義務を負っている。

(a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。

- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと企図している場合。
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
- (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたは行おうと企図している場合。
- (e) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含む。)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または免許を受けたミューチュアル・ファンドについてのみ、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたは行おうと企図している場合。

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。当該通知の期間は、適用される規則の方式(または適用される条件)によって異なる場合があり、当該通知は、当該変更の前提条件として必要とされる、または当該変更の実施から21日以内に行わなければならないことがある。

4.4 2006年12月27日に発効したケイマン諸島の2006年投資信託(年次申告書)規則(その後の改正を含む。)に従って、すべての規制投資信託は、当該投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、同規則に定める細目を記載した、正確かつ完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは、当該期間の延長を許可することができる。当該申告書は、投資信託に関する一般的情報、運用情報および財務情報を含み、CIMAによって承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については責任を負わない。

## 5. 投資信託管理者

5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社もしくはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、および法的記録が保管されるまたは事務作業が行われる登記された事務所の提供である。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、良好な評判を有し、投資信託管理者としての業務が、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者にて管理される、という法定の基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記を示しかつその所有状況と財務構造およびその取締役と役員を明らかにした詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルでなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、(数の制限なく)複数の投資信託のために行為することができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、当該投資信託のすべてをCIMAに通知すること、および上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して報告すべき法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針においては、最大10のファンドに許可が付与されうる。)に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマン諸島に投資信託運用会社を創設した投資信

託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のない投資信託を運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、免許を受けた投資信託管理者の会計の監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当することを知ったとき、またはその疑いがあるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

(a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。

(b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと企図している場合。

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。

(d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのように企図している場合。

(e) ミューチュアル・ファンド法または以下各号に基づく規則を遵守せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。

( ) ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件

( ) 当該免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法(その後の改正を含む。)(以下「BOT法」という。)において定義される「企業サービスプロバイダー」でもある場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役もしくは上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに支払う当初手数料は、(管理する投資信託の数によって)24,390米ドルまたは30,488米ドル、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルであり、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間の手数料は、(管理する投資信託の数によって)36,585米ドルまたは42,682米ドル、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

## 6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている事業体は以下のとおりである。

### 6.1 免除会社

(a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法(その後の改正を含む。)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる。)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。

(b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(事業目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立文書、特に基本定款は、ファンドの条件案をより正確に反映するために、ミューチュアル・ファンドの設立と事業の開始の間に改定されることが多い。

(c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型の投資信託で外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

- (d) 免除会社が設立された場合、会社法における主たる要件は、要約すると以下のとおりである。
- ( ) 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
  - ( ) 取締役、代理取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
  - ( ) 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
  - ( ) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
  - ( ) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
  - ( ) 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、1名以上の取締役を有さなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、額面株式および無額面株式の両方を発行することができない。 )。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払いに加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができること(すなわち会社が支払能力を維持すること)を条件とする。
- (k) 免除会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合、取締役は、その支払後、投資信託が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、ケイマン諸島の財務大臣から、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

## 6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた、ケイマン諸島における法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(その後の改正を含む。)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。

- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

### 6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、買収ファンド、ベンチャー・キャピタルおよびグロース・キャピタルを含むあらゆる種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。特定の法域におけるファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして許容される投資家の人数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(その後の改正を含む。)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島法において別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの組成および運営を定めた、ケイマン諸島の主要な法令である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置くものであり、今日では他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国の弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島もしくはその他の規定された法域において登録されているかまたは設立されたものである。)当該リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。法定の保護がリミテッド・パートナーに付与されるのは、登記時である。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、外部と免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーではない者と共に業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権能、権限、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、またパートナーシップ契約中のこれと反対の趣旨の明示の規定に服することを条件として、常に、パートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に一致しない場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法(その後の改正を含む。)の下の、パートナーシップに適用されるエクイティおよびコモンローの法理は、特定の例外を除いて、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
  - ( ) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

- ( ) 氏名・名称および住所、リミテッド・パートナーとなった日、ならびにリミテッド・パートナーでなくなった日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
- ( ) リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている登録事務所の登録簿を維持する。
- ( ) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所において維持される場合、ケイマン諸島の税務情報庁法(その後の改正を含む。)に基づく税務情報庁からの命令または通知に応じ、登録事務所において電子フォームまたはそのたの媒体によるリミテッド・パートナーの登録簿を提供する。
- ( ) リミテッド・パートナーによる出資の額および日付ならびに当該出資の撤回の額および日付についての記録を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
- ( ) 有効な通知が送達された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保権設定の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- ( g ) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常時、少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、取下げ、または買い戻すことができる。
- ( h ) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な規定に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- ( i ) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- ( j ) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- ( k ) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

#### 6.4 有限責任会社

- ( a ) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要求に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- ( b ) 有限責任会社は(免除会社と同様に)独立した法人格を有し、その株主は有限責任を負う。一方で有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を提供しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定戦略を実行するために使用することができる。有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも単純で柔軟な運営が認められており、例としては、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレートガバナンスの概念が挙げられる。
- ( c ) 有限責任会社は、様々な種類の取引において普及していることがわかっており、かかる取引の例には、ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディール、および従業員インセンティブ/プラン・ピークルが含まれる。有限責任会社は、ケイマン諸島以外の法、税制または規制上の理由から独立した法人格を必要とするクローズド・エンド型ファンド(代替投資ピークルを含む。)に関連してますます活用されている。
- ( d ) とりわけ、オンショア オフショアのファンド構造においてオンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、運営におけるさらなる安定および費用効率をもたらし、かかる構成における異なるピークルの投資家の権利をより緊密に整合させることが可能となる可能性がある。ケイマン諸島の契約法(第三者の権利法)(その後の改正を含む。)によって提供されている柔軟性も、有限責任会社に関連して利用可能である。
- ( e ) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の不課税にかかる保証を得ることができる。

6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、BOT法に基づく義務を遵守しなくてはならない。

## 7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、マネージャー、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示することができる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。これに違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

(a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。

(b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者を害するような方法で、事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的に廃業する場合。

(c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。

(d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。

(e) 規制投資信託の管理・運用が適正かつ正当な方法で行われていない場合。

(f) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うため、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

(a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。

(b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。

(c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。

(d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為には以下の事項が含まれる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
  - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
  - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
  - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
  - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
  - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
  - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
  - (b) 投資信託が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
  - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、投資信託を解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
  - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
  - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを終了したまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。
8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督
- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づく義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 第8.3項による指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金が課せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を停止したかまたは停止しようとしている場合や投資信託管理社が清算手続に入るか解散されたと認めた場合は、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合。
- (c) BOT法に規定されている「企業サービスプロバイダー」である免許投資信託管理者が、BOT法に違反した場合。
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとして意図している場合。
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行うか、またはそのように企図している場合。
- (f) 免許投資信託管理業務の管理運営が、適正かつ正当な方法で行われていない場合。
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。

(h) 公開されている免許投資信託管理事業の支配または所有を取得した者が、かかる支配または所有にふさわしい適切な者ではない場合。

8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

(a) 免許投資信託管理者の以下の不履行

- ( ) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
- ( ) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
- ( ) 投資信託、または投資信託の設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
- ( ) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
- ( ) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
- ( ) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
- ( ) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
- ( ) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。

(b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。

(c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること。

(d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。

(a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を取り消すこと。

(b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。

(c) 管理者の取締役その他の上級役員、ジェネラル・パートナーの交代を要求すること。

(d) 投資信託の管理の適切な実施に関し、管理者に助言を行う者を選任すること。

(e) 投資信託の管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。

8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべての投資信託の投資者、当該管理者の債権者および当該投資信託の債権者の利益を保護するために必要と考えるその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

(a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。

(b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。

- (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、以下の事由に該当する場合、CIMAは、選任を取り消し、これに替えて他の者を選任することができる。
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
- (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
- (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94条(4)によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
- (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えずに、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を廃止したか、または事業を行おうとすることをやめてしまっていると認めた場合。
- (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合(たとえば、投資信託の受託者である場合)、銀行・信託会社法によりCIMAによる規制および監督の対象ともなる。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。
9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的な法の執行
- 9.1 以下の者の解散の申請がCIMA以外の者によって行われる場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に立ち会うことができる。
- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった者
- (d) 免許投資信託管理者であった者
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定する者またはそれらの債権者への送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下の行為を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定された人物の債権者集会に出席すること。
- (b) 和解または取り決めに審議するために設置された委員会の会議に出席すること。
- (c) かかる会議におけるすべての決定事項について意見を表明すること。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が行った申請について、ミューチュアル・ファンド法またはBOT法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われているか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があると認めた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下の事項を授権する令状を発行することができる。

- ( a ) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
  - ( b ) それらの場所またはその場所にいる者を検索すること。
  - ( c ) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して検索をすること。
  - ( d ) ミューチュアル・ファンド法またはBOT法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
  - ( e ) ミューチュアル・ファンド法またはBOT法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法に基づき、CIMAは、以下のいずれに関係する情報も開示してはならない。
- ( a ) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
  - ( b ) 投資信託に関する事項。
  - ( c ) 投資信託管理者に関する事項。
- ただし、これらの情報は、CIMAが何らかの法に基づく職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもののうち、次のいずれの場合にも当てはまらないものに限られる。
- ( a ) 例えばケイマン諸島の秘密情報開示法(その後の改正を含む。)、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律(その後の改正を含む。)(以下「犯罪収益法」という。 ) またはケイマン諸島の薬物濫用法(その後の改正を含む。 ) 等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。
  - ( b ) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
  - ( c ) 免許取得者に関する事項、または免許取得者の顧客、株主、クライアントもしくは保険証券所持者、または免許取得者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項(場合に応じて、免許取得者、顧客、株主、クライアント、保険証券所持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。 ) に関する場合。
  - ( d ) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが何らかの法に基づく職務を行う際の内閣とCIMAの間の取引に関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合。
  - ( e ) 開示される情報が現在、他の情報源から公衆により閲覧可能である場合。
  - ( f ) 要約または統計での開示であって、開示される情報によって免許取得者または投資者の身元が開示されることとならない場合(ただし、かかる身元の開示が許される場合は、身元が開示されることとなる場合であっても許容される。 ) 。
  - ( g ) 刑事手続の開始に備えて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行局に対して開示される場合。
  - ( h ) マネー・ロンダリング防止規則に従って人に開示される場合。
  - ( i ) ケイマン諸島外の金融監督当局に対する開示であって、免許取得者に関してCIMAが行使する権能に相当する権能を当該金融監督当局が行使するために必要な情報を開示する場合。ただし、当該監督当局による情報の更なる開示について十分な法的規制がなされているものとCIMAが認めることを条件とする。

- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

## 11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

### 11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に依り)投資信託、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

### 11.2 意図的な不実表明

事実の不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

### 11.3 ケイマン諸島の契約法(その後の改正を含む。)

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が、そのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対して、さらに請求することは可能であるものの、申込人の請求の対象となる者は投資信託となる。

### 11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

( ) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

( ) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を生じさせることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもあり得る。

### 11.5 契約上の債務

(a) 販売書類も投資信託(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

(b) 一般的には、当該契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、またはアドバイザーに対して、さらに請求することが可能であるものの、申込者が請求する相手方当事者は、投資信託(または受託会社)である。

#### 11.6 隠された利益および利益相反

投資信託の受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、投資信託と第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、投資信託によって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、投資信託に帰属する。

### 12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

#### 12.1 ケイマン諸島の刑法(その後の改正を含む。)第257条

会社の役員(またはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

#### 12.2 ケイマン諸島の刑法(その後の改正を含む。)第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

### 13. 清算

#### 13.1 免除会社

免除会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照: 上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

#### 13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照: 第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

#### 13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している(参照: 第7.17(d)項)。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが解散された時点で、ジェネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して解散の届出をしなければならない。

#### 13.4 有限責任会社

有限責任会社については、その登記を抹消するかまたは正式に精算することができる。解散の仕組みは、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

### 13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対する支払い、またはケイマン諸島の投資信託によって行われる支払いに適用される二重課税防止条約を、いかなる国との間でも締結していない。免税会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の不課税にかかる誓約書を取得することができる(上記第6.1(1)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

## 14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(その後の改正を含む。)

14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(その後の改正を含む。)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、日本においてその証券を公募するために設定され、または公募を意図した、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)に基づき免許を取得している受託会社、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップをいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日の時点で存在していた投資信託、または当該日の時点で存在し、当該日の後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

### 14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

( ) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。

( ) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。

- ( ) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。
  - ( ) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
  - ( ) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
  - ( ) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- ( b ) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- ( c ) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- ( d ) 管理事務代行会社はケイマン諸島または、犯罪収益法第5(2)(a)条に従いケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロ資金供与への対策に係る措置を有しているとして指定される法域(以下「同等の法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

#### 14.8 保管会社

- ( a ) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- ( b ) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- ( c ) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- ( d ) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

#### 14.9 投資顧問会社

- ( a ) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域3またはC I M Aが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関連する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(その後の改正を含む。)の別表2第3項に規定される活動を含む。
- ( b ) 投資顧問会社を変更する場合は変更の1か月前までにC I M A、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でC I M Aに通知することが要求される。
- ( c ) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- ( ) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約の規定どおりにその投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
  - ( ) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- ( d ) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- ( e ) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- ( ) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
  - ( ) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
    - ( A ) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本( )項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
    - ( B ) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
    - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本( )項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- ( ) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- ( ) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に当該一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が、当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- ( ) 当該一般投資家向け投資信託の投資家の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- ( ) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- ( f ) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
  - ( ) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
  - ( ) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
  - ( ) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- ( g ) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
  - ( ) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
  - ( ) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- ( h ) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

#### 14.10 財務報告

- ( a ) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- ( b ) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- ( c ) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

#### 14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中にかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

#### 14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)。
  - ( ) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
  - ( ) 監査人の氏名および住所
  - ( ) 下記の( )、( )および( )に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
  - ( ) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)。
  - ( ) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)。
  - ( ) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
  - ( ) 証券の発行および売却に関する手続および条件。
  - ( ) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
  - ( ) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。

- ( ) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述。
- ( ) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- ( ) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- ( ) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- ( ) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)。
- ( ) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)。
  - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
  - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- ( ) 投資顧問会社(下記事項を含む)。
  - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
  - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
  - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

## 第4【その他】

- (1) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)の表紙にロゴ・マークや図案を採用し、また使用開始日を記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)に特化型運用を行う旨を記載します。また、「ファンド名の一部である「ヌビーン チャーチル プライベート・キャピタル ファンド」は、投資対象である「ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタル・インカム・ファンド(Nuveen Churchill Private Capital Income Fund)」を表します。」旨を記載します。
- (3) 投資信託説明書(交付目論見書)の投資リスクにおいて、「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。」「ファンドの受益証券の基準価額は、基準通貨建てにより表示されるため、円貨から投資した場合、円貨換算した基準価額は、円貨と当該基準通貨の間の外国為替レートの変動の影響を受けます。」「投資対象ファンドは、毎年1月1日から12月31日までを会計期間とし、当該期間に係る財務書類について年1回の外部監査を受検します。ファンドは、当該外部監査済みの投資対象ファンドの財務書類等に基づき自らの財務書類を作成するとともに、純資産総額及び基準価額等を算出したうえで、外国監査法人による監査を受検します。こうした仕組みにより、ファンドの価格に関する透明性が確保されます。」「ファンドは、投資対象ファンド受益証券への投資を通じて、その購入および換金にあたって流動性に欠ける資産に投資するところ、投資対象ファンドの買戻し申込みを行うことにより、受益者からの買戻しに対応します。投資対象ファンドは四半期毎に受益証券の買戻しを受け付けていますが、投資対象ファンドの評議会がその裁量により買戻しの条件の変更を行う、または受益証券を適時に処分できなくなる可能性があります。特に、投資対象ファンドは買戻しに上限を設けています。当該上限は、前暦四半期末時点の投資対象ファンド発行済受益証券総数の5%(口数または投資対象ファンドの純資産総額のいずれかによります。)としています。そのため、投資対象ファンドの流動性は限定的です。なお、投資対象ファンドにおいて買戻制限が実施された場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を拒否する選択をすることができます。また当該買戻制限が解消しない場合等には買戻しの受付を停止する期間が長期化する場合があります。」および「ファンドの純資産総額・基準価額の算出においては、投資対象ファンドの受益証券の評価に際し、原則として純資産総額・基準価額算出日に知り得る直近の評価額を参照します。そのため毎月の純資産総額・基準価額算出において、実質的に組み入れるプライベート・キャピタルが影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することは困難です。また、原則として、投資対象ファンドの評価額は日次で更新されないため、ファンドの純資産総額・基準価額は投資対象ファンドの評価額の更新時に大きく変動する可能性があります。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (4) 投資信託説明書(交付目論見書)に以下の事項を記載する場合があります。
- 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は販売会社または販売取扱会社に請求すれば当該販売会社または販売取扱会社を通じて交付される旨
- EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されているため、詳細情報の内容は<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただける旨
- その他の詳細は請求目論見書で参照できる旨
- 投資リスクの項の冒頭において、( )ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動し、したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあり、信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属する旨、( )投資信託は預貯金と異なる旨
- (5) 投資信託説明書(交付目論見書)は、電子媒体等として使用され、またインターネット等に掲載されることがあります。
- (6) 受益証券の券面は、原則発行されません。

KPMG LLP  
P.O. Box 493  
SIX Cricket Square  
Grand Cayman KY1-1106  
ケイマン諸島  
電話 +1 345 949 4800  
ファックス +1 345 949 7164  
Web www.kpmg.com/ky

## 受託会社への独立監査法人の報告書

### 意見

当監査法人は、UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) (旧称クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)) (以下、「本トラスト」という)のシリーズ・トラストである東海東京ヌビーン チャーチル プライベート・キャピタル ファンド(以下、「本シリーズ・トラスト」という)の財務諸表を監査した。財務諸表は、2024年12月31日現在の投資有価証券明細表を含む資産負債計算書、損益計算書、株主資本等変動計算書、2024年5月21日(運用開始日)から2024年12月31日までの期間にかかるキャッシュフローおよび決算概要、ならびに重要な会計方針およびその他の説明情報からなる注記で構成されている。

当監査法人は、本監査意見の中で上記の財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下、「米国において一般に公正妥当と認められた会計原則」)に準拠して、2024年12月31日現在の時点のシリーズ・トラストの財政状態、および2024年5月21日(運用開始日)から2024年12月31日までの期間にかかる財務実績およびキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において、適正に表示しているものと認める。

### 意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(以下、「ISA」)に準拠し監査を実施した。それらの基準に基づく当監査法人の責任は、監査報告書の「財務諸表監査に対する監査人の責任」の項において詳細に述べられている。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む)(以下、「IESBA規程」)ならびにケイマン諸島における当監査法人による財務諸表監査に関連する倫理要件に従い本シリーズ・トラストから独立し、これらの要件およびIESBA規程に準拠してその他の倫理的責任を履行している。当監査法人は、監査意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

### 財務諸表に対する運営者および統治責任者の責任

運営者の責任は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠してこれらの財務諸表を作成し適正に表示することにある。また、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務諸表の作成を可能にするために必要であると運営者が判断する内部統制に関して責任を負う。

財務諸表の作成にあたり、運営者は本シリーズ・トラストの継続企業の前提を評価し、継続企業の前提に関する事案を適宜開示し、継続企業を前提とした会計基準を使用する責任を有する。ただし、運営者が本シリーズ・トラストを清算する、若しくは運用を停止する意向がある、またはそうする以外に現実的な代替案が無い場合はその限りではない。

統治責任者は、本シリーズ・トラストの財務報告工程を監督する責任を有する。

## 独立監査人の受託会社への報告 (続き)

### 財務諸表監査に対する監査法人の責任

当監査法人の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高水準の保証ではあるが、重要な虚偽表示が存在する場合に、ISAに従って実施される監査において常にこれを検知することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から生じる可能性があり、単独でまたは全体として、これらの財務諸表に基づく利用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAに準拠する監査の一環として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的専門家としての疑念を持ち続ける。また当監査法人は以下を行う。

不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表の重大な虚偽表示のリスクを特定および評価し、それらのリスクに応じた監査手続きを策定および実行する。また当監査法人の意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を得る。不正により生じる重大な虚偽表示を検知できないリスクは、誤謬により生じるリスクよりも高い。これは、不正が共謀、偽造、故意の脱漏、不正表示、または内部統制の無効化に関連する可能性があるためである。

状況に適した監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制について理解する。これは、本シリーズ・トラストの内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

使用される会計方針の適切性、ならびに運営者が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。

運営者による継続企業を前提とした会計基準の使用の適切性について判断する。また入手した監査証拠に基づき、本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性がある事象または状況に関して重要な不確実性が存在するか否かを判断す。重要な不確実性が存在すると判断した場合、監査報告書において財務諸表に関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務を負う。当監査法人の判断は、監査報告書の発行日までに入手された監査証拠に基づく。ただし、将来の事象または状況により、本シリーズ・トラストが継続企業として存続しなくなる可能性がある。

開示を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務諸表が対象となる取引や事象を適正に示しているか否かを評価する。

当監査法人は、特に監査の予定範囲および時期、ならびに重要な監査所見について、統治責任者に報告する。これには、監査中に特定した内部統制における重大な不備が含まれる。

2025年5月15日

[次へ](#)

KPMG LLP  
P.O. Box 493  
SIX Cricket Square  
Grand Cayman KY1-1106  
Cayman Islands  
Tel +1 345 949 4800  
Fax +1 345 949 7164  
Web [www.kpmg.com/ky](http://www.kpmg.com/ky)

## Independent Auditors' Report to the Trustee

### *Opinion*

We have audited the financial statements of Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund (the “Series Trust”), a series trust of UBS Universal Trust (Cayman) III (formerly, Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III (the “Trust”), which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investments as at December 31, 2024, the statements of operations, changes in net assets, cash flows and financial highlights for the period from May 21, 2024 (commencement of operations) through December 31, 2024, and notes, comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at December 31, 2024, and its financial performance and its cash flows for the period from May 21, 2024 (commencement of operations) through December 31, 2024 in accordance with U.S. generally accepted accounting principles (“U.S. generally accepted accounting principles”).

### *Basis for Opinion*

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (“ISAs”). Our responsibilities under those standards are further described in the “*Auditors’ Responsibilities for the Audit of the Financial Statements*” section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) (“IESBA Code”) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

## Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

### *Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements*

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with U.S. generally accepted accounting principles, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

### *Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements*

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.

**Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)*****Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements (continued)***

- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

May 15, 2025

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

KPMG LLP  
P.O. Box 493  
SIX Cricket Square  
Grand Cayman KY1-1106  
Cayman Islands  
電話 +1 345 949 4800  
ファックス +1 345 949 7164  
Web www.kpmg.com/ky

## 受託会社への独立監査法人の報告書

### 意見

当監査法人は、UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)(以下、「本トラスト」という)のシリーズ・トラストである東海東京ヌビーン・チャーチル・プライベート・キャピタルファンド(以下、「本シリーズ・トラスト」という)の財務諸表を監査した。財務諸表は、2025年12月31日現在の投資有価証券明細表を含む資産負債計算書、同日に終了した事業年度の損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフローおよび決算概要、ならびに重要な会計方針およびその他の説明情報からなる注記で構成されている。

当監査法人は、本監査意見の中で上記の財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下、「U.S. GAAP」)に準拠して、2025年12月31日現在時点のシリーズトラストの財政状態、同日を末日とする年度を対象とする財務実績およびキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において、適正に表示しているものと認める。

### 意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(以下、「ISA」)に準拠し監査を実施した。それらの基準に基づく当監査法人の責任は、監査報告書の「財務諸表監査に対する監査人の責任」の項において詳細に述べられている。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会の職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む)(以下、「IESBA規程」)ならびにケイマン諸島における当監査法人による財務諸表監査に関連する倫理要件に従い本シリーズ・トラストから独立し、これらの要件およびIESBA規程に準拠してその他の倫理的責任を履行している。当監査法人は、監査意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

### 財務諸表に対する運営者および統治責任者の責任

運営者の責任は、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠してこれらの財務諸表を作成し適正に表示することにある。また、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務諸表の作成を可能にするために必要であると運営者が判断する内部統制に関して責任を負う。

財務諸表の作成にあたり、運営者は本シリーズ・トラストの継続企業的前提を評価し、継続企業的前提に関する事案を適宜開示し、継続企業を前提とした会計基準を使用する責任を有する。ただし、運営者が本シリーズ・トラストを清算する、若しくは運用を停止する意向がある、またはそうする以外に現実的な代替案が無い場合はその限りではない。

統治責任者は、本シリーズ・トラストの財務報告工程を監督する責任を有する。

## 独立監査人の受託会社への報告(続き)

### 財務諸表監査に対する監査法人の責任

当監査法人の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高水準の保証ではあるが、重要な虚偽表示が存在する場合に、ISAに従って実施される監査において常にこれを検知することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から生じる可能性があり、単独でまたは全体として、これらの財務諸表に基づく利用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAに準拠する監査の一環として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的専門家としての疑念を持ち続ける。また当監査法人は以下を行う。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表の重大な虚偽表示のリスクを特定および評価し、それらのリスクに応じた監査手続きを策定および実行する。また当監査法人の意見の根拠となる十分かつ適切な監査証拠を得る。不正により生じる重大な虚偽表示を検知できないリスクは、誤謬により生じるリスクよりも高い。これは、不正が共謀、偽造、故意の脱漏、不正表示、または内部統制の無効化に関連する可能性があるためである。
- 状況に適した監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制について理解する。これは、本シリーズ・トラストの内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- 使用される会計方針の適切性、ならびに運営者が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 運営者による継続企業を前提とした会計基準の使用の適切性について判断する。また入手した監査証拠に基づき、本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性がある事象または状況に関して重要な不確実性が存在するか否かを判断する。重要な不確実性が存在すると判断した場合、監査報告書において財務諸表に関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務を負う。当監査法人の判断は、監査報告書の発行日までに入手された監査証拠に基づく。ただし、将来の事象または状況により、本シリーズ・トラストが継続企業として存続しなくなる可能性がある。
- 開示を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務諸表が対象となる取引や事象を適正に示しているか否かを評価する。

当監査法人は、特に監査の予定範囲および時期、ならびに重要な監査所見について、統治責任者に報告する。これには、監査中に特定した内部統制における重大な不備が含まれる。

2026年4月23日

[次へ](#)

KPMG LLP  
P.O. Box 493  
SIX Cricket Square  
Grand Cayman KY1-1106  
Cayman Islands  
Tel +1 345 949 4800  
Fax +1 345 949 7164  
Web [www.kpmg.com/ky](http://www.kpmg.com/ky)

## **Independent Auditors' Report to the Trustee**

### ***Opinion***

We have audited the financial statements of Nuveen Churchill Private Capital Tokai Tokyo Access Fund (the “ Series Trust ” ), a series trust of UBS Universal Trust (Cayman) III (the “ Master Trust ” ), which comprise the statement of assets and liabilities, including the schedule of investment, as at December 31, 2025, the statements of operations, changes in net assets, cash flows and financial highlights for the year then ended, and notes comprising significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at December 31, 2025, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with U.S. generally accepted accounting principles ( “ U.S. GAAP ” ).

### ***Basis for Opinion***

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ( “ ISAs ” ). Our responsibilities under those standards are further described in the “ *Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements* ” section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) ( “ IESBA Code ” ) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

## Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

### *Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements*

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with U.S. GAAP, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

### *Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements*

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.

## Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

### *Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements (continued)*

- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

April 23, 2026

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

## 独立監査人の報告書

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド単独株主様  
(ケイマン諸島に設立された有限責任免税会社)

## 意見

当監査法人は、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という)の2025年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、所有者持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針に関する情報を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、付属の財務諸表は、全ての重要な点において2025年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日をもって終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際会計基準審議会(以下、「IASB」という)が公表するIFRS会計基準に準拠した適正な表示を行っている。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(以下、「ISA」という)に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、香港公認会計士協会が発行する職業会計士のための倫理規程(以下、「規程」という)に従い、会社から独立しており、また、当監査法人は、規程に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

## 財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、IFRS会計基準に準拠した財務諸表の作成と公正な表示、および、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能にするために取締役が必要と判断した内部統制に対して責任を負っている。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

## 財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかどうかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人の報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを見出すことを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性がある」と合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

## 独立監査人の報告書(続き)

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド単独株主様  
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

## 財務諸表の監査に対する監査人の責任(続き)

ISAに準拠した監査の一部として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- ・ 不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。
- ・ 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- ・ 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財務諸表の表示を評価する。
- ・ 取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- ・ 開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかなどを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

アーンスト・アンド・ヤング  
公認会計士  
香港  
2026年5月22日

[次へ](#)

**Independent auditor's report**

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited  
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

**Opinion**

We have audited the financial statements of UBS Management (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the statement of financial position as at 31 December 2025, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at 31 December 2025 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by International Accounting Standards Board ("IASB").

**Basis for opinion**

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Code of Ethics for Professional Accountants (the "Code") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

**Responsibilities of the directors for the financial statements**

The directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

**Independent auditor's report (continued)**

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

**Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements**

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.

**Independent auditor's report (continued)**

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

**Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)**

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young

Certified Public Accountants

Hong Kong

22 May 2026

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。